

令和5年11月定例会

(2023年)

市議会議案参考資料

(各常任委員会提出分)

吹 田 市

議案番号	部 名	ペー ジ 番 号	資 料 名	要求委員名		
議案第92号	行政経営	7~10	吹田市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（案）の対象として電子化を進めていく主な手続等	益 田		
議案第93号	児 童	11	吹田市立こども発達支援センター条例の一部改正の骨子案に対する提出意見と市の考え方について	梶 川		
議案第94号	健康医療	13~16	令和5年度（2023年度）第2回吹田市国民健康保険運営協議会会議資料及び会議録（抜粋）	梶 川		
議案第94号	健康医療	17~77	第17回大阪府国民健康保険運営協議会会議資料	梶 川		
議案第94号	健康医療	78~91	大阪府国民健康保険運営方針	梶 川		
議案第94号	健康医療	92~134	市民及び議員の意見、発言等	梶 川		
議案第94号	健康医療	135	大阪府内市町村における条例改正の照会状況	梶 川		
議案第94号	健康医療	136	吹田市減免基準と大阪府統一減免基準比較	山 根		
議案第97号	土 木	137	J R吹田駅周辺の自転車駐車場の利用状況が分かる資料（過去5年）	柿 原		
議案第97号	土 木	138~139	J R吹田駅周辺の自転車駐車場の場所を図示した資料	柿 原		
議案第98号	学校教育	141~165	山田第五小学校に係る学校規模適正化説明会 議事概要（山五小学校の児童の保護者）	五十川		
議案第98号	学校教育	166~183	山五地区に係る学校規模適正化説明会 議事概要（山田第五小学校区の未就学児の保護者）	五十川		
議案第98号	学校教育	184~187	山田第五小学校に係る学校規模適正化説明会 議事概要（山三小学校の児童の保護者）	五十川		
議案第98号	学校教育	188~190	山五地区に係る学校規模適正化説明会 議事概要（山田第三小学校区の未就学児の保護者）	五十川		
議案第98号	学校教育	191~197	山五地区に係る学校規模適正化説明会 議事概要（山田第五小学校区の未就学児の保護者）	五十川		
議案第98号	学校教育	198~225	山田第五小学校に係る学校規模適正化説明会 議事概要（山五小学校の児童の保護者）	五十川		
議案第98号	学校教育	226~229	山田第五小学校に係る学校規模適正化説明会 議事概要（山三小学校の児童の保護者）	五十川		
議案第98号	学校教育	230~262	山田第五小学校に係る学校規模適正化説明会 議事概要（山五小学校区の児童・未就学児の保護者）	五十川		
議案第98号	学校教育	263~286	山田第五小学校に係る学校規模適正化説明会 議事概要（山五地区の地域諸団体）	五十川		
議案第98号	学校教育	287~294	山田第五小学校に係る学校規模適正化説明会 議事概要（山三地区の地域諸団体）	五十川		
議案第98号	学校教育	295~330	説明会配付資料（令和5年（2023年）9月9日、10日、16日、23日）学校規模適正化（第2期）について（山田第五小学校区）	五十川		
議案第98号	学校教育	331~375	説明会配付資料（令和5年（2023年）10月14日）第3回学校規模適正化（第2期）説明会	五十川		
議案第98号	学校教育	376~379	説明会配付資料（令和5年（2023年）9月9日、16日）山田第五小学校における学校規模適正化に伴う留守家庭児童育成室の方向性について	五十川		
議案第98号	学校教育	380~382	説明会配付資料（令和5年（2023年）10月14日）第3回学校規模適正化（第2期）説明会（留守家庭児童育成室）	五十川		
議案第98号	学校教育	383~408	説明会配付資料（令和5年（2023年）9月9日、15日）学校規模適正化（第2期）について（山田第五小学校区）〈抜粋版〉	五十川		
議案第98号	学校教育	409~410	山田第五小学校児童の保護者の皆様へ 山田第五小学校における学校規模適正化について（お知らせ）	五十川		
議案第98号	学校教育	411~412	山田第五小学校区の未就学児の保護者の皆様へ 山田第五小学校における学校規模適正化について（お知らせ）	五十川		
議案第98号	学校教育	413~414	山田第三小学校児童の保護者の皆様へ 山田第五小学校における学校規模適正化について（お知らせ）	五十川		
議案第98号	学校教育	415~416	山田第三小学校区の未就学児の保護者の皆様へ 山田第五小学校における学校規模適正化について（お知らせ）	五十川		
議案第98号	学校教育	417~418	山田第五小学校児童の保護者の皆様へ 山田第五小学校区の未就学児の保護者の皆様へ 山田第五小学校の学校規模適正化に係る説明会の開催について（お知らせ）	五十川		
議案第98号	学校教育	419	山五留守家庭児童育成室どころこ学級の保護者の皆様へ 山田第五小学校における学校規模適正化に伴う留守家庭児童育成室の方向性について（お知らせ）	五十川		
議案第98号	学校教育	420	山五留守家庭児童育成室どころこ学級の保護者の皆様へ 山田第五小学校の学校規模適正化に係る説明会（留守家庭児童育成室）の開催について（お知らせ）	五十川		

議案番号	部 名	ペー ジ 番 号	資 料 名	要求委員名		
議案第98号	学校教育	421	山三地区地域諸団体役員各位 山田第五小学校における学校規模適正化に係る各地域諸団体向け説明会の開催について（御案内）	五十川		
議案第98号	学校教育	422～428	吹田市立学校条例の一部改正の骨子案に対する提出意見と市の考え方について	五十川		
議案第98号	学校教育	429～442	吹田市立学校条例の一部改正の骨子案に対する提出意見（その他に該当するもの）	五十川		
議案第98号	学校教育	443	吹田市留守家庭児童育成室条例の一部改正の骨子案に対する提出意見と市の考え方について	五十川		
議案第98号	学校教育	444～469	山田第五小学校の学校規模適正化に関するアンケート結果（山五小保護者分）（令和4年5月17日～令和4年6月15日実施）	五十川		
議案第98号	学校教育	470～473	嘆願書	五十川	玉井	
議案第98号	学校教育	474～475	学校規模適正化（第2期：山田第五小学校区）に関する陳情書（9月13日提出分）	五十川	玉井	
議案第98号	学校教育	476～503	学校規模適正化（第2期：山田第五小学校区）に関する陳情書（10月25日提出分）	五十川	玉井	
議案第98号	学校教育	504～507	学校規模適正化（第2期：山田第五小学校区）に関する陳情書（11月27日提出分）	五十川	玉井	
議案第98号	学校教育	508～516	校区別住民人口（年齢別）一覧（令和5年4月末時点）	五十川		
議案第98号	学校教育	517～523	山田第五小学校における学校規模適正化に係る市長発言内容	五十川		
議案第98号	学校教育	524～529	令和5年度8月定例教育員会会議の議事録における学校規模適正化に関連する部分等	五十川		
議案第98号	学校教育	530～547	令和5年度10月臨時教育委員会会議の議事録における学校規模適正化に関連する部分等	五十川		
議案第98号	学校教育	548～550	令和5年度第1回吹田市総合教育会議の議事録における学校規模適正化に関する部分等	五十川		
議案第98号	学校教育	551～552	山田第五小学校及び近隣小学校の児童数推計	五十川		
議案第98号	学校教育	553	山田南、山田市場の世帯数の推移	五十川		
議案第98号	学校教育	554	山五育成室及び山三育成室の実施状況の比較	五十川		
議案第98号	学校教育	555～556	学校規模適正化に係る説明会 議事概要 （山田第五小学校PTA役員、山田中学校PTA役員、山五地区自治会役員）	五十川		
議案第98号	学校教育	557～641	吹田市立学校条例の一部改正の骨子案に対する提出意見（全文）	玉井		
議案第98号	学校教育	642～646	吹田市留守家庭児童育成室条例の一部改正の骨子案に対する提出意見（全文）	玉井		
議案第98号	学校教育	647～652	山田第五小学校保護者を対象としたアンケートにおいて提出された意見の詳細	澤田		
議案第100号	消 防	653	各消防署等の職員及び主力車両の配置状況	益田		
議案第100号	消 防	654	各消防施設における女性専用エリアの整備状況	益田		
議案第102号	福 祉	655～656	ここに至るまでの協議や説明会開催などの経過が時系列で分かる資料	梶川		
議案第102号	福 祉	657	当事者や関係団体の意見や発言等を取りまとめた資料	梶川		
議案第102号	福 祉	658～661	市民や議員の意見や発言等を取りまとめた資料	梶川		
議案第102号	福 祉	662～665	第7期吹田市障がい福祉計画における主な取組一覧	梶川		
議案第102号	福 祉	666～670	R元年度～R5年度 吹田市自立支援協議会当事者会 予定表	梶川		
議案第102号	福 祉	671～682	障がい者福祉年金支給条例の廃止について、市から発言のあった、吹田市地域自立支援協議会及び吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門部会の議事録	山根		
議案第102号	福 祉	683	平成24年の行政の維新プロジェクトによる障がい福祉年金見直しの内容が分かる資料	山根		
議案第102号	福 祉	684	令和5年6月当事者会定例会 議事録抜粋	山根		
議案第102号	福 祉	685～686	吹田市障がい者福祉年金支給条例の廃止を決定するに至った経過が分かる資料	塩見		

議案番号	部 名	ペ ー ジ 番 号	資 料 名	要求委員名		
議案第102号	福 祉	687～688	吹田市障がい者福祉年金支給条例の廃止について討議した政策会議の議事録	塩 見		
議案第102号	福 祉	689	大阪府内で同じような年金支給条例を廃止した時期の一覧	白 石		
議案第111号	都市魅力	691～692	吹田市民プールにおける現指定管理者から市への報告等について	五 十 川		
議案第111号	都市魅力	693～758	事業計画書	玉 井		
議案第111号	都市魅力	759～768	顛末書（10月23日）	玉 井		
議案第111号	都市魅力	769～779	顛末書（12月5日）	玉 井		
議案第111号	都市魅力	780	吹田市民プール指定管理者に関する誓約書	玉 井		
議案第111号	都市魅力	781	吹田市民プール管理運営業務について	玉 井		
議案第117号	行政経営	783	近隣市における過去5年間の経常収支比率の状況	浜 川		

吹田市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（案）の対象として電子化を進めていく主な手続等

（令和5年（2023年）8月30日時点）

	手続等名	条例等名
1	市たばこ税の申告・修正申告	吹田市市税条例
2	固定資産税等の納税に関する届出書	吹田市市税条例
3	納税管理人申告書	吹田市市税条例
4	事業所税減免申請	吹田市市税条例施行規則
5	事業報告書等の提出	大阪府特定非営利活動促進法施行条例
6	特定非営利活動法人定款変更届出書	大阪府特定非営利活動促進法施行条例
7	特定非営利活動法人解散認定申請書	大阪府特定非営利活動促進法施行細則
8	特定非営利活動法人残余財産譲渡認証申請書	大阪府特定非営利活動促進法施行細則
9	特定非営利活動法人設立・合併登記完了届出書	大阪府特定非営利活動促進法施行細則
10	特定非営利活動法人役員変更等届出書	大阪府特定非営利活動促進法施行細則
11	補正書	大阪府特定非営利活動促進法施行細則
12	子ども医療証交付申請	吹田市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則
13	子ども医療費受給資格変更の届出	吹田市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則
14	保健会館施設使用許可申請	吹田市立保健会館条例施行規則
15	保健センター施設使用許可申請	吹田市立保健センター条例施行規則

(1)

	手続等名	条例等名
16	大阪府生活環境の保全等に関する条例に係る届出等	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府生活環境の保全等に関する条例 ・大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則
17	吹田市遺伝子組換え施設等、病原体等取扱施設及び放射性同位元素取扱施設に係る市民の安心安全の確保に関する条例に基づく届出	<ul style="list-style-type: none"> ・吹田市遺伝子組換え施設等、病原体等取扱施設及び放射性同位元素取扱施設に係る市民の安心安全の確保に関する条例 ・吹田市遺伝子組換え施設等、病原体等取扱施設及び放射性同位元素取扱施設に係る市民の安心安全の確保に関する条例施行規則
18	吹田市生活環境の保全等に関する条例に基づく届出	<ul style="list-style-type: none"> ・吹田市環境の保全等に関する条例 ・吹田市環境の保全等に関する条例施行規則
19	風致地区内行為許可申請	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則 ・吹田市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則
20	風致地区内行為変更許可申請	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則 ・吹田市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則
21	建築基準法に基づく許可申請	吹田市建築基準法施行細則
22	建築基準法に基づく道路位置の指定等	吹田市建築基準法施行細則
23	建築基準法に基づく認定申請	吹田市建築基準法施行細則
24	承継承認申請	吹田市営住宅条例施行規則
25	市営住宅模様替え申請	吹田市営住宅条例施行規則

(2)

	手続等名	条例等名
26	市営住宅の返還の届出	吹田市営住宅条例施行規則
27	収入申告書の提出	吹田市営住宅条例施行規則
28	収入認定額に対する意見申立て	吹田市営住宅条例施行規則
29	駐車場使用許可申請	吹田市営住宅条例施行規則
30	同居承認申請	吹田市営住宅条例施行規則
31	家賃減免申請	吹田市営住宅条例施行規則
32	普通財産の売払い（一般競争入札）	吹田市公有財産規則
33	普通財産の売払い（随意契約）	吹田市公有財産規則
34	普通財産の貸付け（一般競争入札）	吹田市公有財産規則
35	普通財産の貸付け（随意契約）	吹田市公有財産規則
36	留守家庭児童育成室入室許可申請	吹田市留守家庭児童育成室条例施行規則
37	留守家庭児童育成室の延長保育中止・変更申請	吹田市留守家庭児童育成室条例施行規則
38	留守家庭児童育成室保育料の減免申請	吹田市留守家庭児童育成室条例施行規則
39	開示請求の手続	吹田市議会個人情報保護条例
40	訂正請求の手続	吹田市議会個人情報保護条例
41	利用停止請求の手続	吹田市議会個人情報保護条例
42	委員会報告書の提出	吹田市議会会議規則
43	委員の派遣の手続	吹田市議会会議規則
44	欠席の届出	吹田市議会会議規則
45	資格決定の要求	吹田市議会会議規則
46	少数意見報告書の提出	吹田市議会会議規則
47	請願文書表の配布等	吹田市議会会議規則

(3)

	手続等名	条例等名
48	懲罰動議の提出	吹田市議会会議規則
49	答弁書の配布	吹田市議会会議規則
50	発言通告書の提出	吹田市議会会議規則
51	交付の申請等	吹田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

児童部こども発達支援センター地域支援センター

吹田市立こども発達支援センター条例の一部改正の骨子案に対する提出意見と市の考え方について

- 1 提出期間 令和5年（2023年）9月1日（金曜日）～令和5年（2023年）10月2日（月曜日）
 2 意見提出数 4件（1通）
 3 提出意見と市の考え方 下表のとおり

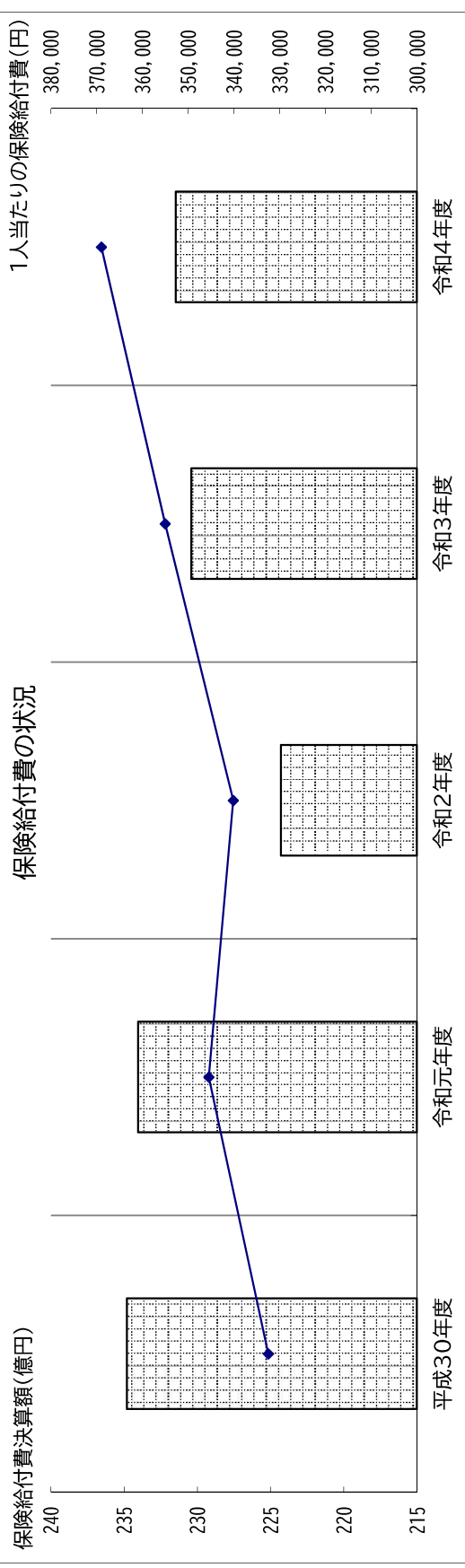
提出意見		市の考え方
1	児童発達支援事業所の今後の目標として 今回対象となる発達支援事業所は、本来的に健診等を行う保健所、併用での利用や進路先、紹介先としての公私の保育園・幼稚園・こども園等、さらに医療機関や学校など、多くの関係機関との連携を積み上げていくことが必要。	改正後の児童福祉法第43条において、児童発達支援センターは「障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う」とされました。 様々な関係機関に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うためには、関係機関との緊密な連携が前提になると考えています。
2	地域支援センターの実施方針として 最近の地域支援センターの業務の実施について、保育園の巡回相談の変更、保健所の実施する乳幼児健診からの心理職員の大幅な引き上げなど、重要な施策の変更が行われている。他組織が実施主体である事業の変更について、当該組織との十分な合意なく性急に進めることは、今後システムの混乱が懸念され、具体的な影響が児童・保護者に及ぶ可能性は否定できない。児童の権利保障には関係機関のネットワークは不可欠であり、地域支援センターの機関としてのあるべき位置、目的から考えると、機関連携のモデルとしての行政が求められる。一般的な機関連携の推進というより自己拘束的な行政の方針としても関係機関との連携が必要。センターとしての基本的な資質には、ネットワークにおける対等平等・相互信頼は欠かせない。この意味では、今回の事業に限られたことではなく、条例上の扱いは検討が必要。発達支援センター条例自体の課題でもある。	吹田市立こども発達支援センターは、児童福祉法第43条が規定する児童発達支援センターに該当しますので、関係機関との連携を行いながら療育の推進に向けた施策を実施してまいります。
3	保護者・家族の支援に関わる項目の設定 発達支援事業所の対象となる保護者・家族の中には、杉の子やわかたけの保護者のように毎日通園して親同士支え合う組織がなく、孤立した状態での利用が予測される。地域支援センターにいつでも相談・支援を求めることができる組織を組み込んでおくことが望ましいのではないかと考える。相談支援には、法の利用計画作成だけでなく、場合によってはオンブズマン的な機能も果たす組織が望まれる。	現在、療育を必要とする児童及びその保護者の相互交流を図ることを目的として、こども発達支援センター内に多目的室と保護者活動室を設置し、無償で利用していただいています（条例第18条、第23条）。 また、地域支援センターでは、一般相談を随時受け付け、必要に応じてペアレント・トレーニング等の保護者支援につなげています。今後も、保護者からの御相談等があれば、必要な支援を行ってまいります。
4	センターの相談支援業務の強化等、センターが実施する多様な事業との連携に関わる項目の設定 児童発達支援事業所との契約に不可欠な相談支援事業の機能は不十分な実態がある。相談支援専門員によると、保護者が利用計画を希望していても、相談支援事業所の対応の枠を超えており、必要な時に即応する体制がない。契約成立に至る見通しがもてず、もっとも不安の高い時期の保護者への対応が求められる。中には発達支援の利用ニーズの判断が必要な児童もおり、相談支援の拡充や利用計画の不要なバンビ親子の拡大・整備の検討も急がれる。	現行条例第5条第2項第1号に記載している相談支援の現状につきましては、ご指摘いただいた内容を含めて様々な課題があると認識しておりますので、保護者支援の強化に繋がる施策について検討していく必要があると考えています。

令和5年度(2023年度)第2回吹田市国民健康保険運営協議会 会議資料及び会議録(抜粋)

保険給付費決算額推移

※各年度の被保険者数は3月末～翌2月末の平均値

年度	保険給付費決算額(円)		被保険者数(人)		1人当たりの保険給付費(円)	
	(A)	対前年度 伸び率	(B)	対前年度 伸び率	(A/B)	対前年度 伸び率
平成30年度(2018年度)	23,481,557,257	-0.9%	70,617	-4.1%	332,520	3.3%
令和元年度(2019年度)	23,406,002,933	-0.3%	67,746	-4.1%	345,496	3.9%
令和2年度(2020年度)	22,430,216,536	-4.2%	65,936	-2.7%	340,182	-1.5%
令和3年度(2021年度)	23,042,479,773	2.7%	64,898	-1.6%	355,057	4.4%
令和4年度(2022年度)	23,149,114,185	0.5%	62,503	-3.7%	370,368	4.3%



令和5年度(2023年度)第2回吹田市国民健康保険運営協議会 会議録

1 開催日時

令和5年(2023年)10月20日(金) 午後2時～午後3時45分

2 開催場所

吹田市保健所 2階 講堂

3 案件

- (1) 吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について(諮問)
- (2) 吹田市国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画及び第3期データヘルス計画の策定について(報告)
- (3) 令和4年度吹田市国民健康保険特別会計決算について(報告)
- (4) その他(報告)

「今後の運営協議会における条例改正案の取扱いについて」、「国民健康保険被保険者証の更新等について」

4 出席者

(委員)

足立 泰美会長、木田 正章会長代理、佐野 薫委員、城下 賢一委員、御前 治委員、新居延 高宏委員、三木 秀治委員、岡村 俊子委員、西田 宗尚委員、築野 れい子委員、萩原 智子委員、井澤 良雄委員、寺島 隆二委員、森本 隆久委員

(事務局)

梅森健康医療部長、岡本健康医療部次長

[国民健康保険課]竹本総括参事、岩田参事、林参事、柴原参事、二階堂主幹、

松本主幹、藤岡主幹、嶋尾主幹、永井主査、妹尾主任

[成人保健課]村山参事、川見主幹

5 欠席者

なし

6 署名委員

佐野 薫委員、森本 隆久委員

7 傍聴者

なし

8 議事経過及び発言要旨

出席者数の確認、会議成立の宣言、部長挨拶

(2)

－開会－

案件(1) 吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について(諮問)

吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)の諮問内容について、事務局より資料に沿って説明がなされた。

－質疑－

(A委員)

産前産後の軽減措置について、分娩予定日は母子手帳とか発行するので市でわかると思いますが、例えば早産とか流産になった場合は、本人から申告してもらおうということですか。

(事務局)

原則的には、死産や流産にかかわらず申請をいただいて、保険料の減額をするという形にしております。

(A委員)

では、申告しなければというか申請しなければ、軽減を受けられないということですか。

(事務局)

職権での処理ということも可能になっておりますので、申請されない場合であっても出産育児一時金の申請など市で把握できる場合については、軽減を受けていただくことは可能と考えております。

(A委員)

遡及措置もあるということで。これは国が決めたことですが、なぜ妊娠 12 週以降なのでしょう。もしおわかりになれば教えてください。85 日は 12 週以降ですけど。

(事務局)

なぜ 85 日かについては、厚生労働省のホームページで調べてみたのですが、そこまで探し切れませんで、なぜかというところについては、わかりかねるところでございます。ただ、令和 2 年度から国会で、年金法や保険法の改正について審議されておられて、その中で附帯決議がついて、産前産後の育児をされる世帯についても軽減措置を検討していかねばならないという流れの中で、こういった制度創設に至ったということでございます。以上でございます。

(A委員)

例えば、職域国保とかにも全部降りてきていますが、協会けんぽとか組合健保もこういう軽減措置ができるのでしょうか。

(B委員)

もともとあります。

(会長)

実際に申請主義でやるというのは重々わかっていますが、その申請がもれる可能性もあるという御指摘かと思えます。わかる範囲において事務局で対応していただけることは、すごくありがたいですけれども、やはり該当する方が事務的にうまくいかないということは避けるべ

(3)

きという御指摘だと思いますので、周知方法は前向きに検討をお願いいたします。

(事務局)

周知につきましても、議会で可決いただきましたら、市報や窓口でのチラシの設置など積極的に周知してまいりたいと考えております。

また、今回条例改正案を提案させていただくのが11月定例会で、この制度の開始が1月と、期間が大変短いので、提案しましたら、可能な範囲でホームページでも周知を図ってまいりたいと考えております。

(C 委員)

細かいところで申し訳ありませんが、2ページ目の完全統一の件で、改正内容は、府に統一していくということで、この端数処理のところを、わざわざ載せてあるのが少し気になったのですけれども。(ア)の保険料率端数処理、これ今まで切り上げで、四捨五入にわざわざするのは、これも統一ですか。それとも何かあるのでしょうか。

(事務局)

端数処理の変更を行うことも、大阪府の統一の基準に合わせるものでございます。今までは激変緩和期間ということで、市の裁量で端数処理を決めることができていましたが、令和6年度以降は統一になるということでございます。

(会長)

こちらは諮問案件になりますので、この諮問について、皆様の御意見がなければ了承という形になりますが、それでよろしいでしょうか。

【全員異議なし】

(会長)

ありがとうございます。さきほどの委員の御指摘のように、産前産後保険料軽減措置の事務的な対応につきましては、事務局から周知の仕方を前向きに検討していただけるとのことですので、諮問内容までは変えることなく、このままの形でよろしいですか。

【全員異議なし】

(会長)

御異議がないようでございますので、この諮問につきましては原案どおり了承することとします。なお、答申書の作成につきましては、会長に一任いただき、後日、市長へ答申することと考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

【全員異議なし】

(会長)

では、異議がなしと認めまして、そのように取り扱いをさせていただきます。委員の皆さまには後日、事務局から答申書の写しを郵送させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(4)

第17回 大阪府国民健康保険運営協議会

と き 令和5年11月30日(木)
午前10時から
ところ 大阪赤十字会館 3階 301

次 第

1 開 会

2 議 題 大阪府国民健康保険運営方針(案)について

3 閉 会

〔会議資料〕

- ・次第
- ・資料1 大阪府国民健康保険運営方針(案)概要
- ・資料2 大阪府国民健康保険運営方針(案)
- ・資料3 新旧対照表
- ・資料4 次期大阪府国民健康保険運営方針(素案)からの変更内容について
- ・資料5 次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方
- ・資料6 「次期大阪府国民健康保険運営方針(素案)」に対する府民意見等の募集
(パブリック・コメント)に寄せられたご意見の概要と大阪府の考え方(案)

大阪府国民健康保険運営方針(案) 概要

ポイント 本方針は、「全国に先駆けた保険料完全統一による国保運営」を実施するべく、府と43市町村の国保が「大阪府で一つの国保」として**一体となり、共通認識のもと、持続可能で安定的な国民健康保険制度を運営できるよう、基本的な考え方を共有するための方針**として策定するもの。

基本的事項

- 根拠規定 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の2
- 策定年月日 令和5年12月（予定）
- 対象期間 令和6年4月1日から令和12年3月31日の6年間（策定後、3年をめぐりに必要に応じて見直し）

国保制度のあるべき姿

国保は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、権限・財源・責任を国において一元的に担うことが本来の姿
これまでの改革は、安定的かつ持続可能な医療保険制度の構築に向けた通過点

府における国保制度運営における基本的な考え方

「大阪府で一つの国保」として、
○ 被保険者間の受益と負担の公平性の確保
○ 被保険者の負担軽減、持続可能な国保運営の実現
の二本柱を運営の基本とする

三つの施策
① 保険財政の安定的運営
② 予防・健康づくり、医療費の適正化
③ 事業運営の広域化・効率化
の三つの施策について、府と市町村の役割分担に基づき実施

めざす方向性
被保険者が安心して医療サービスを受けられることができるとともに、人生100年時代を見据えた健康の保持に資するための、安定的かつ持続可能な制度を実現

三つの施策を推進するための主な取組内容**① 保険財政の安定的運営**

- 1 国保の医療に要する費用・財政見通し
 - ・「決算補填等目的の法定外一般会計繰入」は生じないことを原則とし、累積赤字の早期解消を図る
- 2 市町村における保険料の標準的な算定方法
 - ・市町村標準保険料率は府内完全統一（府内のどこに住んでも同じ所得・同じ世帯構成であれば同じ保険料額）
 - ・市町村ごとの医療費水準は反映しない
 - ・財政調整事業の取組により、被保険者の負担軽減及び国民健康保険の安定的な財政運営の確保を図る（事業費納付金を通じた保険料抑制、財源配分等の見直しによる保険料抑制財源の確保、府財政安定化基金の財政調整機能の活用等）
- 3 市町村における保険料の徴収の適正な実施
 - ・収納率の向上を図るための目標収納率の設定
 - ・目標収納率達成に向けた取組の推進（収納方法の効果的取組の実施、他部署等との連携による被保険者への対応）
- 4 市町村における保険給付の適正な実施
 - ・レセプト点検の充実強化や第三者行為求償事務、過誤調整等の取組強化
 - ・全年齢の被保険者を対象とした高額療養費支給申請手続きの原則簡素化

② 予防・健康づくり、医療費の適正化

- 1 医療費の適正化の取組
 - ・保健事業（健康づくり、生活習慣病重症化予防等）の充実・強化を図り、保険者努力支援制度の評価点獲得をめざす
 - ・施策推進にあたっては、大阪府医療費適正化計画と整合を図りながら実施

③ 事業運営の広域化、効率化

- 1 市町村が担う事務の標準的・広域的及び効率的な運営の推進
 - ・被保険者証（資格確認書）の様式・更新時期・有効期間等の統一
 - ・広報事業の共同実施（府と市町村の連携による、広域内かつ計画的な広報活動）
- 2 施策の実施のために必要な市町村間相互の連携調整
 - ・府と市町村、国保連合会の連携、協力のもと、PDCAサイクルに基づく進捗管理の実施
 - ・府と市町村が一体となってすすめるべき施策の実施、円滑な制度運営に向けた調整

大阪府国民健康保険運営方針（案）

令和5年 11月
大 阪 府

目 次

序章

第1 基本的事項	1
1 策定の目的	1
2 策定の根拠規定	1
3 策定年月日	1
4 対象期間	1
5 運営方針の進行管理及び検証・見直し	1

第2 府における国民健康保険制度の運営に関する基本的な考え方	2
1 国民健康保険制度のあるべき姿	2
2 基本的な考え方	2
3 府内統一基準の設定	3
(1) 保険料関係	3
(2) 保険料関係以外	3

第一章 保険財政の安定的運営

第1 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	4
1 医療費の動向と将来の見通し	4
(1) 府の人口	4
(2) 市町村国保の概要	4
(3) 医療費の動向	6
(4) 将来の国民健康保険財政の見通し	10
2 財政収支の改善に係る基本的な考え方	10
(1) 市町村国保の現状	10
(2) 財政収支の改善に係る基本的な考え方	12
(3) 計画的に解消すべき対象としての「赤字」の範囲	12
(4) 赤字解消の取組、目標年次等	13
(5) 累積赤字の取扱い	13
(6) 市町村が保有する財政調整基金の取扱い	13
(7) 国保財政安定化支援事業の取扱い	14
(8) 府国民健康保険特別会計の在り方	14
3 府財政安定化基金の運用	14
(1) 「特別な事情」による収納不足時の交付	15
(2) 「財政調整機能」の付与について	15

第2 市町村における保険料の標準的な算定方法	16
1 標準的な保険料算定方式（医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分）	16
2 保険給付費等交付金（普通交付金）の対象とする保険給付	16
3 事業費納付金の算定方法	16
(1) 医療分	16
(2) 後期高齢者支援金分・介護納付金分	17
4 標準的な収納率	18
5 府内統一保険料率	18
6 府及び市町村の国民健康保険特別会計における財政調整事業	18
(1) 財政調整事業の必要性	18
(2) 財政調整事業の基本的な考え方	18
7 その他	19
(1) 保険料・保険税の区分	19
(2) 保険料の仮算定の有無、本算定期、納期数	20
(3) 保険料の減免	20

第3 市町村における保険料の徴収の適正な実施	21
1 府内市町村の現状	21
2 収納対策	22

(1) 目標収納率の設定	22
(2) 収納率向上に向けた取組	22
(3) 収納対策の体制強化に資する取組	23

第4 市町村における保険給付の適正な実施	24
1 府内市町村の現状	24
2 レセプト点検の充実・強化	24
3 府による保険給付の点検、事後調整	25
4 保険医療機関等による不正請求に係る返還請求	25
5 施術療養費の支給の適正化	25
(1) 施術療養費の支給に係る共通基準の設定	25
(2) 市町村に対する定期的・計画的な指導・助言の実施等	25
6 第三者行為求償事務や過誤調整等の取組強化	25
(1) 第三者行為求償事務の取組強化	25
(2) 過誤調整等の取組強化	26
7 高額療養費の多数回該当の取扱い	26
(1) 世帯の継続性に係る判定基準の標準化	26
(2) 高額療養費の計算方法や申請勸奨事務に係る取組の標準化	26
8 その他	27
(1) 一部負担金の減免及び徴収猶予	27
(2) 出産育児一時金	27
(3) 葬祭費	27
(4) 精神・結核医療給付	27

第二章 予防・健康づくり、医療費の適正化

第1 医療費の適正化の取組	28
1 府内市町村の現状	28
2 医療費の適正化に向けた取組及び医療費適正化計画との関係	30
3 保健事業の取組の充実・強化	30
(1) 特定健診・特定保健指導の充実と実施率向上に向けた取組強化	30
(2) 糖尿病性腎症重症化予防などその他の保健事業	31
(3) 適正受診・適正服薬	31
4 施策推進にあたっての役割	31
(1) 市町村	31
(2) 府	32
第2 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携	33
1 地域包括ケアシステムの構築における連携	33
2 高齢者の保健事業と介護予防の取組との連携	33

第三章 事業運営の広域化、効率化

第1 市町村が担う事務の標準的、広域的及び効率的な運営の推進	34
1 市町村が担う事務の共通化・共同実施	34
(1) 被保険者証（資格確認書）等	34
(2) 医療費通知及び後発医薬品差額通知	34
(3) 広報事業の共同実施	34
(4) 市町村事務処理標準システムの導入	34
2 保険給付費等交付金の府国保連合会への直接支払い	34
第2 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整	36
1 協議の場の設置	36
2 府・市町村が一体となって進めるべき施策の実施に向けて	36
3 円滑な制度運営に向けた調整	36

序章

第1 基本的事項

1 策定の目的

国民健康保険制度は、被用者保険の被保険者等を除くすべての者を被保険者とする公的医療保険制度であり、国民皆保険制度の中核をなし、最後の砦として重要な役割を果たしている。

しかしながら、市町村国保における被保険者の状況として、年齢構成が高く、一人当たりの医療費水準が高いこと、所得水準が相対的に低いことから、所得に占める一人当たり保険料の負担割合が高いこと、また、被保険者数が減少傾向にあることや、市町村規模の違いがあること、保険料収納率の状況などから、財政運営が不安定になるリスクが高いなど、構造的な課題を抱えており、公費等による財政支援が拡充されつつも、厳しい財政状況が続いている。

人口減少、超高齢化が進展する中、市町村単位の国保の仕組みのままでは、10年後、20年後の府内市町村の保険料水準に大きな格差が生じることが見込まれる。

こうした中、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）により、平成30年度から、都道府県が、市町村とともに国民健康保険の運営を担い、国民健康保険の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うことにより、国民健康保険制度の安定化を図ることとされた。

この大阪府国民健康保険運営方針（以下「運営方針」という。）は、「全国に先駆けた保険料完全統一による国保運営」を実施するべく、大阪府（以下「府」という。）と43市町村の国保が「大阪府で一つの国保」として一体となり、共通認識のもと、持続可能で安定的な国民健康保険制度を運営できるよう、基本的な考え方を共有するための方針として策定するものである。

2 策定の根拠規定

国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「国保法」という。）第82条の2

3 策定年月日

令和5年12月〇日

4 対象期間

令和6年4月1日から令和12年3月31日の6年間

5 運営方針の進捗管理及び検証・見直し

府は、国民健康保険財政の安定的な運営や、市町村が担う事業の広域的・効率的な運営に向けた取組の継続的な改善、都道府県単位化の趣旨の深化を図る観点から、財政運営及び運営方針に基づく取組の状況について「見える化」を図り、PDCAサイクルに基づく運営方針の進捗管理を行う。

また、府・代表市町村等で構成する大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議（同会議のもとのワーキング・グループを含む。以下「調整会議」という。）において、策定後、3年をめぐり把握・分析、評価をすることにより検証を行い、その結果に基づいて、大阪府国民健康保険運営協議会の意見を聴きながら、必要に応じて運営方針の見直しを行う。

(7)

第2 府における国民健康保険制度の運営に関する基本的な考え方

1 国民健康保険制度のあるべき姿

医療保障制度としての国民健康保険制度は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、その権限・財源・責任については、国が一元的に担うことが本来の姿である。

また、国保法第4条において、国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう、国が各般の措置を講ずるとともに、保健、医療及び福祉に関する施策を積極的に推進する旨規定されている。

将来にわたり国民皆保険を堅持していくために、国に対し、公費の拡充をはじめ、各医療保険制度間での保険料負担率等の格差を是正し、被用者保険を含む医療保険制度の一本化を求めていく上で、制度改革は、安定的かつ持続可能な医療保険制度の構築に向けた通過点であると考ええる。

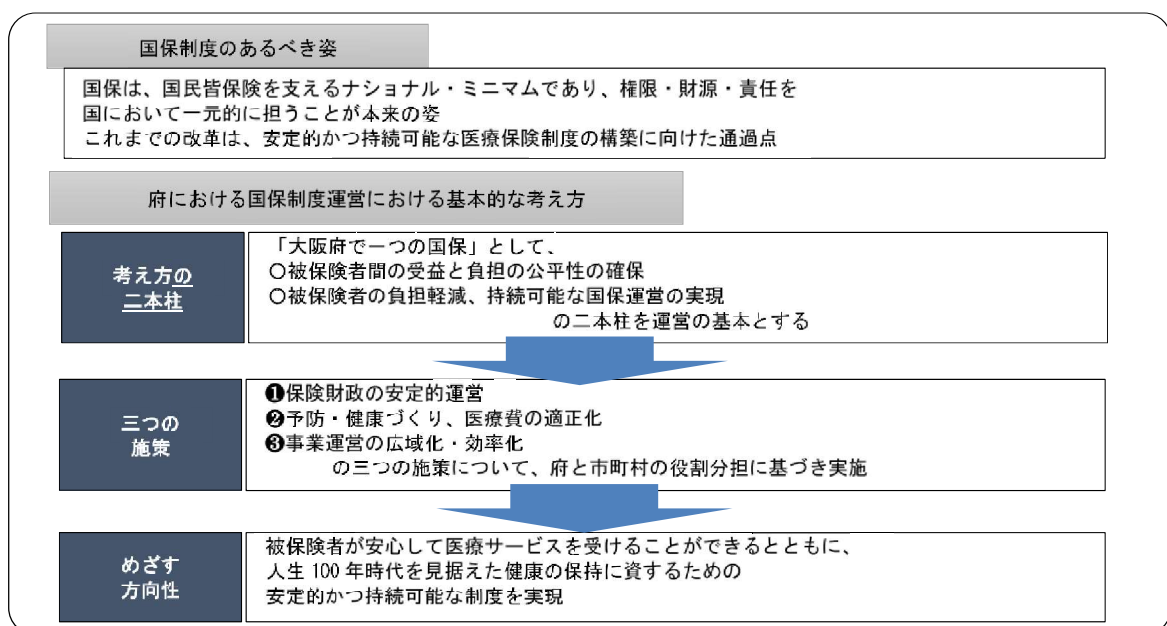
2 基本的な考え方

国の制度改革に伴い、平成30年4月1日から、市町村国保は、「大阪府で一つの国保」として、医療保障制度における相互扶助の精神のもとで、府内全体で支え合う仕組みとし、負担を分かち合うこととなった。

このような仕組みを勘案し、府内のどこに住んでいても、同じ所得・同じ世帯構成であれば同じ保険料額となるよう保険料水準を統一し、将来的にわたり府内格差を是正して、府内全体で被保険者間の受益と負担の公平化を図るとともに、保険財政の規模を大きくして、安定した財政運営を図るものとする。

また、将来的な医療費の増加は避けられない状況の中、被保険者の負担軽減を図りながら、持続可能な国保運営を実現する。

この二本柱の考え方を前提として、府と市町村の適切な役割分担を図りながら、「保険財政の安定的運営」「事業運営の広域化・効率化」を進めるとともに、大阪府医療費適正化計画との整合を図りつつ、「予防・健康づくり、医療費の適正化」に向けた取組を推進することにより、府内被保険者が安心して医療サービスを受けることができるとともに、人生100年時代を見据えた健康の保持に資する制度を実現する。



3 府内統一基準の設定

上記2の基本的な考え方にに基づき、次の項目についての「府内統一基準」を定める。

(1) 保険料関係

- ① 保険料・保険税の区分
- ② 賦課方式
- ③ 賦課割合
- ④ 賦課限度額
- ⑤ 保険料率
- ⑥ 保険料の減免基準
- ⑦ 保険料の仮算定の有無、本算定時期、納期数

(2) 保険料関係以外

- ① 一部負担金の減免基準
- ② 出産育児一時金の額
- ③ 葬祭費の額
- ④ 被保険者証（資格確認書）の様式、更新時期、有効期間
- ⑤ 保健事業（予防・健康づくり、医療費適正化に関する取組）（共通基準）
- ⑥ 精神・結核医療給付

第一章 保険財政の安定的運営

第1 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

1 医療費の動向と将来の見通し

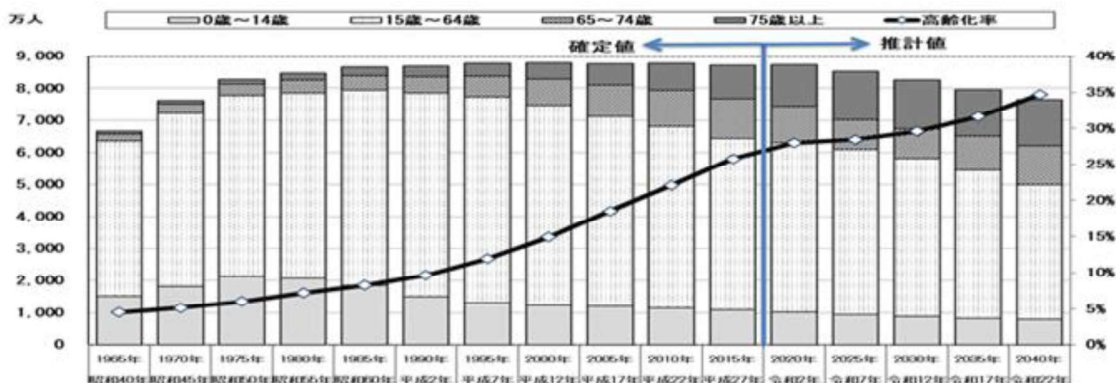
(1) 府の人口

総務省人口推計によると、府の総人口は、令和4年10月1日現在で約878万2千人、65歳以上の高齢者人口は約243万2千人となっている。

府の高齢化率（65歳以上の人口）は、令和4年10月1日時点では27.7%であり、全国の高齢化率29.0%より1.3ポイント低いものの、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる令和7年(2025年)には65歳以上の高齢者が約242万8千人(28.5%)に、また、高齢者人口がピークとされる令和22年(2040年)には約265万3千人(34.7%)になると推計されており、今後も高齢化が進行する見込みのもと、将来的に医療ニーズのさらなる増加が見込まれる。

また、令和4年の70歳以上人口は、約197万4千人（22.5%）であり、令和7年(2025年)には約199万人(23.3%)、令和22年(2040年)には約199万5千人(26.1%)と見込まれる。

図1 府の高齢者数・高齢化率の推移



出典：総務省 人口推計、国立社会保障・人口問題研究所 将来推計人口（平成30年推計）

(2) 市町村国保の概要

① 保険者数、世帯数及び被保険者数

府内市町村国保の保険者数は43で、被保険者数の規模別にみた内訳は表1のとおりである。

表2のとおり、国保加入世帯数は、令和3年度の年間平均で、約123万6千世帯であり、令和2年度より1.0%減少している。

また、被保険者数は、令和3年度の年間平均で約185万人であり、令和2年度より2.2%減少した。

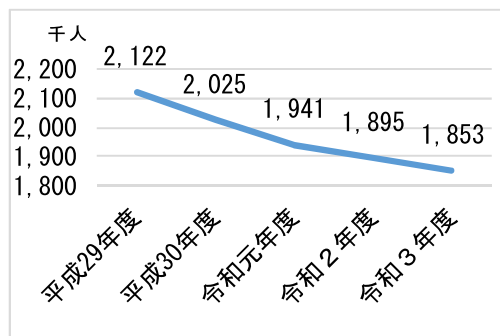
表1 府内市町村国保の保険者数（被保険者数規模別、令和5年3月末現在）

保険者数	被保険者数規模						
	3千人未満	3千人以上 5千人未満	5千人以上 1万人未満	1万人以上 5万人未満	5万人以上 10万人未満	10万人以上 20万人未満	20万人以上
	4	4	2	25	6	1	1

（府健康医療部健康推進室国民健康保険課調査）

表2 府内市町村国保の加入世帯数及び被保険者数（年間平均）

	世帯数	被保険者数(人)
平成29年度	1,336,160	2,122,050
平成30年度	1,295,907	2,024,766
令和元年度	1,262,123	1,941,275
令和2年度	1,248,287	1,894,648
令和3年度	1,235,897	1,853,491



(府健康医療部健康推進室国民健康保険課調査)

② 被保険者の年齢構成状況

表3のとおり、令和4年10月1日現在における75歳未満の府人口は約743万1千人で、それに対する市町村国保の被保険者数は約178万4千人と、府人口の24.0%が国保に加入していることになる。年齢階層別（5歳階層別）にみると、65歳以上の国保加入率が特に高くなっている。

また、図2のとおり、65歳から74歳までの被保険者が国保全体に占める割合は、平成28年の38.2%から令和3年には40.1%に上昇しており、全国の高齢化率を上回るペースで高齢化が進行している。

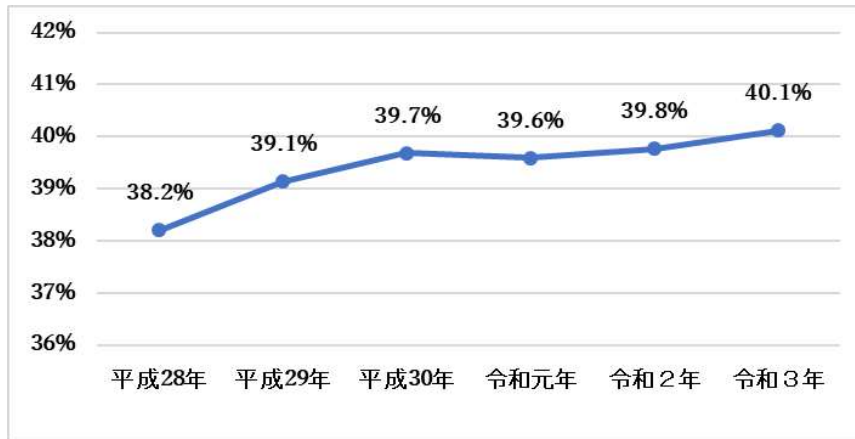
表3 府の人口及び市町村国保の被保険者の年齢構成（令和4年9月末現在）

	府人口		被保険者数		国保加入率 ②/①
	実数①	構成比	実数②	構成比	
	千人	%	千人	%	%
総数	7,431	—	1,784	—	24.0%
0歳～4歳	304	4.1%	35	2.0%	11.5%
5歳～9歳	336	4.5%	43	2.4%	12.8%
10歳～14歳	361	4.9%	48	2.7%	13.3%
15歳～19歳	383	5.2%	56	3.1%	14.6%
20歳～24歳	495	6.7%	83	4.7%	16.8%
25歳～29歳	499	6.7%	78	4.4%	15.6%
30歳～34歳	474	6.4%	71	4.0%	15.0%
35歳～39歳	502	6.8%	80	4.5%	15.9%
40歳～44歳	543	7.3%	90	5.0%	16.6%
45歳～49歳	679	9.1%	116	6.5%	17.1%
50歳～54歳	712	9.6%	131	7.3%	18.4%
55歳～59歳	580	7.8%	119	6.7%	20.5%
60歳～64歳	482	6.5%	142	8.0%	29.5%
65歳～69歳	458	6.2%	248	13.9%	54.1%
70歳～74歳	623	8.4%	444	24.9%	71.3%

※府人口は、令和4年10月1日現在人口推計（総務省統計局）による。

(府健康医療部健康推進室国民健康保険課調査)

図2 府内市町村国保における65歳以上被保険者の占める割合の推移（各年9月末現在）



(府健康医療部健康推進室国民健康保険課調査)

(3) 医療費の動向

図3のとおり、令和3年度の府内市町村国保における医療費総額は約7,302億8千万円で、前年度と比較して、約208億2千万円(2.9%)の増加となった。

また、一人当たり医療費は約39万4千円で、前年度に比べ約1万9千円(5.1%)増加した(図6-1)。

年齢階級別にみると、令和3年度は、65歳未満がおおよそ2,935億3千万円(40.2%)、65歳以上が約4,367億5千万円(59.8%)となっている(表4、図4)。

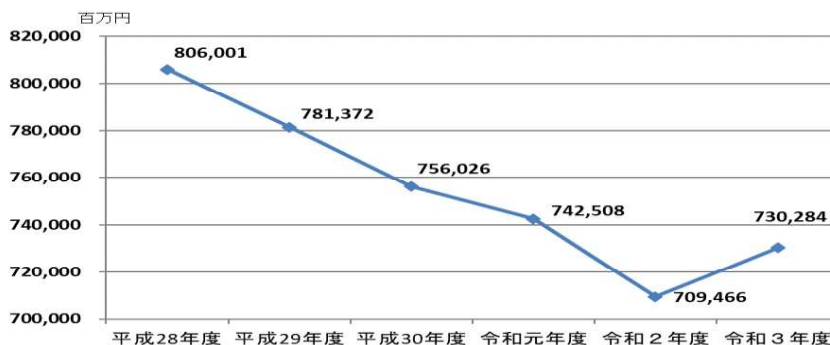
また、図5のとおり、65歳以上の医療費は、医療費総額(図3)の傾向と同様に、令和3年度は令和2年度に比べ増加したものの、令和元年度と比較すると減少しており、全体の傾向としては平成28年度以降、減少が続いている。

5歳ごとの年齢階級別では、一人当たり医療費が最も低いのは20~24歳で103,569円、最も高いのは70~74歳で626,985円となっており、約6.1倍の格差が生じている(図6-2)。

府の医科主要疾病別医療費の特徴として、市町村国保の入院外医療費は、図7のとおり、悪性新生物、腎不全、筋骨格系疾患、糖尿病の割合が大きく、患者数の多い筋骨格系疾患、糖尿病、一人当たり医療費が高い悪性新生物、腎不全が含まれている。

また、入院医療費は、図8のとおり、患者数が多い点や一人当たり医療費が高いという要因から、悪性新生物、心疾患、筋骨格系疾患、精神・神経科の割合が大きという特徴がある。

図3 府内市町村国保における医療費総額の推移



出典：厚生労働省 医療給付実態調査

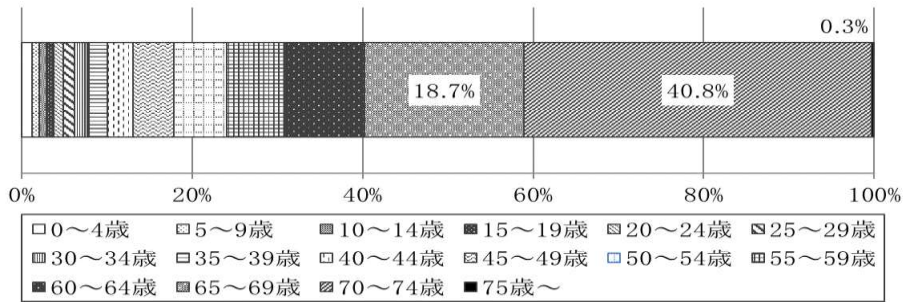
表4 府内市町村国保における年齢階級別医療費（令和3年度）

年齢階級	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳
医療費 (百万円)	9,479	5,822	6,250	6,257	8,292	9,694	12,246	15,621
割合	1.3%	0.8%	0.9%	0.9%	1.1%	1.3%	1.7%	2.1%
年齢階級	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳
医療費 (百万円)	21,622	35,342	44,932	49,865	68,108	136,580	297,986	2,186
割合	3.0%	4.8%	6.2%	6.8%	9.3%	18.7%	40.8%	0.3%

(注) 診療年月日を診療年月の月末として年齢を計算しており、75歳の誕生日を迎える月に誕生日前に診療を受けた場合には年齢が75歳となる。

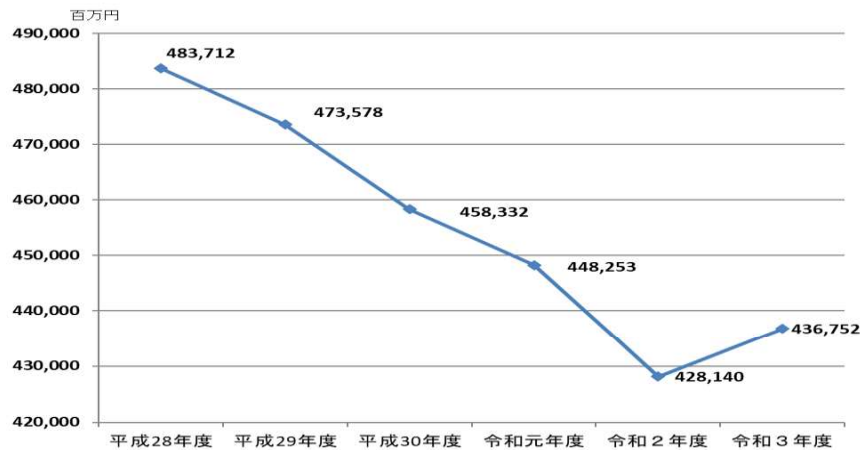
出典：厚生労働省 医療給付実態調査

図4 府内市町村国保における年齢階級別医療費割合（令和3年度）



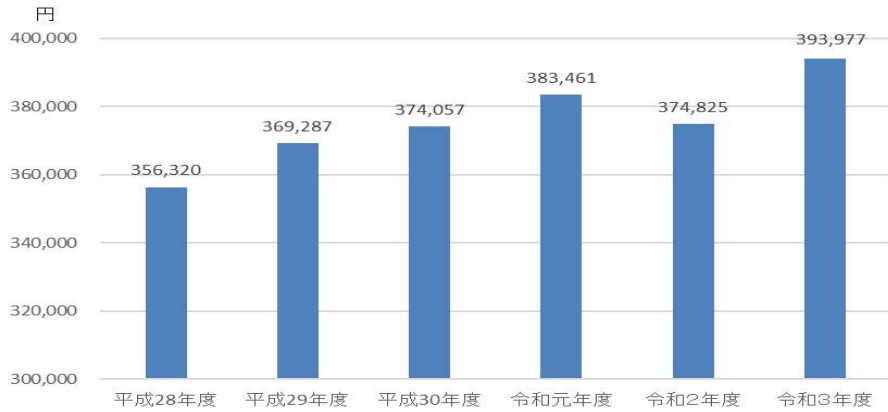
出典：厚生労働省 医療給付実態調査

図5 府内市町村国保における65歳以上医療費の推移



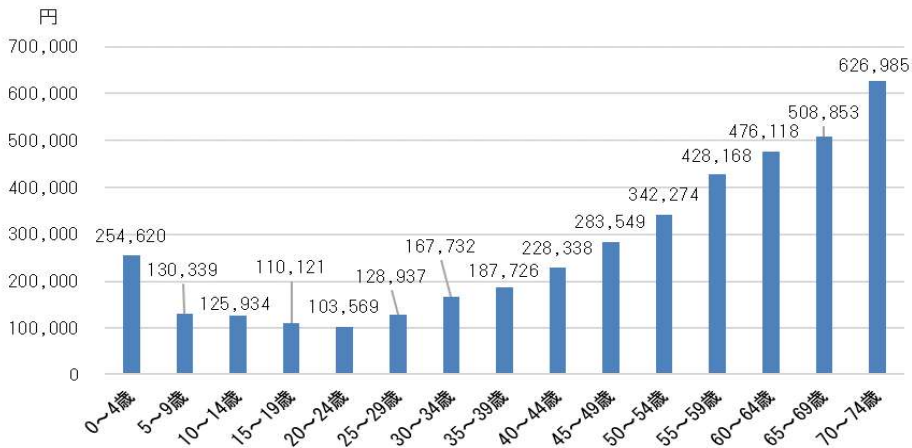
出典：厚生労働省 医療給付実態調査

図6-1 府内市町村国保における一人当たり医療費の推移



出典：厚生労働省 国民健康保険実態調査・医療給付実態調査

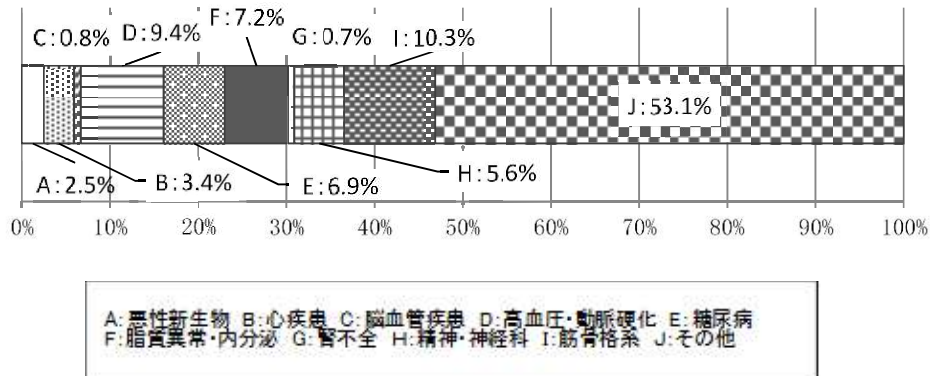
図6-2 府内市町村国保における年齢階級別一人当たり医療費（令和3年度）



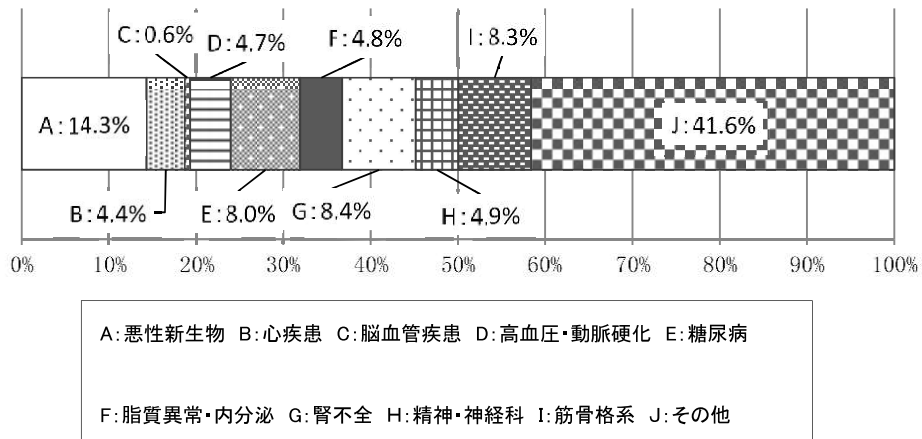
出典：厚生労働省 国民健康保険実態調査・医療給付実態調査

図7 医科主要疾病別 患者数構成・医療費構成（入院外）

（患者数構成）



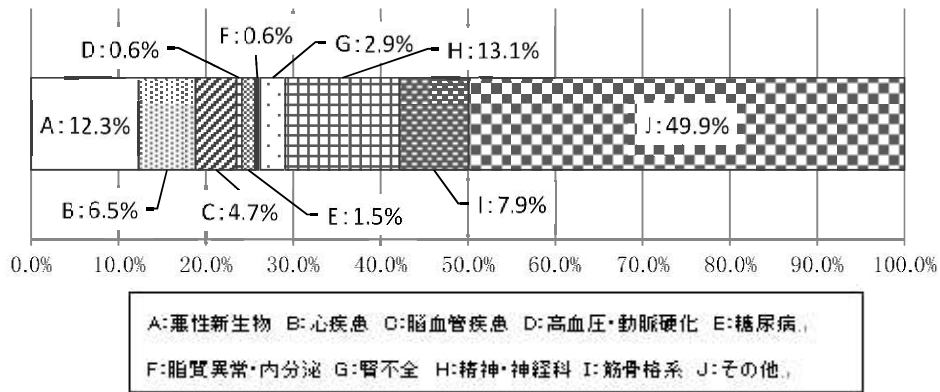
(医療費構成)



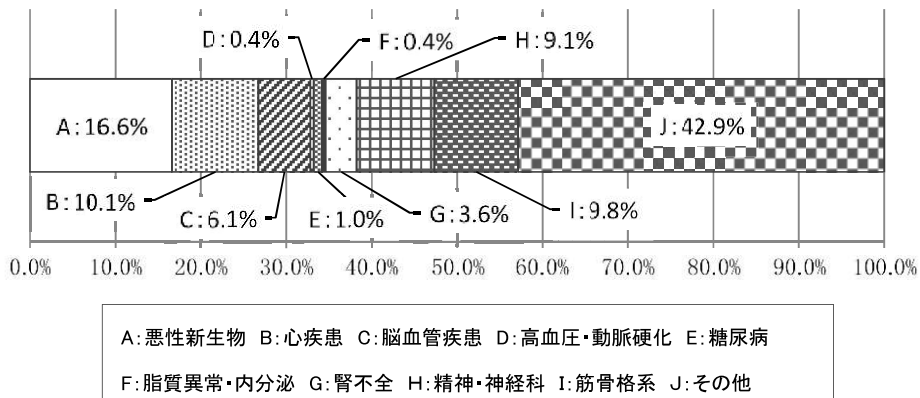
出典：大阪府国民健康保険団体連合会が集計した令和4年度疾病別医療費分析（中分類）のデータを、国立保健医療科学院が提供する「自治体における生活習慣病対策のための健診・医療・介護等データ活用」のデータベースを活用し、府健康医療部健康推進室国民健康保険課が作成

図8 医科主要疾病別 患者数構成・医療費構成（入院）

(患者数構成)



(医療費構成)



出典：大阪府国民健康保険団体連合会が集計した令和4年度疾病別医療費分析（中分類）のデータを、国立保健医療科学院が提供する「自治体における生活習慣病対策のための健診・医療・介護等データ活用」のデータベースを活用し、府健康医療部健康推進室国民健康保険課が作成

(4) 将来の国民健康保険財政の見通し

中長期的に安定的な国保財政を運営していくためには、これまでの医療費の動向を把握し、将来の国保財政の見通しを示すことが重要である。以下に、第4期医療費適正化計画の計画期間の最終年度である令和11年度までの市町村国保における医療費の見通しを推計する。

【医療費の見通し】

	<u>令和6</u> <u>年度</u>	<u>令和7</u> <u>年度</u>	<u>令和8</u> <u>年度</u>	<u>令和9</u> <u>年度</u>	<u>令和10</u> <u>年度</u>	<u>令和11</u> <u>年度</u>
<u>医療費総額(億円)</u>	<u>6,955</u>	<u>6,869</u>	<u>6,892</u>	<u>6,959</u>	<u>7,068</u>	<u>7,219</u>
<u>一人当たり医療費(円)</u>	<u>435,834</u>	<u>439,352</u>	<u>443,651</u>	<u>450,845</u>	<u>460,886</u>	<u>473,828</u>

【推計方法】

○「厚生労働省 都道府県国民健康保険運営方針策定要領(令和5年6月)」においては、
「国保運営方針においても、医療費適正化計画における国保の医療費の見込みやその推計方法を参考とすることが望ましい。」とされている。

○そのため、本項目における将来の「医療費総額」は、「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」の別紙「標準的な都道府県医療費の推計方法」における医療費の推計方法により算出することとした。

○算出にあたっては、国が都道府県に提供する第四期医療費適正化計画推計ツールを活用した。

○なお、第四期医療費適正化計画推計ツールにおける各推計年度の市町村国民健康保険の加入者数については、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行等を考慮して、一部補正を行った。

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針(素案)の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
1	大阪市	第一章_第1国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見直し	3府財政安定化基金の運用(2)「財政調整機能」の付与について	【意見】 保険料の抑制・平準化のための取組については、医療費の増大傾向が続く中、保険料の上昇が今後も続くと思われる状況にあることから、府内統一保険料の抑制・平準化を図るため、令和4年度の国民健康保険法の改正により制度化された財政安定化基金の財政調整機能の活用など、財政調整事業の取組を進めるとして(第一章_第1-3-(2)、第一章_第2-6-(2))これら保険料の抑制・平準化のための取組にあたっては、医療費の急激な上昇が見込まれる場合等においても被保険者の負担が急増することを防ぐため、大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議における協議内容を適切に踏まえ、大阪府がリーダーシップを発揮し、国民健康保険の財政運営の責任主体として確実に取り組んでいただきたい。	被保険者の負担増への対応については、「広域化調整会議」等を通じて、昨年度から検討を重ねてきたところであり、府と市町村国民健康保険会の財源配分の見直しや市町村国民健康保険会の財源の一部活用による保険料抑制策等の財政調整事業の枠組みをとりまとめたところである。今後引き続き、府及び市町村国民健康保険会の財政状況を踏まえ、市町村とともに保険料としてできる限りの保険料負担を抑制できるよう、検討を進めてまいります。 なお、国保制度は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を一元的に担うことが基本であると考えており、府として独自の財政措置を行うことは考えていません。 このため、制度設計に責任を持つ府に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。
2	堺市	第一章_第2市町村における保険料の標準的な算定方法	5府内統一保険料率	受給と負担の公平性の観点から導入されている府内での保険料率の統一については、令和6年度から完全統一され、市町村による個別の調整緩和措置が終了の予定とされているが、市町村による独自の緩和措置に代わり、府内全市町村が財源を拠出し保険料率の抑制に努めることが予定されている。 高齢化や医療技術の進歩により保険料率は今後も上昇していくことが見込まれる中、保険料率の抑制は重要課題であることから、市町村も含めた府内全体での財源の活用により保険料率の抑制を図ることには同意する。 加えて、昨今の物価高騰の状況や低所得者の比率が高いという国保特有の事情を踏まえ、令和6年度の統一保険料率についてもより一層の低減が必要であるため、府に対し更なる公費投入の拡充を求め、また大阪府においても被保険者の急激な負担増加の更なる抑制のための方策や特段の財政支援措置等を講じることを引き続き検討していただきたい。	被保険者の負担増への対応については、「広域化調整会議」等を通じて、昨年度から検討を重ねてきたところであり、府と市町村国民健康保険会の財源配分の見直しや市町村国民健康保険会の財源の一部活用による保険料抑制策等の財政調整事業の枠組みをとりまとめたところである。今後引き続き、府及び市町村国民健康保険会の財政状況を踏まえ、市町村とともに保険料としてできる限りの保険料負担を抑制できるよう、検討を進めてまいります。 なお、国保制度は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を一元的に担うことが基本であると考えており、府として独自の財政措置を行うことは考えていません。 このため、制度設計に責任を持つ府に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。
3	岸和田市	序章_第2府における国民健康保険制度の運営に関する基本的な考え方	6府及び市町村の国民健康保険特別会計における財政調整事業(2)財政調整事業の基本的な考え方	令和6年度から保険料が完全統一となるが、現時点では、全国的に統一となる都道府県はわずかであり、その一方、府内市町村においては、統一化により保険料上昇となる自治体も多いため、被保険者の理解を得るのが困難になることと推測され、ひいては広域化の意義・目的が問われかねない状況に陥る可能性もある。保険料統一の意義、統一化による現在及び将来に渡るメリット等を強調すべきではないか。	国保を統一することのメリットは、高齢化の進展や医療費が上昇する中、被保険者が安心して医療サービスを受けることができ、人々の100年時代を見据えた健康の保持に資するものと考えます。 その実現のため、大阪府で1つの国保として保険財政の安定的な運営、医療費の適正化などの施策に取り組みることについて、被保険者の理解が得られるよう、市町村と連携を図りながら、制度周知に努めてまいります。

令和5年10月31日 大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課 次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

No.	市町村名	運営方針（案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
4	岸和田市	第一章_第1国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見直し	2 財政収支の改善に係る基本的な考え方（1）市町村国保の現状	「国民健康保険は、被用者保険と比べて年齢構成が高く～構造的な課題を抱えている」とあるが、被用者保険との比較一覧表（参考：「国保のすずがた」国民健康保険中央会 P6）等を挿入する方がより鮮明になるのでは（当方針は府内市町村国保担当のみならず、広く公表されることを踏まえると、方針策定の前提となる市町村国保の現状に対する理解を深めてもらうため）。	国民健康保険の構造的課題については、市町村国保の現状であると同時に、制度設計に責任を持つ国が主体的に取り組むべきものであると認識しております。また前述の課題を表している各保険者の比較表については、過去から厚生労働省の公表資料に掲載されており、既に広く公表・認知されているものと認識しております。以上を踏まえ、素案でお示ししている記載内容としたものであり、記載内容については、必要に応じ、引き続き検討してまいります。
5	岸和田市	第一章_第1国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見直し	2 財政収支の改善に係る基本的な考え方（1）市町村国保の現状	「低所得者が多いという構造的な課題を構えている」とあるが、この間、被用者保険加入者の一人当たり所得は減少傾向であり、低所得化がより顕著になってきている（参考：「国保のすずがた」国民健康保険中央会）。そのため、大阪府としても、国に対しても、低所得者の方に対する一層の対策強化の要望を強めていただくことにも、そうした点を踏まえた国民健康保険運営を進めていただきたい。	国民健康保険の構造的課題については、市町村国保の現状であると同時に、制度設計に責任を持つ国が主体的に取り組むべきものであると認識しております。このため、国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。
6	岸和田市	第一章_第1国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見直し	2 財政収支の改善に係る基本的な考え方（6）市町村が保有する財政調整基金の取扱い	基金の繰出しについては、被保険者の負担軽減を目的として、「府及び市町村での国民健康保険特別における財政調整事業の実施のため」が新たに追加されたが、更なる負担軽減のため、①各種減免制度における共通基準の拡大、②新たな減免制度の創設、③多子世帯・低所得世帯に対する保険料軽減制度の創設、等への活用についても、今後検討を進めていただきたい。	保険料減免その他共通基準につきましては、平成30年度からの広域化を踏まえ、被保険者間の受益と負担の公平性の観点から府内市町村共通の取扱いとして、市町村との協議の上で決定し、大阪府国民健康保険運営方針に定めていくところである。このことを踏まえつつ、引き続き、「広域化調整会議」等における府内市町村の意見や運営状況の検証等を踏まえ、その結果に基づいて大阪府国民健康保険運営協議会の意見も聴きながら必要に応じて見直しを行うこととしてまいります。
7	岸和田市	第一章_第2市町村における保険料の標準的な算定方法	3 事業費納付金の算定方法（1）医療分	大阪府の示す市町村標準保険料率は全国的にも高い水準にある一方、大阪府における一人当たり医療費はそこまでの水準に達しておらず、結果として事業費納付金算定が高すぎるとの批判が寄せられており、大阪府としての見解を伺いたい。また、こうした批判を踏まえ、適正な推計に基づいたより精緻な算定の実施をお願いしたい。	本府の市町村標準保険料率については、医療費からなる保険給付費だけでなく、保険料減免や保健事業等の費用についても保険料で賄う経費として含まれていることから、医療費水準と必ずしも同じ水準とはなりません。また、事業費納付金の算定にあたっては、市町村の単年度収支に赤字が生じないよう、国の推計ツールを活用するなど、今後とも、市町村と協議しながら、精緻な推計に努めてまいります。

令和5年10月31日 次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
8	岸和田市	第二章_第5 医療費の適正化の取組	3 保健事業の取組の充実・強化 (1) 特定健診・特定保健指導の充実と実施率向上に向けた取組強化	特定健診の項目については、「別に定める基準」を府内共通基準として、府内市町村で上乗せされている独自項目のうち、大半の市町村において実施されている項目に関しては、府内共通基準に追加することを検討されたい。	大阪府国民健康保険運営方針において定める共通基準の項目として、取組の内容をベースに、ワーキング・グループにおいて検討してまいります。
9	岸和田市	第三章_第7 市町村が担う事務の標準的、広域的及び効率的な運営の推進	1 市町村が担う事務の共通化・共同実施 (3) 広報事業の共同実施	特定健診の受診率向上等、医療費適正化に関する啓発は、保険者共通の取組みであり、各保険者個別の啓発は費用対効果が乏しい。全ての啓発を統一化することには困難が伴うが、メディア等への展開が早込まれることから、保健事業に関する啓発の一定程度（特定健診等重要なもの）を府内統一の取組を進めていただきたい。	第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会（とりまとめ）においても記載されているとおり、特定健診の受診率向上のためには、ほがき、電子メール、電話等の個別通知による勧誘や、ICT活用も含む個人の予防・健康づくりへの啓発促進、自治体特性や地域ごとの状況の相違・性別・年齢層の状況を確認した上でターゲット層判断などが求められているところ。例えば、テレビCM等の保健事業に関する啓発については、例えば、テレビCM等の一律のメディア展開ではなく、ターゲットに合わせて啓発が必要であり、統一できる部分については、効果や趣旨を踏まえ、検討してまいります。
10	岸和田市	第一章_第2 市町村における保険料の標準的な算定方法	6 府及び市町村の国民健康保険特別会計における財政調整事業 (2) 財政調整事業の基本的な考え方	財政調整機能の活用方法の一例として、「前々年度の概算前期高齢者交付金の額が、従来から国・大阪府に対して要望を続けてきた「各市町村の被保険者数や所得が推計値と大きく乖離する等の市町村の真めに陥らず財源に過不足が生じる場合」も活用策として含めていただきたい。	事業費納付金については、毎年度の実績において、見込み額より下回る場合もあれば、上回る場合も想定され、後年度において徐々に修正されることが想定されます。このため、国が示す納付金算定ガイドラインにおいて、都道府県と各市町村の個別の関係において精算は行わないことを基本とするものとして定められています。このことから、事業費納付金の算定にあたっては、各市町村の単年度収支に赤字が生じないよう、国の推計ツールを活用するなど、今後とも、市町村と協議しながら、精緻な推計に努めてまいります。
11	岸和田市	第一章_第3 市町村における保険料の徴収の適正な実施	2 収納対策 (3) 収納率向上に向けた取組	生活苦又は消費者金融等の多重債務が原因で、保険料滞納に陥った被保険者は少なくない。その意味からも、今回の運営方針において、「他部署との連携」が加えられたことにより、市町村においても取組強化を進めていく必要があると捉えている。ただ、標題に関しては、「滞納者の生活再建を見据えた他部署等との連携」等とした方が、より取組の趣旨が鮮明になるのでは。	お示しのご意見を参考に、本文の見直しを検討いたします。

令和5年10月31日 大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課 次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え

資料5

No.	市町村名	運営方針（素案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
12	豊中市	序章_第2府における国民健康保険制度の運営に関する基本的な考え方	1 国民健康保険制度のあるべき姿	「また、国民健康保険法第4条において、国民健康保険事業の運営が健全に「・・・」を「また、国民健康保険法第1条においては、国民健康保険は社会保険の一環であることを明らかにしており、もしくは、同法第4条においては、国民健康保険事業の運営が健全に「・・・」に改める。	お示しのご意見を参考に、本文の見直しを検討いたします。
13	池田市	序章_第2府における国民健康保険制度の運営に関する基本的な考え方	1 国民健康保険制度のあるべき姿	国民健康保険制度は、他の医療保険に加入されていない方を被保険者とする性質上、被保険者の平均所得水準が低くなる一方、年齢構成が高く、医療費水準も高いため、保険料の負担感が高くなることによる構造上の課題がある。また、今後、高齢化や医療の高度化による医療費の増加に加え、被用者保険への適用拡大等により被保険者数も減少する中、保険料の上昇が今後も続く見込まれるため、国民健康保険の構造的問題を解決する抜本的な制度改正と財政支拂の拡充について、国に対し継続的に強く要望いただきたい。	国民健康保険制度は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を一元的に担うことが基本であると考えており、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。
14	池田市	全般・その他	全般	大阪府においては、全国に先駆けて保険料の完全統一がなされ、国の安定的財政運営を目指すとともに、令和6年度からは府全体での保険料抑制に向け財政調整事業のななかで様々検討しているが、今後も被保険者の負担が軽減や公平性が担保される制度設計と、保険料率の公平性の観点からの統一や広域化による効率化に向け、大阪府主導のもと十分にその役割を果たしていただきたい。	財政運営の責任主体として、市町村との適切な役割分担に基づき、安定的な財政運営や、予防・健康づくり及び医療費の適正化の推進、事務事業の広域化・効率化を推進して、国民健康保険の安定化に努めてまいります。
15	吹田市	序章_第1 基本的事項	1 策定の目的	【意見】 経過措置期間の実績を踏まえ、広域化の効果や必要性を追加して欲しい。	お示しのご意見を参考に、本文の見直しを検討いたします。
16	吹田市	序章_第2府における国民健康保険制度の運営に関する基本的な考え方	3 府内統一基準の設定（1）保険料関係	(1) 保険料関係（令和6年度保険料から）	第1の基本的事項において、本方針に係る対象期間を令和6年度から令和11年度までとして定めており、ご指摘の誤解等は生じないものと考えられます。

令和15年10月31日 次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え

資料5

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	運営方針（案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
	章_第	項目		
17	吹田市	序章_第2府における国民健康保険制度の運営に関する基本的な考え方 3府内統一基準の設定（1）保険料関係	ウクライナ避難民に係る保険料の減免基準について、運営方針に定めないのあれば、「別に定める基準」に明記するべき。	「別に定める基準」については、大阪府国民健康保険運営方針の具体的な内容を定めるものであり、共通基準としてまとめたものであります。 「別に定める基準」に記載されている保険料減免の基準は、「府全体の共通経費として取り扱われる減免の基準」であり、「調整会議での協議により実施が認められた国通知に基づく保険料減免」については、「共通経費として取り扱われない例外的な取扱いとなることから、「別に定める基準」への記載内容としては馴染まないものと考えられます。
18	吹田市	序章_第2府における国民健康保険制度の運営に関する基本的な考え方 3府内統一基準の設定（2）保険料関係以外	ウクライナ避難民に係る一部負担金の減免基準について、運営方針に定めないのあれば、「別に定める基準」に明記するべき。	「別に定める基準」については、大阪府国民健康保険運営方針の具体的な内容を定めるものであり、共通基準としてまとめたものであります。 「別に定める基準」に記載されている一部負担金減免の基準は、「府全体の共通経費として取り扱われる減免の基準」であり、「調整会議での協議により実施が認められた国通知に基づく一部負担金減免」については、「共通経費として取り扱われない例外的な取扱いとなることから、「別に定める基準」への記載内容としては馴染まないものと考えられます。
19	吹田市	第一章_第2市町村における保険料の算定方法 7その他（3）保険料の減免	「別に定める基準」にP14の②（オ）国通知に基づく保険料・一部負担金の減免を実施する（ただし、調整会議での協議により実施が認められたものに限る。）の記載が必要と考える。	「別に定める基準」については、大阪府国民健康保険運営方針の具体的な内容を定めるものであり、共通基準としてまとめたものであります。 「別に定める基準」に記載されている保険料・一部負担金減免の基準は、「府全体の共通経費として取り扱われる減免の基準」であり、「調整会議での協議により実施が認められた国通知に基づく保険料・一部負担金減免」については、「共通経費として取り扱われない例外的な取扱いとなることから、「別に定める基準」への記載内容としては馴染まないものと考えられます。
20	吹田市	第一章_第1国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	2財政収支の改善に係る基本的な考え方（6）市町村が保有する財政調整基金の取扱い	財政調整基金を設置していない市町村においては、前年度繰越金について、同様の考え方が適用されます。

令和5年10月31日 大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課 次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

No.	市町村名	運営方針（案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章・第	項目		
21	吹田市	全般・その他	その他	【意見】 目次の章立てが、「三つの施策を推進するための主な取組内容」から付番されているため、序章・第1章は、「第1」から始まるが第2章が「第5」から始まるので違和感がある。	お示しのご意見を参考に、本文の見直しを検討いたします。
22	吹田市	全般・その他	その他	【意見】 保険者努力支援金等などにおける余剰金については、市の裁量で使用すべき。	被保険者の負担増への対応については、「広域化調整会議」等を通じて、昨年度から検討を重ねてきたところであり、府と市町村国保特会の財源配分の見直しや市町村国保特会の財源の一部活用による保険料抑制策等の財政調整事業の枠組みをとりまとめたところである。今後引き続き、府及び市町村国保特会の財政状況等を踏まえつつ、市町村とともに保険者としてできる限りの保険料負担を抑制できるよう、検討を進めてまいります。
23	泉大津市	全般・その他	その他	年齢構成、一人当たりの医療費水準は高いが、所得水準が相対的に低く、また、被用者保険の拡大等で被保険者数が減少傾向にあるという国保の状況は構造的な課題であるため、抜本的な改革を国に強くもともとめていただきたい。	国民健康保険制度は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を一元的に担うことが基本であると考えられており、制度設計に責任を持って国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。
24	泉大津市	序章・第2府における国民健康保険制度の運営に関する基本的な考え方	3府内統一基準の設定（1）保険料関係	府内で保険料減免を統一するにあたり、国主導で未就学児の均等割5割軽減制度はあるが、府として、多子世帯に対する保険料負担の軽減を講じていただきたい。また、低所得者に配慮した減免を講じ、低所得世帯の負担軽減に努めていただきたい。	令和4年度から実施されている子どもに係る均等割保険料の軽減措置については、軽減の対象が未就学児までと限定的であること、また、軽減割合も5割となっていることから、本府としましては、対象年齢や軽減割合の拡充について、国に対し要望を行っているところである。また、国保制度は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を一元的に担うことが基本であると考えられており、府として独自の財政措置を行うことは考えていません。このため、制度設計に責任を持って国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。また、平成30年度からの広域化を踏まえ、被保険者間の受益と負担の公平性の観点から府内市町村共通の取扱として、市町村との協議の上で決定し、大阪府国民健康保険運営方針に定めているところである。このことに基づき、「広域化調整会議」等における府内市町村の意見や運営状況の検証等を踏まえ、その結果に基づいて大阪府国民健康保険運営協議会の意見も聴きながら必要に応じて見直しを行うこととしてまいります。

令和5年10月31日 次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え

資料5

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
25	泉大津市	第一章_第1 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見直し	2 財政収支の改善に係る基本的な考え方（6）市町村が保有する財政調整基金の取扱い	市が保有する財政調整基金の取扱いについては運営方針に記載されている場合に限られているが、市に一定の裁量を認めてほしい。	市町村が保有する財政調整基金の取扱いも含め、府及び市町村における国民健康保険事業（特別会計）のあり方については、大阪府国民健康保険運営方針策定後も、引き続き、検討を行うこととしており、財政運営にかかわる諸課題とともに、「広域化調整会議」等を通じて検討を進めてまいります。
26	泉大津市	第二章_第5 医療費の適正化の取組	4 施策推進にあたっての役割（1）市町村	今後の国民健康保険のために保健事業の取組は重要と考えるが、市町村独自の取組に関しては慎重に議論し、柔軟な対応を求めたい。	ヘルスアップ事業費では実施できませんが、一定の効果が見込める事業について、ワキング・グループの意見を踏まえて効果的取組への財政支援も検討してまいります。
27	高槻市	序章_第1 基本的事項	5 運営方針の進行管理及び検証・見直し	①運営方針のPDCAサイクルについて 令和6年度の保険料完全統一後に、被保険者の受益と負担の公平性を確保し、市町村国保が安定的な財政運営や効率的な事業運営を行うためには、大阪府及び市町村国保特会の中期的な取支を見通すとともに、市町村が実施する保健事業、収納対策、保険者努力支援制度交付金獲得の取組についての取組方針を策定し、大阪府の指導の下、府内全体で統一した取組を行う必要がある。 新たな財政調整事業を始め、大阪府及び市町村が実施する統一保険料抑制のための取組等について、それぞれの役割を明確化し、運営方針の中間見直しを行う3年間で、PDCAサイクルを回すこと。	国保財政の安定的な運営や、市町村が担う事務の広域的・効率的な運営に向け、取組の継続的な改善、軌道府県単位化の趣旨の深化を図るため、大阪府国民健康保険運営方針に基づき取組の状況については、「広域化調整会議」等を通じて、PDCAサイクルに基づき進捗管理を行い、効果検証を行ってまいります。
28	高槻市	序章_第2 府における国民健康保険制度の運営に関する基本的な考え方	3 府内統一基準の設定（1）保険料関係	②府内統一基準について 保険料減免に係る府内統一基準について、市町村事務処理標準システムで対応しきれない事務処理が定められているため、「市町村事務処理標準システムに紐づく外付けシステム」が必要とならなければならないが、制度改正等の度に外付けシステムの改修も行わなければならない。 市町村事務処理標準システムの導入目的として、カスタマイズの抑制と維持管理コストの削減が期待されていることから、今後の府内統一基準の設定にあたっては、市町村が標準化のメリットを最大限享受できるよう考慮すること。 また、府内統一基準の実施に係るシステム改修の費用については、引き続き市町村の負担とならないよう、大阪府において財政措置を講ずること。	府2号繰入金を活用した府独自インセンティブについては、「広域化調整会議」等における検討の結果、令和6年度以降は廃止することの方針決定を踏まえ、広域化推進に向けたシステム改修事業についても、令和5年度までの実施となっており、令和6年度以降も、保険料減免に係る府内統一基準とシステム標準化との対応等については、今後、「広域化調整会議」等を通じて、検討してまいります。

令和5年10月31日
大阪府健康医療部

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料 5

健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（案案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章・節	項目		
29	高槻市		3 事業費納付金の算定方法（1） 医療分 第一章 第2市町村における保険料の標準的な算定方法	③ 保険料・事業費納付金の算定については、保険財政の安定的運営のため、被保険者の負担軽減を図るとともに、大阪府及び市町村国民健康保険特会以外からの歳入の確保、保険料の適正な収納について、府内全体で毎年度の目標を共有したうえで、取組を進めること。また、算入する費用に必要最小限に抑制するための仕組みを構築すること。	事業費納付金については、国から示される係数等に基づくもののほか、例えば、保険料減収に係る費用については市町村から提出される算定に係る基礎データ資料に基づき、算定しているものですが、参入する費用等について、市町村とも連携しながら、適切な算定に努めてまいります。 また、保険料の確実な収納については、次期大阪府国民健康保険運営方針（案案）に記載している目標収納率（毎年更新されること）と鑑み、「広域化調整会議」等において目標収納率と実収納率の乖離を検証してまいります。
30	高槻市		3 事業費納付金の算定方法（1） 医療分 第一章 第2市町村における保険料の標準的な算定方法	④ 保健事業の在り方の見直しについて 現在、大阪府において保健事業の在り方の見直しが進められているが、被保険者の保険料負担を最大限抑制するとともに、実効性のある医療費適正化のための保健事業を効果的かつ効率的に実施する観点で、保険料を財源に実施する保健事業の適正化を図る必要がある。まずは、（1）大阪府が定める取組指標に基づき、統一保険料を財源として府内共通で実施する標準的な保健事業と、（2）更なる成算向上を図るため、市町村が任意でインセンティブ財源や一般会計負担等を活用して実施する市町村独自保健事業とに分けて整理すること。 また、令和7年度から実施予定とされている府2号繰入金独自インセンティブ等による財政措置については、毎年度の当初予算編成に間に合うよう、対象事業等の交付基準を示すこと。	医療費の適正化の取組として、健康づくり・生活習慣病重症化予防等の保健事業の充実・強化を図り、保険者努力支援制度の評価点獲得を共通目標とします。 独自事業分を含む市町村が行う保健事業については、保険者努力支援制度評価点獲得につながる事業であることを基本とした上で、財源の在り方については、財政運営検討ワーキング・グループにおいて引き続き検討を進めることとします。
31	高槻市		3 事業費納付金の算定方法（1） 医療分 第一章 第2市町村における保険料の標準的な算定方法	⑤ 過年度の保険料取納見込みに係る納付金については、現在の制度は、平成30年度の広域化以降に滞納繰越額を減らした市町村の負担が重くなる仕組みになっている。被保険者の負担軽減、受益と負担の公平化の観点で、過年度の保険料取納見込みに係る納付金制度を見直すこと。また、大阪府として、市町村別の納付金負担に差をつけている妥当性を説明すること。	事業費納付金の算定における保険料の過年度取納分の取扱いについては、「広域化調整会議」等における検討を踏まえ、算定しているところですが、令和6年度事業費納付金算定に向けては、過年度取納分の取扱いは、令和6年度度度取納見直しを図っているところであり、引き続き「広域化調整会議」等において、検討を進めてまいります。

令和15年10月31日 大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課 次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

No.	市町村名	運営方針（案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
32	高槻市	第一章_第2市町村における保険料の標準的な算定方法	4 標準的な収納率	⑥標準的な収納率の設定について 平成30年度から令和3年度まで収納率の府内平均値は年々向上したものの、収納率底上げのインセンティブとしては、十分に機能していない。市町村別の収納率については、令和6年度以降は統一保険料率となることにより、所得水準による影響はほぼなくなると考えられることから、標準的な収納率には、規機別基準収納率を採用する。また、大阪府として、市町村別の納付金負担に差をつけている妥当性を説明すること。	事業費納付金算定の基礎となる標準的な収納率については、各市町村における実収納率を基本としつつ、規機別の基準となる取納率との差に応じた諸条件を加味した上で設定することとしています。設定に当たっては、「保険財政の安定的運営」の観点が必要であると同時に、収納率の高い市町村に対するインセンティブとなる要素も必要であると考えています。 こうした認識を踏まえ、標準的な収納率の具体的な設定については、例えば、収納率が規機別基準収納率を上回っている場合は、一定のルールの下、実収納率より低く設定することで、その差が当該市町村の独自財源となるなど、インセンティブが働く仕組みとしていきます。 一方、下回っている場合は、実収納率より高く設定することで、改善努力を促すこととしていきます。「広域化調整事会議」等において諸条件については、今後とも、「広域化調整事会議」等において検討の上、適切な設定に努めてまいります。 なお、府内市町村における所得水準は同一ではないことから、保険者間の負担の公平性の観点も必要であると考えています。
			1 府内市町村の現状	⑦府内市町村の取組支援について 保険料完全統一後は、被保険者の受益と負担の公平性の確保の観点から、取組策、保険給付の適正化の取組、医療費適正化の取組について、同水準とすべきである。 また、健康事業に係る府の財政的・標準取納率等の納付金制、保険者努力支援制度等を効果的に機能させることにより、市町村への適切なインセンティブが必要となる。 そのための取組支援として、例えば大阪府において、規機別基準収納率や過年度分の全国平均取納率を達成できない団体の取組策業務を支援する仕組みを構築するなど、「好事例の横展開の促進」については、情報提供にとどまらず、具体的な成果に直結する取組支援策を記載すること。	
33	高槻市	第一章_第4市町村における保険給付の適正な実施	1 府内市町村の現状	財政運営の責任主体として、市町村との適切な役割分担に基づき、安定的な財政運営や、予防・健康づくり及び医療費の適正化の推進、事務事業の広域化・効率化を推進して、国保制度の安定化に努めてまいります。 また、その実現に向けて、「広域化調整会議」等を通じて継続的に検討を進めてまいります。	
			第二章_第5医療費の適正化の取組		

令和5年10月31日 大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課 次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

No.	運営方針（案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
	章_第	項目		
34	序章_第1 基本的事項	5 運営方針の進行管理及び検証・見直し	「大阪府で一つの国保」の考えの下、国民健康保険制度をオール大阪で広域化されることは、被保険者の負担軽減を図りつつ、持続可能な国保運営の実現に資するものであり、大きな意味があるものと考えている。令和6年4月1日から、保険料完全統一が実現されるが、引き続き十二分に各市町村の実情を踏まえつつ、大阪府内の全ての被保険者にとっても、より良い国保運営となるよう努められたいこと。	財政運営の責任主体として、市町村との適切な役割分担に基づき、安定的な財政運営や、予防・健康づくり及び医療費の適正化の推進、事務事業の広域化・効率化を推進して、国保制度の安定化に努めてまいります。「広域化調整会議」等を通じて継続的に検討を進めてまいります。
35	第二章_第5 医療費の適正化の取組	4 施策推進にあたっての役割 (2) 府	疾病予防や健康の保持増進などの保健事業は、府内市町村のデータを集約やニーズの把握により、より効果的かつ効率的な事業の実施を図りやすく、とりわけオール大阪としてのメリットを活かしやすいう分野ではないかと恐われる。このため、人生100年時代を見据えた健康の保持増進・健康寿命の延伸に資する仕組み・制度の実現に向け、保健事業における府及び市町村の連携について、より一層の充実・強化を図りたいこと。 また、必要な医療を確保し、併せて推進されたいこと。	全国に先駆けて保険料統一による被保険者負担の公平化をめざした実行方針の理念・取組を継承し、引き続き保険財政の安定的運営を図りつつ、人生100年時代を見据えた予防・健康づくり事業の充実・拡大を図ってまいります。 国保運営の基本的な考え方として、予防・健康づくりと併せて医療費適正化の推進のため、被保険者自身による予防・健康づくりのための取組を推進してまいります。
36	全般・その他	全般	市町村が担う事務の共通化や共同実施は、各市町村の事務の効率化に寄与し、行政コストの削減につながることはもとより、最終的には、被保険者への行政サービスの向上に資するものである。ついでには、今後も市町村国保のあらゆる事務について、共通化、共同実施の可能性を探り、効果の高いものから順次実施されるよう積極的に議論・検討し、推進されたいこと。	市町村が担う事務においては、住民サービス等に大きく差異が生じないよう、事務の共通化や共同実施、広域化の検討を進めつつ、実現し、検証しながら、事務処理の効率化図ってまいります。
37	全般・その他	全般	国保制度は被保険者の年齢構成が高く、医療費水準も高いなど、構造的な問題を抱えている。高齢化などに伴う医療費の増大を背景に、今後も保険料率の上昇が見込まれることから、国保制度の構造的な問題を解決する抜本的な制度改革とそれまでの間の財政支障の実施について、国に対し、継続的に要望されたいこと。	国保制度は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を一元的に担うことが基本であると考えており、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。

令和15年10月31日 大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課
次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え

資料5

No.	市町村名	運営方針（案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
38	守口市	全般・その他	その他	大阪府及び市町村が共に推進した保険料完全統一化の実現により、大阪府においては、被保険者間の受益と負担の公平化が図られた健康事業の充実が実現可能となった。一方で、より安定した今後の大阪府全体の国保運営を考え、オール大阪で、保険財政の安定的な運営や予防・健康づくり、あるいは事務運営の効率化をさらに推し進めるための新たな仕組みについては、例えば、大阪府と府内各市町村が構成団体となる広域連合を設置するなど、新たな国保の広域化の枠組みについても研究・検討されたいこと。	財政運営の責任主体として、市町村との適切な役割分担に基づき、安定的な財政運営や、予防・健康づくり及び医療費の適正化の推進、事務事業の広域化・効率化を推進して、国保制度の安定化に努めてまいります。また、今後のあり方については、「広域化調整会議」等を通じて検討を進めてまいります。
39	枚方市	序章_第2府における国民健康保険制度の運営に関する基本的な考え方	2 基本的な考え方	「市町村国保は、「大阪府で一つの国保」として、医療保障制度における相互扶助の精神の下で、府内全体で支えあう仕組みとし、負担を分かち合うこととなった。」とあるが、令和6年度の保険料率完全統一に当たって取り残される市町村が無いように、環境整備を完っていただきたい。	財政運営の責任主体として、市町村との適切な役割分担に基づき、安定的な財政運営や、予防・健康づくり及び医療費の適正化の推進、事務事業の広域化・効率化を推進して、国保制度の安定化に努めてまいります。また、その実現に向けて、「広域化調整会議」等を通じて継続的に検討を進めてまいります。
40	枚方市	第一章_第2市町村における保険料の標準的な算定方法	1 標準的な保険料算定方式（医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分）	標準的な応益割と応能割の割合（1：β）について、改めて検討すべき。大阪府においては、βが1より小さいため応益割の配分が大きく、所得が低い世帯の負担が重くなる。応益割：応能割を1：1として所得割総額を算出した上で、市町村ごとの所得シェアにより算定する方法も検討されたい。	保険料を原資とする事業費納付金の算定における応能（所得）割合については、国が示す納付金算定ガイドラインにおいて、「都道府県の所得水準に応じて設定する」ことが基本とされており、「都道府県平均の1人あたり所得」を「全国平均の1人あたり所得」で除した値（β）で算出するとされています。これは、国普通調整交付金が、各都道府県の所得水準に応じて交付される仕組みになっており、例えば、全国平均より所得水準が低い都道府県の場合には、全国平均との差を国普通調整交付金で補う仕組みとなっています。令和4年度分の大阪府への普通調整交付金（特別調整交付金は含まない）の交付額は、約570億円となっており、全国で最も多くなっています。現行の法令等の考え方に則して賦課割合を設定すべきものと考えます。

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	運営方針（案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
	章_第	項目		
41	第一章_第2市町村における保険料の標準的な算定方法	1 標準的な保険料算定方式（医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分）	<p>修正案または意見</p> <p>応益割における被保険者均等割と世帯別均等割の割合（60：40）に改めて検討すべき。均等割と世帯別均等割の割合は、多くの都道府県が70：30を基本としているようである。未就学児の均等割軽減や差前産後期間の均等割免除が導入されたこともあり、これらの軽減等による被保険者の負担緩和の効果が、他の都道府県より薄くなってしまう懸念があります。</p>	<p>大阪府の考え</p> <p>応益割の賦課割合につきましては、新制度前、府内の半数以上の市町村において、その当時示されていた政令とおりの70：30とされ、これに均等割と世帯別均等割の割合を低くする方向で議論を重ね、単身世帯の負担に無理のない範囲を検討した結果、被保険者均等割と世帯別均等割を60：40としたものです。</p>
42	第一章_第2市町村における保険料の標準的な算定方法	3 事業費納付金の算定方法（1）医療分	<p>修正案または意見</p> <p>事業費納付金として集める範囲に保険事業費（独自事業分）を含めるべきではない。市町村によって実施内容や所要額が異なり、保険事業の内容の精査・検証も行われていない独自の保険事業があるに、全市町村が公平に負担する保険料を充てるべきではないと市町村の財源等を充てて実施するものとし、統一保険料の抑制を図るべきではないであろうか。</p>	<p>大阪府の考え</p> <p>医療費の適正化の取組として、健康づくり・生活習慣病重症化予防等の医療事業の充実・強化を図り、保険者努力支援制度の評価ポイント獲得を共通目標とします。独自事業分を含む市町村が行う保健事業については、保険者努力支援制度評価ポイント獲得につながる事業であることを基本とした上で、財源の在り方については、財政運営検討ワーキング・グループにおいて引き続き検討を進めることとします。</p>
43	第一章_第2市町村における保険料の標準的な算定方法	4 標準的な取納率	<p>修正案または意見</p> <p>平均取納率から減ずる値、インセンティブの縮小について検討された。実取納率と保険料率算定に用いる標準取納率の乖離が問題と考えます。標準取納率を必要以上に低く設定し、各市町村が納付金必要額を超えて取納する保険料を黒字として積むのではなく、実取納率に近い標準取納率を設定し、統一保険料の抑制を図るべきではないでしょうか。</p>	<p>大阪府の考え</p> <p>事業費納付金算定の基礎となる標準的な取納率については、各市町村における実取納率を基本としつつ、規模別の基準となる取納率との差に応じた諸条件を加味した上で設定することとしています。設定に当たっては、「保険財政の安定運営」の観点から重要な要素と同時期に、取納率の高い市町村に対するインセンティブとなる要素も必要であると考えています。</p> <p>こうした認識を踏まえ、標準的な取納率の具体的な設定については、例えば、取納率が規模別基準取納率を上回っている場合は、一定のルールの下、実取納率より低く設定することで、その差が当該市町村の独自財源となるなど、インセンティブが働く仕組みとしています。一方、下回っている場合は、実取納率より高く設定することで、改善努力を促すこととしています。</p> <p>諸条件については、今後とも、「広域化調整事会議」等において検討の上、適切な設定に努めてまいります。</p>

令和5年10月31日
大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課
次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え

資料5

No.	市町村名	運営方針（案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
44	枚方市	第一章_第2市町村における保険料の標準的な算定方法	6府及び市町村の国民健康保険特別会計における財政調整事業（2）財政調整事業の基本的な考え方	①事業費納付金を通じた保険料抑制について、1人あたり保険料抑制額から算出するスキーム以外の手法も検討されたい。公平性の観点から、全市町村が負担可能な範囲であることを前提として、市町村の黒字額に応じて負担額を設定するなど、他の手法も検討すべきと考える。また、一定期間後には、令和6年度以降の市町村国保特会に生じる赤字を活用する手法を含め、更なる財政調整事業について検討する旨を記載してはどうか。今後発生する各市町村の黒字部分の活用については、あらかじめ共通の認識を持ち、スムーズに財政調整事業に取り組みめるようにすることが重要である。	「事業費納付金を通じた保険料抑制」については、公平性の観点も踏まえ、「広域化調整会議」等における検討の結果、全市町村が負担可能な範囲であることを前提として、1人あたり保険料抑制額を決定したものである。令和9年度以降の取扱については、保険料完全統一後の市町村国保特会の財政状況を踏まえ、「広域化調整会議」等において、引き続き検討してまいります。
45	枚方市	第一章_第2市町村における保険料の標準的な算定方法	6府及び市町村の国民健康保険特別会計における財政調整事業（2）財政調整事業の基本的な考え方	②財源配分等の見直しによる保険料抑制財源の確保について、保険料抑制に活用する財源種別等の検討には、市町村と十分協議していただきたい。府2号繰入金と保険者努力支援制度交付金を保険料の抑制財源に充てること自体には異論はありませんが、各市町村が保険事業等を実施するに必要となる金額を確保できるような、普通交付金の独自事業分のあり方と併せて、各市町村の意見を丁寧に検討していただきたい。	府2号繰入金については、令和6年度以降、府独自インセンティブを廃止し、府1号繰入金に振り替えられた上で、統一保険料抑制財源に加えて、被保険者の健康の保持増進につながるなどの一定の効果が見込める保険事業に対する財政支援として府2号繰入金を活用する。また、財政調整事業に用いる保険者努力支援制度交付金の一定割合については、毎年度の事業費納付金算定の状況と併せて、「広域化調整会議」等で検討の上、決定することとしたところである。当該交付金の全国順位の引き上げにより、さらなる公費を獲得することを府と市町村の共通目標として定め、府内全市町村で、予防・健康づくり、医療費適正化、収納率向上等の取組を進める方針の下、継続的に検討を進めてまいります。
46	茨木市	第一章_第2市町村における保険料の標準的な算定方法	6府及び市町村の国民健康保険特別会計における財政調整事業（1）財政調整事業の必要性	①事業費納付金を通じた保険料抑制について、現在府内の多数の市町村において生じている基金積立額や繰越金額を踏まえ、できる限り保険料上昇抑制につながる取組とされたい。また、今後も引き続き、継続的に保険料の上昇抑制を図ることができる仕組みの検討を進められたい。	被保険者の負担増への対応については、「広域化調整会議」等を通じて、昨年度から検討を重ねてきたところであり、府と市町村国保特会の財源配分の見直しや市町村国保特会の財源の一部活用による保険料抑制策等の財政調整事業の枠組みをとりまとめたところである。今後引き継ぎ、府及び市町村国保特会の財政状況等を踏まえつつ、市町村とともに保険者としてできる限りの保険料負担を抑制できるような、検討を進めてまいります。

令和15年10月31日 大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課 次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

No.	市町村名	運営方針（案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
47	茨木市	第一章_第1国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見直し	1 医療費の動向と将来の見直し (3) 医療費の動向	医療費の推計については、保険料率の上昇に直結することから、過年度実績に基づく算定だけでなく、可能な限り過年度の特異要因や次年度において想定されるイレギュラーな要素等も勘案し、精緻な見込みにおいて想定される医療費の増加が見込まれる際には、保険料の上昇につながらないよう、適切に保険料上昇抑制策を講じられたい。	事業費納付金の算定にあたっては、市町村の単年度収支に赤字が生じないよう、国の推計ツールを活用するなど、今後とも、市町村と協議しながら、精緻な推計に努めてまいります。
48	茨木市	第三章_第7市町村が担う事務の標準的、広域的及び効率的な運営の推進	1 市町村が担う事務の共通化・共同実施（1）被保険者証（資格確認書）等	現在国で検討されている被保険者証とマイナンバーカードの一元化への対応について、国の検討状況を踏まえ、種力早いタイムラインで大阪府における方向性を示されとともに、マイナンバーカードを持たない被保険者や配慮を要する被保険者等について、適切に保険適用による医療の受診ができるよう、また新たな負担が生じないよう検討されたい。	マイナンバーカードによる被保険者証の廃止を含めた国民健康保険制度は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を一元的に担うことが基本であると考えています。 資格確認書の取扱いを含め、制度の実施が円滑に進められることが重要と認識しており、今後どのよう導入が進められるのか、具体的な方針が示されるよう国に働きかけるとともに、「広域化調整会議」等で引き継ぎ検討してまいります。
49	泉佐野市	全般・その他	全般	【修正案：最終段階に文言追加】 この大阪府国民健康保険運営方針（以下「運営方針」という。）は、「全国に先駆けた保険料完全統一による国保運営」を実施すべく、「府と43市町村の国保が「大阪府で一つの国保」として、持続可能な国民健康保険制度の構築をめざし、国民健康保険の安定的な財政運営並びに府内市町村の国民健康保険事業の広域化及び効率化を推進するため、基本的な考え方となる二本柱を運営の基本として、府と市町村の適切な役割分担に基づき三つの施策を推進し、めざす方向性について共有するための方針として策定するものである。	お示しのご意見を参考に、本文の見直しを検討いたします。
50	泉佐野市	全般・その他	全般	【意見】 「実収納率」を上回る市町村へのインセンティブと、下回る市町村へかかる「諸条件」が、収納率向上のために市町村の取組を促進するために適正な数値となっているかの検証を要す。	収納率向上を図るための市町村の取組を促進するためには、目標収納率と実収納率の乖離を検証する必要があることから、「広域化調整会議」等において市町村とともに協議を進める中で、検討を進めてまいります。 事業費納付金算定に係る諸条件については、今後とも、市町村と協議しながら、適切な設定に努めてまいります。

令和15年10月31日 大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課 次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

No.	市町村名	運営方針（素案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
51	泉佐野市	全般・その他	全般	<p>【意見】 保険料抑制のための財源確保にかかるとして、府内全市町村が確実に協力をし、負担の引き上げ、さらなる公費獲得を共通目標とするため、引き続きワーキングや調整会議等での協議、意識の共有を大阪府主導で行っていただきたい。</p>	<p>財政調整事業に用いる保険者努力支援制度交付金の一定割合については、毎年度の事業費納付金算定の状況を踏まえ、「広域化調整会議」等で検討の上、決定することとしたところである。当該交付金の全国順位の引き上げにより、さらなる公費を獲得することを府と市町村の共通目標として定め、府内全市町村で、予防・健康づくり、医療費適正化、収納率向上等の取組を進める方針の下、継続的に検討を進めてまいります。</p>
52	泉佐野市	全般・その他	全般	<p>【意見】 令和6年度保険料完全統一後は受益と負担の公平性の確保が最も重要であり、資格証明書交付等への取組対策についても事務運用統一にむけ議論をすすめていくべきである。</p>	<p>取組対策につきましては、各市町村における地域の実情を考慮しつつ、「広域化調整会議」等において市町村とともに検討を進めることとして、次期大阪府国民健康保険運営方針（素案）に記載しているところである。</p>
53	泉佐野市	全般・その他	全般	<p>【修正意見】 ①「口座振替推奨の取組」は、「口座振替のさらなる推進」とすべき。</p>	<p>お示しのご意見を参考に、本文の見直しを検討いたします。</p>
54	泉佐野市	全般・その他	全般	<p>【意見】 適正化、効率化を図るため特に専門性のある事業は大阪府が委託を受けて実施していただきたい。</p>	<p>国法改正に伴い、都道府県において「損害賠償請求権の代位所得することができる」規定とされており、人材の不足（対応できない）や財源差の整備されていない状況です。お示しのご意見を参考に、今後の「広域化調整会議」等における検討課題とさせていただきます。</p>
55	泉佐野市	全般・その他	全般	<p>【意見】 他の保険者や特に医療機関への制度理解・協力を大阪府主導により保険者協議会や、府医師会等への働きかけを行っていただきたい。</p>	<p>過誤調整の取組強化として、他の保険者に対する制度の理解や過誤調整の未然防止に努めてまいります。また、市町村と国保連合会と協議しながら、「広域化調整会議」等において、必要に応じて検討してまいります。</p>
56	泉佐野市	全般・その他	全般	<p>【意見】 令和6年度保険料完全統一後は受益と負担の公平性の確保が最も重要であり、保健事業についても統一化をめざすのであれば、その展望について記載すべきである。</p>	<p>被保険者の健康の保持増進と保険料抑制のための財源確保の観点から、保険者努力支援制度評価ポイント獲得につながる事業を基本とし、ワーキング・グループで検討してまいります。</p>

令和5年10月31日 大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課 次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え

資料5

No.	市町村名	運営方針（素案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章・第	項目		
57	泉佐野市	全般・その他	全般	【意見】 広報事業の共同実施にあたり、増加している「外国人被保険者への広報活動」の観点も記載すべきである。	広域的に共同実施することにより、広域化が可能と考えられるため、事務の広域化・標準化の観点から、大阪府と市町村が広域的な広報活動による共同実施による「次期大阪府国民健康保険運営方針（素案）」に記載しているところを、大阪府と市町村の連携による広報事業の共同実施を行うことで、被保険者や関係機関等に適切かつ適正な情報を周知してまいります。
58	富田林市	全般・その他	全般	保険料の減免基準について、マニュアルを改定・充実させてほしい	保険料減免については、大阪府国民健康保険運営方針「別に定める基準」及び同基準に基づく事務運用において、運用の統一を図るとともに、同事務運用手引き及び同手引きQ&Aを作成し、お示ししています。また、交付金検査等を通じて、適切な運用がなされるよう取り組んでいるところであり、被保険者間の公平性を確保する観点からも、市町村間において統一的な取扱いがなされるよう、引き続き取り組みたいです。
59	富田林市	全般・その他	全般	①事業費納付金を通じた保険料抑制 ②財政配分等の見直しによる保険料抑制財源の確保について ③府国保特会の剰余金による保険料抑制及び府財政安定化基金の財政調整機能の活用 における「調整会議における協議により決定する。」を 「調整会議で協議し、市町村の了承により決定する。」にしていただきたい。	「広域化調整会議」等については、代表市町村がブロック内市町村のまともな役割として、意思疎通や会議資料の事前提供など情報提供を十分に図りながら、ブロック代表としての役割を牽引していただくことで、会議の円滑な運営に努めているところである。また、「広域化調整会議」等における協議内容等については、市町村国民健康保険自主管理長会議等を通じて、意見交換及び連絡調整等を行うこととされており、今後とも円滑な関係事業運営に向けて合意形成をめざして、各市町村のご理解を得ながら十分協議してまいります。
60	富田林市	全般・その他	全般	25ページ下「債権管理の適切な実施」について自立執行権の無い公債権のため管理にも限界がある。具体的な実施内容を明記してください。	市町村における第三者行為求償事務の取組に関する進捗管理として、「広域化調整会議」等における協議により決定することとして、次期大阪府国民健康保険運営方針（素案）に記載しているところである。

令和5年10月31日
大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

資料5

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え

No.	市町村名	運営方針(案)の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
61	寝屋川市 全般・その他		全般	次期国民健康保険運営方針を策定・実施するにあたり、市町村に過度な負担とならないよう、適宜、制度内容を見直していただきたい。	次期大阪府国民健康保険運営方針(案)の作成にあたっては、「広域化調整会議」等において、代表市町村がブロック内市町村の主要な役割として、意思疎通や会議資料の事前提供など情報提供を十分に図りながら、ブロック代表としての役割を発揮していただくことと、会議の円滑な運営に努めているところでは、また、「広域化調整会議」等における協議内容については、市町村国民健康保険管理委員会等を通じて、意見交換及び連絡調整に努めてきました。今後とも丁寧な説明・情報提供に努めるとともに、「大阪府国民健康保険運営協議会」のご意見も聴きながら、より良い国保運営となるよう努めてまいります。
62	寝屋川市 全般・その他		全般	府内市町村における医療費等の見込みについて、過不足が発生しないように精緻に推計を行っていただきたい。	事業費納付金の算定にあたっては、市町村の単年度収支に赤字が生じないように、国の推計ツールを活用するなど、今後とも、市町村と協議しながら、精緻な推計に努めてまいります。
63	寝屋川市 全般・その他		全般	応益割における被保険者均等割と世帯別平等割の割合について、賦課割合を見直していただきたい。	応益割の賦課割合につきましては、新制度前、府内の半数以上の市町村において、その当表示されていた政令とおりの70:30とされていたものですが、多子世帯に対する負担軽減の観点から、「広域化調整会議」等において、均等割部分の割合を低くする方向で議論を重ね、単身世帯の負担に無理のない範囲を検討した結果、被保険者均等割と世帯別平等割を60:40としたものです。
64	寝屋川市 全般・その他		全般	被保険者の負担軽減を図るため、様々な財源・施策をもって府内統一保険料の引き下げを行っていただきたい。	事業費納付金及び保険料率の算定等にあたっては、国が示す確定係数に基づき、算定政令や納付金算定ガイドライン等を踏まえ、適切に行ってまいります。
65	寝屋川市 全般・その他		全般	他の都道府県の保険料水準を踏まえ、負担の公平性・平準化を図るとともに、激変緩和期間について、再度、検討していただきたい。	激変緩和措置期間については、被保険者の負担等の影響等を考慮し、国の定める「特別基金」の活用期間等も踏まえ、新制度施行後6年間(令和5年度まで)としているところ です。

令和5年10月31日
大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課
次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

No.	市町村名	運営方針（案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章・節	項目		
66	寝屋川市	全般・その他	全般	財政調整事業に係る抑制額等については、当該事業の効果額を算出した上で、納付金額を決定していただきたい。	被保険者の負担増への対応については、「広域化調整会議」等を通じて、昨年度から検討を重ねてきたところであり、府と市町村国民健康保険会の財源配分の見直しや市町村国民健康保険会の財源の一部活用による保険料抑制策等の財政調整事業の枠組みをとりまとめたところである。今後引き続き、府及び市町村国民健康保険会の財政状況を踏まえつつ、市町村とともに保険者としてできる限りの保険料負担を抑制できるような、検討を進めてまいります。
67	寝屋川市	全般・その他	全般	これまで各市町村が独自で行ってきた経過を踏まえ、被保険者の負担軽減となるよう、柔軟な対応を可能とするとともに、府内統一基準についても拡充を検討していただきたい。	保険料減免その他共通基準につきましても、平成30年度からの広域化を踏まえ、被保険者間の受益と負担の公平性の観点から府内市町村共通の取扱として、市町村との協議の上で決定し、大阪府国民健康保険運営方針に定めているところである。引き続き、「広域化調整会議」等における府内市町村の意見や運営状況の検証等を踏まえ、その結果に基づいて大阪府国民健康保険協議会の意見も聴きながら必要に応じて見直しを行うこととしてまいります。
68	寝屋川市	全般・その他	全般	給付に係る項目について、傷病手当金など府内統一基準以外の給付を行う場合は、受益と負担の公平性の観点から、調整会議において、方向性を検討し、府内統一の取り扱いとなるよう、「8その他」の前文に明記していただきたい。	お示しのご意見を参考に、「広域化調整会議」等において、必要に応じて検討してまいります。
69	河内長野市	全般・その他	全般	財政調整基金の繰出しについて、基金を活用してきたところである。令和5年度まで繰出しにより、基金保有率の先行きが不透明なところから、令和6年度から統一保険料率による収納状況の不透明なところからある一定の基金保有率を確保している。被保険者からの基金活用標準保険料率が大きく異なることが想像できる。今回の運営指針（草案）では、基金の繰出しにおいて、保険料率引下げを目的とした繰出しは認めない」とされており、また、「府及び市町村における国民健康保険特別会計のあり方について引き続き検討を行う。」とされていることから、早々の検討が必要と考える。	市町村が保有する財政調整基金の取扱いも含め、府及び市町村における国民健康保険事業（特別会計）のあり方については、大阪府国民健康保険運営方針策定後も、引き続き、検討を行うこととしており、財政運営にかかる諸課題とともに、「広域化調整会議」等を通じて検討を進めてまいります。

令和5年10月31日
大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課
次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

No.	市町村名	運営方針（案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章・第	項目		
70	河内長野市	全般・その他	全般	標準取納率に基づき、事業費納付金などが算定されるが、令和5年度まで激変緩和を行い、市独自の保険料率、減免を行っていき、また市町村において、統一保険料率により保険料が上昇し、さらに市独自の減免もなくなることから、急激な保険料上昇になる可能性がある。そうなった場合、取納率が前年より大きく低下することや懸念されることから、例年の標準取納率（激変緩和期間の取納率）を下回ることが懸念されることから、そのあたりも含めた設定をしていただきたい。	事業費納付金算定の基礎となる標準的な取納率については、各市町村における取納率を基本としつつ、規模別の基準となる取納率との差に応じた諸条件を加味した上で設定することとしています。設定に当たっては、「保険財政の安定運営」の観点が必要であるとともに同時に、取納率の高い市町村に対するインセンティブとなる要素も必要であると考えています。 こうした認識を踏まえ、標準的な取納率の設定については、例えば、取納率が規模別基準取納率を上回っている場合は、一定のルールの下、実取納率より低く設定することで、その差分が当該市町村の独自財源となるなど、インセンティブが働く仕組みとしていきます。一方、下回っている場合は、実取納率より高く設定することで、改善努力を促すこととしていきます。 諸条件については、今後とも、「広域化調整事会議」等において検討の上、適切な設定に努めてまいります。
71	河内長野市	全般・その他	全般	府内統一保険料率については、大阪府標準保険料率の推移から平成30年度から6年間で大きく上昇している。特に令和4年度と令和5年度の料率については、各市町村の想定外以上の上昇になっているかと考える。 今回の財政調整事業における一人当たりの抑制額は、近年の府の激変緩和における減額幅よりも小さく、被保険者の負担への影響大きいものになると考えられる。 被保険者においては、新型コロナウイルス、近年の物価高騰等により経済的な余裕はない状態である。その中で、国民健康保険料の負担が大きくなり、納付できない方が増えることは、統一の目的である持続可能な国民健康保険制度の構築及び国民健康保険の安定的な財政運営が危うくなる可能性もあることから、府が示す市町村標準保険料率については、大阪府における社会経済状況等を踏まえ柔軟に考えることが必要と考える。	事業費納付金及び保険料率の算定等にあたっては、国が示す確定係数に基づき、算定政令や納付金算定ガイドライン等を踏まえ、適切に行ってまいります。
72	河内長野市	全般・その他	全般	保険料の減免については、府内統一基準とされるが、それまでの独自減免における被保険者の状況を加味したきめ細かいサービスが行えなくなる。府内統一にされることにより「別に定める基準」についても「別に合った変更も必要と考える。また、「別に定める基準」においては、障がい者、多子世帯などに対する配慮を含めた検討が必要と考える。	保険料減免その他共通基準につきましては、平成30年度からの広域化を踏まえ、被保険者間の受益と負担の公平性の観点から府内市町村共通の取扱いとして、市町村との協議の上で決定し、大阪府国民健康保険運営方針に定めていくところである。 このことを踏まえつつ、引き続き「広域化調整事会議」等における府内市町村の意見や運営状況の検証等を踏まえ、その結果に基づいて大阪府国民健康保険運営協議会の意見も聴きながら必要に応じて見直しを行うこととしていきます。

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章・第	項目		
73	河内長野市	全般・その他	全般	保険料の抑制は必要であると考えているが、今後検討される（ウ）の2号繰入金や（カ）の保険者努力支援制度交付金（市町村分）については、令和6年度の各市の財政状況などを見定め、段階的に行うなど、慎重に検討いただきたい。	府2号繰入金については、令和6年度以降、府独自インセンティブを廃止し、府1号繰入金に振り替えた上で、統一保険料抑制財源として活用します。 加えて、被保険者の健康の保持増進につながるなどの効果が見込める保健事業に対する財政支援として府2号繰入金を活用する枠組みを令和7年度実施に向けて検討していきます。 また、財政調整事業に用いる保険者努力支援制度交付金の一定割合については、毎年度の事業費納付金算定の状況を加え、「広域化調整会議」等で検討の上、決定することとしました。 当該交付金の全国順位を引き上げにより、さらなる公費を獲得することと府と市町村の共通目標として定め、府内全市町村で、予防・健康づくり、医療費適正化、収納率向上等の取組を進める方針の下、継続的に検討を進めてまいります。
74	松原市	全般・その他	全般	累積赤字を解消するための余剰財源が市町村に残る仕組みを確保されたい	旧制度で発生した累積赤字については、原則として、当該市町村が責任を持って、新制度（平成29年度決算）までに解消することとしたいところですが、累積赤字の解消には至らなかったことから、引き続き、解消に向けた取組を進めることとしております。
75	大東市	全般・その他	全般	財政調整事業・事業費納付金を通じた保険料抑制について市町村国民健康保険特別会計の財源の一部を活用し、府内統一保険料を抑制する仕組みについて、納付金算定にあたっては市町村間の公平性を確保するとともに、市町村が保有する基金については保険事業等への充当など市町村において使途を決めることも認められていることから、市町村国民健康保険特別会計の自律性を損なうことがないよう十分に配慮すること。	「事業費納付金を通じた保険料抑制」については、公平性の観点も踏まえ、「広域化調整会議」等における検討の結果、全市町村が負担可能な範囲であること、前提として、1人あたり保険料抑制額を決定したものです。 令和9年度以降の取扱いについては、保険料完全統一後の市町村国民保持会の財政状況を踏まえ、「広域化調整会議」等において、引き続き検討してまいります。

令和15年10月31日
大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課
次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

No.	市町村名		運営方針（案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
	市町村名	章・第	項目	項目		
76	大東市	全般・その他	全般	<p>・低所得世帯及び多子世帯の減免について 国保加入者は相対的に所得水準が低いという構造的な課題があり、保険料においては法定軽減等一定の配慮がなされているものの、基準を少し超えた軽減等非該当の低所得世帯の負担は大きい。また、このような世帯は恒常的に所得水準が一定である場合が多く、現行の減免（災害、所得減少、抑養、旧被扶養者）では対応できず、検討すべきである。 子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児の均等割軽減が導入されたが、軽減期間が短く差分なものは言えない。均等割は多子世帯になるほど負担が増える制度であり、子育て世帯の更なる負担軽減を図るためにも多子世帯に対する保険料の減免について検討していただきたい。</p>	<p>令和4年度から実施されている子どもに係る均等割保険料の軽減措置については、軽減の対象が未就学児までと限定的であること、また、軽減割合も5割となっていることから、本府としましては、対象年齢や軽減割合の拡充について、国に対し要望を行っているところである。 なお、保険料減免その他共通基準につきましては、平成30年度からの広域化を踏まえ、被保険者間の受益と負担の公平性の観点から府内市町村共通の取扱として、市町村との協議の上で決定し、大阪府国民健康保険運営方針に定めていくこととする。 このことを踏まえつつ、引き続き「広域化調整会議」等における府内市町村の意見や運営状況の検証等を踏まえ、その結果に基づいて大阪府国民健康保険運営協議会の意見も聴きながら必要に応じて見直しを行うこととしてまいります。</p>	
77	大東市	全般・その他	全般	<p>本運営方針と整合を図るとされている大阪府医療費適正化計画の第4期計画が現在大阪府医療費適正化審議会（第4期計画の審議会）において、8月29日に開催された審議会の資料（第4期計画の審議会）によれば、第3期計画期間における柔道整復等療養費の適正化に関する評価は、「柔道整復師等への指導・監督について、保険者からの情報提供が減少しており、指導件数は減少。」として「改善傾向も悪化傾向もみられなかった。」となっている。 この「保険者からの情報提供が減少」という点について、各市町村が個別に患者照会等により不正が疑われる事業を大阪府に報告しても、不正が疑われる施術所への対応が進んでいないものと考えている。 大阪府が、柔道整復等療養費の適正化について、医療費適正化計画の素案に示している認識があるならば、「府は、市町村に対し、不適切な請求に関する情報提供を行う」ことにとどまらず、例えば、複数保険者からの情報を集約して大阪府においてとりまとめる体制を整えるなど、「保険者からの不正が疑われる施術所等の情報を指導・監督権を持つ大阪府において集約・分析することなどを運営方針に明記し、不正が疑われる施術所等への指導・監督を積極的に行う」としていただきたい。</p>	<p>複数の保険者等からご提供いただいた施術所に関する不正情報については、共同で指導監査を行う近畿厚生局と共有し、指導監査要綱に基づき適切に対応してまいります。</p>	

令和15年10月31日 次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え

資料5

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
78	大東市	全般・その他	全般	平成30年度から広域化が実施されているもののそのメリットが被保険者に伝わっていない。特に直接的に被保険者に影響を与える関係料については、今後もしも身傾向が見込まれるなか、激変緩和期間中に独自の保険料抑制や減免を行って市町村の被保険者にとつては、完全統一化はデメリットとして受け止められる。府において被保険者に対しメリットとなる事業、取組等について積極的に広報をお願したい。	広域的に共同実施することにより、広域化が可能と考えられるため、事務の広域化・標準化の観点から、大阪府と市町村が広域的な広報活動による共同実施するよう「次期大阪府国民健康保険運営方針（案）」に記載しているところである。広域スケージュールを踏まえた年間広報計画を作成し、大阪府と市町村の連携による広報事業の共同実施を行うことで、被保険者や関係機関等に適切かつ適正な情報を周知してまいります。
79	和泉市	全般・その他	全般	精神・結核医療給付について、「3年ごとの要徳調査」とあります。取組する場合は被保険者への影響等を考慮し、運営方針の改定直前に議論するのではなく、早い段階で検討を進めていただきたい。	「和泉市国民健康保険運営方針策定要領」（令和15年5月厚生労働省保険局国民健康保険課）においては、国保運営方針に基づき取組の状況をおおむね3年ごとに把握・分析し、評価を行うことで検証し、その結果に基づいて大阪府国民健康保険運営方針の必要な見直しを行うこととされています。対象者数の推移や他の和泉市、福祉医療費助成制度への影響など情報収集・検証を行い、「広域化調整会議」等において検討してまいります。
80	和泉市	全般・その他	全般	保険料減免に係る基準を明示し基準に関する疑義問答集を府内各被保険者に周知及び配布されたい。また、保険者から減免に関する疑義について問合せがあった場合は、疑義とそれに対する回答内容を他の府内各被保険者にも情報提供していただきたい。	保険料減免については、大阪府国民健康保険運営方針「別に定める基準」及び同基準に基づく事務運用において、運用の統一を図るとともに、同事務運用手引き及び市町村間引きQ&Aを作成し、お示ししています。交付金検査等を通じて、適切な運用がなされるよう取り組んでいるところですが、被保険者間での公平性を確保する観点からも、市町村間において統一した取扱いがなされるよう、引き続き取組んでまいります。
81	和泉市	全般・その他	全般	市町村の財政調整基金の繰出し基準に基づいた保有金額の目安を示していただきたい。	市町村が保有する財政調整基金の取扱いも含め、府及び市町村に於ける国民健康保険事業（特別会計）のあり方については、大阪府国民健康保険運営方針策定後、引き続き、検討を行うこととしており、財政運営にかかわる諸課題とともに、「広域化調整会議」の場等を通じて検討を進めてまいります。

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章・第	項目		
82	和泉市	全般・その他	全般	今回、具体的に示された財源配分等の見直しの範囲について、財政調整事業の必要性の観点から今後継続的に見直しを検討し、更なる府統一保険料の抑制・平準化の推進を図っていただきたい。	被保険者の負担増への対応については、「広域化調整会議」等を通じて、昨年度から検討を重ねてきたところであり、府と市町村国保特会の財源配分の見直しや市町村国保特会の財源の一部活用による保険料抑制策等の財政調整事業の枠組みをとりまとめたところである。今後引き続き、府及び市町村国保特会の財政状況を踏まえつつ市町村とともに保険者としてできる限りの保険料負担を抑制できるように、検討を進めてまいります。
83	和泉市	全般・その他	全般	事務の効率化、費用の削減のため、人間ドックや重症化予防など、保健事業も広域実施を推進していただきたい。	国保の保健事業を行う上での役割として、市町村は被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施し、都道府県は市町村の保健事業が健全に行われるよう、必要な助言及び支援を行うものとされています。府としては、国保ヘルスアップ支援事業として市町村支援を行うとしており、例えば糖尿病重症化予防事業として、地区医師会との連携強化や市町村の重症化予防事業における課題に対する支援を行っているところ等です。また、広域の保健事業として、アスマイル（健康増進プログラム）を府と市町村との共同実施事業として展開しているところ等です。今後、府と市町村の役割分担を踏まえつつ、広域で実施することが望ましい事業があれば、ワーキング・グループにおいて検討してまいります。
84	箕面市	全般・その他	全般	財政調整事業を方針とするに当たっては、各市町村が「事業費納付金を通じた保険料抑制額」の算定により決定することとあり、別途既に令和6～9年度分の額の提示を受けているが、各市町村への納付可能な財源規模と、抑制額の算定根拠を具体的に各市町村へ示していただきたい。 ②「財源配分の見直しによる保険料抑制額の確保」により、(ア)～(カ)までの各項目ごとどの程度の額が確保できると試算しているのか、具体的にお示しいただきたい。また、配分等の見直しにより、市町村国保特会への影響について十分に精査し示すうえで、適切な制度の設計、運用に努めていただきたい。	「事業費納付金を通じた保険料抑制」については、公平性の観点も踏まえ、「広域化調整会議」等における検討の結果、各市町村が負担可能な範囲であることを前提として、1人あたり保険料抑制額を決定したものです。令和9年度以降の取扱いについては、保険料完全統一後の市町村国保特会の財政状況を踏まえ、「広域化調整会議」等において、引き幅を検討してまいります。「財源配分の見直しによる各財源の規模については、事業費納付金算定における算定条件及び国からの通知される係数等によって変動するものであることから、毎年度の事業費納付金算定について検討してまいります。
85	箕面市	全般・その他	全般	収納対策の取り組みの最低水準の作成や、特に収納率が低位の市町村の引き上げに注力する方策の検討などを進め、公平性の確保を目指す姿勢を示していただきたい。	収納対策につきましては、各市町村における地域の実情を考慮しつつ、「広域化調整会議」等において市町村と検討を進めることとされています。

令和5年10月31日
大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課
次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え

資料5

No.	市町村名	運営方針（案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章・第	項目		
86	箕面市	全般・その他	全般	不適切な請求に関する情報提供については、提供頻度などの具体的な運用方を定めて、実効力ある取り組みにつながるよう進めていただきたい。	施術療養費の不正請求に関する情報については、広域的な事業の場合は患者情報などのプライバシーに配慮しつつ、保険者等による審査に資するよう療養費実務担当代表者会議での共有を含め検討してまいります。
87	箕面市	全般・その他	全般	第三者求償の取り組み強化については、各市町村で経験を蓄積し対処することは困難であるため、市町村間で取り組みに大きな差が生じる可能性があることから、府と市、連合会の役割分担の整理など、府がリーダーシップを発揮されたい。	国保連合会と大阪府が開催する研修会や、技術的助言を行う第三者求償実務アドバイザーや弁護士等の活用により、求償能力の向上に努めてまいります。
88	箕面市	全般・その他	全般	医療費の適正化については市町村それぞれに限りがあり、大阪府のリーダーシップが不可欠であることから、取組成果の定量的な把握及びそれらリーダーたちの市町村へのフィードバック、加えて新たな事業の発案、大阪府国民健康保険団体連合会、大阪府医師会等との連携などさらなるリーダーシップを発揮されたい。	国の保険者努力支援制度の趣旨としては、設定された指標を達成することで医療費適正化につながるものと考えられており、市町村においてはその保険者努力支援制度の評価点獲得に努めていただくものとして、その獲得状況等の把握や市町村へのフィードバックを行い、促進してまいります。 また、医療費適正化を進める上で、府として国保ヘルスアップ支援事業の展開を図るとともに、保険者協議会等を活用しつつ、国保連合会や府医師会等との連携も検討してまいります。
89	箕面市	全般・その他	全般	市町村が行う国保事務について市町村事務処理標準システムの導入が進んでいくことに伴い、市町村の事務の効率化に向けて、事務の共通化、運用基準の統一化、「別に定める基準」の整備をすすめていただきたい。	「別に定める基準」については、具体的な内容とした共通基準をまとめたものです。「別に定める基準」に記載すべき事項については、「広域化調整会議」等において、必要に応じて検討してまいります。
90	柏原市	全般・その他	全般	現年分だけでなく滞納繰越分の目標設定も記載するべきではないか。また、その上で事業費納付金の内、滞納繰越分の公平性のある納付額の算定をされたい。	滞納繰越にかかる取組については、取納遅延の全体的な底上げに向けた取組のひとつとして捉え、「広域化調整会議」等において検討することとして、本文の見直しを検討いたします。 また、事業費納付金の算定における保険料の過年度取納分の取扱いについては、「広域化調整会議」等における検討を踏まえ、算定しているところでは、令和6年度事業費納付金算定に向けては、過年度取納分の取扱いについての一見直しを図っているところであり、引き続き「広域化調整会議」等において、検討を進めてまいります。

令和15年10月31日 大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課 次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え

資料5

No.	市町村名	運営方針（案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
91	柏原市	全般・その他	全般	第三者行為求償事務の国保連合会へ委託にする際の委託料を交付金の対象とすることを要望する。	第三者行為求償事務の取組みについては、保険者努力支援制度の国の評価指標となっており、その強化に努めていたところである。第三者行為求償事務にかかる費用については、制度運営に対する事務費として保険者が負担すべきものと考えています。
92	柏原市	全般・その他	全般	一部負担金の減免及び徴収猶予について、運営方針の策定後、詳細な事務運用について示されたい。	「大阪府国民健康保険運営方針に基づく事務運用の決定について（通知）」（平成30年4月20日付け国健第1212号）に基づき、基本的な考え方を整理した「一部負担金減免に係る事務運用を定めており、共通認識のもと共有する考えです。令和6年度以降も、事務の効率化・負担の公平性の確保に資する項目等については、「広域化調整会議」等において、必要に応じて検討してまいります。
93	門真市	全般・その他	全般	各市町村がこれまで被保険者の生活状況に配慮し、とりわけ低所得者に対する保険料負担の軽減を目的とした独自減免基準を設けて運営してきた経過がある。これは、低所得者層の生活困難に拍車をかけることになりかねない。国民健康保険制度の府内統一化を進めることには異論無く、各種制度についても統一基準で運用していく必要性は認識していることから、低所得者に対する減免を府内統一基準の1つに組み込まれたい。	保険料減免その他共通基準に基づきましては、平成30年度からの広域化を踏まえ、被保険者間の受益と負担の公平性の観点から府内市町村共通の取扱として、市町村との協議の上で決定し、大阪府国民健康保険運営方針に定めているところである。このことを踏まえつつ、引き続き、「広域化調整会議」等における府内市町村の意見や運営状況の検証等を踏まえ、その結果に基づいて大阪府国民健康保険運営協議会の意見も聴きながら必要に応じて見直しを行うこととしてまいります。
94	門真市	全般・その他	全般	平成30年度からの激変緩和措置期間が終了し、いよいよ令和6年度から完全統一保険料率となることに伴い、被保険者の最大の関心事は保険料がどの程度に設定されるかにあると考えると考えられる。この間の一人当たりの医療費の上昇や高齢化の進展に伴う後期高齢者負担金の増加など、被保険者にとって完全統一化がメリットのあるものとして、被保険者にとり、あらゆる財源を投入し、保険料率の抑制を図る検討を継続されたい。	被保険者の負担増への対応については、「広域化調整会議」等を通じて、昨年度から検討を重ねてきたところであり、府と市町村国保持会の財源配分の見直しや市町村国保持会の財源の一部活用による保険料抑制策等の財政調整事業の枠組みをとりまとめたところである。今後引き続き、府及び市町村国保持会の財政状況等を踏まえつつ、市町村とともに保険者としてできる限りの保険料負担を抑制できるように、検討を進めてまいります。

令和15年10月31日
大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課
次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え

資料5

No.	市町村名	運営方針(案)の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
95	門真市	全般・その他	全般	<p>これまでは、市町村標準保険料率を参考に各市町村において保険料率を設定してきたが、令和6年度の統一化により「都道府県標準保険料率」＝「市町村標準保険料率」となり、保険料率の設定に市町村の裁量がなくなることとなる。</p> <p>このことから府内統一保険料率を設定する算定根拠を明確化するとともに、各市町村が被保険者に対し丁寧かつ適切に説明できる資料等の提供に配慮されたい。</p>	<p>事業費納付金及び保険料率の算定結果については、市町村国民健康保険長官会議等において、分析結果等も含めて資料としてお示ししているところである。</p> <p>事業費納付金及び保険料率の算定等にあたっては、引き続き国が示す確定係数に基づき、算定政令や納付金算定ガイドライン等を踏まえ、行ってまいります。</p>
96	門真市	全般・その他	全般	<p>(カ) 保健事業費(独自事業分)における一定割合(交付上限額)について、医療分の3.5%or5.0%で令和11年度末まで決定という認識でよいか。</p>	<p>保健事業費(独自事業分)における一定割合(交付上限額)については、毎年度、「広域化調整会議」等において検討いたします。なお、医療費の適正化の取組として、健康づくり・生活習慣病重症化予防等の保健事業の充実・強化を図り、保険者努力支援制度の評価点獲得を自指します。</p> <p>独自事業分を含む市町村が行う保健事業については、保険者努力支援制度評価点獲得につながる事業であることを基本とした上で、財源の在り方については、財政運営検討ワーキング・グループにおいて引き続き検討を進めるとしてまいります。</p>
97	門真市	全般・その他	全般	<p>事業費納付金算定に係る被保険者数推計について、現在コーホート要因法を用いて算定していることから、後期高齢者医療保険制度への加入による減少数が反映されるなど、一定良い側面がある一方本市においては、ここ数年被保険者数推計値と年度内平均値の乖離が大きくなってきている。この差は、市町村国民健康保険事業特別会計における赤字要因にもなり得ることから、その差を補填する仕組み等を検討されたい。</p>	<p>事業費納付金については、毎年度の実績において、見込み額より下回る場合もあれば、上回る場合も想定されます。後年度において徐々に補正されることを見込まれます。</p> <p>このため、国が示す納付金算定ガイドラインにおいて、都道府県と各市町村の個別の関係において精算は行わないことを基本とするものとして定められています。</p> <p>このことから、事業費納付金の算定にあたっては、市町村の単年度収支に赤字が生じないように、国の推計ツールを活用するなど、今後とも、市町村と協議しながら、精緻な推計に努めてまいります。</p>
98	門真市	全般・その他	全般	<p>(ウ) 府2号繰入金(府1号振替分)を保険料抑制財源として確保されることに対して、非肥満血圧高値・血糖高値受診勧奨推進事業に係る分については、特別交付金の対象とされたい。</p>	<p>府2号繰入金については、令和6年度以降、府独自インセンティブを廃止し、府1号繰入金に振り替えられた上で、統一保険料抑制財源として活用します。</p> <p>加えて、被保険者の健康の保持増進につながるなどの一定の効果が見込める保健事業に対する財政支援として府2号繰入金を活用する枠組みを令和7年度実施に向けて検討してまいります。</p>

令和5年10月31日
大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課
次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え

資料5

No.	市町村名	運営方針（案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章・第	項目		
99	門真市	全般・その他	全般	高経費者における全年齢の被保険者を対象とした支給申請手続きの簡素化については、原則実施することについては賛成であるものの、対応に当たってはシステム改修等の費用が発生する。このことから当該費用については、府で全額補助されたい。	「広域化調整会議」等における協議により決定することとして、次期大阪府国民健康保険運営方針（案）に記載しているところである。
100	門真市	全般・その他	全般	健康づくり支援プラットフォーム整備等事業の実施（アスマイル）について、府は2025年の万博に向けて登録者数の目標値を掲げて実施しており、市町村に対しても活用を促している。しかしながら、現在市町村会館を導入している市町村は12団体に留まっていることから、保健事業（独自事業分）とは別に財源確保をするなど、導入市町村を増やす取組みを進められたい。	市町村会館を増やす取組の一つとして、市町村が参加検討を行うやすくするため、令和4年度より市町村会員のトライアル導入を行っているところである。 今後、保健事業のあり方を検討していく中で、効果的取組として財政支援を検討していくなど、市町村からのご意見・ご要望も踏まえながら、市町村会館導入を増やす取組みを進めていきます。
101	摂津市	全般・その他	全般	期間を6年としているのが保険料統一後の財政状況等を見極めるため、期間を令和6年度から令和8年度までの3年間とし、検証の結果を反映できるようにされたい。	円滑な国民健康保険運営に向けた合意形成をめざして、各市町村の理解を得ながら十分協議していくこととともにも、令和6年度からの保険料完全統一後の大阪府国民健康保険運営方針については、「広域化調整会議」等において、3年をめどにPDCAサイクルに基づく進捗管理として、運営状況を把握・分析、評価することにより検証し、市町村とも検証結果を共有した上で、「大阪府国民健康保険運営協議会」の意見も聴きながら必要なら見直しを行ってまいります。
102	摂津市	全般・その他	全般	財政運営の責任主体として国民健康保険の運営に影響が生じる事項について府内市町村を適正な方向に導くほか、強いリーダーシップを発揮し、国の施策については国からの公費の拡充の働きかけを行うこと。	国保制度は、国民健康保険を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を一元的に担うことが基本であると考えており、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。
103	摂津市	全般・その他	全般	被保険者の負担軽減を図るため、府内統一基準（共通基準）による保険料減免基準の拡充について、引き続き広域化調整会議等において議論、審議を求めたい。	保険料減免その他の共通基準につきましては、平成30年度からの広域化を踏まえ、被保険者間の受益と負担の公平性の観点から府内市町村共通の取敢として、市町村との協議の上で決定し、大阪府国民健康保険運営方針に定めているところである。 このこと踏まえつつ、引き続き、「広域化調整会議」等における府内市町村の意見や運営状況の検証等を踏まえ、その結果に基づいて大阪府国民健康保険運営協議会の意見も聴きながら必要に応じて見直しを行うこととしてまいります。

令和15年10月31日
大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課
次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え

資料5

No.	市町村名	運営方針（案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
104	摂津市	全般・その他	全般	被保険者の負担軽減を図るため、府内統一基準（共通基準）による一部負担金減免基準の拡充について、引き続き広域化調整会議等において議論、審議を求めたい。	一部負担金減免その他共通基準につきましては、平成30年度から府内市町村共通の取扱いとして、市町村との協議の上で決定し、大阪府国民健康保険運営方針に定めているところですが、このことを踏まえつつ、引き続き、「広域化調整会議」等における府内市町村の意見や運営状況の検証等を踏まえ、その結果に基づいて大阪府国民健康保険運営協議会の意見も聴きながら必要に応じて見直しを行うこととしてまいります。
105	摂津市	全般・その他	全般	被保険者数や保険給付費の変動が直ちに保険料に結びつくことから、引き続きより精緻な推計を求めたい。	事業納付金の算定にあたっては、市町村の単年度収支に赤字が生じないよう、国の推計ツールを活用するなど、今後とも、市町村と協議しながら、精緻な推計に努めてまいります。
106	摂津市	全般・その他	全般	事業費納付金を通じた保険料抑制については、その状況について把握できるよう全体の見える化を図ること。	「事業費納付金を通じた保険料抑制」については、公平性の観点も踏まえ、「広域化調整会議」等における検討の結果、全市町村が負担可能な範囲であることを前提として、1人あたり保険料抑制額を決定したものです。
107	高石市	全般・その他	全般	マイナンバーカード保険証利用登録者数の向上を目指すとなつていますが、資格手続中のタイムラグ等の理由でオンライン資格確認ができていない状況となつている。医療機関や被保険者より、問い合わせがあった際に、保険者で回答できないような場合、保険者の窓口となる相談窓口に必要と考える。（早急な対応を求めたい）	令和9年度以降の取扱いについては、保険料完全統一後の市町村国保持会の財政状況を踏まえ、「広域化調整会議」等において、引き続き検討してまいります。
108	高石市	全般・その他	全般	府内統一保険料率の低減のため、引き続き、国に対して保険料抑制に活用可能な公費投入を要望し被保険者の負担軽減に努めていただきたい。	マイナンバーカードによる被保険者証の廃止を含めた国民健康保険制度は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を一元的に担うことが基本であると考えています。真実的な方針が示されるよう国に働きかけるとともに、制度の実施が円滑に進められるよう「広域化調整会議」等において、必要に応じて検討してまいります。
108	高石市	全般・その他	全般	府内統一保険料率の低減のため、引き続き、国に対して保険料抑制に活用可能な公費投入を要望し被保険者の負担軽減に努めていただきたい。	事業費納付金及び保険料率の算定等にあたっては、国が示す確定係数に基づき、算定政令や納付金算定ガイドライン等を踏まえ、適切に行ってまいります。保険を支えるナショナル・ミニマムであり、国保制度は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を一元的に担うことが基本であると考えており、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（素案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
109	藤井寺市	全般・その他	全般	<p>現行の国保運営方針では、「大阪府で一つの国保」として被保険者間の受益と負担の公平性の確保が大きな視点の一つとされていたが、次期国保運営方針（素案）においては、被保険者間の受益と負担の公正性の確保に加えて、「被保険者の負担軽減」の視点が明記されたことは評価します。</p> <p>保険料率の算定にあたっては、財政調整事業の取組により、保険料抑制に向けて実効性のある取組としていただきたい。</p>	<p>被保険者の負担増への対応については、「広域化調整会議」等を通じて、昨年度から検討を重ねてきたところであり、府と市町村国保特会の財源配分の見直しや市町村国保特会の財源の一部活用による保険料抑制策等の財政調整事業の枠組みをとりまとめたところである。今後引き続き、府及び市町村国保特会の財政状況を踏まえつつ、市町村とともに保険料としてできる限りの保険料負担を抑制できるような、検討を進めてまいります。</p>
110	藤井寺市	全般・その他	全般	<p>市町村国保財政調整基金については、広域化の実施により大きく収納不足が生じにくいことや、令和6年度の保険料率の完全統一により独自の保険料抑制ができなくなるため、これまで以上に基金の使途が限定されることになる。</p> <p>運営方針では、基金からの繰り出しについては、府内共通基準を上回り、基金が活用されず積み上がっていくことも予測される。財政調整事業の要請により、今後の市町村国保特別会計の収支がどのような変動するか注視する必要があるが、財政調整基金を減免制度の共通基準の拡充に活用するなど、その活用の方針について中長期的な課題として認識し、引き続き検討を行っていただきたい。</p>	<p>市町村が保有する財政調整基金の取扱いも含め、府及び市町村における国民健康保険事業（特別会計）のあり方については、大阪府国民健康保険運営方針策定後も、引き続き、検討を行うこととしており、財政運営にかかる諸課題とともに、「広域化調整会議」等を通じて検討を進めてまいります。</p>
111	藤井寺市	全般・その他	全般	<p>市町村の国保財政が概ね黒字基調にある中において、統一保険料率の上昇が続いていることは被保険者の理解が得られにくく、広域化の意義・目的が問われかねない状況にある。そのような中、国保運営方針では、財政調整事業の取組による保険料抑制の仕組みが構築されたことには評価できる。</p> <p>しかしながら、統一保険料率はこれまで年々上昇を続け、被保険者の負担はすでに大きいものとなっているため、財政調整事業の要請は、市町村が円滑に統一保険料率に移行するためにも、大阪府において、国に対して保険料の抑制に活用可能な公費のさらなる投入を求めることにも、国保財政運営の責任主体として、可能な限り保険料率の抑制策を講じていただきたい。</p>	<p>被保険者の負担増への対応については、「広域化調整会議」等を通じて、昨年度から検討を重ねてきたところであり、府と市町村国保特会の財源配分の見直しや市町村国保特会の財源の一部活用による保険料抑制策等の財政調整事業の枠組みをとりまとめたところである。今後引き続き、府及び市町村国保特会の財政状況を踏まえつつ、市町村とともに保険料としてできる限りの保険料負担を抑制できるような、検討を進めてまいります。</p> <p>なお、国保制度は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国保において、権限・財源・責任を一元的に担うことが基本であると考えられており、府として独自の財政措置を行うことは考えていません。</p> <p>このため、制度設計に責任を持って、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。</p>

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章・第	項目		
112	藤井寺市	全般・その他	全般	<p>(1) 事業費納付金を通じた保険料抑制 市町村国保特別会計の財源を一部活用した保険料抑制については、市町村間の公平性を配慮した仕組となすこととは評価をすは、しかしながら、各市町村が負担可能な範囲を前提としたことにより、令和6～8年度における抑制効果額としては非常に限定的なものとなっている。令和9年度以降の本事業の考え方は広域化調整会の協議によることとされているが、協議の際には、その時点で保険料率の水準や市町村国保特別会計の財政状況を勘案の上、公平性を担保しつつ、保険料抑制に効果的なものとなるよう検討されたい。</p>	<p>「事業費納付金を通じた保険料抑制」については、公平性の観点も踏まえ、「広域化調整会議」等における検討の結果、全市町村が負担可能な範囲であることを前提として、1人あたり保険料抑制額を決定したものである。 令和9年度以降の取扱いについては、保険料完全統一後の市町村国保特別会計の財政状況を踏まえ、「広域化調整会議」等において、引き続き検討してまいります。</p>
113	藤井寺市	全般・その他	全般	<p>(2) 財源配分の見直しによる保険料抑制財源の確保 保険者努力支援制度交付金（市町村分）の一定割合の活用については、市町村国保特別会計の黒字要因となっていることから活用についてはやむを得ないと考えざるを得ないが、一定割合にあたるこの交付金が市町村の取組を評価する趣旨であることに鑑み、市町村の意欲（反映）されるようなら、各市町村の取組が独自の財源として評価（反映）されるようなら十分配慮されたい。</p>	<p>財政調整事業に用いる保険者努力支援制度交付金の一定割合については、毎年度の事業費納付金算定の状況を踏まえ、「広域化調整会議」等で検討の上、決定することとしたところである。 当該交付金の全国順位の引き上げにより、さらなる公費を獲得することを府と市町村の共通目標として定め、府内全市町村で、予防・健康づくりに、医療費適正化、収納率向上等の取組を進める方針の下、継続的に検討を進めてまいります。</p>
114	藤井寺市	全般・その他	全般	<p>(3) 財政調整事業全般に関して 財政調整事業は、府2号繰入金や保険者努力支援交付金の活用など、市町村国保特別会計の財政収支に少なからず影響を及ぼすものであるため、財政調整事業の実施後は、府及び市町村国保特別会計への影響についての十分な検証を行ったうえで、取組を進めていただきたい。</p>	<p>被保険者の負担増への対応については、「広域化調整会議」等を通じて、昨年度から検討を重ねてきたところであり、府と市町村国保特別会計の財源配分の見直しや市町村国保特別会計の財源の一部活用による保険料抑制策等の財政調整事業の枠組みをとりまとめたところである。 今後引き継ぎ、府及び市町村国保特別会計の財政状況を踏まえつつ、市町村とともに保険者としてできる限りの保険料負担を抑制できるように、検討を進めてまいります。</p>

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章・第	項目		
115	藤井寺市	全般・その他	全般	<p>(1) 多子世帯減免 多子世帯減免について、令和4年度から未就学児に係る均等割保険料の軽減措置が制度化されたが、さらなる拡充に際し、財政運営に必要に応じて検討WGにおける議論では、国の拡充の動向を踏まえて必要に応じて、国へ要望を継続していくとされ、前向きな議論がなされ、多子世帯の保険料の均等割は、世帯人数に大きく関係する仕組みとなることから、多子世帯の保険料軽減策は喫緊の課題である。 子どもに係る均等割保険料の軽減措置の拡充については、引き続き子どもに優しく働きかけるとともに、拡充されるまでの間は、府独自で多子世帯減免の共通基準化の検討を進めていただきたい。</p>	<p>令和4年度から実施されている子どもに係る均等割保険料の軽減措置については、軽減の対象が未就学児までと限定的であること、また、軽減割合も5割となっていることから、本府としましては、対象年齢や軽減割合の拡充について、国に対し要望を行っているところである。 また、保険料減免その他の共通基準に基づきましては、平成30年度からの広域化を踏まえ、被保険者間の受益と負担の公平性の観点から、府内市町村共通の取扱として、市町村との協議の上で決定し、大阪府国民健康保険運営方針に定めていくこととする。 このことを踏まえつつ、引き続き「広域化調整会議」等における府内市町村の意見や運営状況の検証等を踏まえ、その結果に基づいて大阪府国民健康保険協議会の意見も聴きながら必要に応じて見直しを行うこととしております。</p>
116	藤井寺市	全般・その他	全般	<p>(2) 低所得者減免 低所得者に対する減免について、「国保加入者の所得水準が相対的に低い」という構造的な課題に対し、低所得者に対する法定軽減措置による一定の配慮はあるものの、低所得者の実情を踏まえ、徴収緩和措置期間中において独自減免制度を維持してきた市町村も多くある。加えて、平成30年度から令和5年度までの5年間で、一人当たり保険料収納必要額は約27%上昇しており、低所得者の負担も増大している状況にある中、令和6年度に独自減免制度を廃止することによる被保険者への影響が大きい。過去の裁判の判例等にとらわれず、低所得者減免の共通基準化を図っていただきたい。</p>	<p>保険料減免その他の共通基準に基づきましては、平成30年度からの広域化を踏まえ、被保険者間の受益と負担の公平性の観点から府内市町村共通の取扱として、市町村との協議の上で決定し、大阪府国民健康保険運営方針に定めていくこととする。 このことを踏まえつつ、引き続き「広域化調整会議」等における府内市町村の意見や運営状況の検証等を踏まえ、その結果に基づいて大阪府国民健康保険協議会の意見も聴きながら必要に応じて見直しを行うこととしてしております。</p>

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
117	藤井寺市	全般・その他	全般	<p>修正案または意見</p> <p>予防・健康づくり等に取組む市町村への重点的支援として大阪府の役割が記載されているが、令和4年度から大阪府国民健康保険保険給付費等交付金（特別交付金）の先駆的・効果的な取組促進事業として採択されている本市の保健事業（ヘルスラボFujiidera）の取組について、当初3年間の事業計画として取り組んでいるが、その4年度～6年度の3年間の事業計画として取り組んでいること、その財源となつている府2号繰入金と令和6年度に廃止するとされていることから、令和6年度の事業実施に係る財源確保の検討を迫られている。府2号繰入金を保険料抑制財源に振り替えることは理解しているが、すでに令和6年度までの3年間申請可能として採択されている事業に関しては、府の責任として代替の財源措置を行う責務があると考える。</p>	<p>大府府の考え</p> <p>ヘルスアップ事業費では実施できないが、一定の効果が見込める事業について、ワーキング・グループの意見を踏まえて効果的取組への財政支援も検討していくところです。事業に關して、令和4年度からの取組効果についての検証状況も含め、効果的取組であることを示す情報を提供いただき、ワーキング・グループにおいて検討してまいります。</p>
118	藤井寺市	全般・その他	全般	<p>健康づくり支援プラットフォーム整備事業「アスマイル」については、府として長期的な視点にたつた事業として展開し、市町村の参画のネットワークとなつていくランニングコストを安価にするなど、市町村が参画しやすい環境の整備を求めます。</p>	<p>市町村委員の価格については、これまでの人口規模に応じた一律の価格体系だけでなく、各市町村の参加人数に応じた価格体系を新たに選択できるようにするところなど、市町村が導入しやすくなるような改善を図つていくところとあります。今後とも市町村からのご意見・ご要望も踏まえながら、アスマイル事業を進めていきます。</p>
119	東大阪市	全般・その他	全般	<p>保健事業費（独自事業分）の財源のあり方として、被保険者の健康増進や医療費適正化につなげる等の効果検証が十分でない中、金市町村が負担する保険料を財源とすることは合理性に欠け、各市町村の余剰財源や一般会計からの繰入れを原則とすべきと考える。しかしながら、保険者努力支援制度の評価点獲得を共通目標とし、府内市町村の保健事業の充実・底上げを図るためにも、一部の財源は保険料としつつもその割合は縮小されたい。</p>	<p>医療費の適正化の取組として、健康づくり・生活習慣病重症化予防等の保健事業の充実・強化を図り、保険者努力支援制度の評価点獲得を共通目標とします。独自の事業費を含む市町村が行う保健事業については、保険者努力支援制度評価点獲得につながる事業であることを基本とした上で、財源の在り方については、財政運営検討ワーキング・グループにおいて引き続き検討を進めることとします。</p>

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章・第	項目		
120	東大阪市	全般・その他	全般	<p>実収納率が上がることで達成すべき標準収納率も引き上げとなり、今後とも統一保険料率の上昇が見込まれるなか、収納努力だけで実収納率を上げ続けることは困難な状況となっていることから、各市町村の努力に対してイオンセンターを強化するなど適正に評価されることとともに、規模別平均収納率を下回っている市町村に対してはより一層の改善努力を促されたい。</p> <p>また、被保険者数の減少に伴い規模区分が移行することによって規模別平均収納率が上がる区分、下がる区分が生じており、これら不均衡を是正するためにも規模別区分そのものについても見直しが必要であると考ええる。</p>	<p>事業費納付金算定の基礎となる標準的な収納率については、各市町村における実収納率を基本としつつ、規模別の基準となる取納率との差に応じた諸条件を加味した上で設定することとしています。設定に当たっては、「保険財政の安定的運営」の観点が必要であるとともに同時に、取納率の高い市町村に対するイオンセンターとなる要素も必要であると考えられます。</p> <p>標準的な収納率の具体的な設定については、例えば、取納率が規模別基準収納率を上回っている場合は、一定のルールの下、実収納率より低く設定することで、その差分が当該市町村の独自財源となるなど、イオンセンターが働く仕組みとしていきます。</p> <p>一方、下回っている場合は、実収納率より高く設定することで、改善努力を促すこととしていきます。</p> <p>規模別区分については、国の保険者努力支援制度（市町村分）の取組を推進する観点も踏まえ、同じ区分を採用しているものです。</p>
121	東大阪市	全般・その他	全般	<p>国民健康保険制度は、安定的な財政運営や制度の安定化を図るため、平成30年度から広域化が実施され都道府県単位の運営となつたが、他の医療保険に比べて年齢構成が高いことから医療費水準が高く、被保険者の所得水準は低いという構造的な問題を抱えている。また、医療の高度化や団塊の世代の後期高齢者医療費への移行による被保険者数の大幅な減少等により一人あたり医療費は増加を続けており、より一層脆弱で不安定な財政基盤となることが見込まれる。今後とも保険料負担の増大が懸念されることである。このことから、大阪府においては国保運営の中心的な役割を担い、財政運営の責任主体となるよう、更なる公費投入の拡大を国に対して求められるものとなるように、被保険者の負担増加となることのないよう、統一保険料率の抑制のための財源配分の見直しや財政措置等を講じられた</p>	<p>事業費納付金及び保険料率の算定等に当たっては、国が示す確定係数に基づき、算定政令や納付金算定ガイドライン等を踏まえ、適切に行うてまいります。</p> <p>国保制度は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を一元的に担うことが基本であると考えられており、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き締まりを望みます。</p>

令和5年10月31日 大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課 次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

No.	市町村名	運営方針（案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章・第	項目		
122	東大阪市	全般・その他	全般	令和6年度以降の保険料の抑制・平準化の一つとして、事業費納付金を通じた保険料抑制を図ることになっているが、各市町村の納付金は全市町村が負担可能な範囲内であることを前提としていることから限定された効果となつている。統一保険料率の抑制及び各市町村が保有する財源の有効活用の観点からも、各市町村の納付額について、より効果的な仕組みとなるよう更に踏み込んだ議論が必要であると考える。	「事業費納付金を通じた保険料抑制」については、公平性の観点も踏まえ、「広域化調整会議」等における検討の結果、全市町村が負担可能な範囲であることを前提として、1人あたり保険料抑制額を決定したものです。令和9年度以降の取扱いについては、保険料完全統一後の市町村国保特会の財政状況を踏まえ、「広域化調整会議」等において、引き続き検討してまいります。
123	東大阪市	全般・その他	全般	次期運営方針策定の経過において、保険料減免の共通基準について、平成30年度の制度発足時に整理された内容であることからほとんど議論されていない。共通基準の拡充や見直しについては、減免の必要性に加え財源の問題やシステム改修に要する費用・期間もあることから相当の議論を要することになるが、現行共通基準にある所得減少減免の一部見直し（所得減少区分の追加や減免割合の拡充等）等をはじめ、保険料の減免について広域化調整会議等で議論とされたい。併せて特に保険料負担の大きい市民税非課税世帯よりも所得が少し超える世帯、いわゆる所得割保険料が賦課され、かつ保険料の法定軽減の対象とならないこれらの層に配慮した保険料軽減策についても検討されたい。	保険料減免その他共通基準につきましては、平成30年度からの広域化を踏まえ、被保険者間の受益と負担の公平性の観点から府内市町村共通の取扱として、市町村との協議の上で決定し、大阪府国民健康保険運営方針に定めておいて、引き続き、「広域化調整会議」等における府内市町村の意見や運営状況の検証等を踏まえ、その結果に基づいて大阪府国民健康保険運営協議会の意見も聴きながら必要に応じて見直しを行うこととしてまいります。
124	東大阪市	全般・その他	全般	一部負担金減免にかかる府内統一基準については、物価高騰等による家計支出の増加に対応するため、生活保護基準の1000分の111.55となつてきている現行の係数を緩和することにより、病気等により収入が減少した被保険者が利用しやすい制度とされたい。	一部負担金の減免については、国の通知や判例等を踏まえ、所得の多寡にかかわらず、「医療費の一部を負担する義務を負う」ところ、国保加入者全体の保険料等の収入から支出しても加入者相互扶助の精神に反しないと認められるだけの極めて限定的な特別な理由がある場合に限り、減免を実施する」という基本的な考え方を整理したうえで、「別に定める基準」とおりの設定したものです。「別に定める基準」については、具体的な内容として共通基準をまとめたものです。「別に定める基準」に記載すべき事項については、「広域化調整会議」等において、必要に応じて検討してまいります。

令和5年10月31日
大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課
次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え

資料5

No.	市町村名	運営方針（案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章・第	項目		
125	東大阪市	全般・その他	全般	特定健康診査未受診者のなかには、継続的に医療機関を受診しているという理由の方が一定数いるのが現状である。これらの方たちの医療情報を医療機関から提供してもらい活用する「みなし健康診査」は受診率の向上に有効と考えるが、医療機関から徴収する手数料や個別に医師会等との調整などが課題となっている。受診率向上のためにも「みなし健康診査」についての見解を示されたい。	特定健康診査は、対象者本人が定期的に自らの健康データを把握するとともに、治療中であっても生活習慣を意識し、改善に取り組むきつかけと受診率向上が期待されることから、治療中であっても特定健康診査を受診するよう、かかりつけ医から本人への特定健康診査の受診勧奨を行うことが重要であると考えます。（「特定健康診査・特定健康指導の円滑な実施に向けた手引き」より） 先ずは、かかりつけ医による日常診療場面での受診勧奨が効果的かつ円滑に行われるよう、医師会と保険者の連携強化に優先して取り組むところとします。
126	東大阪市	全般・その他	全般	糖尿病性腎症重症化予防事業や適正受診・適正服薬促進事業などは、病のプログラムや保険者努力支援制度などで指標が一定定まっています。市町村ごとに対象者の抽出基準や実施方法などに差異があることから、大阪府が主体となって効果的な基準や方法について考察されたい。また、各市町村が事業を実施するうえで必要となる「かかりつけ医・医師会との連携」などについて、大阪府がイニシアティブをとられたい。	糖尿病性腎症重症化予防事業については、令和5年度、国が「事業実施の手引き」の改定に取り組んでいる。大阪府でも、大阪府医師会や大阪糖尿病対策推進会議と連携し、改定後の「事業実施の手引き」に準じて、府内の実情を鑑みながら、引き続き、事業の効果的な実施に向け検討してまいります。 適正受診・適正服薬の推進については、「手引き」等の提示が無いため、現状においては保険者と地域の関係団体との連携がより重要となっている。府としては、大阪府医師会や大阪府薬剤師会等、医療関係団体に理解・協力を得ることで、地域における連携の推進を図ってまいります。
127	東大阪市	全般・その他	全般	個人インセンティブを活用した、健康づくり支援プラットフォーム整備等事業「アスタイル」は被保険者の健康意識の向上と行動変容に繋がるものであることから、大阪府においては更なる普及に向けた効果的な周知・広報を行うとともに、より利用・参加しやすい事業となるよう努められたい。	大阪府では、通常のアスタイルの周知に加え、会員獲得キャンペーン実施等の際には、他団体での広報紙やSNS等の活用や、各種イベント会場でのチラシ配布など、様々な媒体を使った効果的な周知・広報となるよう努めています。 アスタイルの普及につながるよう、取り組んでいきます。
128	四條畷市	全般・その他	全般	7行目以降を「総務省が示す繰入れ基準額の全額を一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れるものとする。」としてはどうかと考えます。	当該項目については、「広域化調整会議」等での検討を踏まえ、予算編成等における繰入量の配慮を前提とした上で、府内市町村が共通認識により取り組むべき基本的な方向性・考え方について記載したものであり、今後も「広域化調整会議」等を通じて検討を進めてまいります。

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針(案)の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章・第	項目		
129	四條畷市	全般・その他	全般	以下の項目を追加していただきたい。 (9) 府及び市町村国民健康保険運営協議会の在り方	お示しのご意見を参考に、今後の「広域化調整会議」等における検討課題とさせていただきます。
130	四條畷市	全般・その他	全般	1、2行目を以下の通り変更いただきたい。 「保険料の減免については、国通知、判例及び大阪府後期高齢者医療制度を参考に、「別に定める基準」を府内統一基準とする。また、「別に定める基準」については社会情勢等を勘案し適宜見直しを行うものとする。」	保険料減免その他共通基準につきましましては、平成30年度からの広域化を踏まえ、被保険者間の受益と負担の公平性の観点から府内市町村共通の取扱として、市町村との協議の上で決定し、大阪府国民健康保険運営方針に定めているところと見直しを要する。このこととを踏まえつつ、引き続き、「広域化調整会議」等における府内市町村の意見や運営状況の検証等を踏まえ、その結果に基づいて大阪府国民健康保険運営協議会の意見も聴きながら必要に応じて見直しを行うこととしてまいります。
131	四條畷市	全般・その他	全般	文末に以下を追加していただきたい。 「特に、統一初年度となる令和6年度については、市町村が円滑な移行を図れるよう努める。」	事業納付金及び保険料率の算定等にあたっては、国が示す確定係数に基づき、算定政令や納付金算定ガイドライン等を踏まえ、適切に行ってまいります。また、被保険者の負担増への対応については、「広域化調整会議」等を通じて、昨年度から検討を重ねてきたところであり、府と市町村国民健康保険会の財源配分の見直しや市町村国民健康保険会の財源の一部を活用による保険料抑制策等の財政調整事業の枠組みをとりまとめたところと見ます。今後も引き続き、府及び市町村国民健康保険会の財政状況等を踏まえつつ、市町村とともに保険者としてできる限りの保険料負担を抑制できるような、検討を進めてまいります。
132	四條畷市	全般・その他	全般	②の文末に以下の通り追加していただきたい。 「推進していくとともに、国に対して財政支援のさらなる充実が図られるよう働きかけを行っていく。」	国民健康保険の制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう引き続き要望してまいります。ご指摘の点については、大阪府国民健康保険運営方針への記載内容としては馴染まないものと考えられます。
133	島本町	全般・その他	全般	②財政調整基金の繰出し各号の明確化	市町村が保有する財政調整基金の取扱いも含め、府及び市町村における国民健康保険事業(特別会計)のあり方については、大阪府国民健康保険運営方針策定後も、引き続き、検討を行うこととされており、財政運営にかかわる諸課題とともに、「広域化調整会議」の場等を通じて検討を進めてまいります。

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章・第	項目		
134	忠岡町	全般・その他	全般	上昇傾向にある保険料の抑制のためにも、推計医療費の算出についてではできるだけ限り精緻な見込みに努めてください。	事業費納付金の算定にあたっては、市町村の単年度収支に赤字が生じないよう、国の推計ツールを活用するなど、今後とも、市町村と協議しながら、精緻な推計に努めてまいります。
135	忠岡町	全般・その他	全般	財政安定化支援事業の繰入については、総務省が示す繰入基準額どおりとすることを基本として、一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れられるよう努めますが、通知では、地域の実情に即して独自に決定すべきものとされることがあることから、その繰入額の決定については、財政部局との協議が必要になるため、各市町村国保会計が毎年必ず全額を繰り入れることができるとも限らないことを想定に入れた取扱いをお願いいたします。	当該項目については、「広域化調整会議」等での検討を踏まえ、予算編成等における裁量への配慮を前提とした上で、府内市町村が共通認識により取り組むべき基本的な方向性・考え方について記載したものであり、今後とも「広域化調整会議」等を通じて検討を進めてまいります。
136	忠岡町	全般・その他	全般	大阪府の保険料率が全国的にも高くなっていることから、保険料率の算定時には、推計医療費も含め、他の都道府県との比較や府独自の事情などを示していただき、府内状況だけでなく全国的にみた大阪府の状況も把握できるような資料の提示や、その比較分析の結果等の開示をお願いいたします。	事業費納付金及び保険料率の算定結果については、市町村国民健康保険主管課長会議等において、分析結果等も含めて資料としてお示ししているところですので。 事業費納付金及び保険料率の算定等にあたっては、引き続き国が示す確定係数に基づき、算定政令や納付金算定ガイドライン等を踏まえ、適切に行ってまいります。
137	熊取町	全般・その他	全般	保険料の減免については、別に定める基準を府内統一基準とするごとに賛成します。 運営方針に定める必要はありませんが、現場での判断にプレが生じないよう、運用面でのルールの明確化・共有化を望みます。	保険料減免については、大阪府国民健康保険運営方針「別に定める基準」及び同基準に基づく事務運用を定め、府内統一基準としていくところですので。 また、交付金検査等を通じて、適切な運用がなされるよう取り組んでいるところであり、被保険者間の公平性を確保する観点から、市町村間において統一的な取扱いがなされるよう、引き続き取り組んでまいります。
138	阪南市	全般・その他	全般	医療費適正化に必要な保健事業（独自事業分）について、現行基準の算定方法を原則維持し、事業実施に係る必要な財源を維持すること。	医療費の適正化の取組として、健康づくり・生活習慣病重症化予防等の保健事業の充実・強化を図り、保険者努力支援制度の評価点獲得を共通目標とします。 独自事業分を含む市町村が行う保健事業については、保険者努力支援制度評価点獲得につながる事業であることを基本とした上で、財源の在り方については、財政運営検討ワーキング・グループにおいて引き続き検討を進めることとします。

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章・節	項目		
139	阪南市	全般・その他	全般	事業費納付金のうち、保険料分において標準取納率を達成しても、府算定において、被保険者数・一人当たり所得等の乖離により一定以上の上の赤字となった場合等、保険者の責めに帰さない理由等により過剰な赤字が生じる場合は、翌年度において精算等の仕組みを講じられたい。	事業費納付金については、毎年度の実績において、見込み額より下回る場合もあれば、上回る場合も想定され、後年度において徐々に補正されることなどが想定されます。このため、国が示す納付金算定ガイドラインにおいて、都道府県と各市町村の個別の関係において精算は行わないこととを基本とするものとして定められています。このことから、事業費納付金の算定にあたっては、市町村の単年度収支に赤字が生じないよう、国の推計ツールを活用するなど、今後とも、市町村と協議しながら、精緻な推計に努めてまいります。
140	阪南市	全般・その他	全般	保険料の過年度分について、事業費納付金の納付率が引き上げとなっている中、現行の算定方式では取納額以上の事業費納付金が必要となるなど、市町村間において平等性が担保できなくなっているため、新たな算定式を講じられたい。	事業費納付金の算定における保険料の過年度取納分の取扱いについては、「広域化調整会議」等における検討を踏まえ、算定しているところですが、令和6年度事業費納付金算定に向けては、過年度取納分の取扱いについて一部見直しを図っているところであり、引き続き「広域化調整会議」等において、検討を進めてまいります。
141	阪南市	全般・その他	全般	財政調整財源の保険者努力支援制度交付金において、令和6年度は一定割合を保険料率抑制に活用することは理解できるが、令和7年度以降においては各市町村のモトペーショントリプル維持のため令和6年度の割合を上限とし、市町村への交付額を一定補償する制度を構築すること。	財政調整事業に用いる保険者努力支援制度交付金の一定割合については、毎年度の事業費納付金算定の状況を踏まえ、「広域化調整会議」等で検討の上、決定することとしたところである。当該交付金の全国順位を引き上げにより、さらなる公費獲得することを府と市町村の共通目標として定め、府内全市町村で、予防・健康づくり、医療費適正化、収納率向上等の取組を進める方針の下、継続的に検討を進めてまいります。
142	阪南市	全般・その他	全般	一部負担減免においては別に定める基準において減免・徴収猶予基準を統一しているが、決定までの調査基準等において、市町村によって異なることから、府において基本の事務マニュアル等を策定されたい。	「大阪府国民健康保険運営方針に基づく事務運用の決定について（通知）」（平成30年4月20日付け国健第1212号）に基づき、基本的な考え方を整理した一部負担減免に係る事務運用を定め、事務の効率化・負担の公平性の確保に資する項目等については、「広域化調整会議」等において、必要に応じて検討してまいります。

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
143	阪南市	全般・その他	全般	被保険者証の廃止に伴い、資格確認書の発行についてブッシュ型に対応できるようWG等で府内統一の事務マニュアル等を作成されたい。また、マイナ保険証の紐づけ確認に時差が生じることから全被保険者に交付されたい。	マイナナンバーカードによる被保険者証の廃止を含めた国民健康保険制度は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を一元的に担うことが基本であると考えています。資格確認書の取扱いを含め、制度の実施が円滑に進められることが重要と認識しており、今後どのように導入が進められるのか、具体的な方針が示されるよう国に働きかけるとともに、「広域化調整会議」等で引き続き検討してまいります。
144	阪南市	全般・その他	全般	短期証の廃止に伴い、特別養育費の事前通知対象の基準について、WG等において一定の基準マニュアルを作成されたい。	マイナナンバーカードによる被保険者証の廃止を含めた国民健康保険制度は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を一元的に担うことが基本であると考えています。資格確認書の取扱いを含め、制度の実施が円滑に進められることが重要と認識しており、今後どのように導入が進められるのか、具体的な方針が示されるよう国に働きかけるとともに、「広域化調整会議」等で引き続き検討してまいります。
145	岬町	全般・その他	全般	財政安定化支援事業の取扱いについては、総務省が示す繰入基準額どおりとすることを基本として一般会計から国保特会に繰り入れられるよう努めることとするとされるところであるが、それぞれの自治体の財政事情により基準額どおりの繰り入れが見込めない場合も想定した取扱いを願いたい。	当該項目については、「広域化調整会議」等での検討を踏まえ、予算編成等における裁量への配慮を前提とした上で、府内市町村が共通認識により取り組むべき基本的な方向性・考え方について記載したものであり、今後「広域化調整会議」等を通じて検討を進めてまいります。
146	河南町	全般・その他	全般	国保は本来、国において権限・財源・責任を一元的に担うべきであるとして、制度設計に責任を持つ国に各種要望をされており、要望の内容等大阪府のHP上において公表されています。さらに今後も要望を行うと運営方針に明記されています。望みの結果というものは国から何ら示されないものなのでしょうか。無いなら回答無し等HP上で公表はされないのでしょうか。	制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、その実現に向けて、継続的に要望してまいります。
147	河南町	全般・その他	全般	図3や図5において医療費総額が減少しているにも関わらず、図6-1の一人当たり医療費が増大している理由が分かりにくいと思います。	被保険者数の減少（表2）により医療費総額は減少していますが、高齢化の進展に伴い一人当たり医療費が高い高齢者（図6-2）の割合が増加（図2）していることや、医療の高度化などにより一人当たりの医療費が増大（図6-1※）していることを説明する構成としております。 ※令和3年度のデータは公表され次第、更新予定

令和5年10月31日 大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課 次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

No.	市町村名	運営方針（案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
148	大阪狭山市	序章_第1 基本的事項	1 策定の目的	国保制度においては年齢構成が高く、一人当たりの医療費水準が高いため、所得水準が相対的に低いことから、構造的な問題を抱えている。大阪府においては医療保険制度の一本化に向けた抜本的な改革を早期に実現するよう国に働きかけると共に、国民健康保険の財政運営の責任主体としての責務を果たし、国に対して公費の投入拡大を求め、大阪府独自の財政措置を講じるなど、大阪府が主体となり被保険者の保険料負担の軽減に努めていただきたい。	国民健康保険制度は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を一元的に担うことが基本であると考えており、制度設計に責任を持って、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。
149	大阪狭山市	第一章_第2 市町村における保険料の標準的な算定方法	7 その他（3） 保険料の減免	子育て支援対策の観点から、子どもに係る均等割保険料の軽減対象年齢について、未就学児に限定せず、対象年齢を拡大するよう国に働きかけられたい。	令和4年度から実施されている子どもに係る均等割保険料の軽減措置については、軽減の対象が未就学児までと限定的であること、また、軽減割合も5割となっていることから、本府としましては、対象年齢や軽減割合の拡充について、国に対し要望を行っているところです。
150	大阪狭山市	第一章_第2 市町村における保険料の標準的な算定方法	7 その他（3） 保険料の減免	保険料減免にかかるとともに府内統一基準については、過去の判例等を踏まえていることだが、これまで府内市町村が独自で行っている低所得者の保険料負担に配慮した減免について、適用基準に含められる要素が無いが、引き続き検討願いたい。	保険料減免その他共通基準につきましては、平成30年度からの広域化を踏まえ、被保険者間の受益と負担の公平性の観点から府内市町村共通の取扱いとして、市町村との協議の上で決定し、大阪府国民健康保険運営方針に定めているところですが、このことを踏まえつつ、引き続き、「広域化調整会議」等における府内市町村の意見や運営状況の検証等を踏まえ、その結果に基づいて大阪府国民健康保険運営協議会の意見も聴きながら必要に応じて見直しを行うこととしてまいります。
151	大阪狭山市	第一章_第3 市町村における保険料の徴収の適正な実施	2 収納対策（2） 収納対策の体制強化に資する取組	被保険者証の廃止と共に短期被保険者証が廃止となるが、滞納者との折衝機会の減少により、収納率低下の恐れがある。被保険者の負担の公平性を確保すると共に保険料抑制を図るため、短期被保険者証廃止後の収納対策の強化に向け、事務の効率化・広域化の観点から、大阪府が主体的に取組みを行っていただきたい。	収納対策の強化に向けた取組については、「広域化調整会議」等において市町村とともに協議し、決定することとしてまいります。

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	運営方針（案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
	章・第	項目		
152	第一章 第4市町村における保険給付の適正な実施	8 その他（4）精神・結核医療給付	精神・結核医療給付については、被保険者への影響を十分に考慮し、対象者数の推移や他府県の制度のほか、福祉医療制度の周知及び影響等を分析し、調整会議にて方向性を検討するに当たり、慎重に取扱いいただきたい。	「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」（令和5年5月厚生労働省保険局国民健康保険課）においては、大阪府国民健康保険運営方針に基づき取組の状況をおおむね3年ごとに把握・分析し、評価を行うことと検証し、その結果に基づいて国保運営方針の必要な見直しを行うこととしていきます。精神・結核医療給付について、被保険者等への周知期間も随まえ、対象者数の推移や他の都道府県の状況、福祉医療費助成制度への影響など情報収集・検証を行い、「広域化調整会議」等において検討してまいります。
153	第三章 第7市町村が担う事務の標準的、広域的及び効率的な運営の推進	1 市町村が担う事務の共通化・共同実施（1）被保険者証（資格確認書）等	被保険者証の廃止及び資格確認書の発行については、国の制度改正・運用方法等の状況を注視し、医療現場等において混乱が生じないよう十分な周知及び周知期間の確保に努めると共に、廃止までの被保険者証の更新業務及び資格確認書の発行業務においては、大阪府国民健康保険連合会において滞りなく共同処理が行えるよう、実施に向けた調整を行われない。	マイナンバーカードによる被保険者証の廃止を含めた国民健康保険制度は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を一元的に担うことが基本であると考えています。資格確認書の取扱いを含め、制度の実施が円滑に進められることが重要と認識しており、今後どのように導入が進められるのか、具体的な方針が示されるよう国に働きかけるとともに、「広域化調整会議」等で引き続き検討してまいります。

「次期大阪府国民健康保険運営方針(素案)」に対する府民意見等の募集
(パブリック・コメント)に寄せられたご意見の概要と大阪府の考え方(案)

1 案件名	「次期大阪府国民健康保険運営方針(素案)」に対する府民意見等の募集について
2 募集期間	令和5年10月16日(月) 14時から 令和5年11月14日(火) 24時まで
3 募集方法	インターネット(電子申請)、郵便、ファクシミリ
4 意見提出件数	267件(うち公表不可35件)
5 寄せられたご意見の概要と大阪府の考え方	次ページ以降をご参照ください。
6 募集結果の閲覧方法	大阪府ホームページで公表のほか、大阪府健康医療部健康推進室国民健康保険課、府政情報センターで閲覧できます。
7 問い合わせ先	大阪府健康医療部健康推進室国民健康保険課 事業推進グループ 電話 06-6944-7049 FAX 06-6944-6684
8 備考	「次期大阪府国民健康保険運営方針(素案)」に対するご意見の主なものについて、大阪府の考え方を記載しています。また、類似のご意見については集約させていただいています。 頂戴しましたご意見につきましては、今後の国保制度運営の参考とさせていただきます。

No.	ご意見の概要	大阪府の考え方
1	なぜ「大阪で1つの国保」なのか。	国民健康保険制度は構造上の課題を抱えており、人口減少、超高齢化が進展する中、市町村単位の国保の仕組みのままでは、10年後、20年後の府内市町村の保険料水準に大きな格差が見込まれることとなります。そのため、将来も含めた府域内の格差を是正し、被保険者間の受益と負担の公平性を確保するとともに、保険財政の規模を大きくすることにより、安定した財政運営を図ることを目的として、大阪府と市町村が「大阪で1つの国保」として一体となり、共通認識のもとで、持続可能で安定的な国民健康保険制度を運営することとしたものです。
2	保険料の値上げにつながる府内統一化は中止すること。	国民健康保険制度は、個々の被保険者の保険給付で生じる経済的負担を被保険者全体で分かち合う仕組みになることを勘案すれば、被保険者の負担の公平性の観点から、大阪府内のどこに住んでいても「同じ所得、同じ世帯構成」であれば、「同じ保険料」であるべきと考えています。
3	保険料が全国一高くて払えない。	保険料及び事業費納付金の算定については、算定政令等の規定に基づき適正に行っているところです。 また、国民健康保険は、国民皆保険制度を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を担うことが基本と考えていることから、制度設計に責任を持つ国に対して、被保険者の保険料負担の軽減を図るため、万全の財政措置が講じられるよう、引き続き要望してまいります。
4	黒字分を活用して保険料を下げること。	令和6年度の保険料統一にあたっては、市町村の国民健康保険特別会計に黒字傾向が続く一方で、保険料が上昇している状況を踏まえ、市町村とともに検討を重ねた結果、府と市町村国民健康保険特別会計の財源配分の見直しや市町村国民健康保険特別会計の黒字財源等を一部活用することにより、公平性の観点を踏まえながら、統一保険料率の抑制を図るための財政調整事業の枠組みを構築いたしました。 国民健康保険は、国民皆保険制度を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を担うことが基本と考えていることから、制度設計に責任を持つ国に対して、被保険者の保険料負担の軽減を図るため、万全の財政措置が講じられるよう、引き続き要望してまいります。 併せて、市町村とともに保険者としてできる限りの保険料負担の抑制策について検討してまいります。

No.	ご意見の概要	大阪府の考え方
5	法定外繰入を認めないことは保険料上昇要因となる。	<p>国民健康保険制度では、法律に基づいて公費負担分が定まっているところに、さらに法定外の一般会計繰入を実施することは、国保の適用を受けない住民に対し、結果として法律に基づかない税負担を強いることとなり、税負担の公平性の観点から適切でないと考えております。</p> <p>平成 30 年度からの新制度の目的の一つは、法定外繰入に頼らずとも、将来にわたって持続可能となる国民健康保険制度をめざすものであり、法定外繰入を解消することは、受益と負担の均衡を図る観点から、必要であると考えています。</p> <p>国民健康保険は、国民皆保険制度を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を担うことが基本と考えていることから、制度設計に責任を持つ国に対して、被保険者の保険料負担の軽減を図るため、万全の財政措置が講じられるよう、引き続き要望してまいります。</p>
6	国民健康保険は社会保障であると国保法に明記しており、相互扶助の精神で運営すべきものではない。	<p>国民健康保険制度は、社会保障制度のうち、医療保障制度の重要な一環を形成しており、国民健康保険制度の健全な発展を図ることで、医療保障、ひいては社会保障制度の発展に寄与するものであると考えます。</p> <p>そのため、国民健康保険制度におきましては、個々の被保険者の保険給付で生じる経済的負担を府内の被保険者全体で負担を分かち合う仕組みとするべきであると考えています。</p>
7	国民健康保険制度は国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムと考えるのであれば、社会保障として、国に対して医療を保障する責任、財政責任を明確に求めるべき。	<p>国民健康保険は、国民皆保険制度を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を担うことが基本と考えていることから、制度設計に責任を持つ国に対して、被保険者の保険料負担の軽減を図るため、万全の財政措置が講じられるよう、引き続き要望してまいります。</p>
8	市町村独自の減免措置をなくすことには反対する。	<p>国民健康保険制度は、個々の被保険者の保険給付で生じる経済的負担を府内の被保険者全体で負担を分かち合う仕組みになることを勧案すれば、被保険者間の受益と負担の公平性の観点から、大阪府内のどこに住んでいても同じ所得・同じ世帯構成であれば、同じ保険料額であるべきと考えています。そのため、減免についても保険料額と同様に、被保険者の負担の公平化を図る必要があると考えています。</p>
9	恒常的に所得が低い人を保険料減免の対象とすること。	<p>保険料減免につきましては、平成 30 年度からの広域化を踏まえ、被保険者間の受益と負担の公平性の観点から府内市町村共通の取扱として、市町村との協議の上で決定し、大阪府国民健康保険運営方針に定めているところです。</p> <p>このことを踏まえつつ、引き続き、「広域化調整会議」等における府内市町村や国民健康保険運営協議会の意見を踏まえ、必要に応じて見直しを</p>

No.	ご意見の概要	大阪府の考え方
		行ってまいります。
10	子どもの均等割 5 割減額にかかる上乗せした全額免除や、対象者を 18 歳まで拡充すること。	子どもの均等割保険料については、令和4年度から国において、子どもにかかる均等割保険料の軽減措置が行われておりますが、軽減の対象が未就学児までと限定的であること、また、軽減割合も5割となっていることから、本府としましては、対象年齢や軽減割合の拡充について、国に対し要望を行っているところです。
11	収納率向上を目的とした目標収納率や収納率のインセンティブは廃止すること。	医療費が上昇する中、収納率向上を図ることは、保険財政を安定させるために必要な取組であると認識しており、被保険者間の受益と負担の公平性確保の観点からも、適切な収納対策に努めてまいります。
12	国保滞納者に対して無理な徴収強化を行わないこと。	未納となられた方に対しては、まずは接触の機会を確保し、納付相談を行い個別の事情をお聴きするなど、きめ細かく対応する必要があると考えています。徴収事務を行う市町村に対して、法令の趣旨に則って適切な事務が行われるよう助言を行ってまいります。
13	恒常的に所得が低い人を一部負担金減免の対象とすること。	一部負担金(窓口負担額)減免につきましては、平成 30 年度からの広域化を踏まえ、被保険者間の受益と負担の公平性の観点から府内市町村共通の取扱として、市町村との協議の上で決定し、大阪府国民健康保険運営方針に定めているところです。 このことを踏まえつつ、引き続き、「広域化調整会議」等における府内市町村や国民健康保険運営協議会の意見を踏まえ、必要に応じて見直しを行ってまいります。
14	出産・傷病手当の制度を創設すること。	出産・傷病手当金については、国民健康保険法に基づく任意給付であることから、被保険者間の受益と負担の公平性の観点を踏まえ、市町村と議論する場において、必要に応じて検討してまいります。
15	特定健診の実施率を引き上げること。	大阪府では平成30年度の国保制度改革以降、医療費の適正化を図る観点から、特定健診の受診率向上を図り取り組んでおり、市町村国保の受診率については全国の推移と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響でいったん低下したものの回復傾向にあります。しかしながら、依然全国の平均よりも低い状況が続いているため、引き続き、他府県や他保険者の好事例も参考にしながら、医師会と連携してかかりつけ医による勧奨強化や、ナッジ理論(自発的に望ましい行動に導く行動経済学理論)を活用した勧奨手法に係る市町村研修など、力を入れて取り組むところです。
16	その他のご意見	今後の国保制度運営の参考とさせていただきます。

大阪府国民健康保険運営方針

令和2年12月

大阪府

目 次

I 基本的事項	1
1 策定の目的	1
2 策定の根拠規定	1
3 策定年月日	1
4 対象期間	1
5 運営方針の進行管理及び検証・見直し	1
II 府における国民健康保険制度の運営に関する基本的な考え方	2
1 基本的な考え方	2
(1) 市町村国保が抱える構造的な課題	2
(2) 基本認識	2
(3) 視点	2
2 府内統一基準の設定	3
(1) 保険料関係	3
(2) 保険料関係以外	3
3 統一時期	3
III 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	4
1 医療費の動向と将来の見通し	4
(1) 府の人口	4
(2) 市町村国保の概要	4
(3) 医療費の動向	6
(4) 将来の国民健康保険財政の見通し	10
2 財政収支の改善に係る基本的な考え方	11
(1) 市町村国保の現状	11
(2) 財政収支の改善に係る基本的な考え方	13
(3) 計画的に解消すべき対象としての「赤字」の範囲	13
(4) 赤字解消の取組、目標年次等	13
(5) 累積赤字の取扱い	14
(6) 市町村が保有する財政調整基金の取扱い	14
(7) 府国民健康保険特別会計の在り方	15
3 府財政安定化基金の運用	15
(1) 「特別な事情」による収納不足時の交付	15
(2) 「特例基金」の活用	15
IV 市町村における保険料の標準的な算定方法	16
1 府内市町村の現状	16
(1) 保険料の算定方式	16
(2) 応能割と応益割の割合	16
(3) 賦課限度額の設定状況	17
2 標準的な保険料算定方式（医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分）	17
3 保険給付費等交付金（普通交付金）の対象とする保険給付	17
4 事業費納付金の算定方法	18
(1) 医療分	18
(2) 後期高齢者支援金分・介護納付金分	19
5 標準的な収納率	19
6 府内統一保険料率	19
7 激変緩和措置	20
(1) 激変緩和措置の期間	20
(2) 府が実施する激変緩和措置の内容	20
(3) 市町村が実施する内容	20
(4) 府・市町村の共同の激変緩和措置	21
8 その他	21
(1) 保険料・保険税の区分	21

(2) 保険料の仮算定の有無、本算定期、納期数	21
(3) 保険料の減免	21
V 市町村における保険料の徴収の適正な実施	22
1 府内市町村の現状	22
2 収納対策	23
(1) 目標収納率の設定	23
(2) 収納対策の強化に資する取組	23
3 収納率向上に対するインセンティブ方策	24
VI 市町村における保険給付の適正な実施	25
1 府内市町村の現状	25
2 府による保険給付の点検、事後調整	26
3 保険医療機関等による不正請求に係る返還請求	26
4 施術療養費の支給の適正化	26
(1) 施術療養費の支給に係る共通基準の設定	26
(2) 市町村に対する定期的・計画的な指導・助言の実施等	26
5 レセプト点検の充実・強化	26
6 第三者求償や過誤調整等の取組強化	27
(1) 第三者求償事務の取組強化	27
(2) 過誤調整の取組強化	27
7 高額療養費の多数回該当の取扱い	27
(1) 世帯の継続性に係る判定基準の標準化	27
(2) 高額療養費の計算方法や申請勧奨事務に係る取組の標準化	27
8 その他	28
(1) 一部負担金の減免及び徴収猶予	28
(2) 出産育児一時金	28
(3) 葬祭費	28
(4) 精神・結核医療給付	28
VII 医療費の適正化の取組	29
1 府内市町村の現状	29
2 医療費の適正化に向けた取組及び保健事業の取組の充実・強化	30
(1) 保健事業の取組の充実・強化	31
(2) 適正受診・適正服薬	31
3 施策推進にあたっての役割	32
(1) 市町村	32
(2) 府	32
VIII 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進	33
1 市町村が担う事務の共同実施	33
(1) 被保険者証（通常証）及びその他の証（高齢受給者証等）	33
(2) 医療費通知及び後発医薬品差額通知	33
(3) 広報事業の共同実施	33
(4) その他	33
2 保険給付費等交付金の府国保連合会への直接支払い	33
IX 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携	35
1 府2号繰入金の財源を活用した支援等	35
2 高齢者の保健事業と介護予防の取組との連携	35
X 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整	35
1 協議の場の設置	35
2 府・市町村が一体となって進めるべき施策の実施に向けて	35
3 円滑な制度運営に向けた調整	36

I 基本的事項

1 策定の目的

国民健康保険制度は、被用者保険に加入する者等を除くすべての者を被保険者とする公的医療保険制度であり、国民皆保険制度の中核として重要な役割を果たしてきた。

しかし、国民健康保険制度の現状においては、高齢化の進展、被保険者の低所得化とともに、医療費の増嵩、保険料収納率の低迷など、構造的な課題を抱え、厳しい財政状況となっている。

こうした中、第 189 回通常国会において成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）により、平成 30 年度から、都道府県が、市町村とともに国民健康保険の運営を担い、国民健康保険の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うことにより、国民健康保険制度の安定化を図ることとされた。

この大阪府国民健康保険運営方針（以下「運営方針」という。）は、府と市町村の適切な役割分担の下、持続可能な国民健康保険制度の構築をめざし、国民健康保険の安定的な財政運営並びに府内市町村の国民健康保険事業の広域化及び効率化を推進するための統一的な方針として策定するものである。

2 策定の根拠規定

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「国保法」という。）第 82 条の 2

3 策定年月日

令和 2 年 12 月 23 日

4 対象期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日の 3 年間

5 運営方針の進行管理及び検証・見直し

府は、引き続き、国民健康保険財政の安定的な運営や、市町村が担う事業の広域的・効率的な運営に向けた取組の継続的な改善、都道府県単位化の趣旨の深化を図る観点から、財政運営及び運営方針に基づく取組の状況について「見える化」を図り、運営方針の進行管理を行う。

また、府・代表市町村等で構成する大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議（同会議の下のワーキング・グループを含む。以下「調整会議」という。）において、定期的に運営状況を把握・分析、評価を行うことで検証し、その結果に基づいて、大阪府国民健康保険運営協議会の意見を聴きながら、運営方針の必要な見直しを行う。

II 府における国民健康保険制度の運営に関する基本的な考え方

1 基本的な考え方

(1) 市町村国保が抱える構造的な課題

我が国は、国民皆保険制度の下、誰もが安心して医療を受けられる医療制度を実現し、世界最高レベルの平均寿命と保健医療水準を達成してきた。

とりわけ、国民健康保険は、被用者保険の被保険者等を除いたすべての住民が加入する国民皆保険制度の中核として、重要な役割を果たしてきた。しかしながら、国民健康保険は、被用者保険と比べて年齢構成が高く、加入者が減少していく中で、一人当たりの医療に係る支出は増え続けていく一方で、加入者の所得水準は相対的に低いという構造的な課題を抱えており、厳しい財政状況が続いている。

国民の安全・安心な暮らしを保障していくためには、現行の社会保険方式による国民皆保険を堅持することが重要であり、国民健康保険制度改革にいたったものである。

(2) 基本認識

社会保険制度としての国民健康保険制度は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、その権限・財源・責任については、国が一元的に担うことが本来の姿である。

将来にわたり国民皆保険を堅持していくために、国に対し、各医療保険制度間での保険料負担率等の格差を是正し、被用者保険を含む医療保険制度の一本化を求めていく上で、制度改革は、安定的かつ持続可能な医療保険制度の構築に向けた通過点であると考ええる。

(3) 視点

平成30年度からの市町村国保制度においては、「大阪府で一つの国保」として、被保険者の資格管理が府域単位に変更されるとともに、財政面では、府が財政運営の責任主体となり、府内市町村の被保険者に係る必要な医療給付費を府内全体で賄うことで、保険財政の安定的運営を可能としたものである。府が財政運営の責任主体となることにより、社会保険制度における相互扶助の精神の下で、これまでの市町村における被保険者相互の支え合いの仕組みに、市町村相互の支え合いの仕組みが加わり、府内全体で負担を分かち合うこととなった。

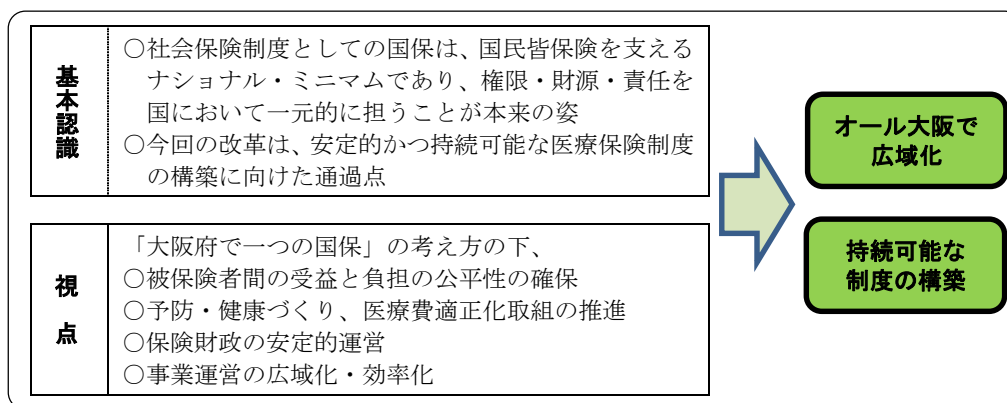
このような仕組みを勘案すれば、府内のどこに住んでいても、同じ所得・同じ世帯構成であれば同じ保険料額となるよう、府内全体で被保険者間の受益と負担の公平化を図るべきであると考ええる。

一方、府においても、令和元年時点の高齢化率（65歳以上人口割合）は27.6%に達しており、今後も高齢化が進むことが見込まれる。65歳以上の医療費は年々増加していることから、将来的な医療費の増加は避けられないと考えられる。

そこで、医療保険制度全体を持続可能なものとし、生命と健康に対する府民の安心を確保するためには、必要な医療を確保しながら医療費の適正化を図ることが重要であり、予防・健康づくりの取組を着実に進めていくことが求められる。

(6)

こうした考え方の下、「被保険者間の受益と負担の公平性の確保」と「予防・健康づくり、医療費適正化取組の推進」の二本柱を中心として新制度を円滑に推進するとともに、「保険財政の安定的運営」「事業運営の広域化・効率化」に向けた取組を進めることで、持続可能な制度をめざすものである。



2 府内統一基準の設定

上記1の基本的な考え方に基づき、次の項目についての「府内統一基準」を定める。

(1) 保険料関係

- ① 保険料・保険税の区分
- ② 賦課方式
- ③ 賦課割合
- ④ 賦課限度額
- ⑤ 保険料率
- ⑥ 保険料の減免基準
- ⑦ 保険料の仮算定の有無、本算定時期、納期数

(2) 保険料関係以外

- ① 一部負担金の減免基準
- ② 出産育児一時金の額
- ③ 葬祭費の額
- ④ 被保険者証（通常証）の様式、更新時期、有効期間
- ⑤ 保健事業（予防・健康づくり、医療費適正化に関する取組）（共通基準）
- ⑥ 精神・結核医療給付

3 統一時期

平成30年4月1日

ただし、出産育児一時金の額、葬祭費の額、被保険者証の様式等（平成30年以降の更新分）、保健事業（共通基準に係るもの）及び精神・結核医療給付以外の項目については、激変緩和・経過措置を設けるものとする。

(7)

Ⅲ 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

1 医療費の動向と将来の見通し

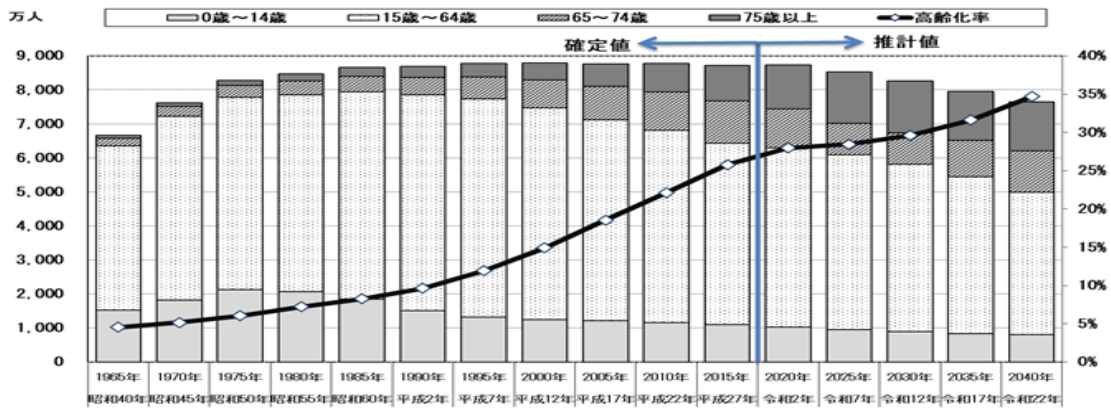
(1) 府の人口

総務省人口推計によると、府の総人口は、令和元年10月1日現在で約880万9千人、65歳以上の高齢者人口は約243万4千人となっている。

府の高齢化率（65歳以上の人口）は、令和元年10月1日現在では27.6%と、全国の高齢化率28.4%と比べると0.8ポイント低いものの、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）には65歳以上の高齢者が約242万8千人（28.5%）に、また、高齢者人口がピークとされる令和22年（2040年）には約265万3千人（34.7%）になると推計されており、今後も高齢化が進行する見込みの下、将来的に医療ニーズのさらなる増加が見込まれる。

また、令和元年の70歳以上人口は、約187万9千人（21.3%）であり、令和7年（2025年）には約199万人（23.3%）、令和22年（2040年）には約199万5千人（26.1%）と見込まれる。

図1 府の高齢者数・高齢化率の推移



出典：総務省 人口推計、国立社会保障・人口問題研究所 将来推計人口

(2) 市町村国保の概要

① 保険者数、世帯数及び被保険者数

府内市町村国保の保険者数は43で、被保険者数の規模別にみた内訳は表1のとおりである。

表2のとおり、国保加入世帯数は、平成30年度の年間平均で、約129万6千世帯であり、平成29年度より3.0%減少している。

また、被保険者数は、平成30年度の年間平均で約202万人であり、平成29年度より4.6%減少した。

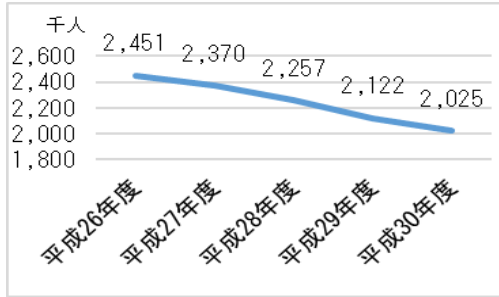
表1 府内市町村国保の保険者数（被保険者数規模別、令和2年3月末現在）

保険者数	被保険者数規模						
	3千人未満	3千人以上 5千人未満	5千人以上 1万人未満	1万人以上 5万人未満	5万人以上 10万人未満	10万人以上 20万人未満	20万人以上
	2	5	3	23	7	2	1

（府健康医療部健康推進室国民健康保険課調査）

表2 府内市町村国保の加入世帯数及び被保険者数（年間平均）

	世帯数	被保険者数(人)
平成26年度	1,463,063	2,451,020
平成27年度	1,435,732	2,369,718
平成28年度	1,392,513	2,257,217
平成29年度	1,336,160	2,122,050
平成30年度	1,295,907	2,024,766



（府健康医療部健康推進室国民健康保険課調査）

② 被保険者の年齢構成状況

表3のとおり、令和元年10月1日現在における75歳未満の府人口は約754万6千人で、それに対する市町村国保の被保険者数は約193万6千人と、府人口の25.7%が国保に加入していることになる。年齢階層別（5歳階層別）にみると、65歳以上の国保加入率が特に高くなっている。

また、図2のとおり、65歳から74歳までの被保険者が国保全体に占める割合は、平成25年の33.6%から平成30年には39.7%に上昇しており、全国の高齢化率を上回るペースで高齢化が進行している。

表3 府の人口及び市町村国保の被保険者の年齢構成（令和元年9月末現在）

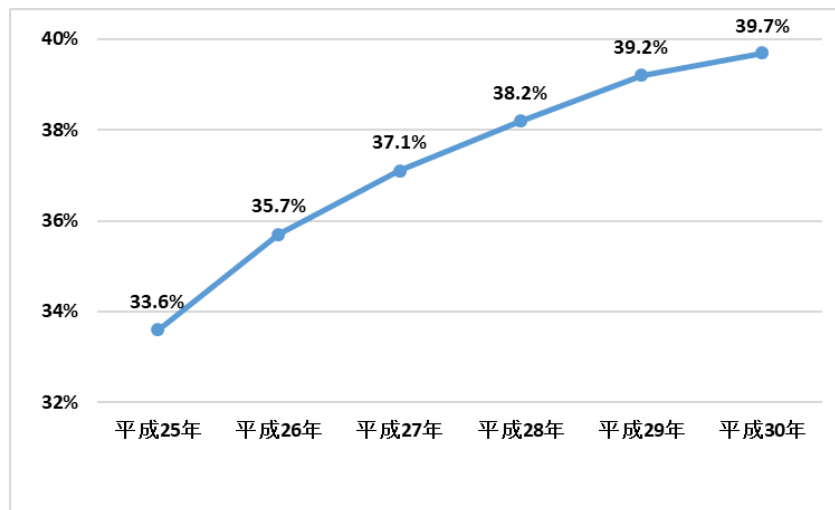
	府人口		被保険者数		国保加入率 ②/①
	実数①	構成比	実数②	構成比	
	千人	%	千人	%	%
総数	7,546	—	1,936	—	25.7%
0歳～4歳	330	4.4%	43	2.2%	13.0%
5歳～9歳	346	4.6%	49	2.5%	14.2%
10歳～14歳	366	4.9%	53	2.7%	14.5%
15歳～19歳	410	5.4%	66	3.4%	16.1%
20歳～24歳	491	6.5%	83	4.3%	16.9%
25歳～29歳	473	6.3%	76	3.9%	16.1%
30歳～34歳	480	6.4%	78	4.0%	16.3%
35歳～39歳	521	6.9%	88	4.5%	16.9%
40歳～44歳	609	8.1%	106	5.5%	17.4%
45歳～49歳	733	9.7%	135	7.0%	18.4%
50歳～54歳	631	8.4%	122	6.3%	19.3%
55歳～59歳	523	6.9%	114	5.9%	21.8%

60歳～64歳	462	6.1%	154	8.0%	33.3%
65歳～69歳	555	7.4%	325	16.8%	58.6%
70歳～74歳	616	8.2%	444	22.9%	72.1%

※府人口は、令和元年10月1日現在人口推計（総務省統計局）による。

（府健康医療部健康推進室国民健康保険課調査）

図2 府内市町村国保における65歳以上被保険者の占める割合の推移（各年9月末現在）



（府健康医療部健康推進室国民健康保険課調査）

（3）医療費の動向

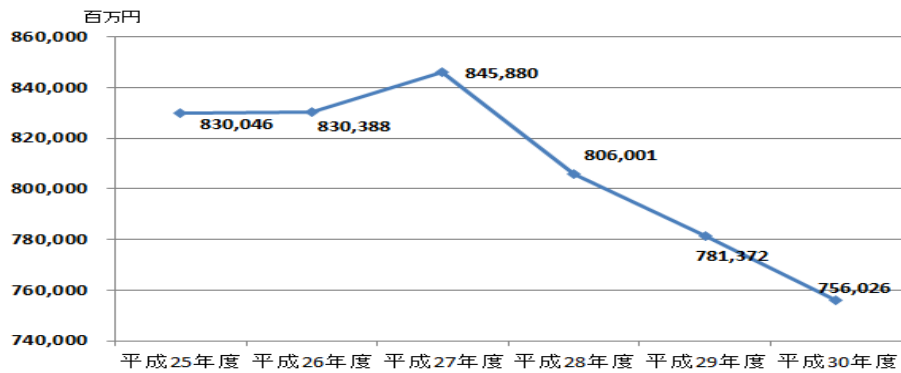
図3のとおり、平成30年度の市町村国保における医療費総額は約7,560億3千万円で、前年度と比較して、約253億4千万円、3.2%の減少となった。また、一人当たり医療費は約37万4千円で、前年度に比べ約5千円、1.3%増加した（図6-1）。

年齢階級別にみると、平成30年度は、65歳未満がおよそ2,976億9千万円（39.4%）、65歳以上が約4,583億3千万円（60.6%）となっている（表4、図4）。また、図5のとおり、65歳以上の医療費は、平成27年度までは上昇していたが、平成28年度からは被保険者数の推移と同様に減少に転じている。

5歳ごとの年齢階級別では、一人当たり医療費が最も低いのは20～24歳で85,392円、最も高いのは70～74歳で632,279円となっており、約7.4倍の格差が生じている（図6-2）。

府の医科主要疾病別医療費の特徴として、図7のとおり、市町村国保の入院外医療費は、外来治療できる疾患で患者数の多い疾患を含む筋骨格系疾患、高血圧・動脈硬化症、脂質異常・内分泌疾患、糖尿病と、一人当たり医療費が高い疾患を含む悪性新生物、筋骨格系疾患、腎不全、糖尿病の割合が大きい。入院医療費は、図8のとおり、入院治療が必要な疾患で手術等の外科的治療が必要な疾患を含む悪性新生物、心疾患、筋骨格系疾患と、高額な治療薬を使用する疾患を含む悪性新生物、心疾患の割合が大きい。また、悪性新生物、心疾患に次いで、精神・神経科が多いという特徴がある。

図3 府内市町村国保における医療費総額の推移



出典：厚生労働省 医療給付実態調査

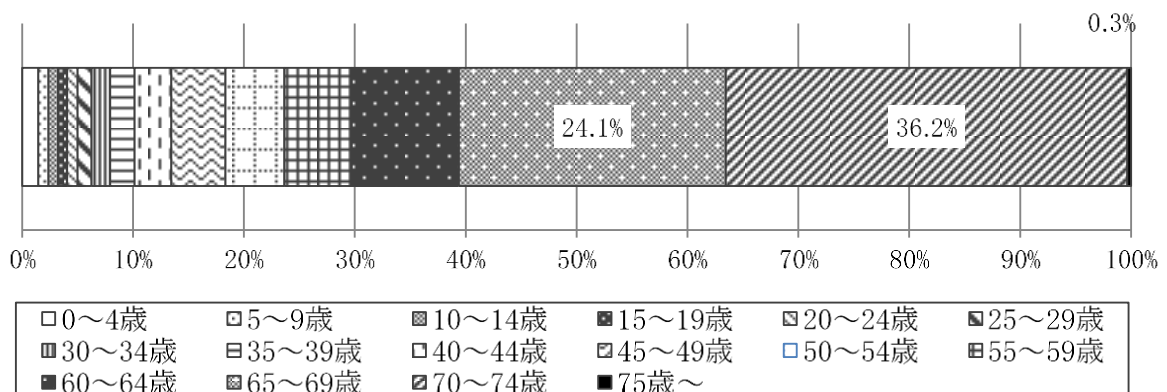
表4 府内市町村国保における年齢階級別医療費（平成30年度）

年齢階級	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳
医療費 (百万円)	11,029	7,033	6,370	6,283	7,187	9,535	12,580	16,711
割合	1.5%	0.9%	0.8%	0.8%	1.0%	1.3%	1.7%	2.2%
年齢階級	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳
医療費 (百万円)	25,032	36,859	40,292	45,643	73,140	182,115	273,621	2,595
割合	3.3%	4.9%	5.3%	6.0%	9.7%	24.1%	36.2%	0.3%

(注) 診療年月日を診療年月の月末として年齢を計算しており、75歳の誕生日を迎える月に誕生日前に診療を受けた場合には年齢が75歳となる。

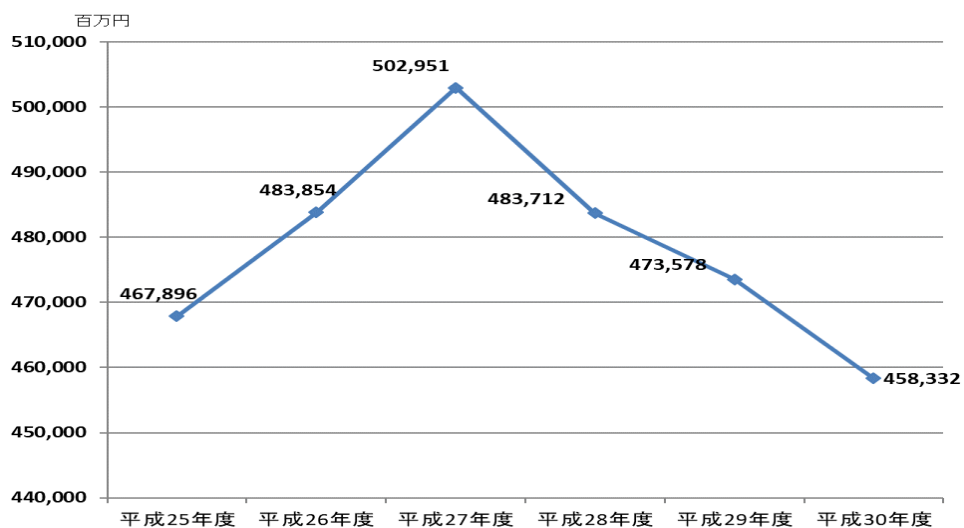
出典：厚生労働省 医療給付実態調査

図4 府内市町村国保における年齢階級別医療費割合（平成30年度）



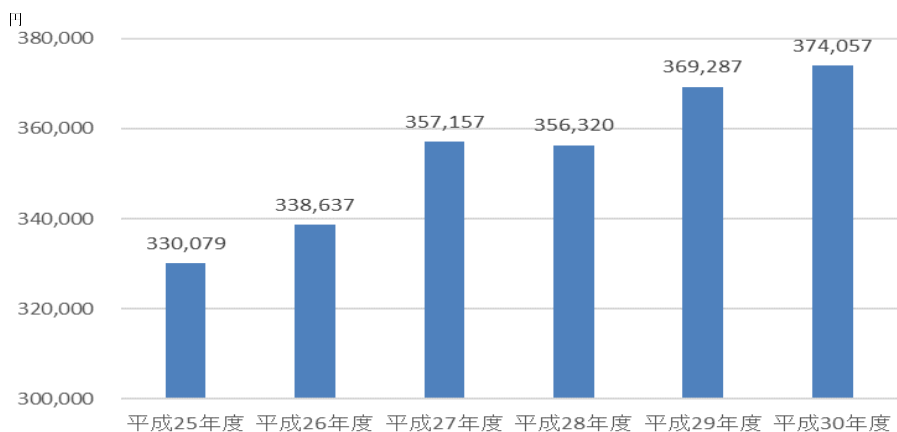
出典：厚生労働省 医療給付実態調査

図5 府内市町村国保における65歳以上医療費の推移



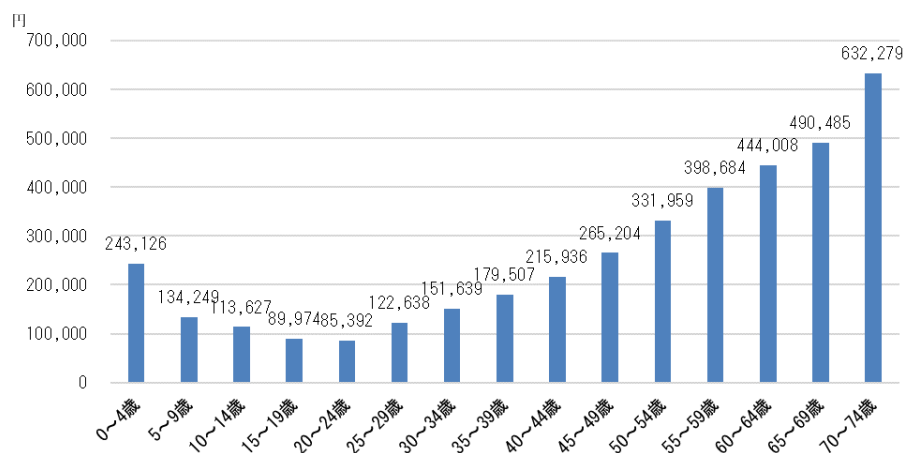
出典：厚生労働省 医療給付実態調査

図6-1 府内市町村国保における一人当たり医療費の推移



出典：厚生労働省 国民健康保険実態調査・医療給付実態調査

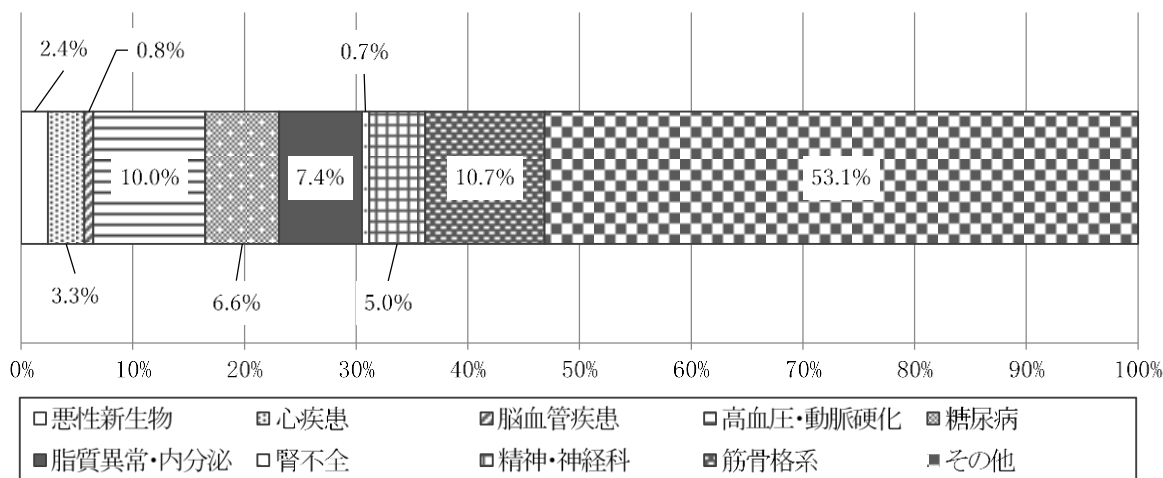
図6-2 府内市町村国保における年齢階級別一人当たり医療費（平成30年度）



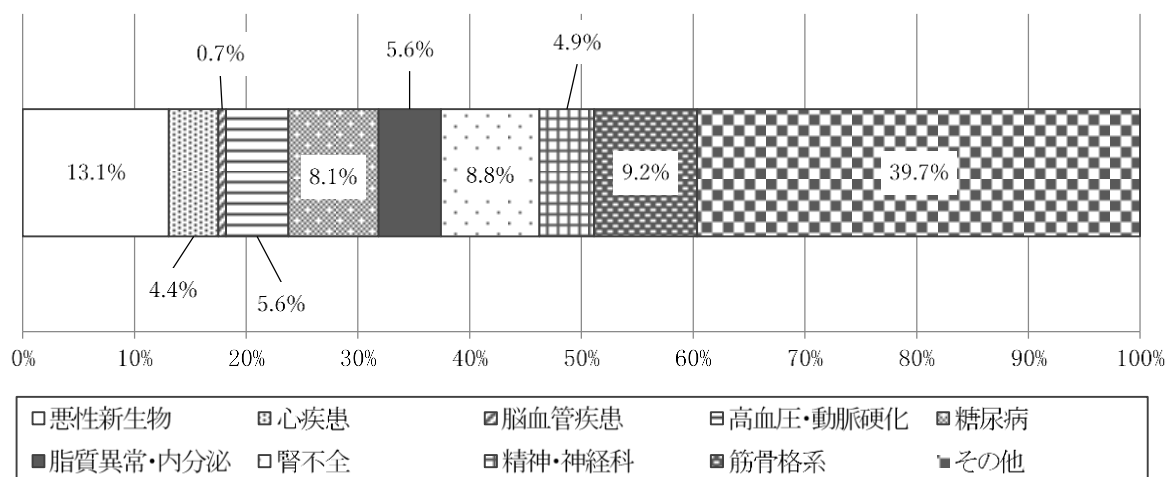
出典：厚生労働省 国民健康保険実態調査・医療給付実態調査

図7 医科主要疾病別 患者数構成・医療費構成（入院外）

(患者数構成)



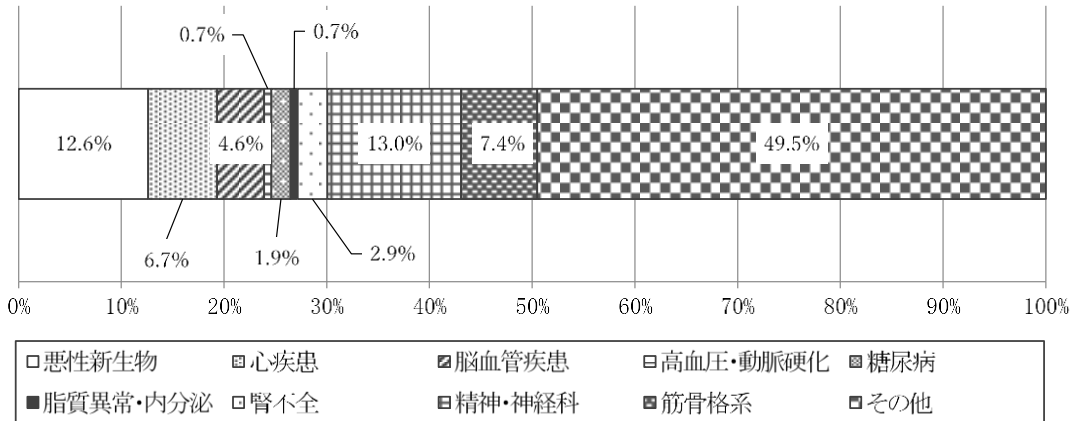
(医療費構成)



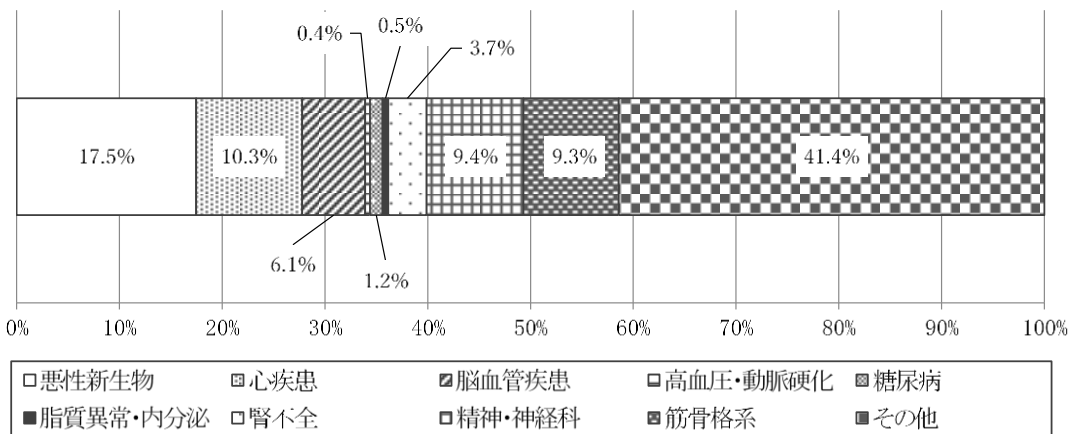
出典：大阪府国民健康保険団体連合会が集計した令和元年度疾病別医療費分析（中分類）のデータを、国立保健医療科学院が提供する「自治体における生活習慣病対策のための健診・医療・介護等データ活用」のデータベースを活用し、府健康医療部健康推進室国民健康保険課が作成

図8 医科主要疾病別 患者数構成・医療費構成（入院）

（患者数構成）



（医療費構成）



出典：大阪府国民健康保険団体連合会が集計した令和元年度疾病別医療費分析（中分類）のデータを、国立保健医療科学院が提供する「自治体における生活習慣病対策のための健診・医療・介護等データ活用」のデータベースを活用し、府健康医療部健康推進室国民健康保険課が作成

（４）将来の国民健康保険財政の見通し

中長期的に安定的な国保財政を運営していくためには、これまでの医療費の動向を把握し、将来の国保財政の見通しを示すことが重要である。以下に、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる令和7年度（2025年度）までの市町村国保における医療費の見通しを推計する。

① 推計医療費

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
7,831	7,838	7,840	7,837	7,829	7,815	7,796

（単位：億円）

② 被保険者一人当たり推計医療費

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
401,016	408,627	416,275	423,949	431,639	439,330	447,009

（単位：円）

市民及び議員の意見、発言等

No.	時期	発言者	意見、発言等
1	平成29年(2017年) 2月定例会	竹村博之議員	<p>次に、国民健康保険についてお尋ねします。</p> <p>市町村が運営する国民健康保険を、国が都道府県域内の統一的な運営方針として示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進するとする、いわゆる国保制度の都道府県単位の統一化が迫っています。日本共産党大阪府議会議員団の調査では、府下で統一保険料率になると国保料がどう変わるかという試算で、現役40歳代夫婦と未成年の子供二人の4人世帯で年間所得300万円の場合、吹田市では保険料が51万8,998円から61万3,275円、何と9万4,277円、また65歳以上74歳以下で年金生活の夫婦世帯で所得200万円の場合は、28万7,131円から31万3,506円、2万6,375円の引き上げという結果が出ています。試算によると、ほとんどの自治体で大幅な引き上げとなります。</p> <p>さて、昨年5月31日付で、本市議会において意見書が可決をされております。大阪府への要望項目は、1、大阪府が定める標準保険料率を全市町村に一律に適用せず、各市町村が地域の实情に応じ保険料を設定することを認めること。2、減免制度については共通基準による統一をせず、各市町村が独自に設けることを認めること。3、保険料抑制を目的とした法定外繰り入れの解消を市町村に押しつけないこと。4、市町村独自の減免制度など、加入者への負担軽減策に対し、ペナルティーを科さないこと。5、大阪府による国民健康保険会計への法定外補助をふやすなど、加入者への負担軽減策を検討すること。以上であります。意見書の内容について、理事者としてどのように受けとめておられるか、大阪府との協議も含めて御所見をお聞かせください。</p> <p>これまでも大阪府内統一化については、さまざまな懸念が指摘されてきましたけれども、国保は社会保障制度であり、市民の命と健康にとってはなくてはならない、まさに命綱とも言うべき制度であります。低所得者や高齢者、自営業者が中心の制度であり、保険料が高くて、払いたくても払えないとの声があります。統一化によって保険料が引き下がるということであれば納得もできず、その全く逆ではないでしょうか。市民への悪影響を避けるために、あらゆる方策を講じることが求めます。御所見をお聞かせください。</p>

市民及び議員の意見、発言等

No.	時期	発言者	意見、発言等
2	平成29年(2017年) 3月福祉環境委員会	吉瀬武司委員	<p>国保の負担が多い中で、大阪府の広域で制度が変わっていくということもあって、いろいろな不安な状況があるんですけども、国保に入っておられる方に関しては、非常に年齢的にも高い、会社を退職されたりとか、また個人の方、また高齢の方が多くということ、非常に活性的にも弱者の方が多くという状況の中で、吹田市今の現状、いろいろと努力はされてきていると思うんですけども、減免であったり、さまざまな個人的な御相談とかを受けて対応している状況に関して、これを今の現状のサービスといますか、対応を続けていけるかどうかという不安もあります。</p> <p>今回の国保特会が大きく変化する中で、考え方をちよっと教えていただきたいと思えます。</p>
3	平成29年(2017年) 3月福祉環境委員会	吉瀬武司委員	<p>この実質収支の流れから見ても、いろいろと吹田市として努力をしてきてきていることとか、1年前倒しになってきていることがわかるので、その辺も含めて、しっかり強く大阪府にも言っていたらいい、今のサービスが維持できるような形の流れをつくっていただきたいと思っております。</p> <p>今回の予算に対して、一般会計の繰り入れを見ておりましたが、繰入金自体は大体、似たような金額が発生してきてるんですけども、繰入金に関しても、ずっとこのような流れが続いていくということよろしいでしょうか。</p>
4	平成29年(2017年) 3月福祉環境委員会	倉沢恵委員	<p>国保の問題は、市政上の大きな問題ですし、住民の目線から見たら、国民健康保険というのはすごく大きな課題なんですね。収入に比べて国民健康保険の負担がすごく大きいということに対しては、やっぱりすごく痛い思いをされている、苦しい思いをされている方はたくさんおられると。同時に、国民健康保険、法律にはきちんと社会保険制度という位置づけがあるんですけど、残念ながら今の制度改革というか、改悪ですけれども、この中でなかなか仕組みとして、そういう機能が果たせていないという感じがしています。</p> <p>そういう中で、いよいよ1年後ですか、広域化ということになるんですが、その中で、保険料の激増というか、大幅な引き上げみたいなのに見舞われないうか、あるいは心配がすごくあるんです。その点は、どんなふうに対応部としては見てはるんでしようか。</p>

市民及び議員の意見、発言等

No.	時期	発言者	意見、発言等
5	平成29年(2017年) 3月福祉環境委員会	倉沢恵委員	<p>具体的な数字の問題は、時間の関係もあるので省略しますので、やっばり吹田市が市町独自に国民健康保険の一般会計の繰り入れを頑張ってやりはって、その中で保険料を抑制してきた経過とか、運用の中でほかの市町村では、滞納者に対しては、差し押さえすると、そんな取り立ての問題もあつたんですけど、単純にはそういうふうにはしないで、きちんと市民の人の理解を得ながら支払ってもらおうということの努力もしたり、そういうふうな歴史的な経過があると思うんですね。</p> <p>そういうことで、やっばり国民健康保険については、医療崩壊してもうたら困りますから、自分の健康を守るためにも、きちんと保険を払いたい。払いたいけれども、生活が大変なんだというところでのすり合わせですね。そういう御相談にも乗っていただきたいながら、やっばりしっかりした対応を、ぜひやっていたらいいなと思っております。</p> <p>ただ、今の答弁なんかを聞いてると、激変緩和措置をしますというの、激変があるということなんですね、緩和するといっても、本当に実際大丈夫なんだろうかという疑念はあるわけなので、やっばりしっかりと市の努力ということを、府との関係でもしっかりと意見も言って、頑張っていたらいいなと思います。</p>
6	平成29年(2017年) 9月定例会	小北一美議員	<p>最初に、国民健康保険広域化についてお伺いします。</p> <p>国民皆保険制度を維持するため、府と市町村が一体となって保険者事務を共通認識のもとで実施する国保運営の広域化、効率化を推進する目的で、大阪府において国保の広域化が平成30年度から開始される予定となっています。</p> <p>広域化により、府内で統一保険料を目指すとのことですが、今考えられている統一保険料となった場合、本市はどのような影響を受けるのかについてお答えください。</p>
7	平成29年(2017年) 9月定例会	小北一美議員	<p>広域化に際して、従来の累積赤字の計画的な解消も各自治体に求められていますが、平成27年度時点で27億3,300万円と、府下で大阪市に次いで多い赤字を抱えている本市の累積赤字解消計画の取り組みについて、お答えください。</p>
8	平成29年(2017年) 9月定例会	小北一美議員	<p>広域化に際して、市町村における保険料徴収の適正な実施が求められており、収納率向上に対する実績、伸び率等が評価されるような仕組みが構築されると聞いています。本市の収納率の現状と今後の収納率向上への取り組みについて、お答えください。</p>

市民及び議員の意見、発言等

No.	時期	発言者	意見、発言等
9	平成29年(2017年) 9月定例会	小北一美議員	<p>今回の広域化に関して、大阪府が保険料を府内共通基準で統一することは一定理解するものの、各市がこれまで取り組んできた医療費適正化等のインセンティブ、医療費実績が考慮されないような統一保険料の設定は、適正化に積極的に取り組んできた自治体にとっては納得できないものです。</p> <p>あわせて今回の広域化に関して、吹田市として看過できないのは、保険料の減免基準が府内統一となり、これまできめ細やかな減免制度を実施してきた本市の取り組みが継続できなくなること、また吹田市が独自で条例で定めている賦課総額の標準割合が変更になり、多子世帯の、とりわけ低所得層の保険料が大幅な負担増となることです。</p> <p>広域化の流れはやむを得ないものの、これまで吹田市が取り組んできたこのような減免制度等に関して、今後もし独自の裁量が行使用できるよう、また急激な市民負担の増加とならないよう、近隣自治体と連携して、府へ強く要望すべきであると考えますが、担当副市長の御見解をお聞かせください。</p>
10	平成29年(2017年) 9月定例会	塩見みゆき議員	<p>最後に、国民健康保険料の統一化についてお聞きをいたします。</p> <p>国民健康保険料の統一化によって保険料の引き上げが起これるとともに、独自の減免制度が実施できなくなり、市民への影響は大きいと思われま。</p> <p>そのため、市は大阪府に対して賦課割合や独自減免について、市町村の判断を尊重するよう主張をしています。市長も市長会などで要望していただいているとのことでした。来年4月まで半年余りとなりました。統一化の府の動きと市長の統一化に対するお考えをお聞きしたいと思います。</p>
11	平成29年(2017年) 11月定例会	吉瀬武司議員	<p>次に、国民健康保険の広域化についてお聞きいたします。</p> <p>同僚議員も質問していますが、大阪府の動向が注目されている中、本市の考え方を明確にする必要があると考えしております。</p> <p>府は、府内統一料金を目指しております。6年間の激変緩和期間、3年目で検証するということの設定されておりますが、保険料賦課決定権、予算決定権は本市にあり、大阪府の運営方針と、地方自治権の侵害に対する考え方について問題にしている自治体もあります。</p> <p>佐賀県では、一本化は任意であり、各市町村間のメリット、デメリット等をしっかりと整理、検証する時間が必要、また一本化を目指すが、目標の期限は定めないとされている。府内統一料金を進めているのは大阪府のみとなっており、都道府県間で取り組みに差異が出ております。こういった一連の動きについて、本市の見解をお示しください。</p>

(4)

市民及び議員の意見、発言等

No.	時期	発言者	意見、発言等
12	平成29年(2017年) 11月定例会	吉瀬武司議員	<p>これまで吹田市が行ってきた配慮や国保の運営方針については理解できるものであり、納付相談についても丁寧に対応していただいたと認識しております。都道府県によって国保の運営方針が異なることは、まだまだ課題があります。しっかりと見直しを訴えていただきたいと要望しておきます。</p> <p>次に、大阪府の試算と本市の現状についてお聞きします。</p> <p>大阪府の試算は、負担緩和のための繰り入れは試算に含めず、当てにならない数字としています。繰り入れを含む試算と減免に要する市単費の原資を含めると、保険料がどのようなのか本市独自の試算を示し、激変緩和に際しての方針を明確に示す必要があります。本市としてこの試算をどのように考えているのか。</p> <p>また、12月中に大阪府が示す予定の試算を受けて、本市の市民に及ぼす影響と大阪府に對して言うべきことは述べておく必要があると考えます。本市の国保料や影響額について、どのように市民に示すのか、また考えられる課題と、府への対応について所管の御所見をお聞かせください。</p>
13	平成29年(2017年) 11月定例会	吉瀬武司議員	<p>次に、設定されているインセンティブについてお聞きいたします。</p> <p>国保の繰入金額や累積赤字解消、医療費削減につながる施策へ取り組み自治体に対しては、インセンティブが付加されているとのことですが、</p> <p>多くの繰り入れや、累積赤字の解消を伴う本市は、一般会計繰り入れを行っていること、累積赤字があり、33年度までの赤字解消計画になっている点、また収納率向上については、目標に対して大きな開きがある状況となっております。</p> <p>府独自のインセンティブの仕組みに係る指標が示されていますが、担当所管の見解をお聞かせください。</p>
14	平成29年(2017年) 11月定例会	吉瀬武司議員	<p>影響がある市民に対して、市民の生活相談、自立支援の強化、拡充が大事になると考えます。御所見をお聞かせください。</p>
15	平成29年(2017年) 11月定例会	吉瀬武司議員	<p>今後、想定されるさまざまな事情で困窮される方に寄り添った相談を強化していただきたいと要望しておきます。</p>

市民及び議員の意見、発言等

No.	時期	発言者	意見、発言等
16	平成29年(2017年) 11月定例会	玉井美樹子議員	<p>次に、国民健康保険の広域化についてお聞きをします。 厚生労働省は、2018年度から国民健康保険料の限度額を4万円引き上げて93万円とする案を、8日の社会保障審議会医療保険部会で提示をしました。最高限度額の引き上げは、中間所得層の負担軽減につながるというものの、国保加入者の8割近くは所得200万円以下ですから、これ以上の保険料の値上げは、払いたくても払えなくなる方がふえるだけです。 保険料の統一化を進める大阪府の保険料、平成29年度の仮算定が示されました。日本共産党の大阪府議団は、この間の医療費の伸び率を勧案をし、独自の試算をしました。その試算によると、40代シングルマザーと未成年の子供二人の子供二人の3人世帯で、年間所得100万円の場 合、年間4,641円の値上げ、40代夫婦と未成年の子供二人の子供二人の4人世帯で、年間所得200万 円の場合、年間2万5,812円の値上げ。 平成30年度についてはこれからとのことですが、保険料の賦課権は市町村というのが原則 ですから、市から府への負担分は納めますから、保険料は国のガイドラインに基づき、市の保 険料を設定するということはできないのでしょうか、お答えください。</p>
17	平成29年(2017年) 11月定例会	玉井美樹子議員	<p>本来は、大阪府の法的根拠に基づかない方針ややり方について意見を言っていたいただきたい と思っています。これまで吹田市が保険料を抑えることや、市民の暮らしに寄り添った減免な どが反映されるように努力を重ねていただきたいと思います。その点についてはどうで しょうか、お答えください。</p>
18	平成29年(2017年) 11月定例会	榎内智議員	<p>次に、その他として、国民健康保険の広域化について。 やっとな本市も重い腰を上げ、進めていくとお聞きしております。そもそも医療保険制度につ いては、より抜本的に制度として一元化を行っていくべきと考えますが、ともかく財政基盤が 脆弱な国民健康保険を、安定的に広域で行っていくことは必要だと考えます。広域化にかじ を切ることにしたこの間の経緯と、本市の主張について御説明をください。また、国保財政の 状況、これに伴う市民の影響について御答弁をお願いします。</p>

市民及び議員の意見、発言等

No.	時期	発言者	意見、発言等
19	平成30年(2018年) 2月定例会	上垣優子議員	<p>次に国民健康保険について伺います。 4月から国民健康保険は府と市町村の共同運営に変わります。安倍政権は都道府県を国保運営に参加させ、国保加入者負担増と強制的な医療費抑制を狙っていると考えています。それでも国は、国保加入者の負担軽減や国保財政の安定化のためとして国保への国補助を3,900億円ふやさざるを得ませんでした。市町村による国民健康保険への法定外繰り入れも禁止をしないでいませぬ。</p> <p>しかし、大阪府松井知事は法定外の繰り入れは違法ではないが廃止をすべきという持論を押しつけ、全国でも類を見ない性急さで国保料も減免基準も府内で一本化をし、加入者に大幅な負担増を押しつけようとしています。吹田市が気概を示して、府内で1市であっても統一化に参加しないという姿勢を貫くことを期待をしていますが、大変残念です。今議会に提案の条例や予算に府内の一本化が反映をされています。</p> <p>世帯割分を均等割分よりも高い比率で設定していた賦課割合を、激変緩和期間の6年間で府の共通基準に合わせいくという方向が示されています。今回の賦課割合の変更によりまして、最も引き上げの影響を受ける世帯はどの層になるでしょうか。</p>

市民及び議員の意見、発言等

No.	時期	発言者	意見、発言等
20	平成30年(2018年) 2月定例会	上垣優子議員	<p>被保険者数が多い世帯、つまり家族の人数の多い世帯というところに負担が大きくなる傾向があるというお答えでした。</p> <p>今でも国民健康保険料は加入者に大きな負担を強いています。吹田市の国民健康保険の加入者は年齢層では60歳から74歳が52.3%です。また、一人世帯が63.20%、二人世帯が25.66%と、合わせて約89%となります。所得層で最も多いのは33万円以下で52.5%、100万円以下の世帯となり、約69.7%となります。</p> <p>具体的に言いますと、例えば協会けんぽの加入負担と比べてみますと、年金の収入という220万円、給与収入でいうと約167万円の世帯、つまり所得100万円、この世帯で協会けんぽ加入の負担と比べてみますと、協会けんぽですと、世帯人数は関係ありませんが、本人負担は年間10万366円です。これが国民健康保険ですと、一人世帯で20万5,360円、4人世帯でも18万1,180円となります。国保料がどれほど大きな負担になっているか明らかです。</p> <p>そこで何点か伺います。府の共通基準を直接当てはめると、保険料は幾らになるでしょうか。とれだけの世帯がとれだけの負担増になるでしょうか。</p> <p>2点目、減免に対する一般会計の繰り入れを引き続き行うべきと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>3点目、統一化後の影響の検証を行うと言われているんですが、どのような手法で行うのでしょうか。</p> <p>最後に、低所得層の多人数世帯が大きな影響を受けることから、全国知事会は子育て支援の観点から子供の均等割軽減を要請をしています。埼玉県ふじみ野市は第3子から全額免除をスタートをします。吹田市においても、子供の均等割についての減免を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。</p>
21	平成30年(2018年) 2月定例会	上垣優子議員	<p>松井知事自身も、保険料率と減免基準の決定権は基本的に市町村にある、こういうふうに認めています。そして、府内一本化方針はローカルルールで市町村が従う法的根拠もない、このことを核にいたしました。他市と連携して3年後を待つことなく、これ以上の国保料値上げに耐えがたい市民の暮らしの実態をもって府に迫っていただくとように要望しておきます。</p>

市民及び議員の意見、発言等

No.	時期	発言者	意見、発言等
22	平成30年(2018年) 2月定例会	小北一美議員	<p>最初に、国民健康保険広域化についてお伺いします。 昨年の9月議会でも取り上げた国保の広域化が、平成30年度から開始される運びとなり ました。大阪府の国民健康保険運営方針によると、広域化の目的は、府と市町村が一体となり 保険者事務を共通認識のもとで実施し、市町村事業の広域化・効率化推進に寄与するとう たっています。吹田市民にとって大事なのは、今回の広域化によってどのような影響がある のかという点です。 とりわけ、最も関心が高いのが、毎月の保険料がどう変わるのかという点です。給与所得や 世帯構成によって保険料の増減があり、また急激な保険料の変更とならないよう、6年間の 激変緩和措置が設けられますが、その件も含めて、今回の改定による市民への影響につ いてお答えください。また、吹田市が独自に行ってきた減免措置が、今後どうなるかについ てもお答えください。</p>
23	平成30年(2018年) 2月定例会	小北一美議員	<p>広域化に際しては、従来の累積赤字の計画的な解消も各自治体に求められています。平成 28年度時点で23億6,200万円と、府下では大阪市を除く自治体では第2位となっている本 市の累積赤字解消計画の取り組みに、どのような影響があるのかについてお答えください。</p>
24	平成30年(2018年) 2月定例会	小北一美議員	<p>赤字解消計画が順調に進み、平成33年度に累積赤字が解消された場合、6年間の激変緩和 期間の途中なので、これまで赤字解消のために使われていた財源を保険料軽減のための 財源として使用できるのかについてお答えください。</p>
25	平成30年(2018年) 2月定例会	小北一美議員	<p>広域化におけるメリット、デメリットは当然あり、今後、さまざまな課題が出てくると想定され ます。3年後には見直しが予定されていますが、他市とも連携をとりながら、課題解決・解消 に向けた取り組みを行うよう要望しておきます。 今回の広域化に際して、例えば保険料の収納率向上や、保健事業の推進などについて頑 張った自治体に対して、さまざまなインセンティブ方策が設けられており、府から特別交付金 が交付されるようになります。そこで、府独自のインセンティブの仕組みに係る指標への取り 組みに関して、2点お伺いします。 まず、医療費適正化への促進の取り組みの中にある、特定健診の受診率と特定保健指導の 実施率の本市におけるそれぞれの現状と今後の取り組みについてお聞かせください。</p>

市民及び議員の意見、発言等

No.	時期	発言者	意見、発言等
26	平成30年(2018年) 2月定例会	柿原真生議員	<p>議案第12号 吹田市国民健康保険条例の一部改正について意見を述べます。</p> <p>新年度から、これまで市町村事業であった国民健康保険の運営主体が都道府県になり、市町村は事業費納付金を納めるという形に変わります。大阪府では、保険料率を府下で統一するという独自の考え方で運営方針が決められ、これまで長い歴史の中で市町村が独自の考え方で決めてきた賦課割合の変更や減免制度の廃止を余儀なくされます。6年間の経過措置期間は設けられたものの、その後は法的に認められている市町村の賦課権が取り上げられることになり、非常に問題があります。</p> <p>まず、保険料の設定です。</p> <p>これまで吹田市は、多子世帯に配慮し、多人数世帯の金額を低く抑える保険料の賦課割合を採用してきました。この割合が、統一化によって逆転します。賦課割合を1年ごとに変更し、均等割30、世帯割70から、最終的には均等割60、世帯割40になります。単身世帯の保険料は下がるものの、世帯人数がふえるごとに保険料は引き上げられ、最大で6人世帯では4割超の引き上げが予想されるとの答弁がありました。</p> <p>また、保険料の算定に当たって、大阪府は医療費水準を一切加味しないことにしたため、病氣予防のための健診事業等に対する市町村の医療費抑制の努力を反映せず、報われないものとなっています。</p> <p>次に、独自減免制度の禁止です。</p> <p>大阪府下で行われている約70億円の減免のうち、60億円が一般会計からの繰り入れを原資としており、大阪府が減免基準を統一化し、それ以外の独自減免は認めない、一般会計からの繰り入れを認めないとなれば、特に低所得世帯への影響は大きいものがあります。</p> <p>今回の国保統一化は、国の法改正によるものであり、加えて大阪府が市町村の賦課権を事実上奪うという、法の趣旨や住民自治を無視したやり方により、矛盾が一層拡大するもので、ひとり吹田市だけの責任を問うものではありません。</p> <p>しかし、このような問題が多い統一化について、これまで市長を先頭に受け入れがたいと大阪府に変更を迫ってきたものを、最終的には当初の賦課割合を大阪府が若干変えたことを吹田市は評価し、参加することを決めました。この点については理解できず、極めて残念としか言いようがありません。</p> <p>3年後に見直すとしていますが、今後大阪府に対しては引き続き市町村の賦課権を主張するとともに、影響が大きい多人数世帯に対する減免制度などを実施するよう求めて意見いたします。</p>

市民及び議員の意見、発言等

No.	時期	発言者	意見、発言等
27	平成30年(2018年) 3月健康福祉常任委員会	山根建人委員	今回の条例の改正は、大阪府の国民健康保険の統一化にかかわるものだというふう思うのですが、賦課権はいろいろずつ確認してるとおり吹田市、自治体、市にあるというふう思うのですが、統一化になった場合、吹田市独自で減免を行っていると思うんですけども、それらはどのようなことになるのでしょうか。
28	平成30年(2018年) 3月健康福祉常任委員会	山根建人委員	6年後には吹田市独自の減免というものを実施するのがなかなか難しくなる、このままいけばということなんでしょうか。
29	平成30年(2018年) 3月健康福祉常任委員会	山根建人委員	今回、大阪府の統一の保険料のほうに入っていくという判断を、吹田市としてされたと思うんです。市独自でやれないことはないという、法律上は思うんですけども、そういう判断をされて、質問とかでも一応確認はしましたけども、入ってその中で吹田市の意見を述べていくという方向を選択したというふううに答えておられましたけども、まず初めに、これから大阪府の中でそういう意見を言う場というか。何か会議とか、協議の場というのがどれぐらいの頻度で行われるんでしょうか。
30	平成30年(2018年) 3月健康福祉常任委員会	山根建人委員	主には広域化調整会議で具体的なことが決まっていっていいわけですね。ということは、北摂の会議などもあるとおっしゃってましたけども、ここに出てる豊中市の国保の担当の方とか、茨木市とか、町村の代表の方に、この北摂の会議の中で吹田の意見を述べて、それを代弁してもらうという形になるんですか。
31	平成30年(2018年) 3月健康福祉常任委員会	山根建人委員	何が言いたいかといえば、やっぱり直接言うのと、間接的にメールとかになっちゃうのかもしれないんですけども、吹田市の意見、特に余りちよっとほかの自治体でこの広域化自体、統一化自体に表立って異を唱えてる、ちよっとおかしいんじゃないかと言っている市というのは、余り見当たらないんです。 そういう意味では、吹田は市長を初めちよっとそれを待ってくれと、やっぱり賦課権があるんだから、ちやんと吹田独自で決めさせてほしいという意見をずっと上げてましたよね。それを直接に伝える手段というのを吹田市としてやっぱり独自で、何か追求していくじゃないですけど、市長会とか、北摂の会議もあってましたけども、そういう意見を盛り込んでいくというか、発信していく場をつくってもらうというのか、直接言いにくいのかも含めて、そういう場がちよっと必要なのではないかなというふううに思うんですけども、その辺を吹田市としてはどういうふううに考えていらっしゃるんですか。

市民及び議員の意見、発言等

No.	時期	発言者	意見、発言等
32	平成30年(2018年) 3月健康福祉常任委員会	山根建人委員	<p>今回、一番やっばり市民に関係してくるのが国保料だと思うんですけども、料金を見てみましても、国の改正もあるのを含めて、大体8割ぐらいの市民の方が下がってるんですかね。そういう意味では、一旦引き下げられるというふうなことになるというふうなふうに思うんですけども、結局、この6年間激変緩和だけでも、6年間の共通の基準に合わせていくと、吹田市としては上がってしまうというふうには、どうなるかは、その医療費の問題とかは1年1年わからないですけども、恐らく上がるだろうというふうに予測されるというふうなふうに思うんですけども、そういうところがやっばり各市町村、北摂7市でもやっばり保険料が上がっていくということ自体が、市民の被保険者の人に影響がいくわけで、そこがやっばり共通の大きな問題になっていくのではないかなというふうには思っています。</p> <p>自治体ごとに健康寿命とかも違いますし、医療にかかっているお金というのでも違うので、ぜひ、北摂7市でもそういう共通の問題を大阪府に上げていきながらも、やっばり市独自で、吹田市の市民としてはどうなるのかと、国保料でも言われてるんですけども、税金ということで応能の負担の原則もということもありますので、やっばりそういう意味では、市民の生活や健康のために国保料のあり方がどうなのかというふうに思いますので、それをちよつと、今回というのが必要になってくるのではないかなというふうに思っていますので、それをちよつと、今回統一化で、僕の意見としては吹田市だけ独自に孤塁を守るじやないですけども、孤高の存在として、賦課権は市町村にあるのだから独自でやるんだという意思を示してほしかったなというふうなふうに思うんです。それはなかなか大阪府下全部で、もうみんなが入っちゃってるもとの、なかなか吹田市だけが抜けて独自でやるという判断も、それはそれで難しいのかなというふうにも思いますが、その辺をやっばりちよつとぜひ追求というか、3年後の見直しもありますので、よろしくお願ひします。</p> <p>1年1年かやっばり勝負なんじゃないかなというふうにも思いますし、今、大阪府で減免制度といいますか。多子減免とか、そういうことも今回間に合わなかったというふうなふうに聞いてるんですけども、それは今年度1年間かけて、何か議論をされるでしょうか。</p>
33	平成30年(2018年) 3月予算常任委員会	上垣優子委員	<p>それから、都道府県単位の国保の統一化によって、国のほうが激変緩和財源を400億円ですか、用意したというふうなふうに聞いてるんですけど、これは大阪府に入って、各市町村においてくるのかなと思うんですが、吹田市には一定この財源はおりてきてるんでしょうか。</p>

市民及び議員の意見、発言等

No.	時期	発言者	意見、発言等
34	平成30年(2018年) 3月予算常任委員会	上垣優子委員	吹田市はないけれども、大阪府内の市町村によっては、それがおきてきてるところもあるというところであれば、その基準というのか、この市はおいて、この市はおらないという、その違いは何なんでしょうか。
35	平成31年(2019年) 2月定例会	塩見みゆき議員	次に、国民健康保険料についてお聞きをいたします。 国民健康保険は非正規の労働者や無職の方、高齢者が加入されており、国保の高騰がとまらず被保険者は悲鳴を上げているのが現状です。 国が国庫負担金を抑制し続ける限り、保険料は下がりに下がりません。我が党は、全国知事会、全国市長会が求めているとおり、1兆円の公費を投入し、均等割、平等割をなくし、協会けんぽ並みに国保料を引き下げたことを提案しています。 今年度も賦課限度額は3万円引き上げられ、96万円で提案されています。国民健康保険運営協議会は、条例改正案の諮問に対し、原案に賛成するとともに、賦課限度額の対象となる世帯への影響を考慮し、検証を進めることとする意見を附帯されました。 運協の意見に対し、その影響について具体的に市はどのような把握をされるのか、お聞きをいたします。 また、府内統一化で求められている均等割と平等割の比率の変更により、多人数の世帯ほど均等割で保険料が高くなっています。例えば、吹田市で4人家族年収300万円30代の夫婦と未成年の子供二人の場合、保険料は30万3000円です。協会けんぽの場合なら15万3000円で、ほぼ半額です。もし均等割と平等割を廃止すると18万2000円に引き下がります。それでも協会けんぽのほうが3万円ほど低く、いかに国保料が高いかかわかります。せめて均等割は廃止にすべきです。均等割はゼロ歳の子供にもかかる大きな負担になっています。 2018年度及び来年度から、子供にかかる国保料の独自減免を実施または実施を予定している自治体は全国で8市あります。宮古市は子供の均等割を免除、仙台市や旭川市は18歳未満の子供の均等割を3割減額などとなっています。多子世帯に対する減免について、現在の進捗状況についてお伺いいたします。
36	平成31年(2019年) 2月定例会	塩見みゆき議員	本日に28年間で国保料は2倍になっていると言われています。本日に大きな負担になっていますので、ぜひ前向きに減免については進めていただきたいです。

市民及び議員の意見、発言等

No.	時期	発言者	意見、発言等
37	平成31年(2019年) 2月定例会	倉沢恵議員	<p>議案第23号 平成31年度吹田市国民健康保険特別会計予算について、日本共産党を代表して意見を述べます。</p> <p>国民健康保険は、国の社会保障費削減によって毎年大幅に値上げされ、既に高過ぎる国保料は市民負担の限界を超えています。</p> <p>全国知事会、全国市長会、全国町村会は、国保に1兆円の国費を投入し、国保料の引き下げを図るべきと提案しています。</p> <p>吹田市の国保は、4人家族で年収300万円、30歳代夫婦と子供二人の場合で国保料が30万3,000円です。協会けんぽなら15万3,000円ではほぼ半額です。全国的に国民健康保険は非正規労働者や高齢の年金生活者が加入者の多数を占め、加入者の1人当たり保険料は協会健保の1.3倍、大企業の労働者の組合健保の1.7倍と言われています。所得は低いのに保険料が一番高いという不公平な状態です。</p> <p>さらに、昨年度から法改正により、市町村が事業主体であった国保が大阪府下で統一化されました。統一化により市町村が独自に財政を繰り入れて国保料の軽減などをすることが困難となり、6年間の経過期間の中で、均等割30、平等割70を、均等割60、平等割40にする見直しで、世帯人数がふえるごとに負担がふえる。独自の減免制度の縮小が進められています。</p> <p>吹田市の国保は繰入額が府下でトップクラスのときもあり、かつては市の努力が評価された時代もありました。しかし、府下統一化に踏み切ったことで、制度の根幹が大きく後退しました。子供が多い家族への独自の減免も制度化されておりません。</p> <p>よって、本会計に反対するものであります。</p>
38	平成31年(2019年) 2月定例会	梶川文代議員	<p>議案第23号 平成31年度吹田市国民健康保険特別会計予算について意見を申し述べます。</p> <p>今般、国民健康保険料が大阪府下統一、一元化されることになる。その効果や影響についての説明が全く乏しく、保険料が増額になる当事者の理解を得る努力もしていないという状況で、大阪府主導による決定がなされたことにはただ従うのではなく、本市独自による上乘せ策を講じて、保険料負担増の軽減をして、市民の命重視、病状の進行を防ぎ、健康増進に努めることを条件と付して、本案に対しては不承不承ではあります。賛成といたします。</p>

市民及び議員の意見、発言等

No.	時期	発言者	意見、発言等
39	平成31年(2019年) 3月予算常任委員会	倉沢恵委員	<p>国民健康保険のことなんですけど、毎年、繰出金も出し、大阪府一本化に向けて制度が大きく変わっていく過程だと思うんですが、一昨年、全国知事会で高過ぎる国保料について、協会けんぽと並み引き下げという点で、国がきちんと1兆円ぐらいの繰入金を入れて、国保料を下げるべきだという提案がありました。これは全会一致、大阪府の知事さんも含めて可決されたことなんですけども。</p> <p>現場で問題になっていることは、市民の方からの苦情。国民健康保険の納付申請書が届いたときには、窓口が大混乱して、職員さんも大変苦労しておられると思うんです。協会けんぽの場合には、収入だけが基準になって、家族が何人いようか、基本的には料金が一緒。ところが、国保の場合には、均等割で、ゼロ歳の子も、生まれつきからかかる仕組みになってるわけなんです。これは結局、どういふふう国保料を取るかという必要に迫られてつくられた仕組みではないかというふうに思うんです。この均等割、平等割ですね、こういう仕組みについての批判も高まっているところなんですけど、そういうことについての現場の意見はどうでしょうか。</p>
40	平成31年(2019年) 3月予算常任委員会	倉沢恵委員	<p>例えば、代表質問で我が党の塩見議員から指摘をしましては、4人家族の場合に、例えば年収300万円で、国保の場合は年間で30万300円、協会けんぽの場合ですと15万3,000円というふうな基準があって、もともと軽減してるとは言うんですけど、もともとすごくやっぱり高いですよ。それについてはどういふふうにお考えなんですか。</p>

市民及び議員の意見、発言等

No.	時期	発言者	意見、発言等
41	平成31年(2019年) 3月予算常任委員会	倉沢恵委員	<p>公費があるんですね。きちんと公費があって、国民健康保険については事業者負担がないので、その分を国が出しましょうという法律がつくられて、そこでスタートしたんだけど、5割負担が年々、法改正などもあって縮小されていった結果、すごく料金が高くなる一つの要素になっている。</p> <p>それと、加入者そのものが年金生活者や、事業者とでもいいも所得の低い事業者が中心になって。そういう点でいうと、フリーターの方とか、転々と職をかえている方が国保に入ると、協会けんぽと比べてびくびくするようない値段の請求が来て、驚くというふうなことになると思うんですね。構造的に、退職者やフリーター等の不安定雇用の人が中心で、そこにおける高額化というのが大きな社会問題になっている。そこで全国知事会も動いたんではないかなというふうなふうに思います。</p> <p>そこで質問なんですけど、人数割、均等割の部分、ここに対する具体的な助成策として、全国ではいろんな、人数割を廃止する、もしくは補助を出す、もしくは年齢の低い人に対しては減免をするというふうな特別の手だてをとってる市町村もあるんですけど、そんなことは検討されてませんか。</p>
42	平成31年(2019年) 3月予算常任委員会	倉沢恵委員	<p>大阪府も検討し、吹田市でもそれが実現をするように、汗をかいていただきたいなというふうに思います。収入の中で税金も払わないかん、年金も払わないかん、国保料で1割近く持つていかれると、これに対する市民の悲鳴というのは、すごく強いもんがあります。協会けんぽ並みに下げてくれという声は、これはもう全国知事会だけではなくて、利用者もそういう意見だと思えますので、ぜひ独自減免も含めて、汗をかいていただくと、強く要望しておきます。</p>
43	令和元年(2019年) 10月決算常任委員会	小北一美委員	<p>健康医療部の資料6ページから11ページの国民健康保険における保険者努力支援制度、保険給付費等交付金の特別交付金に関する府内の取り組み状況の分ですけれども、国保の広域化が平成30年度から始まりましたが、以前、吹田市独自でやっていたと比べると比べて、大きくは収入等で変更になっておりますが、その辺を簡潔に述べてもらえますか。</p>

市民及び議員の意見、発言等

No.	時期	発言者	意見、発言等
44	令和元年(2019年) 10月決算常任委員会	柿原真生委員	<p>国保のことでちょっとお伺いしたいんですけども、資料をいただいたてはありますが、資料じやないことで聞きます。</p> <p>2018年度から6年かけて都道府県単位化が進められるということで、昨年度がその最初の年度でした。府で賦課割合を均等割60%、世帯割40%にすること、吹田市はこれまで均等割30%、それから世帯割70%というふうな、その割合が逆転してたんなんですけれども、それをちょっとずつ変えていくことで進めていくとお話だっただけなんです。このことよって、単身世帯の保険料は下がるんですけど、世帯人数がふえることに保険料が上がるというふうな、吹田市の保険料の仕組みが大きく変わるということで、非常に懸念をしております。</p> <p>そもそもなんですけれども、賦課割合の決定権は今でも吹田市にあるのかどうか、その点をお答えください。</p>
45	令和元年(2019年) 10月決算常任委員会	柿原真生委員	<p>そもそもこの都道府県単位化で、府内の各市町村が府からこれだけの拠出金を出しなさいというふうな金額を割り当てられているということで、その金額をどんなふう集めるか、それは吹田市に賦課権があるのだから、吹田市で決めてもよいというふうな思ふんですけども、これは今、激変緩和措置の期間中だから、吹田市がそういう決め方ができるんですけど、これは5年後には運営方針に基づいた均等割と世帯割の割合というのを必ず守らなさいいけないというふうになっているんですか。</p>
46	令和元年(2019年) 10月決算常任委員会	柿原真生委員	<p>従わなければならないということなんです。それはいたし方ないとして、広域化調整会議で、府内市町村の意見を反映しながら広域化を進めているということなんですけれども、北摂地域では豊中市がその代表で意見を出しているみたいなんです。でも、吹田市は何か意見を言って、豊中市にこれを伝えてくれと、今の広域化の進め方に関して何か伝えておられるんでしょうか。というのは、なぜ参加するのかという議論があったときに、参加しないと意見が言えないじゃないかと、部外者としては意見が言えないから、参加して問題点があれば言うんですけど、そういうことをおっしゃって、その点は意見を言ってるんですか。この1年間のことをお聞きしたいんです。</p>
47	令和元年(2019年) 10月決算常任委員会	柿原真生委員	<p>吹田市の意見はどういったものなのか。また、それはちゃんと府に伝わって反映されていくものなのかどうか。その点をお答えください。</p>
48	令和元年(2019年) 10月決算常任委員会	柿原真生委員	<p>その点については、要望はしたということはわかりましたが、それがどういふふうな府のほうで検討されているのかというのはわかるんですか。要望を上げただけでいいんですか。</p>

市民及び議員の意見、発言等

No.	時期	発言者	意見、発言等
49	令和元年(2019年) 10月決算常任委員会	柿原真生委員	資料で見させていだきますと、健康医療部の12ページで、今の加入者の状況がどういうものなのかというのが大体伝わってくるんですけど、2番の所得階層別世帯数ということで、33万円以下または不明という世帯が、平成30年度の時点では約52%、過半数を上回っているというような状況で、これが5年前と比べるとじわじわとふえてきているというふうに思います。高額所得の方というのもほとんど減ってきているということで、加入者全体の所得が減っているのかなというふうに思うんですが、一方で、この1番の表を見ても、所得割算定基礎額がふえています。この点はどのように評価、分析されているのか。その点をお答えください。
50	令和元年(2019年) 10月決算常任委員会	柿原真生委員	要は、所得割の算定に入らへん人は、そもそも保険料ももちろんそんなに高くはないだろうと思うんですけども、結論から言うと、加入者はほとんど減ってきている。その理由は、どういものなのかということをお答えいただきたいのと、33万円以下または不明という方がこれだけの多数を占めている中で、国保料をいかに払える水準にするかということが非常に大事だと思います。まず、その点をお答えください。
51	令和元年(2019年) 10月決算常任委員会	柿原真生委員	後期高齢者がそれだけ多いということが一つあるのと、法改正によって、短時間のパートの方とかでも社会保険に加入していくということ、だから本来に収入のない人たちの保険制度というふうにならなくなっていくということで、ますます未来は暗いというふうになってしまっています。 一方で、赤字解消計画の進捗状況も見せていただいていますけれども、これも基本的には平成29年度で単年度収支黒字に改善をしたということになっていて、これでも、これと同時に統一化のことも進んでいくということで、今後このまま進んでいけば保険料はさらに上がっていくのかというふうに思うんですが、その点はどういうふうに見通しを持っておられるのか。
52	令和元年(2019年) 10月決算常任委員会	柿原真生委員	保険料の引き下げに関して、国に対しての要望活動というのは、どんなふうにされてきたんですか。
53	令和元年(2019年) 10月決算常任委員会	柿原真生委員	私たちも国に対して要望しておりまして、今の国保が、世帯人数がふえればふえるほど保険料がふえるという、本来なら扶養する家族が多ければ多いほど保険料を下げないと、その人たちの可処分所得が減るんで、すごくいいびつな保険料の制度やというふうに思いますけれども、引き続き国に対しても要望を強めていただきたいということで申し上げておきます。

市民及び議員の意見、発言等

No.	時期	発言者	意見、発言等
54	令和元年(2019年) 11月定例会	竹村博之議員	<p>それでは次の国民健康保険についてお尋ねいたします。 2018年度から国保制度の府下統一化が強化されました。懸念をしていたように、高過ぎて払えない国保料の実態が一層拡大しています。例えば30歳代夫婦と未成年の子供二人の4人世帯で年収300万円の場合、本市では年間保険料が30万8,938円で、2018年度よりも6,321円値上げされています。この世帯で年収の1割以上が保険料では、余りにも厳し過ぎます。2019年度の都道府県ごとに国保料・税を値上げした自治体の割合で、値上げした自治体数が9割と断トツで多いのが大阪府であります。原因は、府が市町村に国保への財政支援をやめるよう強く求めているからです。市町村が国保への支援を減らせば、今でも高過ぎる保険料がさらに上がるのは当然です。</p> <p>そもそも国保料の高騰は、国が国庫負担金を減らし続けてきたのが原因です。全国知事会など地方3団体が国庫負担金の大幅な増額1兆円を求めているのはそのためであります。国は交付金増額をちらつかせて、指導に従わなければペナルティーを与えて自治体を誘導し、国保料値上げを促していますが、不当であり、国の責任は重大です。</p> <p>一方で、国保制度の保険者は自治体である市町村と法律で規定されています。だからこそ、厚労省はこれまで、公費繰り入れは自治体の判断でできるとしてまいりました。自治体独自の施策を禁止すれば、憲法に定める地方自治の本旨を侵すことになるためであります。保険料を決めるのも財政支援をするのも、市町村が決めることでもあります。国はもろろん大阪府にも強制する権限はありません。吹田市は市民の立場でしっかり取り組むべきであります。国保財政への一般会計法定外繰り入れをもとに戻して、保険料の引き下げを求めます。御所見をお聞かせください。</p>
55	令和元年(2019年) 11月定例会	竹村博之議員	<p>法の趣旨とです。ね、国や府からの圧力とのはざまでは、結局は市民の立場になかなか立っていただけないという、そういう現状があるというふうに痛感いたしました。</p> <p>国保加入者はですね、非正規雇用の労働者や退職後の高齢者が大半を占めています。加入者の貧困化の一方で、国が国庫負担金を減らし続けたため、中小企業の労働者が加入する協会けんぽの保険料より国保料が2倍以上にも高騰していると言われます。府内統一化による大阪府運営方針や市町村標準保険料率に強制力はありません。保険料軽減のための法定外繰り入れは引き続き市町村の権限であること、繰り入れなしを前提とした標準保険料率に強制力はないことは大阪府も認めております。その点についての御所見をお聞かせください。</p>

市民及び議員の意見、発言等

No.	時期	発言者	意見、発言等
56	令和元年(2019年) 11月定例会	竹村博之議員	6年間の激変緩和期間というのは本当に不当だというふうに思います。自治体の裁量で行う独自の国保料設定、条例減免は維持すべきであります。そのための一般会計法定外繰り入れは国も認めており、これを活用した取り組みが全国で広がっています。子供の国保料均等割部分について全額免除も含めた減額などが全国各地で実施されております。本市でも検討すべきと考えますが、御答弁ください。
57	令和元年(2019年) 11月定例会	竹村博之議員	要望しておきますけれども、この多子世帯に対する保険料の軽減について、国において軽減制度として検討しているとの答弁がありました。全国的な課題であると国も認めているわけであり、本市は中核市になります。引き続き関係機関を通じて働きかけていただくと同時に、来年度は府内統一化による国保の3年目の見直しを迎えます。市民に寄り添い、市民負担の軽減に努力をしていただくということを強く要望しておきます。よろしく願います。
58	令和2年(2020年) 2月定例会	塩見みゆき議員	次に、国民健康保険料について伺います。 2020年度の国民健康保険料は、平均で前年度比3.13%の引き上げとなり、吹田市が大阪府に納付する金額は98億4,154万円となっております。賦課限度額は総額96万円から99万円へ3万円の値上げ、3年連続の引き上げとなっております。ケース別で見ますと、40代の夫婦と子供二人の4人世帯、年間所得200万円の場合、総額42万1,018円、今年度に比べ2万8,593円の値上げ、率にして7.3%の引き上げになります。また、65歳以上74歳以下の夫婦世帯、それぞれの年金が12万円の場合、総額3万5,996円、10.3%の引き上げです。 全国的にも国の言いなりに都道府県化を進めている自治体で大幅値上げの傾向が見られ、大阪府は来年度、39自治体が値上げを予定し、全体の90.7%であり、全国で6番目です。大阪府から標準保険料率が示され、公費の法定外繰り入れをやめることを迫られています。ただ、6年間の激変緩和期間であること、また府の示す標準保険料率はあくまで参考値であり、従う義務はありません。吹田市は独自の補助を行い、市民負担の軽減に努めるべきと考えます。 大阪府は各市町村に対し、法定外補助を実施していますが、三つあった補助のうち、既に2010年度に単独医療費助成制度の負担分に対する波及補助金を打ち切っています。さらに、2018年度には精神通院等に係る自己負担額任意給付や、保健事業等への事業助成補助金をカットいたしました。これらの補助金があれば、もう少し保険料の引き下げ、もしくは据え置くことができたのではないかと考えますが、吹田市は大阪府に対して要望、また意見表明をされたのか、伺います。

市民及び議員の意見、発言等

No.	時期	発言者	意見、発言等
59	令和2年(2020年) 2月定例会	塩見みゆき議員	2019年度の保険料改定の際、国保運営協議会が賦課限度額の対象世帯への影響を考慮し、検証を進めるよう意見を附帯されました。その検証結果についてお聞きをいたします。もともと吹田市は多人数世帯への配慮を行ってきましたが、府下統一化により多人数世帯への負担がどんどん大きくなっていきます。我が党は、せめて子供に対する均等割を軽減することを求めてきました。以前の答弁では、多子世帯に対する減免の実施については、大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議で検討が進められているとのことでしたが、その進捗状況について伺います。
60	令和2年(2020年) 2月定例会	塩見みゆき議員	国は多人数世帯への保険料軽減のため、均等割の軽減に対し、法定外繰り入れを認めています。ですから、全国的にも均等割軽減・廃止を実施する自治体が増えてきています。この措置にペナルティーを与えているのは大阪府だけです。吹田市は、当初、自治体独自の賦課権は守られるべきとの立場であり、国保府下統一化にくみしないという選択肢もありましたが、意見をきちんと言うために統一化に参加するとの立場でした。府の言いなりではなく、せめて独自の均等割軽減を実施されてはどうかと考えます、御所見を伺います。
61	令和2年(2020年) 2月定例会	塩見みゆき議員	本当に国民健康保険料は、もう高過ぎて払えない、そういう域になってますし、この後もどんどん引き上げられる予定になっています。何としても社会保障としての国保、この制度を守っていくためにも、吹田市独自の施策については検討していただきたいと思っています、要望しておきます。
62	令和2年(2020年) 3月健康福祉常任委員会	小北一美委員	何点か確認させていただきます。6年間の激変緩和措置で、来年度の分が今回提案されていると思いますが、保険料を払わなアカンねんけど、払いたくてもなかなかな正規の保険料が払えないという方が、経済的な事情とか家庭の事情でおられるので、確認ですけど、減免措置はどうなるのか。激変緩和措置の間、今までどおりできるのかどうかというのを確認させていただきます。
63	令和2年(2020年) 3月健康福祉常任委員会	小北一美委員	議案参考資料でいうと令和5年度まではできるようですが、令和5年度でもう減免措置は終わるんではないか。
64	令和2年(2020年) 3月健康福祉常任委員会	小北一美委員	統一基準になってからのことは、まだここでは言えませんが、今、本市の国保の累積赤字が40億円ぐらいいったのが、解消計画に基づいてどんどん減っていきつつも、来年度でしたか、解消予定というのは。

市民及び議員の意見、発言等

No.	時期	発言者	意見、発言等
65	令和2年(2020年) 3月健康福祉常任委員会	小北一美委員	予定どおり来年度に累積赤字が解消された後、黒字化になった分を保険料の軽減に充てることができるのか、教えてください。
66	令和2年(2020年) 3月健康福祉常任委員会	小北一美委員	<p>加入者の構成が、どうしても高齢者であったり、あるいはパートの方などは何年か前から外れていたりということもあって、より一層偏りがあるということなんですから、ですから、この辺は国においてしっかりと、市町村の保険財政を安定化させる、保険料が引き下げられるようにすることが、やっぱり全ての保険者の共通の要求というか課題かなというふうに思います。</p> <p>それと、先ほど保険料率、均等割と平等割の激変緩和で、5ポイントずつ変えていっているということで、今その中間期間になっていきます。今年度が統一化の3年目ということで、府の方針についても見直しをする時期に入るということを以前からおっしゃっていました。私たちは、統一化に別に参加せんでもいいんじゃないかと。府から求められている上納分、負担金分については払うけれども、保険料率の設定は吹田市独自の多人数世帯、多子世帯に優しい、そういう設定になってしまったから、それを変えていくというのは、ちょっと問題があるということ、私たちが言うてただけど、いや、参加してこそ意見が言えるんだと、実際に運用してみても、言えるんだということを、あなた方はずっと言ってきたわけですね。どういったことを意見として言っていられるのか、その点についてお伺いしたいと思います。</p>
67	令和2年(2020年) 3月健康福祉常任委員会	小北一美委員	<p>2年前に統一化に参加するということになったときに、そのことについては府のほうで考えていただくということを言われていたんですけど、2年たっても何もないうことで、今度は国ですとやられてたのに、まだやられてないし。今度は府じゃなくて国というふうになって、その点は本当にやっていただけなのかなと。そのめどがいつごろなのかなということもありません。少なくとも令和3年度になったら、均等割と平等割が5対5になるということ、逆転のタイミングになってくるわけですから、そのあたりにはもうやっつけていた方がいいかと、非常に厳しいんじゃないかなというふうに思います。めどについては分かれますか。</p>

市民及び議員の意見、発言等

No.	時期	発言者	意見、発言等
68	令和2年(2020年) 3月健康福祉常任委員会	小北一美委員	<p>自治体独自で減免をやっているところが幾つもありますから、本当は府でいち早くやっていただきたいというふうに思いますが、減免制度は申請主義なんです、それを言いますと全ての減免制度が不公平であると言えそうです。制度を知らない人は申請しないということにはなるんですけども、先んじてやっていただけたらいいかなと、ちょっと期待をしておりますので、その点についていまだに実現をしていないということについては残念やなというふうに思います。</p> <p>頂いた資料で、条例改正に係る影響額の保険料の設定の分、それから平成31年度と試算料率年間国民健康保険料の比較表ということで、一人世帯から6人世帯までありますけれども、これはこの条例改正を反映した保険料の設定ですよね。</p>
69	令和2年(2020年) 3月健康福祉常任委員会	柿原真生委員	<p>議案第10号 吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。 保険料の軽減対象の拡大には賛成の立場ですが、都道府県単位化のための保険料の被保険者均等割と世帯別平等割の変更に賛成できません。</p>
70	令和2年(2020年) 3月予算常任委員会	柿原真生委員	<p>議案参考資料で、保険料の算出に当たっての様々な資料を出していただいておりますが、234ページ、235ページのところ、平成28年度からこの5年間で、加入者の人数とか世帯数、また診療費等がどのように変わっているかということも上げておられます。</p> <p>決算のときにも申し上げましたけれども、世帯数も加入者も減っていくことなどなんですけれども、平成28年度と比較したら1万人ぐらいい加入者が減るとい見込みであるということ。それから、診療費の積算内訳で見たら、1人当たりの額というのが29万円から33万円ということ、10%以上の伸びがあります。加入者の減については、理由は分かるんですが、この1人当たりの額の伸びというのは、どういった要因があるんでしょうか。</p>
71	令和2年(2020年) 3月予算常任委員会	柿原真生委員	<p>そしたら、診療報酬は10%も上がってませんから、そういったことではなしに、加入者の中の高齢者の割合が高くなってるので、当然、病院にかかる人も多いということで、1人当たりの額が増えているということですね。</p> <p>これは別に吹田市だけじゃなくて、全国的な傾向だというふうに思うんですが、そんな中で、国保の都道府県化も進んでいきますけれども、国や大阪府は市町村の保険者のこういう苦しい状況を何とか改善するために、どういった手だてが取られているのか、その点をお答えください。</p>

市民及び議員の意見、発言等

No.	時期	発言者	意見、発言等
72	令和2年(2020年) 3月予算常任委員会	柿原真生委員	<p>議案第26号 2020年度吹田市国民健康保険特別会計予算について意見を述べます。 大阪府から提示された事業費納付金をもとに算定された2020年度の保険料は、平均3.13%の値上げとなります。</p> <p>今般の条例改正により、賦課限度額が99万円に、3万円引き上げられますが、それでもなお中間層の保険料の引上げを緩和するだけで、新たに軽減の対象になった世帯と軽減率が上がった世帯以外、全ての階層で引き上げられます。</p> <p>その引上げ幅も、前年度比で2%程度の世帯もあれば、11%の世帯もあります。家族の人数が多くなればなるほど、引上げ幅も大きくなります。それは、大阪府の標準保険料率に近づけていくため、同じ所得でも世帯人数が増えれば保険料が増えるという逆進性がより強まってくる特徴が、新年度の保険料に見事に現れています。</p> <p>現在、国保会計は、吹田市のみならず全国的にも厳しい状況です。国保制度の持続性を考えたとき、全国知事会、全国市長会も要望されているとおり、保険料引下げのため、国の公費負担を抜本的に引き上げることが必要不可欠です。そのようなことをせず、保険者努力支援制度において、国が市町村に、赤字は削減しろ、しかし保険料の負担軽減は駄目だと迫るやり方は、言語道断です。また、大阪府が法で認められた市町村の賦課権を、保険料率の府内統一化の名の下、事実上侵害していることも重大問題です。</p> <p>以上、述べたような大阪府の広域化方針や国の評価基準に従っていると、保険料を抑制することはできません。</p> <p>吹田市ではこの間、国保加入者のうち、高齢者、低所得者の割合が増加し、パート労働者や自営業者の割合が減ってきています。給与収入400万円、給与所得266万円の4人世帯の場合、新年度の保険料が55万円余りとなり、所得の20%を超え、社会保障の負担が生活を脅かす事態となっています。</p> <p>市長はこのような市民の生活実態を御存じなのでしょう。残念ながら、少しでも改善しようという気概をお持ちのようには見受けられません。</p> <p>保険者として、吹田市は保険料抑制のため、一般会計からの繰り出しの努力をするべきであると考えますので、本予算には賛成できません。</p>

市民及び議員の意見、発言等

No.	時期	発言者	意見、発言等
73	令和3年(2021年) 2月定例会	竹村博之議員	<p>それでは次に、国民健康保険についてお尋ねします。</p> <p>1、吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、今回の改正の理由、改正内容について詳しくお示しをください。</p> <p>2、国保料の算定には、所得割に加えて世帯員数に応じて世帯員数にかかると均等割と世帯当たりでかかる平等割が合算をされます。均等割保険料は、子育て中など多人数世帯ほど負担が重くなります。そのため、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、全国知事会、その他地方団体が子供の均等割額の軽減制度導入を求めてきました。報道により、公費で軽減する方針を決定したことから国保料の均等割部分の5割を未就学児に限って、公費で軽減する方針を決定し、知事会や市長会の代表が、引き続き未就学児により一歩前進ですが、厚生労働省案に対して負担を増大させないために財源を十分に確保するように求めました。</p> <p>子育ての負担は未就学児だけでなく、年齢が上がるにつれて学費など負担が大きくなっていきます。本市としてそういう世帯の負担軽減のために、予算の上乗せなど対策が求められます。併せて御答弁ください。</p>
74	令和3年(2021年) 3月健康福祉常任委員会	柿原真生委員	<p>今回の国保条例の改正で、保険料のことでお伺いします。</p> <p>均等割と平等割の比率の変更が行われるということで、参考資料にもありますように、平成29年度から、令和5年度まで6年かけて比率を逆転させていますが、この比率の変更による保険料への影響はどのようなものか、まず単身の世帯でどのような状況になるのかをお答えください。</p>
75	令和3年(2021年) 3月健康福祉常任委員会	柿原真生委員	<p>では、多人数世帯の保険料率の設定はどのようなものかをお答えください。</p>
76	令和3年(2021年) 3月健康福祉常任委員会	柿原真生委員	<p>改めて、都道府県化による吹田市におけるメリット、あるいはデメリットがどういったものかについて、お伺いしたいと思います。</p>
77	令和3年(2021年) 3月健康福祉常任委員会	柿原真生委員	<p>デメリットの部分に関して、比率の変更自体はなかなか変えるのは難しいのかもしれないですが、この都道府県化に参加をしなければ、不具合があったときに、大阪府に対していろいろ意見を言っていないですということを以前おっしゃられていたかなど思っています。</p> <p>ですから、デメリットができるだけないようにするにはどうしたらいいかということで、吹田市として、大阪府あるいは国に対して、どんな働きかけをされたのか、あるいははざれてないのか、その点をお聞かせください。</p>

市民及び議員の意見、発言等

No.	時期	発言者	意見、発言等
78	令和3年(2021年) 3月健康福祉常任委員会	柿原真生委員	無理やりな統一はやめてほしいとおっしゃったということですが、その理由はどのようなか。
79	令和3年(2021年) 3月健康福祉常任委員会	柿原真生委員	要望に関しては、聞き入れられそうなんでしょうか。
80	令和3年(2021年) 3月健康福祉常任委員会	柿原真生委員	ただ、お示されしている分ですと、令和5年に一応保険料の比率の変更が完全に終わるといふことで、残り2年ですが、果たしてその辺を大阪府がきちんとやってくれるのかは、非常に難しいと感じておりますが、引き続き、吹田市としての要望はやっていただきたいと思っております。それと別のことをお伺いしたいんですが、医療費を抑制する観点でいいますと、重症化をさせないとか、あるいは早期発見、早期治療が非常に大事だと思っております。具体的な金額については、特別会計の話になるかと思うんですが、国保でいろいろな健診の受診の推奨ですとか、また健都の取組や国循との連携などを行っておられます。こういう取組が保険料の算定、もっと言えば大阪府に評価され、交付金とかに反映されるのかどうか、その辺はどうなっているのかをお答えください。
81	令和3年(2021年) 3月健康福祉常任委員会	柿原真生委員	先ほどメリットとデメリットの話をお伺いしましたが、多人数世帯の保険料がどうしても上ってしまうということで、世帯の人数が多いというのは、大体系子供が多いのかなと思うんです。その均等割、人頭税的な部分の比率が上がっていくと、今でも高いんですけど、さらなる負担増を招くという構造になっていきますから、ここはしっかりと吹田市として何らかの手だてを取るべきだと思いますが、取る気はないということですか。
82	令和3年(2021年) 3月健康福祉常任委員会	柿原真生委員	確認しますけど、今、統一化に向けた経過措置期間中ということですが、賦課権は吹田市にありますから、できるけれどもやらないということですか。
83	令和3年(2021年) 3月健康福祉常任委員会	柿原真生委員	できるかできないかと、やるかやらないかという、答弁と質問がかみ合っていないですが、できるけれどもやらないということなのか、できないからやらないということなのか、どちらですか、法的にあるいは運営方針で縛られているのですか。
84	令和3年(2021年) 3月健康福祉常任委員会	柿原真生委員	比率の変更に関しては、そういうふうな決めて進めていて、大阪府に対しては強引に進めないうてねと言っている。一方で、吹田市としては、独自に財源を投入して、多子世帯に対する軽減は考えていない。負担が大きくなっていることを認識しているにもかかわらず、手だては取らないということなので、その点は、吹田市だけでやらずに、国も府もやたらいいと思うのだけ、吹田市としてそういう認識がありながらやらないのは、私はいかかかなものなのかなど思っています。置いておきます。

市民及び議員の意見、発言等

No.	時期	発言者	意見、発言等
85	令和4年(2022年) 2月定例会	山根建人議員	<p>国民健康保険料の子ども均等割保険料の軽減措置、減免等に係る財政支援の拡充、傷病手当についてお伺いをいたします。</p> <p>今回提案をされている子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入については、人頭税のような保険料であり、この在り方は是正をすべきだ、こういうふうには日本共産党は一貫して求めてまいりました。今回、未就学児が対象ということで、対象が約1,080世帯、約1,430人と限定的でもあります。対象年齢を拡充し、コロナ禍において国保に加入する子育て世帯を支援していくことは非常に重要でもあります。独自で高校卒業まで軽減対象児童年齢を拡充して、子育て世帯を支援をしている自治体もあります。吹田市も検討すべきではないでしょうか。</p> <p>また、コロナ禍において厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国保料の減免等に係る財政支援の拡充の事務連絡を都道府県に発出をして、コロナ特例減免の減免分全額を補助されることが明らかになりました。これまでは、各自治体の国保料の総額に占める割合によって国の補助率が決められ、多くの自治体で一定の財政負担が生じておりましたが、これにより自治体の負担はなくなりました。コロナ禍で保険料支払いに苦しむ市民を支援するため、一昨年度に行っていた保険料通知に減免申請用紙を同封して周知するなど、積極的に働きかけ活用していくことが求められています。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大で休業要請や自粛が広がる中、自営業者に傷病手当が支給されないのはおかしい、こういう声が高まっております。その声に動かされて国は、2020年度から国保加入者の家族専従者等の従業員への傷病手当金の支給を決定をいたしました。しかし、いまだに事業主本人やフリーランスに対しては、傷病手当は支給をされていません。</p> <p>そんな中、岐阜県飛騨市や鳥取県や徳島県の自治体では、国保加入者間の平等を図るためとして、独自で財源を出して事業主にも傷病手当を実施しております。このように自治体がやる気にさえなれば、中小業者への休業補償は可能であります。吹田市も、自営業者やフリーランスにも傷病手当金を実施すべきではないでしょうか、市の見解をお答えください。</p>

市民及び議員の意見、発言等

No.	時期	発言者	意見、発言等
86	令和4年(2022年) 3月健康福祉常任委員会	澤田直己委員	議案参考資料の32、33ページを見ながら質問をさせていただきます。賦課限度額が今回引き上げられて、102万円になったというところで、今後の見通しというか、来年度とか令和5年度とか、それ以降とかはどのような話になっているのかなというところが、もしあるんやったら教えてもらいたいんですけど。
87	令和4年(2022年) 3月健康福祉常任委員会	澤田直己委員	すると今回、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、子供の均等割の保険料を軽減するということなんですけども、全世帯、未就学児を対象にということでも、もちろん、今おっしゃったように、国の話合いとかそういうことの中で決まったんでしょうけど。 別に市が決めたわけでもないでしょうけど、子育て世帯の軽減という意味では、もうちょっと上の世代も子供なわけですし、例えば、15歳とか18歳とかね、それぐらいまで広げたほうがいいんじゃないかというような議論もされてもおかしくないと思っんですけど、国の議論で、この未就学児ってかなり限られてると思っんですけど、なぜこういうような話になってるんですか。
88	令和4年(2022年) 3月健康福祉常任委員会	澤田直己委員	まあそういう通知があるんでしょうけど、それだけなんですかね。例えば、15歳ぐらいまでは、18歳ぐらいまではとか、そういう議論そのものはあったかと思っんですけど、その通達一本で、そのとおりで終わるんですかね。もちろん、そのとおりやら駄目なんですけど、未就学児を軽減するということは、もう結構前から話が出てたと思っんですけど。ということは、今の段階でも、本来、子育て世帯の支援という意味では、普通、これで十分とはなかなか思わないでしょうし、その中で、何か国でも府でもいいんですけど、何かそういう議論が一定どこかであるんやうかなと思っんですけど、そういうのはないんですか。
89	令和4年(2022年) 3月健康福祉常任委員会	澤田直己委員	じゃあ、今まで何か要望はされたんですか。結果として、それは市が決めることじゃなくて、国が未就学児のみと決めたんではしょうけど、じゃあ、去年なのか2年前なのか分かんないんですけど、例えば市としては、何か要望をしたとか、そういうのはあるんですか。
90	令和4年(2022年) 3月健康福祉常任委員会	澤田直己委員	要望しているということですかね。だから、国も方針を決める過程が絶対あるじゃないですか。 審議会なのか何か分かんないですけど、どこかで議論した中でこれが決まっているわけですから、その中で、取りあえず未就学児でいくとか、今後はもうちょっと様子を見た上で広げなあれとか、いろんな議論があると思っんですけど、その辺の何か過程というか、何かあるんやったら、その辺を教えてくださいなと思ってるんです、市に決定権がないのは分かかった上で聞いてるんですけど。

市民及び議員の意見、発言等

No.	時期	発言者	意見、発言等
91	令和4年(2022年) 3月健康福祉常任委員会	澤田直己委員	先ほどの答弁では、市から、要するに意見とかを要望できる場もあるわけですよ。であれば、何でもいいですか、少子化対策と逆行するようにも見えますから、これだけじゃないですけど、やっぱり国の今のいろんな施策を見ると、少子化が危機と言いなから、逆行してるんじゃないかなというような政策が結構あるので、こういう面も含めて、やはり市としても意見を言う場があるんであれば、しっかりその意見を言っていたらいいと思います。
92	令和4年(2022年) 3月健康福祉常任委員会	小北一美委員	基本的な確認ですけども、改正に伴う影響というのが、議案参考資料の32、33ページにあります、一定以上の所得層で保険料が引上げ、これが全体の2.1%、ある程度所得のある方が負担増になるのかな。7割軽減及び限度額世帯以外の保険料が抑制されるということ、これが70.1%、約7割ほどで、これ以外のところの世帯層は現状維持ぐらいだと思うとったらいいいんではないかと。
93	令和4年(2022年) 3月健康福祉常任委員会	小北一美委員	細かなことは、保険料のやつは詳細は予算のほうになるのかなと思うので、そこでもまた確認したほうがいいかなと思うんですけど、本市全体の保険料が、令和6年度に府内統一料金になるということ、今、段階的に均等割と平等割の比率を変更していったら、6年間でかけて緩和措置という形でやっていってると思うんですけど、ざっくり、府内の中で今、うちの保険料でいうたら、割と低い方なのか、割と高い方なのか、その辺のところ感覚でどんな感じなんですか。
94	令和4年(2022年) 3月健康福祉常任委員会	小北一美委員	今の答弁でも触れられましたけど、保険料抑制のために、一般会計から繰入れしてやるような自治体もあるというふうに聞いてますけれども、うちはそれはやらないという方針で、令和6年度を見据えて、仮にそういう自治体があったとしても、そこは、今はある程度、一般会計から繰入れされているので保険料が抑えられると思うんですけど、令和6年度で府内統一料金になつたら、一気に上がる可能性があるということでも考えとったらいいいんではないかと、他市のことやからあらねえんですけども。
95	令和4年(2022年) 3月健康福祉常任委員会	玉井美樹子委員	2022年度については、均等割と平等割の比率が、均等割分が上回る比率に変更されるわけですけども、そうすることによって、保険料への影響ですが、例えば、単身世帯と多人数世帯でいうと、どのように変わるのか教えてください。
96	令和4年(2022年) 3月健康福祉常任委員会	玉井美樹子委員	広域化で暫定期間が6年間というのが、もうその次の年度で終わるのかなというふうには思っているんですけども、そこに向けて、その後の予定というのか、それ以降は具体的にどのような完全に保険料も統一していくのか、何か考えていることがあるとか、そういう計画が示されていないんですけども、そういうことは何かあるんでしょうか。

市民及び議員の意見、発言等

No.	時期	発言者	意見、発言等
97	令和4年(2022年) 3月健康福祉常任委員会	玉井美樹子委員	広域化の方針が示されて、統一の保険料を示している都道府県というのは、全国的に見てもそんなに多いわけではない。大阪府は確かに示していますけれども、どうしてもそこに従わないといけないというのは、国は市町村に賦課権があるというふうに言っているわけですから、何も全て合わせていかなくても、物を言うだけじゃなくて、もう少し独自性の発揮を検討されたらどうかというふうに思っています。それはやったら駄目とか何か方針というのか、府から強く言われているとか、そういうことはあるんでしょうか。
98	令和4年(2022年) 3月健康福祉常任委員会	玉井美樹子委員	もちろんそういう場で意見を言われているというのは、昨年の議論でも言われていたかなどいうふうに思っているんですけども、意見を言うだけじゃなくて、賦課権の発揮というのが私は市町村に求められるんじゃないかなというふうに思っているんですけど、そこはあまり見られないのは非常に残念やなというふうに思っています。均等割の分で、未就学の子供たちの分の軽減はされますけど、これ、国のやるとおりにしかやっていないわけで、こういったところにごそ市の独自性の発揮が必要だったんじゃないかなというふうに思いますけど、今回、提案されるに当たって、国の分しか提案されてませんが、何か独自性の発揮をここでやろうとかという検討はされたいんでしょうか。
99	令和4年(2022年) 3月健康福祉常任委員会	玉井美樹子委員	検討されないというのも非常に残念やなというふうに思います。これ、子ども医療費助成制度なんかは、18歳までということを努力をされてやっているわけですから、例えば、18歳の子供たちまで均等割の軽減をするとか、何か独自でやったらいいのになんかというふうに思っていますが、独自でやったら駄目ですよという、何か決め事というのか、法的に縛りがあったりするんでしょうか。
100	令和4年(2022年) 3月健康福祉常任委員会	玉井美樹子委員	考えてないというのは先ほどの答弁でも分かっちゃったんですけど、国が未就学児の均等割を実施するということに当たって、そのまま市も今回実施されますよね。だけど、独自でそれ以上、例えば、就学の、小学校6年生までとか、私は子ども医療費助成制度と同じように18歳までやったらどうかというふうに思いますが、そういうことを市が独自で均等割の軽減したら駄目だというような決め事というのか、法律上縛られていることとか、例えば、子ども医療費助成制度のときは、以前、ある年齢を超えてやったらペナルティーがありますよとかというのがあったと思うんですけど、以前、ある年齢を超えてやったらペナルティーがありますよとかという独自にやったら駄目ですよという決め事というのはあるんですかということを聞いてみたいです。
101	令和4年(2022年) 3月健康福祉常任委員会	玉井美樹子委員	じゃあぜひ独自で、ここは唯一決め事がなくて決めてやれるんだと思ったら、ぜひ検討いただきたいというふうに思っていますけど、いかがでしょうか。

(30)

市民及び議員の意見、発言等

No.	時期	発言者	意見、発言等
102	令和4年(2022年) 3月健康福祉常任委員会	玉井美樹子委員	<p>ぜひ今回、別に国のおりにだけにしないでいいわけですから、独自に今後も検討を続けていただきたいですし、軽減策として、別にやったら駄目と言われてないし、パネルティーもないんであれば、ぜひやっていただきたいというふうに思います。</p> <p>先ほども、限度額の引上げのことについて言われていましたけど、国の法改正を見ながら検討していききたいということが言われていましたが、そもそもこの限度額自体は国が法改正で上げていくものなのか、それともここままですよとか、どこまで上がったっているものなのか、限度額って。</p>
103	令和4年(2022年) 3月健康福祉常任委員会	玉井美樹子委員	<p>今回、限度額を引き上げることで中間層は一定軽減がされるかなというふうに思うんですけども、そのことによって保険料率とかいろいろ合わせるのと、低所得層では引き上がる方はどれぐらいの割合でおられるのか。低所得の方の分の保険料は一定、そこも軽減をされるという理解でいいんですか。</p>
104	令和4年(2022年) 3月健康福祉常任委員会	玉井美樹子委員	<p>私は市の独自性を発揮してほしいということを書いてあるんであって、統一化していくというの、この6年間の中でいろんな計画を持ってやってきたわけですから、そこに合わせたらええとは思いませんけど、もう少し、例えばいろんな軽減策についてとか、足りないところはどこなかなとか、先ほども申し上げた事業主への傷病手当の支給だとか、そういったところをもっと、市が保険者なわけ、賦課権もあるということがちゃんと示されていますし、全国を見ても、大阪府はまれですよね、保険料統一化を出しているの。そんなたくさん都道府県が出しているわけでもなくて、ちゃんと国でも市町村に賦課権があるとか、いろんなことが認められているわけですから、もう少し保険者としてしつかり、いろんな独自性を発揮した努力をしていただきたいというふうに思います。</p> <p>置いときます。</p>

市民及び議員の意見、発言等

No.	時期	発言者	意見、発言等
105	令和4年(2022年) 3月健康福祉常任委員会	五十川有香副委員長	<p>ちよっと先ほどの議論をお伺いして確認したいんですけど、要は、吹田市が今回のこの改正に向けて通知を見てどうだけで、何か、通知の内容の答弁はあるんですけども、その改正に伴ってどれぐらいの議論が国でされたのかとか、どのような議論があったのかというのを、どの程度把握されているのかというのが気になりましたので、ちよっと確認させてください。</p> <p>まず、国民健康保険の区分と介護保険料の区分というのはそもそも違うんですけども、所得の部分で、保険料を計算するときに、区分の段階が全く違うというのはあると思うんですが、その辺り今回の改正に伴って、国保の所得の区分ですよね、負担の区分とか、そういうところまでも、実際、国や府で決定していくときに議論をされていたのか、その辺りはどのように把握されていますか。</p>
106	令和4年(2022年) 3月健康福祉常任委員会	五十川有香副委員長	<p>市の独自の考えで実施をしていると今おっしゃったんですけど、それはどういう意味ですか。今回の改正、今聞いた私の質問と多分違うと思うんですけど、市の独自の考えで実施をしていると、今おっしゃいましたよね。それは何のことですか。</p>
107	令和4年(2022年) 3月健康福祉常任委員会	五十川有香副委員長	<p>私の質問は、今回の改正に伴って国がどの程度議論したか、その議論の内容を市がどの程度把握しているかというのを確認したいんですけどね。通知が来たから変えますということではなくて、どういう議論があったかという通知に至ったのかということも、どこまで把握しているのかということを確認したいんです。</p> <p>実際、市が条例をつくるまでの間に、国でどのような議論があってこの通知になったのか、そういう経過は、どの時点で吹田市は何か協議、検討会など、そういうところでしょうかと議論をされているのか、把握されているのか、そこを教えてください。されたいらるんやったら具体的に、こういう庁内会議で、こういうデータも取り入れて、この閣議決定された内容も読み込んでということもどこまで把握されているのか、具体的にあるんであれば、そこを言っていただけですか。通知に伴ってやっているとするのはそれとおりでですけど、通知にどういったという経過を、どう把握しているのか教えてください。</p>

市民及び議員の意見、発言等

No.	時期	発言者	意見、発言等
108	令和4年(2022年) 3月健康福祉常任委員会	五十川有香副委員長	法律の改正というのを聞いてるんですけど、どういう議論があったのかというのを吹田市としても把握したいんですけど。というの、私たちも法律で下りてきたからどうするかって、そら市が何かこの条例を変えたいのは、今おっしゃった独自の施策としては一理、上乘せとかができるかもしれないですけど、なぜこういうふうになったのかという説明をいただくと、どういう議論があった、法律改正してきたのかというところをそちらがまず把握したいんだけど、通知が来たからそうなんですというの理由にならないと思えますので、その点はしっかりとここに至るまでの間でですね、準備いただくように指摘しておきます。
109	令和4年(2022年) 3月健康福祉常任委員会	五十川有香副委員長	本当に前提の話なんで、これはもう本当にお願いというか、肝に銘じていただきたいんです。というの、なぜそのように決められたのかというのを知らない中で、市に答えていただけないと、私たちもそういう議論はあったけれども、こういうふうになったんだという経過を知らないのは、あまりにも判断に迷うといいますか、そういう点はあります。というのと、あと、市がどうしようかという要望とかが、その辺りも重々伝えておきます。という市の実態とか、市がなぜこういふふうに改正にしたのかというのを知らないと、そもそも自分たちの声って上げにくいと思いますので、その辺りも重々伝えておきます。それで困るのが、府が統一化したときに、余計、今のようないろいろなことが起こり得るんじゃないかなということには危惧しています。今、指摘させていただいて、落次長からも、今後はというところですね、具体的な市のほうの権限の意識というところでは、本当に考え直していただきたいなというの、具体的には重ねて申し上げておきます。それで、市の独自の考えって、今はないということですけど、今後はそういう子育て世代というところの支援なり、多人数世帯への支援なり、そういうところは令和6年度までは本市独自でできるという理解でよろしいんですか。令和6年度以降も、本市独自でそういった独自策はできるという理解でよろしいんですか。
110	令和4年(2022年) 3月健康福祉常任委員会	五十川有香副委員長	ちょっと確認したいんですけど、その府が統一化されたらできないというのは、先ほどの委員さんにも絡めてですが、どんな府の制度というか、どういう根拠を府がお持ちなんですか、統一化になるとできないというのは、

市民及び議員の意見、発言等

No.	時期	発言者	意見、発言等
111	令和4年(2022年) 3月予算常任委員会	小北一美委員	高齢化、前年比6万5,000人、これが減っていると、後期高齢者に移行していくことで すかね。分かりました。 保険料を抑制するための工夫ということで、大阪府に納める、事業費納付金を抑えるため に大阪府が行ったものがア、イ、ウ、エとあって、吹田市で総額を抑えるために市で行うものど うことで、それぞれ保険者努力分、保険者努力支援制度の特別交付金のことだと思ってい ますけど、その分のやつで、これも基本的なことですけど、吹田市が、保険者努力支援制度で 頑張っている分の特典に応じてお金が配分される、配分というか、市町村で活用できる分が 回ってくるということですよかったですか、基本的に。
112	令和4年(2022年) 3月予算常任委員会	小北一美委員	そうですね、これはホームページを見てたら、令和2年度の分やから、1年前、2年前になる んかな。その分です。いろいろ頑張っている項目もあるんですけど、府内43市町村やっ たかな、だっただと思うので、そのうち31番目やから、あんまり、そのランキングでいうたらよくな いということ、重複・多剤投与者に対する取組、50点の配点があるとか、ゼロ点とか、ジェ ネリックの取組なんか130点のうち3点しかなくないとか含めて、そういうところかなかなか原 因やと思うんですけども、それを踏まえて、これは1年以上前の話なので、今年度というか、令 和3年度はどんな感じなんですか、この辺のところの。
113	令和4年(2022年) 3月予算常任委員会	小北一美委員	いろいろな項目でアップダウンはあるにせよ、何せ13位に上がったということで、吹田市で できる範囲の努力はして、多分その分のお金は、活用のやつが増えると思うんですけども。令 和6年度から府内統一料金になるので、それまで努力できるのは、この令和4年度と令和5年 度の2年間だけですけども、ア、イ以外に、賦課総合を抑えるために市で行えるものというの は何かあるんですかね。 例えば、一般会計の繰入れとかね、それうちにはしてないということなんですけど、これ以外、 何かあるんですか。
114	令和4年(2022年) 3月予算常任委員会	小北一美委員	というか、これア、イ以外に限度額抑えるために投入する施策が何かあるのかってことなん ですけど。 例えば、一般会計からの繰入れが一つですけど、一般会計から繰り入れたら、その分当然、 その年の保険料は安くなるけども、それが令和6年度からは、もう統一料金やし、その繰入れ はできないということ聞いてるので、やったとしても2年間、一旦は下がるけど、やっただ ころで令和6年にはどっと上がりますわね、当然。そういうことはうちはやらないというこ ななんですけど、それ以外に抑えられるような工夫ができるのかどうか聞いていますんで

市民及び議員の意見、発言等

No.	時期	発言者	意見、発言等
115	令和4年(2022年) 3月予算常任委員会	小北一美委員	要は、ほかになんということやね、打つ手が。それを言うてもらったら一番早い。
116	令和4年(2022年) 3月予算常任委員会	小北一美委員	なかなか、そやからできないということなんですけど、これも、今の段階では分からへんと思います。今の仕組みでいうたら、事業費納付金を府に納めて、府のほうから市町村に保険給付費等交付金というのを交付してもらうという仕組みですけど、統一料金、令和6年度からなつたときには、どういう仕組みになるかというのは、まだ議論されている途中なんですけど、その辺のところは分からへんのですか。
117	令和4年(2022年) 3月予算常任委員会	小北一美委員	仕組みは、大きく変わらへんということやね、統一化になつたとしてもね。この保険者努力分という制度が、これまた続くんですか。今でしたら、市が頑張つたら頑張つた分、その分の額が増えて、インセンティブという方はあれですけど、頑張つた分の報われる制度が、こういった保険者努力支援制度という形で残るのかどうかというのは、その辺は、まだなんですか。
118	令和4年(2022年) 3月予算常任委員会	小北一美委員	その辺の議論がこれからされていくところやと思いますので、要は、何が言いたいかというと、令和4年度の取組、データヘルスの様々な取組で特定健診をやっていたり、保健指導やっていたり、重症化リスクの糖尿病、お金が非常にかかる重症化リスクを予防する事業に力を入れたり、医療費適正化という形で重複服薬者への健康相談を行ったり、ジェネリック通知を行う。様々やっていきますけども、これはこれでやっぱり統一料金になつたとしても、それぞれの自治体が努力せんと、ひいては我々の保険料に、医療費がかかればかかるほど、その分、保険料に跳ね上がってくるので、それぞれの自治体で努力して、医療費を適正化というか、保険料を抑えて、医療費がそう増えないような形の努力は、それぞれ各市町村でしっかりとやっていかなくてはいいけない。そのための、この令和4年度の取組なんだということではないですか、そういう認識で。
119	令和4年(2022年) 3月予算常任委員会	小北一美委員	最後ですけど、減免制度、令和6年度になると、もう広域化になるので、恐らく今の後期高齢者と同じような扱いになって、ほぼ減免ができなくなくんじやないかと思うんですけど。この2年間にわたるコロナ禍で、非常に、当時7割軽減とか、いろいろ、その所得に応じてなっているとは思いますが、それでもやっぱり大変な方がおられて、我々のところに、よく相談に来られます。まだ令和4年度、5年度は、一応、うちの市長の采配というか、裁量でできる分でありますので、そこは本当に丁寧に減免の相談があれば対応していただき、市民に寄り添った、今こういう時期だからこそ、やっていただくようお願いして、一旦置いておきます。

市民及び議員の意見、発言等

No.	時期	発言者	意見、発言等
120	令和4年(2022年) 3月 予算常任委員会	玉井美樹子委員	<p>先ほどの委員さんも言われてきましたが、統一化になって、保険料が示されたとしても、あくまでも保険料賦課権は市にあるわけでしょう。示してくるのは大阪府が示してくるだけで、そういう場合、この今の情勢ですから、もちろん新型コロナのこともあるだろうし、いろんな意味で保険料を納めるのがしんどいなというように相談してきくとあるんだらうなというふうに思っているんです。</p> <p>そこまで統一化しなくとも、そこは市独自の保険者の努力をすべき違うかなというふうに思うんですが、一時、新型コロナ対策も兼ねてということですけど、気軽に申し出てくれたら相談に乗りますよというところで、保険料の通知の中に減免申請の用紙とか、返信用封筒なんかも入れられて、密を避ける対策みたいなんを取られてたというふうに思うんですけど、今後、それを状況に応じて実施されていくとか、続けていかれるというふうなことは検討されているんでしょうか。</p>
121	令和4年(2022年) 3月 予算常任委員会	玉井美樹子委員	<p>ぜひしていただきたいなと思うんですけど、新しい生活様式というふうに、みんながそういうふうに変わってきていて、なるべく来庁せずにできるようなことが、そういう対応を取られるほうがいいというふうに思いますし、保険料軽減にもつながっていくんだったら、負担だっただけになるわけです。</p> <p>もう少し、全く受け付けませんよみたいな対応じゃなくて、そういう保険料を、府に言われたから上げるしかないんですというふうな対応ばかりしないで、もう少し市独自の努力を、だだっ単年度はざっと黒字で続いてきているわけでしょう。というふうには、確かに累積赤字はあるかもしれないんですけど、ざっと単年度、黒字できている割には、市独自の努力がさねなくて、そんなことは考えてみたくないんじゃないかと、新型コロナの減免のことだけ言ってるんじゃないんですよ。用紙を入れるだけでも、市に相談できるという安心が伴うわけでしょう。そういう努力ぐらいいはしてほしいなということを申し上げているんであって、検討してませんじゃなくて、検討していただければいいかな。</p>
122	令和4年(2022年) 3月 予算常任委員会	玉井美樹子委員	<p>別に予算が必要かもしれないですけど、用紙を保険料通知と一緒に入れるぐらいは、まだこれから、いろんな意味で検討できるかなというふうに思っていますので、令和4年度についても、ぜひ検討課題に入れていただきたいというふうに申し上げます、置いておきます。</p>

市民及び議員の意見、発言等

No.	時期	発言者	意見、発言等
123	令和5年(2023年) 2月定例会	塩見みゆき議員	次に、国民健康保険料についてお聞きをいたします。国民健康保険の加入者は、高齢者や自営業者、非正規労働者が多く、コロナ禍と物価高で一番影響を受け、国保料が大きな負担になっています。2024年から府下統一国保にする目的のため、2018年度以降、国保料は上がり続けています。中央社会保障推進協議会の全国調査では、大阪府統一国保料は全国一高い金額になっています。今年1月6日、令和4年度第3回大阪府市町村国民健康保険主管課長会議において、来年度の統一保険料率が出されましたが、府平均で1人当たり16万2,417円、今年度14万7,786円と比べ、1万4,631円、9.9%の引上げになっています。困窮世帯にとっては数か月分のお米代に匹敵し、まさに国保料を支払うためにお米が食べられなくなる事態になっています。2018年度から今年度までの平均保険料と引上げ率についてお示しください。
124	令和5年(2023年) 2月定例会	塩見みゆき議員	来年度、保険料抑制のために吹田市として繰越金の活用等をされることとです。保険料抑制の具体的な内容をお示しください。
125	令和5年(2023年) 2月定例会	塩見みゆき議員	今年度、繰越金は約15億円とお聞きいたしました。大阪府の関係者からは、2024年度以降の財源見直しにおいて、黒字の最大2分の1を各市町村に拠出させるという議論もあると仄聞しています。2分の1であれば、残り約7億5,000万円を保険料引下げに使うことが可能です。国保加入者が納めた保険料が黒字で積み上がったものですから、加入者に還元することは当たり前のことではないでしょうか。物価高騰の今こそ可能な額を最大限、保険料引下げに投じるべきです。7億円が妥当と判断した根拠についてお聞きをいたします。
126	令和5年(2023年) 2月定例会	塩見みゆき議員	2024年度の統一化によって、繰越金はどういう扱いになるのか、お聞きいたします。
127	令和5年(2023年) 2月定例会	塩見みゆき議員	府下統一について、吹田市は意見をきちんと言っていくとのことでした。これまで大阪府にどのような意見を上げてきたのか。また、国保統一ありきで市民を置き去りにする方針を撤回するよう、大阪府にきちん意見を上げるべきではないですか、市長にお聞きをいたします。
128	令和5年(2023年) 2月定例会	塩見みゆき議員	引き続き、きちん意見を言っていたらいいというふうに思います。

市民及び議員の意見、発言等

No.	時期	発言者	意見、発言等
129	令和5年(2023年) 3月健康福祉常任委員会	玉井美樹子委員	一定保険料が軽減されるようなことが条例改正の中でも言われているんですけど、昨年の条例の議論のときにも取り上げさせていたんですけど、子供の均等割保険料、国は未就学児の分だけでしたが、このことについては今回も軽減される世帯があるのかなというふうなふうに思うんです。昨年の審査の中で、市が独自でそのことを拡充して実施するのは駄目という決め事はないということだったんですが、子供の就学後の均等割の軽減を導入することについては、今年度の条例改正に向けては何も検討はされなかつたんでしょうか。
130	令和5年(2023年) 3月健康福祉常任委員会	玉井美樹子委員	去年とお答えが変わってないかなというふうに思うんですけど、私が聞いたのは、市が独自でやることは検討されなかつたのかなということです。国に要望していただくのはもちろんのことやというふうに思っていますけど、例えばですけど、独自でせめて義務教育までとか、国がやってくる分は6年間分、未就学なんですけど、そこから以降あんまり病気がなくなるとかじやなくて、子ども医療費助成制度はあるにしても子供に収入はないわけですから、せめて義務教育の間ぐらいは市で均等割の軽減をしますよとかという検討は、全くされなかつたんですか。
131	令和5年(2023年) 3月健康福祉常任委員会	玉井美樹子委員	それは、府内で保険料率が統一されると、子供の均等割軽減とかそういう市の独自策も統一されるというふうに、もう何か出てくるんですか。
132	令和5年(2023年) 3月健康福祉常任委員会	玉井美樹子委員	大阪府は定めてまずけど、国の法律上は、賦課権は市町村というふうに国会で何度も答弁されてるんで、そこは大阪府が統一するからとかかというのではなくて、市としてもこういうことが必要ですよとか、むやみに統一されるのは全然おかしいんじゃないですかという意見は、ぜひ言っていないといけないことと違つかないことと違うかなというふうに思うんですけど、その辺りはいかがですか。
133	令和5年(2023年) 3月予算常任委員会	小北一美委員	それで、4番の保険料抑制のための工夫で様々やっているんですけども、今回は去年になつた約7億円の繰越金の活用があるので、これで結構、賦課総額を抑えているのかなと思えますけど、去年はこの繰越金は活用してないんですけども今年も繰越金があつたから活用できたという認識でいいんですか。

市民及び議員の意見、発言等

No.	時期	発言者	意見、発言等
134	令和5年(2023年) 3月予算常任委員会	小北一美委員	物価高騰対策で、余剰金を7億円充てたということ、それが入ったがゆえに、結果的に賦課割合が据え置かれたというのが、要求している資料の一覧やと思います。世帯人数別に資料をもらっていますけど、ほとんどの世帯で軽減しているということで、我々もそうですけど、一定の収入のある人のあるところがちょっと増えているということで、世帯人数によって若干、収入が低い人も増えているのは、この余剰金の7億円を充当したことが大きいと思うんです。軽減されているところが、令和6年度から府内統一料金になったときに、市の裁量として、保険料そのものについて安くするようになることはできなくなるとね。
135	令和5年(2023年) 3月予算常任委員会	小北一美委員	保険料を抑えるために、市によっては一般会計から繰入れをやっていっているところもあります。うちはそのをやらないということで、それをやっているところの自治体にしたら、今年度、来年度もやっていたら、令和6年に統一料金になるので、値上げ幅というか、上がり幅が一気に大きくなると思うんですけど、今、本市の平均の保険料の割合は府内で比べたら、どれぐらいの位置になるんですか。
136	令和5年(2023年) 3月予算常任委員会	小北一美委員	今、約16万円ぐらいで95.8%ということですけど、それが令和6年度には100%になって、統一料金になった場合、今年の額からどれぐらい増えそうですか。
137	令和5年(2023年) 3月予算常任委員会	小北一美委員	令和6年度から府内統一料金になるので、市の裁量で、どうしても大変な場合は減免を行ってしまいましたけども、それができるのは令和5年度までで、令和6年度からは、後期高齢者の分と一緒に、市の裁量では減免ができなくなると認識でいいんですか。
138	令和5年(2023年) 3月予算常任委員会	玉井美樹子委員	条例のところで少しお聞きをしたんですけど、子供の均等割の分について検討したと言われていたんですけど、予算書を見ると、昨年のほうが、未就学児均等割保険料繰入金は多くて、新年度の予算については、繰入金は減っているわけで、同じ額の繰入れをすれば、別に未就学だけでなくて、できる人と違うかなと単純に考えてはいるんですけど、例えば昨年と同じだけ一般会計から繰入れをした場合、どこの年齢までいけるんかとか、条例のときに申し上げた、小学校6年生までやったらこれだけかかるとか、中学校だったところからいまいでかかるとか、そういったことの具体的な検討は、予算を編成するに当たって考えられたんでしょうか。
139	令和5年(2023年) 3月予算常任委員会	玉井美樹子委員	私が聞きもらしたらすみません。保険料が統一化されたら、子供の均等割についても、大阪府に準じてやらないかという決まり事になっているんですか。それはどっかに書いてあるんですか。

市民及び議員の意見、発言等

No.	時期	発言者	意見、発言等
140	令和5年(2023年) 3月予算常任委員会	玉井美樹子委員	<p>本会議の会派の代表質問でも、府にはいつも要望していますみたいですと言われていたんですけど、要望するだけで結局できませんでしまったみたいなんをずっと繰り返して、一般会計からの繰入れでやる分については、本市の会計から繰入れてやっているんだからというふうなお話をもっとされたらどうかなと思います。</p> <p>保険料のことについて言われているんかもしれないけれども、そもそも保険料の賦課権は統一化されたって市に残るといのは、国会でも答弁されていたと思うんです。そこが何か具体的な検討もないままに、来年、大阪府に言われたらできなくなるからではなくて、具体的な金額で小学校卒業までやったらどれだけかかるんかとか、そこまで検討されたのか、全くなりなくなるからもうやめとことやめたのか、金額をもっと検討していないのかというのを私は聞いたんですけど、その辺りはいかがでしょうか。</p>
141	令和5年(2023年) 3月予算常任委員会	玉井美樹子委員	<p>だったら検討してほしかったです。やるかやらへんかの検討でなくて、条例のときにも言いましたけど、確かに物価高騰とか、いろんな意味で、全体的に軽減するために努力されたというのとは分かるんですよ。</p> <p>だれど子供は収入がそもそもないわけで、だから未就学児となっているんかもしれないけれども、そうやって考えたら、せめて義務教育までは幾らかかるんかとかちやんと具体的に検討しないから、大阪府に言ったって、大阪府は合わせなさいと言っただけで、市町村から言うてくことを突っぱねるわけでしょう。</p> <p>だからその辺もう少し具体的に、幾らあたらできるんだからこうやっつて頑張らませんか、府の制度にしませんかと言わへんかったら、今年頑張れたけど、来年以降、全く頑張られへんとかになっていくんと違うかなと思うんですけど、なぜ具体的な数字で検討されなかつたんだでしょうか。必要ないと思っただけからしなかつたのか、どうなんでしょうか。</p>
142	令和5年(2023年) 3月予算常任委員会	玉井美樹子委員	<p>だけど、ほかの市町村でやっているところありますよね。大阪はない感じですけど、ほかやっているとありますよね。</p>
143	令和5年(2023年) 3月予算常任委員会	玉井美樹子委員	<p>その実施しているところに、令和5年でやめるんですかという確認をされたんですか。</p>
144	令和5年(2023年) 3月予算常任委員会	玉井美樹子委員	<p>だからといって全くやらないではなくて、やっぱり必要性を感じておられるから今回検討されたとは私は理解をしているんです。だから、就学、未就学という決まりがあったとしても、それ以降も必要じゃないですかということ、引き続きやっぱり求めてほしいなと思いますか、いかがでしょうか。</p>

市民及び議員の意見、発言等

No.	時期	発言者	意見、発言等
145	令和5年(2023年) 3月予算常任委員会	玉井美樹子委員	<p>お願いをしておきますけど、市長会通じてとかと言われるんですから、どうして必要なのかとか、何が必要なのかというのは、きちんと市長にも伝えていただくとか、そういうことをしていただかないと、いつまでも課の中で検討して、府はこまめと言っているとか、ほかはやっているも令和5年で終わってしまうとかという、マイナス要素でしか検討が進まへんのかなと思うんです。</p> <p>やっぱりプラスに検討して、今回みたいに軽減されることとかがよかったですねと感じられるようにしてほしいし、収入がない人にまでかけてしまう仕組みもそもおかしいです。</p> <p>だから、そのことについては一番分かっておられる方がきちんとしてほしいです。お願いをしておきます。置いておきます。</p>
146	令和5年(2023年) 3月予算常任委員会	柿原真生委員	<p>資料をありがとうございます。各世帯人数ごと、また給与収入とか所得ごとの保険料がどれぐらいになるかという算定をしていただいて、1人当たり保険料調定額は、令和4年度は13万870円、令和5年度は12万7,514円、増減額はマイナス3,356円、増減率はマイナス2.56%ということで、この間ずっと、多少かもしれませんが上がっている中で、今回減少するということになりました。</p> <p>いろいろ言われていたのですが、大体経過は分かるんですが、7億円の繰越金を予算書の中では、入れるということにされた。これまでは累積赤字をずっと解消しながら、単年度でも赤字を出したらまた累積が増えるんで、単年度も黒字化していくことをずっとしてきた中で、だから保険料は上がり続けているというのが続いてきましたから、新型コロナじゃない、物価高騰の影響もあるということでも繰越金を入れるということについては、これまででないことかなと思います。</p> <p>先ほど来、いろいろ言われていきますけれども、結果的にこの統一化を令和6年度からされるということになれば、保険料率はもう府内で統一されるということで、同じ所得の方は同じ保険料、同じ世帯人数であれば同じ保険料ということになりますよね。そうすると、令和6年度に關してはどんなふうになる見込みなんでしょうか。</p>

市民及び議員の意見、発言等

No.	時期	発言者	意見、発言等
147	令和5年(2023年) 3月予算常任委員会	柿原真生委員	それは来年の1月頃に示されるとのことなんです、それまでは具体的な数字は分かりませんが、今回のこの資料で見ても、軽減の世帯の分は色がついていて、軽減なんで当然所得の少ない方で、それ以外の中間層に関しても一定の減額ということに、各世帯人数を見ましてもなっていくということです。 これまで市は多子世帯に比較的優しいというか、そういう保険料の設定になっていたんですが、これがだんだん変わってきたということで、均等割という制度そのものが、さっき玉井委員も言われましたけど、人頭税なんで、収入にかかわらず払わなければいけないというものですから、応能負担にそぐわない制度やと思います。これは国でもしっかり検討してほしいという事は国会でも言っているわけですが、就学前の均等割の軽減については、具体的な数字をお伺いしたいんですけれども、例えば4人世帯で収入が500万円の世帯でしたらどういふ数字になるのか。この資料は就学前の子供の均等割の軽減が反映されていない数字なんです。教えてください。
148	令和5年(2023年) 3月予算常任委員会	柿原真生委員	もうちょっと下がるかなと思っただけど、分かりました。 広域化の関係でいろいろな市町村が質問なり意見をされて、それに対して府の考え方も示されていますけれども、その中で人間ドックのことが書いていたんだけど、人間ドック受診者に対する補助金に関しては、統一化されるのかなと思っただけで見ていたんですけども、それは市町村で決めてよいと書かれてあります。今は各市ならばらばらだと思っただけですが、これは引き続き本市としては変わらないと考えてよろしいんですか。
149	令和5年(2023年) 3月予算常任委員会	柿原真生委員	分かりました。府が何を統一して、何は市町村の考えでいいですよと判断をされているのか、その辺がよく分からない部分もあったので確認をさせていただきました。 いずれにしても、今後統一化されたら、国保の運協はどうなんねんとか、我々議会は何をほんならここで決めれるねんということで、非常に関与が薄まっていて、議会の関与が薄まるということは結果的に市民から遠くなるということになりますから、統一化そのものをやめてほしいなと思っただけで、というのがベースにありますから、ほんとに市民のための国保の運営になっていくのかなというところは非常に心配をしているということだけ申し上げておきます。

市民及び議員の意見、発言等

No.	時期	発言者	意見、発言等
150	令和5年(2023年)3月	吹田民主商工会	コロナ禍と物価高騰の下で、国保料の大幅連続値上げと減免改悪をもたらす「国保内統一化」に突き進めば、被保険者の生活、健康が脅かされる。大阪府に「国保料内統一化」は中止するよう求め、基金・剰余金、法定外繰り入れなどを活用し、直ちに国保料を協会けんぽ並みに引き下げること。
151	令和5年(2023年)7月	大阪社会保険推進協議会	コロナ禍と物価高の被害を受けている自営業者・フリーランス・非正規労働者はすべて国保に加入しており、国保料引き下げは最も効果的な貧困対策であるのに多くの市町村が黒字を出しながら次年度に繰り入れず基金に積み上げ、保険料の値上げを行うという事態となっている。元凶は「大阪府国保統一化」であり、そのためにだけ保険料が大幅値上げとなっており、中央社保協大都市調査では大阪府統一国保料が全国一高くなっており、それに引きずられて大阪府内市町村国保料が全国的にも高額となっている。こうしたことから2024年度の完全統一を延期すること。さらに少子化対策の障害となっていることの均等割をゼロにすること。

大阪府内市町村における条例改正の照会状況

	保険者名	統一保険料導入	統一保険料 条例改正	産前産後 条例改正
	1 大阪市		3月議会	12月議会
	2 堺市		2月議会	11月議会
	3 岸和田市	○	済	12月議会
	4 豊中市		済	12月議会
	5 池田市	○	済	9月議会+12議会
※	6 吹田市		12月議会	12月議会
	7 泉大津市		2月議会	12月議会
	8 高槻市		済	12月議会
	9 貝塚市	○	済	12月議会
	10 守口市	○	済	12月議会
	11 枚方市		3月議会	9月議会
	12 茨木市		済	9月議会
	13 八尾市		済	12月議会
	14 泉佐野市	○	済	12月議会
	15 富田林市		済	9月議会
	16 寝屋川市		3月議会	12月議会
	17 河内長野市		3月議会	12月議会
	18 松原市		済	9月議会+3議会
	19 大東市	○	済	12月議会
※	20 和泉市		3月議会	9月議会+3議会
	21 箕面市		12月議会	12月議会
	22 柏原市	○	済	9月議会+12議会
※	23 羽曳野市		3月議会	12月議会
※	24 門真市		12月議会	12月議会
	25 摂津市		3月議会	12月議会
	26 高石市	○	済	12月議会
	27 藤井寺市	○	済	9月議会+12議会
	28 東大阪市	○	3月議会	12月議会
	29 泉南市	○	3月議会	12月議会
	30 四條畷市		3月議会	12月議会
	31 交野市		3月議会	12月議会
	32 島本町	○	済	12月議会
	33 豊能町		3月議会	12月議会
	34 能勢町		9月議会	12月議会
	35 忠岡町	○	3月議会	12月議会
	36 熊取町		3月議会	12月議会
	37 田尻町		3月議会	12月議会
※	38 阪南市	○	12月議会	12月議会
※	39 岬町	○	12月議会	9月議会+12議会
	40 太子町		3月議会	9月議会+12議会
	41 河南町		3月議会	12月議会
	42 千早赤阪村		3月議会	12月議会
	43 大阪狭山市		3月議会	12月議会
		済	16	0
		9月議会	1	3
		11月議会	0	1
		12月議会	5	32
		9月議会+12議会	0	5
		2月議会	2	0
		3月議会	19	0
		9月議会+3議会	0	2
		合計	43	43

吹田市減免基準と大阪府統一減免基準比較

	大阪府統一減免基準	吹田市減免基準
1	<p>災害による減免</p> <p>全壊等 保険料の100% 半壊等 保険料の70% 火災による水損又は床上浸水 保険料の50%</p>	同左
2	<p>所得の減少による減免</p> <p>前年所得からの減少率に応じて 30%以上40%未満 所得割額の30% 40%以上50%未満 所得割額の40% 50%以上60%未満 所得割額の50% 60%以上70%未満 所得割額の60% 70%以上80%未満 所得割額の70% 80%以上90%未満 所得割額の80% 90%以上100%未満 所得割額の90% 100% 所得割額の100%</p>	同左
3	<p>拘禁による減免</p> <p>刑事施設などに拘禁されている期間 保険料の100%</p>	同左
4	<p>旧被扶養者による減免</p> <p>被用者保険等から後期高齢者医療制度へ 移行した被保険者の被扶養者 所得割額 100% 均等割額 50% 平等割額 50% (旧被扶養者のみの世帯)</p>	同左
5	—	上記に該当しないが、生活が著しく困難となった者に準ずると認められる者

JR吹田駅周辺の自転車駐車場の利用状況が分かる資料(過去5年)

【JR吹田駅北側】

項番	自転車駐車場名	運営	車種	収容台数	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
①	JR吹田駅前北自転車駐車場	吹田市	自転車一時 自転車定期 原付一時 原付定期	326	1.5	1.4	1.1	1.2	1.3
②	JR吹田駅前北口自転車駐車場	整備センター	自転車定期	300	111.4%	123.3%	122.5%	131.7%	140.3%

【JR吹田駅南側】

項番	自転車駐車場名	運営	車種	収容台数	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
③	JR吹田駅前中央自転車駐車場	吹田市	自転車一時 自転車定期 原付一時 原付定期	150(125)	1.2	1.4	1.0	1.1	1.1
④	JR吹田駅前西自転車駐車場	吹田市	自転車定期 原付定期	406	96.6%	95.3%	92.9%	93.1%	95.3%
⑤	JR吹田駅前東自転車駐車場	整備センター	自転車一時 自転車定期 原付一時 原付定期	14 (19)	1.1	0.9	0.7	0.6	0.7
⑥	JR吹田駅前東第2自転車駐車場	整備センター	自転車一時 自転車定期 原付定期	343	26.3%	-	-	-	-
(参考)				118	93.6%	90.1%	86.0%	86.9%	84.0%
				1,096	84.7%	89.8%	74.6%	65.3%	63.6%
				130	56.2%	54.7%	44.1%	42.7%	45.5%
				46	20.7%	17.5%	16.4%	13.9%	11.8%
					138.0%	136.6%	129.7%	134.4%	137.9%

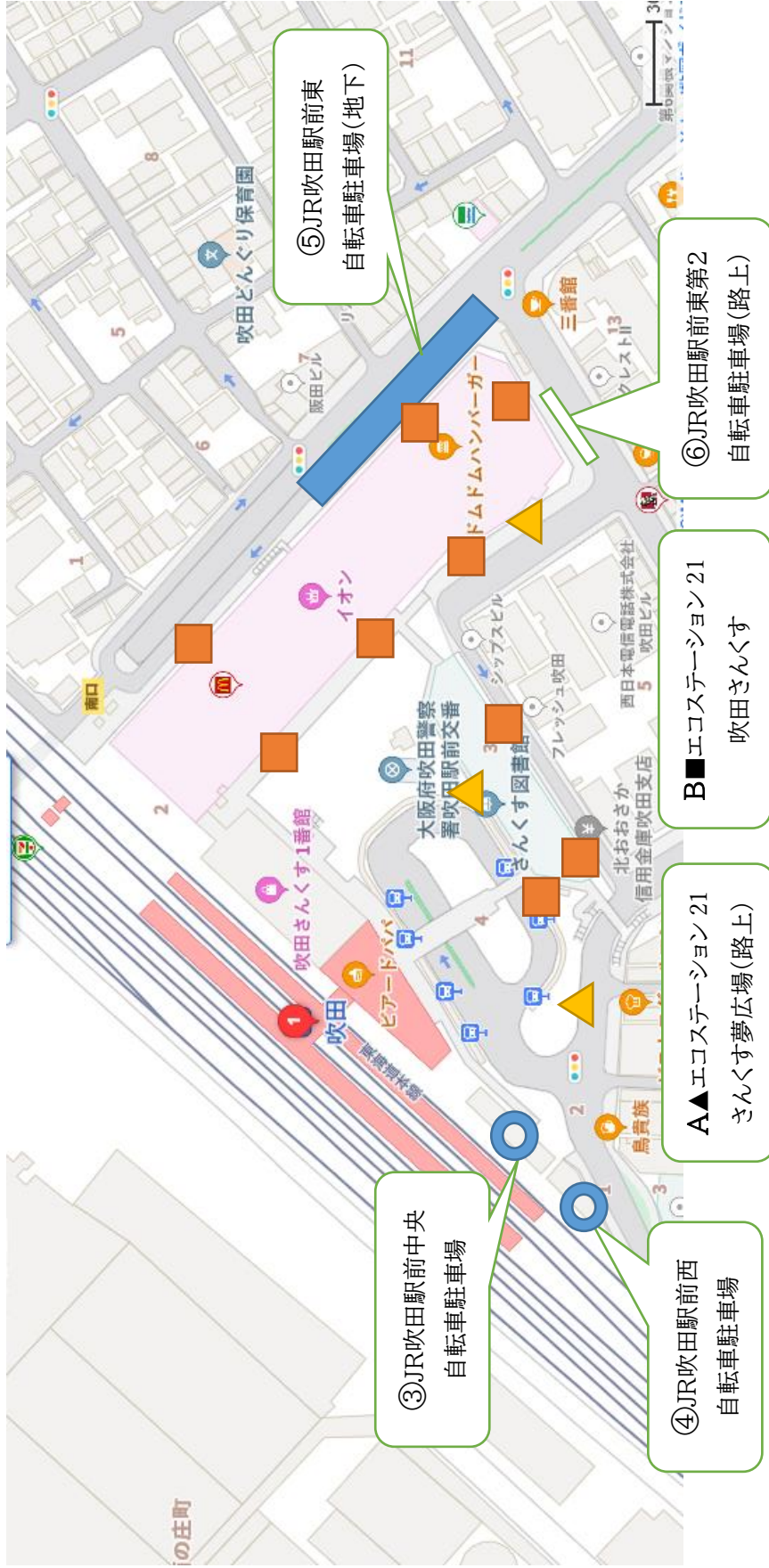
A	エコステーション21さんくす夢広場	NPO法人JR吹田駅 周辺まちづくり協議会	自転車一時 原付一時	357	4.8	4.8	4.3	4.4	4.4
B	エコステーション21吹田さんくす	吹田市開発ビル(株)	自転車一時	45	5.9	5.7	4.9	4.6	4.4
				225	4.8	4.7	4.4	4.2	4.5

【特記事項】

- ②⑤⑥運営の「整備センター」は公益財団法人自転車駐車場整備センターの略
- ③収容台数の()は平成30年度(2018年度)の数値
- 吹田市運営およびエコステーション21の一時使用については、一日当たりの平均回転数を表示
- ③JR吹田駅前中央自転車駐車場の原付定期は平成30年度(2018年度)限りで受け入れ停止
- ⑤JR吹田駅前東自転車駐車場の自転車・原付の数値は定期と一時の合計
- エコステーション21は、駐車後2時間の無料時間のみの利用者を含む

J R 吹田駅周辺の自転車駐車場の場所を図示した資料

(南側)



(1)

(北側)



(2)

山田第五小学校に係る学校規模適正化説明会 議事概要
(山五小学校の児童の保護者)

- 1 日時 令和5年9月9日(土) 午前10時00分～12時20分
- 2 会場 山田第五小学校 多目的室
- 3 参加者 山田第五小学校の児童生徒の保護者 63名
学校教育部 山下部長
教育未来創生室 薬師川室長、木村参事、土井主幹、向垣内主幹指導主事、
渡辺主査、金谷係員
放課後子ども育成室 堀室長、中村参事、山下主幹
- 4 内容 山田第五小学校に係る学校規模適正化について
- 5 質疑応答

保護者：冒頭であった教育委員会会議っていうのをやっておられたっていうのがあると思うんですけど、おそらくそこでこのレジュメ以外の意見もそこに出てるのかなと思うので、そういう議事録みたいなものっていうのは見せてもらえたりしないんですか。

教育委員会：教育委員会としての、今回の方向性を確認、整理するために、8月16日に教育委員会会議という会議を行っております。議事録につきましては、今担当の方で整理をしております、少しお時間いただきますけど、ホームページで公開をさせていただく予定としております。

保護者：ご説明ありがとうございました。山五小と山三小の統合の最善策のところ、南山田小学校の案で、過小規模校化の根本原因が解消されない。これは山三小学校の過小規模校の問題が残ってしまうということで、市ホームページのところ、学校規模適正化のところですね、山三小学校が将来的に大規模な住宅開発が予定されているとあったので、そのせいで過小規模校はなくなるんじゃないかなと思うんですけども、その点についてのご説明をお願いいたします。

教育委員会：開発があると断言しているわけではなくて可能性があると思っています。皆さ

んご存知と思いますが、山三小学校のちょうど向かい側に郵政公社跡地、もう今、更地になっているところが1.8haほどあります。ここに関しては、住宅開発がある場合には、届け出、大規模開発の届け出というところがあって、話が進んでいきますが、その届け出がなされてないという状況の中で、我々そこを推計に入れていないので、過小規模校化になると。ただ、マンションや戸建てができた場合ということも、当然ながら我々シミュレーションをさせていただいております。もし、直近でできた場合に、山三小学校が過小規模になるという時期が、数年後ろ倒しになる程度で、結果的には山三小学校が過小規模校になってしまうというふうに分析しておりますので、そこは、山三小学校の過小規模校化というところは見込みとしては間違っていないかなというところでございます。

保 護 者：現在Y o u T u b eの方で、今回の学校規模適正化の山田第五小学校について動画が上がっているんですけど、その動画の中には校区の見直しがまずA案であって、小学校の距離は○で大きく変わらない、ちょっと見てない方にもご説明したいんですけど、中学校の距離は同じである、中学校区の変更は変更なしで、3つとも○が3つあるんです。今回はB案で、小学校の距離は○で大きく変わらないで、中学校の距離が×で、中学校区の変更は△で、その他で地域への影響が大きいというふうに、この吹田市は認識して動画作ってあるんですけど、A案に戻すことはないんでしょうか。

教育委員会：当時アンケートを実施させていただくというところで、紙を撒くだけでは丁寧な説明ができないのではいうところで、一定動画を作成させていただいて、その動画を見た上でアンケートを実施させていただくというような形でさせていただきましたけれども、当時はそういった表面的な分析データ、距離とかだけでさせていただいておるんですけども、当然ながら距離だけではなくて、いろいろな要素を総合的に判断させていただいて、今申し上げたようなデメリットがそれぞれあるというところで、最終的に統合という案がベストであるという結論でございます。

保 護 者：説明ありがとうございます。この説明会の前にPTA会長の方から事前のやりとりをちょっと簡単にさせていただいたんですけども、今日の説明会に至った理由というか、過程みたいなところを説明いただきたいです。先に藤白台の分割の話在先ほどされてたんですが、同じようなスケジュールなのか、ちょっと分割と統合と話が違うので、同じような流れの中でやっていただけてるのかどうか、そういったところをちょっとご説明いただきたいです。

(2)

教育委員会：8月16日に教育委員会として、方向性を定めさせていただいて、それでやっ
と皆様におもてだしできる体制ができたので、その翌月に皆様にこのご説明
をさせていただくという流れになっておるところでございます。藤白台小学
校につきましても同様でございます、方向性というところをきちんと定め
させていただいて、説明会をその後実施させていただいたというような流れ
でございます。藤白台の実際の校区変更のスケジュール感と同様のスケジ
ュール感で進めさせていただくという予定をしております。

保 護 者：説明会ありがとうございます。2点あって、1点が小学校を統合するとしたら、
物とかの買い直しとか、どういう経費がかかるものなのですか。

教育委員会：統合した場合には、教室改修等々、経費は上がってくるかなと思います。あと、
例えば体操服はどうするかなどのご心配はあると思うんですけども、元の
山五小学校で使っていたものをそのまま使っていただけるので、経費とい
うのは発生しないと考えています。

保 護 者：ありがとうございます。あともう1点、すみません。中学校で経過措置って書
いてると思うんですけど、ぶっちゃけどれぐらいですかね。

教育委員会：現時点でいつまでというところは考えておりません。というのが、実際に皆様
がどういう選択をされるのか、それが数年間どういう結論で、傾向で現れるの
かというところを冷静に見させていただいた上で、判断をさせていただこう
というふうに思っております。

保 護 者：将来的にまた選択制がなくなる、合わせて遠い所まで行かなあかんってこと
ですか。

教育委員会：例えば、皆さん、ほぼ全員西山田中学校、それももう何年も続けて選択される
というような状況であれば、その時の状況を勘案して判断するということが
かなと思っております。

保 護 者：たくさん資料作っていただいて説明もいただいてありがとうございます。どう
してもちょっと納得いかないことがあって、私たち保護者が家に帰って子供
に説明しないといけないんですけど、今この発表があって、説明があって、こ
ういうの決まるよって家で説明します。来年1年、こういうふうに準備期間が

(3)

あって、私たち実は4年生の母親なんですけど、なので、まず1年間だけこっち行くよ、中学校は選択制になるよって説明をするのに安心できるような要素が今日の資料の中に一切ないんですけど、この短い期間はなぜなんですか。なんでこんなに、短い期間でこのことが決まって説明されて、子供たちが変わるまでの期間の短さが普通なんですかね。その辺がちょっと分からないのと、実際と変わったときにどういうふうに、例えば先生も一緒にしばらくいてくれるのかとか、どういうふうになるよって説明をしてあげる何か説明材料とかはないんでしょうか。

教育委員会：我々としては、過小規模校は課題が多いと思っておりますので、なるべく早く解消して、よりよい教育環境を作りたいという思いで、こういったスケジュールを組ませていただいております。おっしゃるようにご心配というところは、我々も重々承知をしているところでございますので、例えば、山五の先生がなるべく一緒に山三に配置できるようにとか、そういったところは教育委員会できちんと議論させていただいて、なるべくそのようになるように、進めたいと考えております。

保 護 者：説明ありがとうございました。先ほどちょっと被ってしまうんですけど、当面の間っていうのはまだ想定してないってことですが、例えば、数年西山田中学校を希望する子が多かった場合、経過措置をやめてみんな西山田中学校っていうふうにおっしゃったと思うんですけど例えばそれが1人でも、山田中学校に行くっていう場合は、それは選択制が残されるのか、いやもう1人ぐらいだから西山田中学校にっていうふうには、決断されてしまうのか、そこはちょっとはっきり聞いておきたいなというふうに。

教育委員会：実際に我々も実施させていただいて、その結果を見ての判断になると思っております。どんな状況になるのか本当にわかりませんので、実際に実態を見させていただいて、例えば1人が行っている、それはどういう状況なんかというのを学校にきちんと話聞いた上で、何がベストだっていう選択を最終的にさせていただきたいなと思っておりますので、ただ単に数字がどうこうっていうような話ではないのかなと思っております。

保 護 者：兄弟がいて上の方が通っている。でも、その下の子の学年の時に西山田を選択する子が多かったから、じゃあ山田中学校には行けないとかいうふうにはならないってことでいいですかね。

教育委員会：繰り返しになりますが、どうなるかっていうのはわからないんですけども、なるべく我々、児童・生徒に負担がないように考えたいなと思っておりますので、例えばその兄弟関係が云々というところも視野に入れた上で、最終判断をすべきかなというふうに現時点では考えております。

保 護 者：ありがとうございます。あともう1点なんですけど、他の市町村だったり、統合っていうところも実際あると思うんですけど、その場合、学校名ってどうなるんですか。このまま山田第三小学校のままなのか、大概統合される場合、学校名が変わったりすると思うんですね。というのも実際、子供は今の学校に親しみを持っていて、でも、自分の学校だけがなくなるっていうふうな部分もあるので、それは何でって子供に説明された時にやっぱりできないってのは、一緒になるから名前が変わるんだったら、納得できる部分もあると思うんですけど、そこら辺どう考えてるのかなっていう。

教育委員会：現時点で決定というわけではないんですけども、想定としては山三の方の名前になるのかなというような想定をしております。ただ、またご意見いただきましたら、そのご意見に基づいてちょっと検討等はさせていただきたいと思っております。

保 護 者：いろいろご説明ありがとうございます。うちも4年生で、最後の1年も、別のところに行かないといけないっていうことで、子供が不安がって、今日、意味がわからずにこれを聞いている状況でございます。その中で、質問させていただきたいんですけども、今ご説明聞いている中で、最初に山三から山五に分けた段階で、校区区域が狭いっていうのは、もう多分された当時から分かっている、こういうことは想定されたんじゃないかと思うんですね。それをそのまま実行されてこられて、数年前に山五の改築もされて、この中で、この状況の中で、子供たちが一番振り回されてるのではないか、というふうに私は感じております。これ、彼女と同じように、子供たちにこれを説明して、最後の1年も別のところで過ごさなきゃいけないってことも説明していかないといけない、この子にも分かるように今日帰って説明をしていかないといけないんですけども、まず、その想定されたであろうことをなぜされたのかということ、まず、理由と言いますか、考えられなかったのか、議論されなかったのかっていうことをまず、お聞きしたいことが1点と、通学校区と通学路を狭いと説明されてまして、学校を通ってっていうことを考えているということなんですけども、お友達も含め、学校を変えることをすごく嫌がってるっていうのを子供から聞いております。この中で、その学校を通って、別のところに行くことに

なっていく状況っていうのは、子供たちからしたら日々が思い返されて、なかなか精神的には厳しい状況を説明してやらないといけないことになるなとも思うんですけど、その選択肢っていうのは他にないんでしょうかっていうその2点を聞きたいです。

教育委員会：当時、昭和61年に造られた時に、どこまで想定をして、どれほどの推計でどういう判断をしたのかと言うところではあるんですけども、我々もいろいろ資料を探しましたが、申し訳ないのですが、30年以上前の資料というのは出てこなかったんで、当時の判断というのは、正確には分からないというのが実際のところなんです。ただ、2000人の児童という客観的な事実からして、おそらく、なるべく新しい学校を作らない、分割しない、というようなところで頑張ったのかなとは思いますが、もう教育環境が保てないというところで、新しい学校を作らざるをえなかったのかなと、想定ではありますけれども、担当としてはそういうふうに思っております。当時の持ちうる情報、そして判断として、最善であろうという、結論として進められたのかなあというふうにはここは想定というところがございます。あと通学路、確かに敷地内でこれまで通ってた学校を横目に新しい学校に通うというところについては、今聞かされてそうだなというふうに思いました。そこに関しましては、中を通る以外、全部だめだというわけでは全くなくて、そこは皆様のご意見を伺って、こんないい案があるよというようなものを教えていただきましたら、当然ながら検討させていただきたいと思っておりますので、そこは後日でも結構ですので、例えば案内に記載してますメールでご提案いただくとか、そういったところもお受けさせていただけますし、パブコメを実施させていただいてまして、その辺のご意見、駄目とだけ言われたらちょっと困りますが、もっとこういういい案があるよということをご提案いただきましたら、それは本当に前向きに検討させていただきますので、是非ともよろしく願いいたします。

保 護 者：先ほどその通学路のこともそうですけれども、やっぱり子供の意見を一番優先して欲しい。説明を聞いてもやっぱり市の都合でばかり話をしていて、結局この7月の末に話が急に出て、8月の16日に決まって、そこから日にちがものすごく少ないじゃないですか。ここでこの書面だけで、何も地区の人間が知らない状態で、ほぼ決まったような、令和7年の4月の1日に、山五是正しますみたいな、市から消しますみたいなこと書いてましたけども、あまりに短か過ぎる。それまで何も話がなかったのは何でなのかなというのと、子供の意見とかも全部そういうのは教育委員会、聞いてもらえてるのかなあっていうアンケートとかもそういうのを実施してくれたらよかったのになっていうちょっと

(6)

と残念な気持ちはあります。

教育委員会：アンケートは昨年実施させていただいて、保護者さんに全員にご案内を学校通してさせていただいております。

保 護 者：子供に関して、子供に対してです。

教育委員会：お子さんのご意見も反映された上でご回答もいただけるものとは思っていたんですけども、我々の思うようにならなかったというところですかね。今学校に通ってらっしゃる児童のお気持ちというところは、我々全然無視しているわけではなくて、そういう思いになるというところは重々認識させていただいております。ただ、今通っている児童だけではなくて、この将来ですね、入学される未就学児の児童の将来的な教育環境というところも、我々広く考えた上で、判断をさせていただいております。

保 護 者：説明ありがとうございました。先ほど山三の件と、いろいろご質問いただいた分とちょっと総合して考えるんですけど、元々、学校規模適正化って何を目的としてるのかなっていうところなんですけど、文科省が出しているのは、大体2~3クラスが妥当だと言われていると思うんです。なのに過小規模校ばかりをフィーチャーしすぎて、過大規模校のはずの南山田を全く動かさないっていうのは、どういう意図があるのかなと思ひまして、その辺り数字を見てても、南山田は18、無理くり3にしているようにしか見えないんです、この図。そのあと何も開発がされないままの数字でなんかもう、これありき、これが未来だよみたいな感じで言われてますけど、今お母さまがみんな言ってくさってるように、そうやって何か適当な数字をこう想像して失敗してきてる結果がこれじゃないですか。なのに、この数字を当てにしてそれありきで進んでるのは私たちは多分納得できなくて、この数字もどうやって出したのかなっていうところをしっかりと出して欲しいなと思います。あと、さっきちょっと事前にお話あったときに、議員さんが来るはずだったのに来てないっていうことがすごく気になって、私たち多分その決まる時には誰1人として入れないのに、決める人たちがこの話を聞いてないっていうのはどういうことなのかというところを説明していただきたいです。

教育委員会：まず推計の話からさせていただきます。推計につきましては、住民基本台帳の数と、あと実際に小学校に在籍してる数というところをベースに、過去10年間の1歳から2歳、2歳から3歳…と、1年移り変わる毎の人数の変遷の変化

率、例えば100人1年生がおって、2年生が100人おったらそのまま100%という形、それが99人やったら99%、というような過去の変化率というところをきちんと反映させていただいて、我々の開発部門に届け出が出て大規模開発、中規模開発そういった住宅の今後の予定というところをきちんと反映させていただいています。我々が恣意的な要素というのは全くなく、過去の経過等々を数的に組み立て、落とさせていただいたというようなものでございます。南山田小学校が過大規模校やのにどうしてという答えなんですけれども、南山田小学校については過大規模校ではございません。我々が分類する準過大規模校という位置付けで、すぐさま是正をしないといけないというような位置付けではないというところなんです。その推計を見ましても、もうその数年のところで準過大規模校から大規模校に移るところを考えると、我々すぐさま南山田小学校を適正化しないといけないという判断はないというふうに考えておるところでございます。

教育委員会：先ほどいただいた後半の部分の答えなんですけれども、本日は保護者の方の説明会ということで考えておまして、議員に対しては個別に説明する機会を設けておりますので、今それを知った上で最終的に判断するというに、まだ先の話ですけど、そういうことになります。

保護者：議員さんのお話は、私たちのこの保護者の意見を聞いていただいた上での、ですよね、判断って。それを議員さんだけに説明されて、いいですよっていうことを初め説明されて、保護者のこういう意見は、全く議員さんは聞かれずの状況で、議会で決められるってことなんですか。

教育委員会：本日いただいたご意見とかやりとりにつきましては、議事録という形できちんと整理させていただきまして、議員はそれも整理して、把握した上で考えていくというふうに考えておりますので、皆さんの意見は現状伝わっていると思います。

保護者：すいません。これはPTA会長とか関係なしに個人の保護者として、今の質問に関してなんですけど、書面で議事録として提供すると、議員に対しては。大事なものは空気感やと思うんですよ。その文字で書いてある文字で読んだ時のそのニュアンスっていうのは分からないじゃないですか。その辺とかっていうのは議事録さえ出せば、そこは事足りるんだっていうふうに教育委員会は考えておられるんですか。

教育委員会：議事録だけということではないんですけれども。議員からは色々こちらの方に質問をされますので、そういった質問の中で、こちらとしてはきっちりお答えをしていきたいというふうに考えております。

保護者：仮にここにいらっしゃる大半の方が、このことに対して反対だという意味であれば、方向性は変わるのでしょうか。

教育委員会：反対の中身を伺わないとちょっと我々判断ができないんですけれども、我々としては今お示した案がベストであるというふうに考えておりますので、そのご説明を丁寧にし続ける立場であるというふうに考えております。

保護者：ってことは、そのままの方向に進める方向であるということですね。教育委員会の方向性としては、児童がどう思おうが、保護者がどう思おうが、後々のことを考えたらそれが正しいから強引にやりますよと、そういう方向なんですよね。

教育委員会：繰り返しになりますけれども、我々いろいろな角度で分析をさせていただきまして、何がベストかっていうのを真剣に考えた結果でございますので、現時点ではこの案が我々はベストであるというふうに考えております。

保護者：実際その南山田小学校は大規模みたいな話が出てきたと思うんですけれども、僕の家としてなんですけれども、そこの教室の枠が決まっている以上、限られてるかと思うんですけれども、一応選択制にして、人数を枠に決めて1回そうやって試すこともしてないじゃないですか。そういうことも案としてはあるんですけれども。

教育委員会：説明の中でちょっと申し上げさせていただいたんですけれども、選択制を府内でも複数市が実施されております。その実績を研究させていただいて、山五小学校の解決に繋がるまでは想定できないという判断でその選択はとってないという結論でございます。

保護者：実際何校ぐらいされてたんですか。

教育委員会：すみません。ちょっとお調べさせていただいて後でお答えさせていただきます。

保護者：いろいろありがとうございます。まず、先ほどから出てますように、これは案

なのか決定なのかっていうところでいくと決定なんですかね、教育委員会としては。

教育委員会：最終的な決定の手続きとしては、条例の改正が必要になりますので、それは議会で承認されたらということになります。教育委員会としては、様々な分析とか、昨年度のアンケートも踏まえて、様々な分析ですとか、シミュレーションをさせていただいて、今回のご提案させていただいた内容が最善の案ということで、教育委員会会議という手続きをやらせていただいて、そこで承認をもらっているという状況でございます。

保 護 者：教育委員会としては決定するんですね。で、最終的には議会で決めると。年度末と書いてましたけども、実際いつなんですか。何月何日なんですか。

教育委員会：年度末というより年度内ということですので、想定としましては、あと今年度の議会としては11月定例会、実際には12月に議論が行われるタイミングと、あと2月定例会、その議論が行われるタイミングがございまして、11月になるか、2月になるか、いずれかというところでございます。

保 護 者：なるほど。分かりました。私らが意見を言う期間と言いますか、そこを超えちゃうとどうしようもないんで。そのいい意見も、反対もですね、そのけつを分かっておかないと。大体11月までというか、11月中に、我々であれば我々、地域であれば地域の意見をまとめればいいということですね。これもう遅いと言われたらもう動きようがありませんので。ていうところと、まず総じてですね、やっぱり期間が早いです。南山田をエリアに入れるっていう話がありましたよね、それを白紙に戻すという説明が山五地区ではございました。その時の理由が藤白をやるという、先やるよという話だったと思います。我々は藤白やるとかそんなんでもいいと。何で白紙なったとかの明確な回答はなかったはずです。ただ白紙になると。

私はその場で白紙を白紙にしろと言いましたけど、それは通らないまま行きました。そこから日にち、時間が流れていきなりこの夏8月ですね、しかも休み中っていうんですかね、に決定が出てきて、さらにそれがこのまま予定通りいけば、それが実行されるのが1年半後、2年も経たない間で、えいやーという感じに見えます。その辺のところは、不信感をみんな持っているのが現状です。もうちょっと一旦緩やかにというか、今までさんざんほったらかしにしてきて、決める時は速攻決めるのかいという不信感がございまして。やるやらない別にしてですよ。それが1点と、過小校について山五地区、私が見ている以上、

(10)

山五の人たちは困ってません、今の状況。むしろ困ってると言い続けて、このタイミングで、先ほどの4年生の親、私も4年生、一番下が4年生なんですけど、入る前からこの問題分かってましたね、当然。私ら当然親なんで分かりますよね。その後になかなか動けなかった、動かなかった、分かりませんけども。結果ですよ、その苦労したこともたくさんあります。17名、今16名になるんですかね、それぐらいなんですけども。その中で結果として、少ないなりに頑張ってきて、最後の6年生でさらに学校変えられて、中学選択制度なっても子供たちからしたらですね、同じ小学生と行きたいですよ、中学校、誰だって。でも選択制度だから別れることもあります。さらに少なくなるわけですね。それを選択もしないといけない、子供自身がね。今までさんざん少ない中で苦しめられてきて、さらに一番最高学年でさらにバラバラになって、中学ももっと細分化するかもしれないという状況に立たされてるのが一番4年生、今の現4年生の状況なんです。私からすると、一番少ないんで一番犠牲なってもいいんじゃないかなあと思ってるんじゃないのかなって思っています。なので、時期的なものはやっぱり考慮すべきじゃないかなと、まず1点目は思います。

教育委員会：藤白を何で先にしたかという説明がないと、なかったということなんですけれども、それはもう何度も我々説明させていただいておるんですけれども、まず元々五つの小学校区に課題があるというところで、その五つの学校を候補の学校として検討を昨年進めておりました。いろんな方々にお話をさせていただいて、アンケートもとらせていただいて進めておったんですけれども、かなり厳しいご意見たくさんいただきました。我々としましては五つ一気にやるということではなくって、1個1個丁寧に進めていかないといけないなあというふうに、皆様のご意見を聞いて判断をさせていただいて、まずは藤白台小学校を実施させていただくと。なぜ藤白台かと言いますと、当時国立循環器病研究センターの跡地に600、700とかそれぐらいの規模の住宅開発を目前に控えておったと。そこに、住宅ができて、児童が住み出して、そこから校区を変えらるということになると、もうかなりの混乱が生じるというところで、その前に早急に対応しなければならないという判断で、まずは藤白台小学校に着手をさせていただいたという状況です。昨年すでに山五小学校が過小規模校となっていたというところで、そこは我々も早く着手しないといけないという認識がございましたので、そこは藤白が終われば山五で取り組ませていただくというお約束をさせていただきました。

今ご発言あった方がおっしゃる通り、当時、藤白と同時に進めて欲しい、早く進めて欲しい、もうなんやったら意見聞かんと行政が主導でイニシアチブを

(11)

とって、バーツと進めない進むものも進まないというような厳しいお言葉もいただきながら、早く実施して欲しいという今年の当時のお答えでした。我々としては、そこから藤白に着手したんですけれども、やはり1個1個丁寧に進めないとさすがに我々対応できないなというのはやはり認識させていただきました。そして、今年度山五に関して取り組ませていただいております。8月に我々方向性を定めて、9月に説明というところで、それまでに昨年いただいたアンケートをきちんと見させていただいた上で、いろいろと検討させていただいて、皆様のご意見もアンケートからお伺いしてる中で判断をさせていただいたというような経過でございます。

保護者：その件で別に藤白と一緒にやるっていうことが、過小校問題をクリアにすることでではなくて、そもそもその時は校区広げるとというのがメインだったので、そこを続けていってるもんだなっていうのを保護者は思ってたんですよ。それが蓋開けると、山五なくすよって。いや、どういうことやねんってなりますよね。その前に事前にそういった考えがあるとか、根回しと言いますか、ということやるべきだったんじゃないかなあと思うんですけども。我々からすると、認識自体が変わってるんですよ。山五地区ちっちゃいんで、ちょっと後で質問しようと思ってますけど、面積が少ないってことは面積を増やさないといけないってことじゃないですか、それもやってこなかったんですよ。だから、なくそうというふうに思ってしまいうんですよ。単純に人数だって面積だって、明らかに少ないですよ。そうしてたのが今までのことでしょって話なんですよ。なので校区を広げて欲しいっていうのが我々の意見なんですよ。別に進めることを急ぐじゃなくて、そこをもっとやろうっていう話をしているのかなと思ってたら、白紙で、白紙の後になくなる。この展開が早急すぎる、早急過ぎますよっていう話です。

教育委員会：まず、今のご意見の前提というか、昨年、我々が南山田と山五の通学区域の見直しを前提に話を進めていたというご認識だったということですよ。我々は南山田との通学区域の見直しを前提というふうには全く考えていませんでした。そこは、公平にA案、B案、C案という形で、いろいろな案をこれはもう公平に判断をさせていただきたいという思いでいました。それはアンケートにも繋がっている三つの選択肢というところかなと思いますので、その認識がちょっと我々とずれていたところが、今日のちょっと認識のずれに、我々とずれてるのかなあというふうにお聞きして感じた次第です。

保 護 者：そのアンケートなんすけどね、これは近隣の小学校を対象に届けられたんですよ、山五だけじゃなく、南山田だけじゃなく。そうなってくると、当然我々分母が少ないので、パーセンテージで言うと、山五がなくなることに関心があるのは山五しかないですよ、当たり前ですけど。南山田、山三、どうでもいいですよ、正直。だから当然パーセンテージは下がりますので。その学校、学校で出していただきたいですし、もうちょっと中身をこう数字だけで分析するのはちょっと乱暴じゃないかなと思いますけども。

教育委員会：我々、山五だけじゃなくて、山三、南山田、岸二、そういった周辺校の保護者さんに対してもアンケートを実施させていただきました。それだけで終わったら当然人口の多いところの意見ばかりになって、人口小さいところの意見は少数派になってしまうというのは想定させていただいておりました。アンケートの中身を覚えていらっしゃるかわからないんですけども、冒頭で属性を聞かせていただいています、どの小学校区に住んでいますか、小学生の保護者ですか、未就学児の保護者ですかというような基本の属性を聞かせていただいて、その属性をもとに分析もさせていただいております。山五小学校の保護者のご意見も、先ほど申し上げた傾向とほぼほぼ同じ傾向でございます。大きくずれるような傾向ではございませんでした。

保 護 者：その詳細は出せますか、数の。山五だけでも。

教育委員会：はい。出すことができます。

保 護 者：開示していただければと思います。

教育委員会：はい。分かりました。

保 護 者：後、分母もですね、保護者数何名に対して、精度の問題ですけど。

教育委員会：分かりました。

保 護 者：今のね、数字の開示はいつしてもらえるんですか。どういう形で開示されるのか、いつどこでどうやってっていうそこがないと。

教育委員会：分かりました。来週再度、説明会を土曜日に開かせて、第2回開かせていただくと思っております。そこでお答えさせていただいてよろしいですかね。

(13)

保 護 者：それね、ちょっと無理があるかと思うんですよ。皆さんお忙しいんで、参加されるのは今日か来週のどっちかやと思うんですよ。だからもうちょっと配慮してもらいたい。

教育委員会：分かりました。何らかの形でちゃんと公開させていただくのは、お約束させていただきます。

保 護 者：これ子供のことなんですけど、今現在起こってることとしまして、山三と山五児童センターが一緒なんです、すぐに近所にあると思うんです。現状は山三の圧力の方がやっぱ大きいんですよ、人数が少ないので。なので、山五の児童が山三児童センターに行くといじめられるということが起きたと。上から目線なんです、周りの保護者に聞いてると。だから力関係も絶対勝つので、そういったケアもしていかないと、非常に、学校統合なった場合ですけど、非常に子供たちの問題はリスクは大きくなっていくっていうのも今現在でもあるという認識は持っていて。

教育委員会：貴重なご意見ありがとうございます。説明の中で申し上げました通り、地域の諸団体であったり、そういった施設とかの対応については、市長部局を中心にきちんと相談・サポートさせていただこうと思っております。

保 護 者：なのでさっき先生何人か山五から持ってくるのかという話もあったんですけど、それとも先にじゃ何人、或いは教頭・校長とか、というところを予定として出して、安心させた上に統合というふうなもうちょっとこう、子供のケアを中心に出して欲しいなっていうのは要望ですね。それがあれば納得するかもしれません。

教育委員会：貴重なご意見ありがとうございます。

保 護 者：ありがとうございました。まず、先ほどの続きなんですけれども、3案から1つに絞られたところで、ずれがあったっていうことが今明るみになったと思うんです。我々はどちらかというと、南山田の小学校との校区再編、南山田とじゃなくてもいいんですけども、どこかしの吹田市全体を見て、校区再編をして進めていただくことが、吹田市にとっても子供たちにとってもいいというふうな認識がありましたので、そちらの方でイニシアティブをとっていただけて全市で進めていただけたらというふうにお話をしていたつも

りだったんです。イニシアティブの持っていく方向性が明らかに違ったということが、本日明らかになりました、ご報告させていただきます。あと、他の市町村の学校を見に行かれたとおっしゃっていましたが、それはあれですかね、選択制に限り、他市の方に足を運ばれたんでしょうか。おそらくいろんなところで、統合に関しても、例えば統合に関しても、いろいろな事例があると思いますので、やはりその中でどういうふうなところに行き、どういった情報を得てこういった選択になりましたっていうこと細かな情報開示が必要かなと思います。そしてそれを求めますのでそのあたりご意見いかがかということと、一つ目がずれの確認と、二つ目が情報開示の要求と、3点目なんですけれども、議事録ですよね。議事録では本当に空気感は伝わらないので、どのようにこの空気感を教育委員会の方々が伝えていただけるのか。最後4点目なんですけど、未就学児の方にも説明が本日と来週とあるとお伺いしました。今の4年生なんですけれども、入学が決まる頃に20名ほどは予想されてたんです。しかしながら、1学期末始業式が始まって、ちょっと人数減り、1学期の終わりにはさらに3人ぐらいお引越されたのかな。そういうふうな感じの経緯があったんですね。なぜそういうふうになったかと言いますと、やはり保護者の方々の不安からお引越されるとかっていうことがあったんです。決定していない今の段階で、未就学児にご説明するというのは不安を煽って、さらにこの地域を離れていくという方々を生むということは想定されなかったのでしょうか。あと1点追加よろしいですか。情報開示のところちょっと付け加えなんですけれども、中長期、吹田市の中長期の教育改革の方向性を教えていただきたいです。その方向性の中で、ここの部分、山五小の統合っていうのが最善であるのかどうかっていうものが見てみたいのと、2、3年前に大規模改修しているんですけれども、その時に予算がなぜおりたのか。やはりそのお金が発生することですよね。吹田市の税金を使って、改修工事が行われておりますので、統合するのならやはりそのあたりは見直すべきだったと思いますし、統合ありきではなかったはずだと思うんですよ、あの時。そうすると、この統合の案が本当に足早に進まれているとは感じませんか。っていうところをお伝えしたいです。

教育委員会：今ご発言された方の認識と教育委員会の出した答えと、ずれがあるということに関しては、我々がいろんな角度から分析して今回の手法として統合がベストであると考えたことが、結果として、保護者さんの認識がずれたという結果の話なのかと思っております。学校選択制の中の特認校制を現地視察させていただきましたが、統合についての現地視察は、実施しておりません。分析結果においては、小規模特認校制を運営されている学校の児童の中で、他の校区

から手を挙げてこられておるのが、どれぐらいかというところですけども、大体2~3割というところかなあとと思います。で、我々がそれを山五小学校に当て込んで、どれぐらいの数字かというところかなあと。山五小学校の過小規模校の解消には、最低でも70名以上、それは各学年ぴったりはまって70名で、当然ながら学年にばらつきがあるので、100名以上が手を挙げないと解消されないと分析しておりますので、他市の実績を本市のこの状況に当てはめたら、制度としては不確実なものであると分析をさせていただきました。未就学児の保護者に対して、これは説明をしない方がいいですよ、不安をあおるだけじゃないですかというご意見だと思いますけど、我々としましてはきちんと正確にご説明をさせていただく立場でございますので、逆にしなかった場合の方が不安を煽るような結果になると思いますので、ここは我々責任を持って説明をさせていただこうと思います。

あとは議事録と議員との関係性の話をさせていただいたと思うんですけども、先ほどお話ししてありました11月の定例会までに、実は9月にも議会があって、議会以外でも議員とやりとりする機会がございます。議員の方に、また聞かれることを考えておりますのでその時には、丁寧にご説明させていただきます。あわせて、中長期の教育改革の話がございましたが、現状で教育ビジョンというものを我々持っております。あわせて、教育未来創生計画という計画も作っておりますので、そういったものをお示しすることも可能と思っております。

保 護 者：ホームページとかに出していらっしゃいますか。今年でしょうか。何年か前のも熟読させていただいたんですね。いじめのこととかがすごいよく書かれているんですけども。

教育委員会：教育ビジョンでございますが、来年度、見直しの時期にちょうど当たっており、その見直しを経てまた長期の計画にする想定をしております。

保 護 者：あと、すいません。統合に関しては、他市とかには情報を聴取したりとかはしていない、現地視察に行ったりはしていないとかっておっしゃってましたけれども、統合でも多分いろいろな方法もあると思うんです。新入生はもう山三に直接もう行くとか、なんか多分もうちょっといろんなこういう統合パターンがありますっていうのをもうちょっと開示していただいて、その中からやはりどういった統合の方向性がこの学校に向いているとかちょっともうちょっと分析等をしていただかないと。そしてそれをこちらに開示していただき、共にそしたらこの方向性でやっていきたいと思います感じがしていた

だかないとちょっと。統合に関しては何も調べていません、こっちの方向でっておっしゃられてもちょっとよく見えてこない部分があるんですけれど。

教育委員会：すみません。質問が「現地視察は選択制だけしかいってないんですか」という内容でしたので、現地視察には統合の部分は入ってないというお答えをただけです。何もしてないというようなことはございません。おっしゃるように、段階的に統合を実施できないかという検討もさせていただきました。例えば期間をとって、先に山三に行きたい人は山三に行って、残りたい人は残ってもらうというような選択制であるとか、または学年が段階的であるとか、いろいろ検討をさせていただいています。どの方法をとっても、残った子供たちが、過小規模校がさらに過小規模校になってしまう。その教育環境で残った者はさらに悪くなるということはどう捉えるのか。我々としては、教育環境を良くしたいと思っている中で、現時点では1度に統合することによって、教育環境が改善されるのではないかという結論でございます。

教育委員会：すみません。先ほど、小規模特認校制度の聞き取りの状況のお話があったかと思いますが、こちらの方は府内6市に聞き取りをさせていただきまして、対象校は9校でございました。そのうち制度を活用されて他の校区から来られてる児童が、全児童の大体2割ぐらいというような結果でございました。

保護者：すみません。過小規模校、過小規模校、学校の問題点をすごい言われてる気がするんですけど、私個人としては、この小さな学校にデメリットは感じていません。去年アンケートをとっていただいたと思うんですけど、そのアンケートの結果で他の校区の方は今まで通り、山五小の校区だけ統合、なぜ私たちは反対できないんですか。私、ごめんなさい、制度とかのことはよく分からないんですけど、私たち保護者や子供たちの気持ちを反映させてはいただけないんでしょうか。あと、南山田小学校は、山田中学校に1校だけで進学という形になるんでしょうか。それはこちらで言ってるような児童の人間関係の固定化というようなことには関係してこないんでしょうか。

教育委員会：なぜ山五小だけ取り組むのか、というお話ですが、昨年、藤白台小学校も校区を見直しさせていただいて、既存の住民の方で校区が変わった方がいらっしゃいます。今回、山五小を取り組ませていただいて、これで終わりではなくて、我々としては終われば、各小学校の状況を確認させていただいて、学校規模適正化の必要があると判断すれば、またその小学校に取り組ませていただこう

とっておりますので、山五にだけ特別な思いで行っているということは全くございません。お声に関しましては、繰り返しになりますが、昨年実施させていただいたアンケートをきちんと見させていただき、総合的に判断した結果の結論でございます。南山田から山田中学校については、複数の児童がいてクラス替えが毎年できるため、固定化の検討には至っておりません。

保 護 者：情報開示ということで、前にあったアンケートの結果を山五小のやつを出してもらってということだったんですけど、他の地域の南山田とか山三の人たちとかがどういった意見を出しておられたのか、その意見がすごく左右して、その統合ということになったのではないかなっていうちょっと思いもあるので、他の学校の人たちの意見も開示して欲しいと思います。

教育委員会：はい。その方向で考えさせていただきます。噂でよく聞くのが、南山田が反対したからこんな結論に至ったのではないかという話は、本当によく聞きます。我々としては、そのようなことはないということを、はっきりとこの場で申し上げたい。我々は冷静に考えて、いろんなメリット・デメリットを考えた上で何が一番いいかという議論をした末に、達した答えでございまして、特定の人から言われたからといったことは一切ないということだけはお伝えしたいと思います。

保 護 者：いろいろありがとうございます。先ほどから丁寧に一つ一つ学校やっていくってことだったんですけど、全然丁寧じゃないなあというところで、今回こういう説明会やるのが丁寧のうちに入るのかなあというふうに思いました。個人的には反対です。気になるのが本当にスケジュール感のところ、非常にせってる部分がある。ちょっと他市の部分で見たら、やっぱり2年前から、2年以上前から何かこうスケジュール感組んでやられてるところがあったりしたんですけども、今回最後のページに今後の主なスケジュールということで書いていただいているんですが、丁寧な説明が必要かなあというところで、今考えてらっしゃる今後のスケジュール、ちょっと今日のお話聞く限りでは、来年1年で何とかまとめて、7年度の4月にやったらいいみたいな印象もなきにしもあらずなので、そういったところを考えてらっしゃるとは思うんですけども、そういう形を出していただけるのかどうかということとですね。もう1回アンケート取れないかなあというところで、去年は去年、今年は今年、やっぱりあの時間って流れてて、町は生きてるもんだと思うので、そういったもう1回白紙に戻すことはね、難しいとは思いますが、今進んでいる中で保護者の意見をもう1回汲み取る、パブリックコメント自体もちょっと遅い

なっているのはすごい感じたんで。やる方向で決まりました、パブコメしますじゃなくて、もっとそれ以上前に皆さんの意見を汲み取りしてそこで情報を仕入れて今回提示していただいて、それで少し丁寧な説明。
になるのかなあと思ったので。そういった情報の提示とスケジュール感とかですね、それを伺いたいと思います。

教育委員会：アンケートをもう一度実施してくれないかというようなご要望と思います。
昨年、我々としましては広範囲に、いろんな立場の、いろんな地域の、いろんな方のご意見を伺おうと思ひまして、動画も複数作成させていただき、郵送も含めて、保護者の皆さんの手に届くようにさせていただいて、かなり丁寧にご意見をお聞かせいただいたと思っております。
これらのご意見も踏まえて、今回の結論に至っておりますので、再度、お聞きをして、考え直すということは現時点では考えていません。

保 護 者：でも認識の違いがあったんですよね。
そうであればもう1回意見、この説明会を受けた上で、取るべきではないんですか。

教育委員会：我々は南山田の通学区域の見直しをして、山五の面積を拡大することを前提に話をしたことは全くございませんので、そこはご理解いただきたいと思ひます。

保 護 者：私たちの希望が受け入れられないよってということですかね。

教育委員会：ここに来られていない人も含めて、アンケートで広くご意見を聞いた上で、今回判断をさせていただいた結果でございますので、再度それを聞くことは現時点では考えてございません。

保 護 者：今日の説明会に来て、ご説明を聞いたらちょっといろいろ納得できるのかなあと思ってきたんですけども、いろいろ不安が増えてしまいました。
いろいろ思うところも、問題点もいろいろあるんですが、まず一つ、一番不安なのは中学選択制っていうのが本当に決まるのかどうか。当面の間ってなってますけど、一体どれぐらいなのか今の時点ではちょっと不透明ですよね。
もし万一、まずそのスケジュールが早すぎるころから、不安が来てるんだと自分では認識してるんですけども、例えば、もし最悪この状況がそのままもう強引に進んでしまっ、私たちが反対していると幾らと言われても、もうこのま

ま進んでしまう状況になってしまった最悪の場合、中学校の選択制を考えた時に、ここに、例えば山中に行くつもりで引っ越しされてきた方もいらっしゃるし、いろいろ人生設計を考えた上で、ここにこられた方もいらっしゃるんですね。そういうことを考えると、今の1年生がせめて、全員、今の状況で卒業できるまで待っていただいて、そのあと、例えば、未就学児の方にはもうこの状況になりますっていう説明をして、それからこれを実行されるっていう時間も読めるっていうか、そういう方向での検討はしていただけないでしょうか。

来年再来年に全部が決定して、もう強引にこのまま進んでいくのではなく、今の在学生のすべてがちゃんと思うように卒業した後、そのあとはこれで済まないかもしれませんが、そのいろいろ話し合いの結果、もう少し時間が必要なのかもしれない。

でも、皆さんが納得される状況で、その方向に持っていくということはできないのでしょうか。そんなに早急じゃないとどうしても無理なんではないでしょうか。

教育委員会：これまでいろいろ検討させていただいた中で、やはり過小規模校で、クラス替えができないということは、学校側も大きな課題であると考えているところです。そういう意味で、課題解消を進めていきたいと思っております。

ご不満な点が今日来られて残るとおっしゃられましたが、子供たちの心理的な面につきましては、できる限り負担が軽減されるような取り組みを考えておりますし、今からご意見をいただいて、どういったことができるのか、検討させていただきたいと考えております。

中学校の選択につきましては、ご心配の声が多いと思っており、丁寧に状況を見ていきたいと思っておりますので、無理やりに数字ではなく、状況をきっちり見ながら丁寧に対応させていただきたいと考えております。

お時間も来ていますので、案内にメールアドレスを記載しておりますので、いただいたご意見につきましては、こちらで丁寧に整理して、お返しする必要があるものはお返しさせていただきたいと思っております。

一旦本日のご質問はここまでということによろしいでしょうか。

保護者：すいません。

教育委員会：じゃ最後に。

保護者：メールは個別に送るべきなんですか。みんなもうバンバン送ればいいのか。

教育委員会：もしまとめていただけるようであれば、こちらとしてはありがたいと思っております。ただ個人で送りたいということであれば、そうしていただいて結構です。では最後に。

保護者：えーとですね先ほどちょっとアンケートの結果の件に戻るんですけどね、こちらやっぱりあの令和4年度に使われてるんですけどね。
回答したので覚えてるんですけど、こちらの回答した時には、山五小はですね、山五小が吸収されるという話は一切聞いてなかったの、その時にとったデータを説明会の資料に指定するのはおかしいんじゃないかなと思うんです。そういう今回の話があった後にアンケートをとられた結果を載せるんだったらわかるんですけどね。多分これやったらこのアンケート結果で通学路の変更の安全性、それは保護者の上のところですね、心配事への対応。これで解消してますよ。
こういうふうに、何て言うんですか。
もう合併、吸収合併の方に持っていくように使われてるような感じがするんです。

教育委員会：統合するために取ったわけではなくて、三つの手法をご提示させていただいて、忌憚のないご意見を聞きたいという思いでアンケートを取ったものです。

保護者：えーとですね、多分、議員さんに説明するとかのような形になると思うんですけどね。その時に、議員さんから今日来られていないということで、こちらの資料だけ見たら、保護者の不安に思っていることはこういうふうに解消しますよというふうに、もう何も状況知らない人だったらそう取ると思うんですよ。保護者の人も納得したんやってそんな形になるんじゃないかなと思うんです。ですのでやはり、これをちょっとここに載せるのはおかしいのかなと思う。
話し合いが終わった後のアンケートですね、そちらを載せるんだったらまだわかるんですけど、その辺どうお考えですか。

教育委員会：議員もそうです、我々もそうですし、いろいろ団体のご意見や課題のことをおっしゃっていただいているのかなと思います。
その辺りにつきましては、きちんと議員の方に伝えながらこういったご意見いただいています、こういった課題があるというご連絡をいただいています、我々としてはこのように対応していきますというようなご説明をさせていただきたいと考えております。保護者の方が全く何の問題もなかったというよ

うなことは決して思っておりません。

保 護 者：結局、ごめんなさい。そのときに、今日来られる予定でした議員さんのことはわからないんですけどね、こちらの方はこちらを推進してるとかそういう方になるんですか、それとも反対、どういう意見をうちの議員さん。

教育委員会：すいません、その議員がどういうお立場なのか、我々もわかりません。議員の方々は、特段、今の現状で進めるということは表明されてないと認識しています。ただ、心配しておられる議員ももちろんおられると思っています。最後にちょっとさせていただいて、もしその後、質問やご意見がある場合につきましてはご連絡いただきましたら、回答させていただきますのでよろしくお願い致します。

保 護 者：情報開示とかは絶対お約束していただけませんかね。

教育委員会：情報開示というのは、先ほどおっしゃったようにどこに現地視察行ったのか、どういう分析をしたのかということですか。

保 護 者：皆さんが何故こういう方向性に持ってくる過程を、経過から分析した結果をすべて見せていただきたいです。それを見たら納得いくかもしれない。

教育委員会：経過の状況ですね。

保 護 者：判断した情報、収集した情報、多分たくさんお持ちだと思うんです。

保 護 者：選択制も、我々は2割きたらえーんちゃうんかと思うんですよ、何で公立じゃないかとそのデータをですね、結局ね。いろんなデータがあるはずなんですよ。教育話し合っ、これがいいと思いましたがこと多いんで、その一つ一つが納得いくデータが欲しい。分かるように見たいということですよ。

教育委員会：お示しできるデータを整理させていただいて、何をお示しできるのか、検討させていただきます、回答させていただきたいと思います。最後ですね。

保 護 者：これも僕最後なっちゃうんすか。

教育委員会：意見やご質問はメールでも受け付けます。

(22)

保 護 者：そこのメールだとかっていう個別のやりとりされてしまうと、他の人が共有できなくなっちゃうじゃないですか。今日も事前に資料欲しいってお伝えしたんですけど、事前に資料はお配りできませんって言われて、その理由としてはちょっと生産性高い時間の使い方をしたいなと思ってたんですよ。でもやっぱりこうやって、最初の方に説明をされて、質疑応答の時間がかなりオーバーしてるじゃないですか。これ皆さんやっぱり予定とかもある中でも、やはり関心があるからこれ聞いている話なので、これ一旦時間を区切って、あとは個別でメールでっていうのはこれちょっと雑やと思うんです。今回の話を聞いた上で、さらに次はもうこれを踏まえた上での議論しましょうと。そこに関しては、さっき議員は賛成の立場で反対の立場なのかっていうところで、これはもう賛否あっていいと思うんですね。なので、そこに関しては議員さんも入ってもらって地域の人々の声はこういうことなんだなっていうのを議事録ではなくて生で聞いてもらいたい。それに対して教育委員会が止めるっていうことに関しては僕はちょっとそれどうなのかなっていうのが疑問点の一つとしてあります。ちょっとそれはちょっと感想なんですけどあと、教育委員会が南側の一部の地域から、一部の声が強かったから、やめたわけじゃないんでそれを明言しますっていう。おっしゃってたんですけど資料の中に一部の保護者の理解がないっていう思いっきり明記されてるんですけど、それはどういうことなのかなっていうところと、あと、情報公開、開示しますってところに、いつっていうのをちゃんとつけて欲しいんですよ。いつっていう日にちがない、日付がないとわかんないので。いちいち問い合わせして、これどうなんですか、どうなんですかって聞かないと、返事が返ってこないんでこんなふうな時間の使い方はないと思うので、いつまでに回答しますっていうのを明言して欲しい。ていうことなので、この説明会、あともう1回ありますが、それだけで終わるっていうのはちょっとなしにしていっていただきたいなと思ってますその点いかがですか。

教育委員会：来週2回目の説明会で、今ご提案のあった、議論を含めた説明会にできるかどうかは、今、明言ができませんので、持ち帰らせていただきます。

保 護 者：いつお返事いただけますか。

教育委員会：それも含めてご連絡させていただきます。

保 護 者：で中間報告はいただけますか。

(23)

今こういう議論をしてますというような。

教育委員会：進捗はこういう状況ですというのは、例えば来週、この会議の直前ぐらいには何かしらのご連絡はできると思っています。

保 護 者：16日が説明会やから15日。

教育委員会：状況は15日にメール等お知らせします。

保 護 者：その中で、議論の進捗の状況は教えていただけると。

教育委員会：一旦はご連絡をさせていただきます。そうしましたら他にもしご質問があるようでしたら、またメール等でお伺いいたします。最後に学校教育部長の方から少しお話をさせていただいて、閉会とさせていただきますと思います。

学校教育部長：皆さん、長時間ありがとうございました。この問題は、正直私も人の親として感情的になってしかるべきだと思っております。その中で、非常に冷静な、ご意見をいただいて、そこについては、感謝を申し上げたいと思っております。私も行政経験が長いので、こういう場には、何回か出ていますが、だいたいは怒号とつるし上げていうのが多かったです。しかし、そうではなかったというのは非常にありがたいと思っております。私が冒頭申し上げましたようにこの校区の問題については、いろいろなご心配事、懸案材料が出て当然です。皆さんのおっしゃっていることには予算という問題がついてきますので100%考えられるかどうか、それは明言できません。ただ、何とでも、いい落としどころを作って進めていきたいなと思っております。懸案、こういうことが心配等。まず冒頭でやはり、一番気になったのは、子供にいったいどう説明したらいいのか、そこだと思います。それがあから、一体どうやって決めたんだとか、どういう状況なのかを教えて欲しいということになるのではないかと思っております。子供にどう説明するのかっていうのは正直、正解はないと思っております。お子さんの状況も様々で、「ふーん」で終わる子もいるでしょうし、ナーバスになる子もいる。先ほど室長がお答えしたように寄り添える体制も考えるということで、どうしても人とお金の話になり、教育委員会だけで、お金もない中で実施するとお答えして、できなかった時に、約束違反だとお叱りを頂戴するの分かっているのです、それを考えると少し柔らかいトーンで申し上げたのですが、「ほんまかなあ」というようなご心配の表情を見て取れたのですが、きちんとどういった人員体制でいくとか、今の山五小学校の教員がど

(24)

ういうふうに子供たち説明していくのか、その辺をしっかりと考えていくことを約束したいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

保 護 者：ごめんなさい。最後に一つだけ忘れてはることがあるんで、お伝えしてもいいですか。土井さん、子どもたちにプリントを配るのを忘れてたっていうところで、今日の説明会の最初にそのことに関しては謝罪させていただきますっておっしゃってたんですけど、今日の説明会の時にその話全くなかったなと思って。子供たちにプリント配布するのは配慮して欲しい、封筒に入れて欲しい。わかりました。お約束いただいてそれができなかった。説明会の時にはそれちゃんと、まず最初にさせていただきます。やっぱその程度の認識なのかな、ちょっと悲しかったなあ。

教育委員会：事実関係を確認させていただきます。

保 護 者：はい。お願いします。

教育委員会：それではありがとうございました。お忙しいところ長時間お時間いただきまして。閉会とさせていただきます。

山五地区に係る学校規模適正化説明会 議事概要
(山田第五小学校区の未就学児の保護者)

- 1 日時 令和5年9月9日(土)午後1時30分～3時5分
- 2 会場 山田第五小学校 多目的室
- 3 参加者 山田第五小学校区の未就学児の保護者 21名
学校教育部 山下部長
教育未来創生室 薬師川室長、木村参事、土井主幹、向垣内主幹指導主事、
渡辺主査、金谷係員
放課後子ども育成室 堀室長、中村参事、山下主幹
- 4 内容 山田第五小学校に係る学校規模適正化について
- 5 質疑応答

保護者：山五小学校の4年生の息子と3歳の息子がいるんですけども、1ページ目の2、学校規模適正化第2期の方向性のところに、西山田中学校通学区域に見直しを行う、ただし、当分の間って書いてるのですが、3歳の息子が中学校に通うのを検討した時に、私は山田中学校に子供を2人とも通わせたかったので、この地域に住んでいるんですけども、そのことをどの様に考えているのですか。当分の間って書いてるのが少し引っかかりました。

教育委員会：今後の実績を見さしていただいて、その傾向をきちんと把握さしていただいて、その段階で判断をさしていただこうと思ってます。例えば今年も5年後・10年後もずっと一方の中学校しか選ばないよという状況が続いたんでしたら、そこはもう経過措置というところを外すという選択肢もあろうかなと思います。まずは、やってみさしていただいて、その実績傾向というのをきちんと我々把握した後に、この経過措置をどうするかという判断をさしていただければなと思っております。

保護者：3歳の子供が中学校に上がる時の間ぐらいまでに、こういった話がもう1回あるということですか。

教育委員会：我々としてはその実績というところを内部できちんと把握して議論した上で、

(1)

結論を出す段階においては、ご説明することもあるのかなと思いますけど、今の段階でどういう対応するのか、説明会をするのかというところは、決まっていないですけども、きちんとした対応をさせていただこうとは思っております。

保 護 者：今の間は、その子供が6年生になった時、山三小学校から中学校に上がる時は西山田中学校か山田中学校かどちらかを選べるっていうことですね。

教育委員会：おっしゃる通りでございます。

保 護 者：来年山田第五小学校入学を進めているんですけど、多分、2年生から山三に統合されると思うんですけど、名前は山三のままですか、変えないのですか。ていうのも、何か一生懸命、校歌があると思うんですけど、校歌を覚えたけども、それが山三に変わって、覚え直してでも、山三の子はそのままっていうのが、何かちょっと可哀想かなって思ったのでお聞きしました。

教育委員会：ありがとうございます。学校名ですとか、校歌っていうのは今の段階で決定はしていないんですけども、場合によってはちょっとご苦労をおかけする部分もあるかもしれないですけど、可能な限りのフォロー等をさせていただきながら、最終検討させていただきたいと考えております。

保 護 者：みんなが平等な感じで卒業を迎えたらいいのかなと思ったので、よろしく願いします。

教育委員会：ありがとうございます。細かなことでも結構です。ご質問ご意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

保 護 者：ご説明ありがとうございました。いろんな検討の上のことかと思いますが、ここにいる皆さん、おそらく子供をどこの小学校或いは中学校に通うのかを考えて、今この地域に住まわれてる方かと思います。で、こういったお話もあって、この統合。これから生まれる、既に生まれてる子供が通い切った後、12年後なり13年度から始めれば、良いのではないかと思うんですが、この時期にやらなければいけない理由は何ですか。

教育委員会：説明でも申し上げた通り、もうすでに昨年から一年生から6年生まですべて単学級になっているという状況で、その状況がもし改善する見込みがあるの

でしたら、そういった選択もあるのかもしれないのですけれども、我々推計していく中で、どんどん状況が悪くなっていくというふうに見ております。12年後でしたら、おそらく百名若しくは百名を切るような状況になるのかなと思いますので、そこまで、教育環境が悪化するまで、待つというのは、判断としては難しいというふうには思っております。

保 護 者：ありがとうございます。単学級というのは、教育環境として悪いというのが根本の考えですか。

教育委員会：我々、令和2年度から令和3年度にかけて、大学の教授であったり、小学校中学校の校長先生の代表であったり、あとPTAの代表であったりというところで、外部委員会の審議会を組織させていただいて、そこでご議論いただいて、どうあるべきかと。いうところの答申、ご意見をいただいた上で、我々教育委員会が基本方針という形でホームページにもアップしておりますけれども、基本方針の中で規模の分類をさせていただいております。その中で、31学級以上の過大規模校、あと6学級以下の過小規模校、ここに関しましては、是正させていただいて、我々が適正であるという範囲に、是正させていただくというような取り組みを進めているところでございます。

保 護 者：わかりました。

教育委員会：ありがとうございます。

保 護 者：今年入学した一年生の娘とこれから入学を控えている4歳と2歳の子供がいます。先ほどおっしゃっていた、適正な人数とかっておっしゃっていたと思うんですが、少ない人数だから駄目だっというふうな感じですがよく受け取れるんですけれども、子供に聞いてみたら小学校は1クラスだけでも、すごく縦の繋がりがあって他の学校よりも他の学年との関わりがすごく多いのがいいというふうに娘は言っていて、その辺のいろいろ審議していただいたというふうに言ってたんですが、実際に通っている子供たちとか、そこで働いている先生方もすごく工夫をされて、いろんな先生と関わりを持った教育を受けさせてもらってるんですけれども、そういった当事者の意見もそこに反映されているってということでしょうか。教授の方とか、現場を見てらっしゃらない方々の意見だけで、そういうふうにこれが適正だというふうな結論になっているのかなというふうに思ったんですけれども、そういった点はどうかかなと思いました。

(3)

教育委員会：我々、外部委員のご意見もそうですし、文部科学省の考え方もそうですし、他の自治体の考え方、そういったところもトータルで考えて、おっしゃるように、大きい学校が全部駄目、小さい学校が全部駄目というふうには我々思っておりません。大きいには大きいなりの、メリットはあるでしょうし、小さいには小さいなりのメリットがあるというのは、重々承知はしておりますけれども。大き過ぎる、小さ過ぎるといふところは、やはりデメリットが大きい。先ほど申し上げましたけれども、山五小の児童がどんどん減って行って、クラスに十数人しかいないというような教育環境が本当に良いのか悪いのかと、というような議論をさしていただいた結果でございます。

保 護 者：わかりました。

教育委員会：ありがとうございます。

保 護 者：もう一つなんですけれども山三小学校に実際通うとなった時に、山五小の中を
通って通学するっていうところで、やっぱりこの学校に通っている子たち
ってすごくここに思い入れがあると思うので、その中を通して、学校を横目に見
ながら行くというのは、毎日のことなので、ちょっと特に最初の頃は、子供
たちの心の面ですごく可哀想かなって思う思いがあったりします。あと、先ほ
ど防犯カメラを付けますっておっしゃっていたところから、先の公園までの
道のところ、横が竹林といいますかすごく暗いところで、幾ら歩道があるとい
ってもすごく危険な場所だと思うんですね。なので、そこを実際毎日通って
いくっていうところを、私はすごく不安を感じるんですけれども、その点もちよ
っと検討していただけないかなというのはあります。

教育委員会：おっしゃるように、竹林があって、そこは危ないなと我々思っておりますので、
その竹林の横も通らなくていいような、絵を考えておるといふような状況で
はあるんですけれども、今おっしゃったみたいに、今まで通ってた学校の横を
通るのは精神的にきついというような意見も、午前中小学校の保護者さんか
らもいただきました。我々、別に絶対これじゃないといけないというふうに思
ってないので、例えばこういった経路をどうですかとか、こういった案はどう
ですかとか、いろんなご意見をいただきましたら、我々、きちんと検討させて
いただきたいと思っておりますので、例えば今日すぐにお答えをいただかなくて、皆
さんに送付した説明会の案内に、Eメールのアドレスを記載しておりますので、
ご意見いただきましたら、我々きちんと受けとめさせていただこうと思いま

(4)

すので、よろしく願いいたします。

保 護 者：ありがとうございます。

教育委員会：他にご意見ご質問等ございましたらお願いします。

保 護 者：いろいろとご説明ありがとうございます。私どもは娘夫婦の子になるんですけども、山田中学校に入りたくて正直この地域に引っ越してきたのに、正直びっくりしております。で、この当分の間、当該地区に住んでいるものっていうのが、最初の方もおっしゃっていましたが、大変気になっておまして、まだ未就学児ですので、当分と言われても、3年5年でしたら、もう選択の余地がなくなってしまうので、意見としては、いろいろ今後のことを検討されるっていうふうに先ほどおっしゃっていましたが、当分の間を外していただいでですね、10年後でも11年12年後でも、選択の余地があれば、大変ありがたいと思っております。ご検討よろしく願いいたします。

教育委員会：我々教育委員会、あと学校現場、校長、教頭とも情報共有して、どうあるべきかの議論させていただきたいと思います。他にご質問等ございませんでしょうか。

保 護 者：中学校の選択に際してですが、最終的に子供が6年生になった時に選択することになると思いますが、子供が選びたいということになる可能性もある中で、それぞれの中学校の不足とか、問題点等の情報提供はどのようにお考えですか。

教育委員会：まず入学前の段階に、6年生の保護者対象に、大体例年2月ごろ、各学校からの説明会という形で開催はされています。山田中学校と、西山田中学校の話を加味した上で、ご判断いただくというような形になるのかなというふうに思います。小学校在籍段階で、どちらの中学校のことも知る必要があるとは思いますが、その辺りの制度的なものに関しては、こちらでも一定整理をしておかないといけないかなというふうには思っております。

保 護 者：言葉をお聞きすると、現状では、保護者側で情報を2月に得てくださいという考えですか。

教育委員会：これはあくまで現段階という形ですので、ここに関しては基本的に今選択する

(5)

というものではないところになりますので、まずは通常の中学校から 6 年生の保護者に対して説明している会というのは行われているという説明にはなるんですけども。

保 護 者：それは現状の例えば、山五小学校に通ってる保護者や子供なりに対して次の中学校はこうだよという話であって。選択をするためのお話ではないです。

教育委員会：そうですね。ちょっとそこに関してはその選択の際の今手段といいますより、今現状の制度として行われている小学校在籍段階で中学校がどういうところかという説明に対してのちょっと回答ということにはなりますので、今後、選択肢二つある場合についてはすいません、まだちょっとその段階での設定というところできていないので。

保 護 者：中学校ってかなりナイーブな時期だと私は思うんですよね。思春期真っ只中で、おそらくその人間関係のずれて一番受けやすいのが中学校だと思うんです。そういう中で子供なり、保護者なり、選択をしてもらう材料の提供の検討が今の中でできてないと、今の話では思ったので、大変それは遺憾であると個人的には感じます。選択をできるということにすれば、安心するんでしょというふうに考えて、選択肢だけ設けて、それを保護者なり子供にしっかり検討いただくためのことが考えられていただけてない。そのように感じます。今のお話だと非常に不安に感じます。

教育委員会：ありがとうございます。今現状、市内 18 校の中学校ございますが、現段階で言いますと、中学校の校風がどうか或いは生徒数はどれぐらいであるとか、そういったところは、ホームページ等でご案内をしているというのが現状でございます。で、実際選択をしていただくにあたって、情報をどういった形でお示しするのかは現段階で明確に定めているものではございませんが、こちらのご意見をいただきましたので、検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

保 護 者：親が、距離が近いからといって、山五地区から山田中学校と言ったって、6 年の期間で、その人間関係が子供の中で作られて、その友人の関係のこともあって選ばれてあると思うんですよ。この友達が、この子と仲がいいからこっちに通いたいということがあると思うんですよね。親目線、保護者に対して説明すればよいということでは決してなくて、そういうことをちょっと重々考えていただかないと。安心してやっぱり今回のお話を受けることはできないで

(6)

すし、今の段階で個人としては、不安としか思えないのでしっかり検討してもらいたいです。

教育委員会：ありがとうございます。検討させていただきます。ご意見ご質問等、ございませんでしょうか。

保 護 者：新たな通学路っていう話なんですけども。もしその通学路ができた場合に、通れる人は制限されてるのか。そこは見守る人とか、もし仮に事件があったとしても、生徒しか通らないのであれば、不安ですし、そういう安全面はどうなってるのかなと思う。事件が起きてからでは、カメラだけでは、遅いと思います。

教育委員会：市道というような位置付けではなくて、敷地内通路という形態になるのかなと思っています。通学路という位置付けですので、児童生徒さんというところをメインには考えてはおります。ただ、一般の方が全く入れない形態にはどうしてもできないので、24 時間見るわけにはいきませんので、一定地域の方も通られると考えております。

教育委員会：何でも結構です。ご質問ご意見ございましたら、よろしくお願ひします。

保 護 者：ご説明ありがとうございます。今3歳の娘が1人おるんですけども、これ、選択できるのは、今、山五小学校区にいる子供だけってことですよね。

教育委員会：今といたしますか、山五小学校区に住んでおられる方が、小学校を卒業した時に選択権が発生するということです。

保 護 者：元々山三小校区に住まれてる児童は選択できないんですよ。

教育委員会：おっしゃるとおりです。

保 護 者：子供が成長して選択するとなって、基本的には多分、友達が西山田中学校に行くので、子供の選択としては西山田中学校に行くというふうになると思うんですが、その前段階で、小学校の時からちょっと選択できないかなっていうのは考えているんですけど、そういった協議とかされたんでしょうか。南山田小だったりとか、山田中学校に行ける校区を、小学校の時から選べる選択肢がなかったのかっていうのを聞きたいのですが。

教育委員会：今回の適正化では、山五小と山三小が過小規模校化すると、その根本原因を解決するには、統合がベストであろうというふうに考えており、南山田に行ってしまったら、山五・山三の対応というのも、中途半端な形になってしまうので、そこは一定線を引いて、山五・山三の統合というふうに考えてございます。

保 護 者：さっき聞いてくださって山三小学校の子はまだ山田中学校に行けないという事で、山三小学校の山田中学校に近い子たちだって沢山いて、その子たちが6年生になった時に、こっち側に住んでいる子は山田中学校に行けるのに、私もうこの子たちとうちが近いのに、山田中学校には行けないっていうふうな、悩みとかそういうことになると思いますし、3歳の子供が、西山田中学校に行きたいってなった時に、私は西山田中学校出身なんですけど、ちょっとあんまりいいねって、言ってあげれない。山田中学校にどうしても私は行って欲しいと思います。今回の事件もあって怖いし心配です。

教育委員会：いろんな方がいろんな地域に住んでおられて、いろんな思いがあるというのは、そうなんだろうなというふうには思うんですけども、我々としてはどこかで線を引かなきゃいけないというところもあるので、今回お示しさせていただいた内容で進めたいと考えております。

保 護 者：山田中学校に近い子でも行っちゃ駄目ですか。あなたたちは山三小の校区だから西山田中学校に行くしかないんだよっていう選択肢しか与えてあげられないのですか。

教育委員会：統合する前も、山三小の方については、西山田中学校の校区というところで線引きをさせていただいておりますので、その部分に関しては、今回の統合うんぬん関係なく、これまでのルール通りでさせていただこうというふうに思っております。

保 護 者：去年、何のためにアンケートを皆さんにしたのかっていうのがまず一番の疑問なんですけれども。山五小学校の人たちが山田中学に進む方が、地域性にも問題がないっていうアンケート結果が出てたと思うんです。複数案がある中で、西山田中学の方に行くよりも、南山田小との通学区域の見直しの方が問題が少なくて出てたと思うのですが、そういったことを取っ払った上で、山三と山五を統合して、山三の方に行くので、あなたたちは将来的には西山田中学校に行ってください。というふうに今後なるっていうことですよ。このままいけば。

教育委員会：距離の問題とか、位置の問題があると思いますけれども、それだけではなくて、いろいろな側面から我々検討さしていただいて、当然ながらアンケートで皆様からいただいたご意見をきちんと受けとめた上に、総合的に判断をさしていただきました。やる意味がないとか、そういうことではなく、いろんな角度から分析をさしていただいたというところでございます。

保 護 者：それとですね、山五に行っている子達が、途中で急に山三に行くようになる。話ではないですか。そうなったときに山三にずっと行っている子達は人数が増えるだけなので、心的にもそんなに変化はないと思うんですけど、山五に通っていた子が急に人数が増えて、今まで1クラスだった子がバラバラになる可能性ありますよね。クラス替えだの何だかんだ。その時のケア方法とかも、ちゃんとしていただけるのかもわからないですし、ただでさえ通学路が変わって、行く時間も伸びるし、クラスの環境も変わる。人数が増えたことによって絶対いいっていうふうには言わないじゃないですか。そういうことも今後どういう方向でケアがあるのかって言うのも不安でしかないんで、皆さん先ほど言っていただいたみたいにこの学校小学校がこの中学に行けるからってということで、引っ越ししてきはった人たちもたくさんいるし、やっぱり在学している子達、朝の方の説明会に来ていただいたお母さんからも聞いた話ですけども、南山田は人数が多いからクレームが出たからってということで、山三と山五を統合するってことになった、人数的に反対意見が多かったからってということで、話がなくなったのであれば、山五の人数が少ないので、絶対クレーム的には少ないじゃないですか、人数も。アンケート結果にしる、意見にしる全部でそういうことがあったから、午前中の説明会でもそういう話が議題に上がったよってというの聞いたんです。

教育委員会：午前中の説明会で私が申し上げさしていただいたが、決して南山田からクレームがあって、今回統合という案を採ったということはないですよっていうご説明をさしていただきました。

保 護 者：その人数的な話をしたっていうことは聞いて、人数が全く違うじゃないですか、規模的に大きさが。

教育委員会：アンケートをとらしていただいて、南山田の人数が多いから、その多い意見をもとに判断したということはあるとはならないので、どこの小学校区であるとかっていう属性に分けて、アンケートをきちんと分析さしていただいて、判

断をさしていただいております。決して南山田の人が反対する人が多いから、その選択肢は消したとか、そういうことはないですよというお話を、午前中きちんとさしていただいたんですけれども、ちょっと受けとめ方というところで誤解があったのかなと感じております。

保 護 者：ありがとうございます。ケアのこともちょっと今後どういう流れで、ケアしていただけるのかという説明して欲しいです。

教育委員会：物事を進めるのに、プラスの面とマイナス面とあると考えております。我々としては、今回統合することによって、かなりプラスの面があるというふうに考えております。おっしゃるように、そういった児童の心のケアというような部分を心配されるのは当然であるというふうに思っております。我々としては、例えば、山五小学校で慣れ親しんだ先生、児童が山三に移るのであれば、山五の先生も可能な範囲で山三に移っていただくといった配慮も考えられるかなと思っております。実際に北千里小学校が廃校された時に、青山台小学校と古江台小学校と、それぞれに児童が分かれるような形で、統廃合があったんですけれども、その時の実績としては、通常の人事異動よりも手厚いような形で、青山台小学校や古江台小学校に先生の異動があったということを知っておりますので、そういった実績も踏まえて、我々配慮をさしていただきたいなというふうには考えておりますし、そういった人事権を持っている室課については、その旨のお話は当然さしていただいているという状況でございます。

保 護 者：中学校の話なんですけど、個人的な話で、私ライオンズマンションに住んで、ちょうど山田市場の位置で、山田川を隔てた向こう側のマンションから南山田小学校区になるんですけど、一時、南山田小校区の中のクラウドとか、ジェイグランとか、あの辺の子たちが校区見直しで、山五の方に来るみたいな案が出てたよっていうのちょっと聞いて、でも知らん間にそれがなくなってたって話を聞いて、もしそうできるのであれば、多分うちの子は真裏なんで、山田中学校に通わせることになるかと思うんですけど、今回学校が統合されて、学校が選べるようになって、中学に進学しましたってなっても、結局そのマンモス校の南山田の方たちがもう 8 割 9 割占めるところに、すごい少人数でパッと入るのも、何かそれもちょっとナイーブな時期やし、環境的にもあれなのかなっていうふうにはちょっとあるので、緩和策じゃないけど、通える子達をちょっと山五とか山三に移動してとか、あの辺の子がなんかすごいコロコロ変わるのにダメージ受けてるのがちょっとかわいそうかなっていうふうに思うのと、なぜ白紙になったのかなっていうのがちょっと気になったので、

(10)

すいません。

教育委員会：確かに山田市場の一部、9番から11番がもともと南山田小学校区だったのが、南山田が大き過ぎるというところで、山五小校区となった経緯はございます。そこからさらに、他のエリアをというような教育委員会での議論というのは私は聞いておりませんで、地域でそういった要望があったとお聞きしたことはございます。ただ当時の教育委員会としては、当初の推計を確認した上で、その要望というのは、実施できないという判断をしたというふうに、これも聞いたというような認識でございます。

保 護 者：南山田の校区が広すぎる。だからこれはもう檜切山の方やクラウドといったところから分散できたら、何か今回こういう話はなかったのかなと思います。

教育委員会：おっしゃる通りで、こうした方が良かったということは、多々あるかなと思いますけども。我々は、推計が今後どうなるのかっていうのは、当然ながら過去の経過とか、現在の住民基本台帳や在校生人数をもとに、推計をきちんとして対応してきたと思うんですが、なかなかそれが100%我々の思うようにはならず、そういった弊害っていうところが、結果的に発生したというところもあるかなとは思いますが、我々、今現在持っている情報をすべて導入して、最適な推計をした上で、いろんなシミュレーションを重ねて検討させていただいておるという状況でございます。

保 護 者：先ほどの中学校の選択のくだりでご説明されたように現状の山田第三小学校校区の方から、山田中学校の方への選択ができないと、というようなお話ございました。この辺りはもう案として、何かこう、そういった山田第三小学校の方の、どちらの方なのか、その近いエリアなのか、全体とするのか、というところありますが、対応の方針を改めて検討いただく余地はあるのでしょうか、全くない状況でしょうか。現状は今の内容通りでしょうか。先ほどお話、私特にこの案で気になっているのは、山田第三、第五は距離が基本的に近いので、子供に対するその点の不安は正直ないです。特に気になっているのは、やはりこの中学校の選択っていうところで、先ほど私からお話差し上げたように、将来は子供が決めることになるだろうという中で、おのずと選択が迫られてしまう結果が想定されます。友人になるであろう子供の数も当然、山田第三小学校区の方の方が多くなるでしょう。それらの人数やなんりのバランスの中で、親としては安心の意味で山田中学校に通ってもらいたいと思っても、結果的に友達が多いから、西山田中学校の方に通わざるをえなくなるであろうとい

うところがあり、その中で、山田第三小学校区の子供たちは本当は山田中学校の方が近いから行きたいのに行けないんだ。これによって、住民の思いとして、或いは児童の思いとして、こうあればベストなのにというものが叶えられないっていうような気がするんですね。当面の間という選択ということであれば、将来的なその人数のバランスに大きく影響しない場合もあるのかもしれない。その辺は推移を見なきゃわからないのかもしれませんが、ちょっとこの詰めが個人的にはまだ甘いのではないかというふうに感じてます。この辺りはご検討いただく余地はあるものなんでしょうか。

教育委員会：先ほどの女性の方の山三にも選択権をいう話と同様かなと思うんですけども、今の中学校、小学校の枠組、既存の枠組みというところは、変更は申し訳ないですけども考えてごさいません。今回は山五小学校の児童の教育環境をどうするのかというところに着目して、そういった派生的な影響というのは、おっしゃるように、十分あるというふうには聞いていて、私も思いましたけれども、現時点では、山三小学校の選択制というところまでは考えていないというのが現状でございます。

保 護 者：中学校の校区を変える判断はないということですか。

教育委員会：山三小学校の中学校区を変えるということは、現時点では考えておりません。

保 護 者：そうではなくて、山三の子にも選択権を与えるっていう、そこを変えるじゃなくてっていうことだと思んですけど。

教育委員会：申し訳ございませんが、そこについては考えておりません。

保 護 者：校区を変えるのではなくて、一定期間選択権を設けるというお話もないということですか。

教育委員会：繰り返しになりますけれども、山三小についてはそういうことは考えておりません。

保 護 者：わかりました。個人的にはそういったことではちょっとこの案には賛同いたしかねるところが正直あります。それで今後のスケジュールの中で、パブリックコメントという期間があると思いますけれども、具体的にこの案が否定されるとしたらどういうプロセスになりますか。

教育委員会：先ほどご説明しました教育委員会の案というのが、8月16日に教育委員会の会議の中でさだめさせていただきまして、今ご説明に至っているんですけども、今後の手続きといたしまして、市議会の方に条例改正の提案をさせていただきます。そのときに議会の承認を得られて初めて正式決定となりますので、仮にですね、そこで否決という話になれば、この話っていうのはちょっと進めるのは難しいことになるという、手続き的にはそういうことになります。

保 護 者：分かりました。市議会の方にお話をしてあげているような形というか、市議会での決定なので、どちらかというところらにアプローチということで、ありがとうございました。

教育委員会：他にご質問等よろしいですか。ご質問ご意見等ございます。

保 護 者：最初の方と似たような質問になってしまうんですけど、年中の子ともうすぐ2歳になる子がいるんですけど、例えば、年中の子が中学校の選択ができたとして、下の子が3年空いているその間に、完全に西山田中学校しか選べないということになる可能性があるということでしょうか。

教育委員会：可能性としてはゼロではないと考えます。

保 護 者：学校条例改正っていうのは、これは何月ぐらいになりますか。

教育委員会：年度内に直近で9月に議会があるんですけども、それはもうすぐですので除くとして、11月定例会という実際の審議は12月になるんですけども、こちらの議会と、あと2月議会、来年2月にやるということで、想定として早い段階で言いますと11月下旬頃から始まる市議会ということになります。

保 護 者：校区の話なんですけど、私が通ってた中学校というのが2校が合同になっていて、一つの小学校はそのまま上がって、もう一つの小学校の住所で一部の子は、私の中学校で、その他の子はもう一つの中学校っていう形で分かれてるっていうのもあって、私の中学校は一応それでうまくいったんですけど、例えば山五地区に住んでいる子は最初から山田中学校に行くっていうようなことを最初から決めるという案はあるのか、保護者の方にそういう意見を聞いてもらう場あるのかなと思ったりするんですけどもいかがですか。

教育委員会：例えば、西山田中学校に友達ができたいから行きたいというような子供が、いた場合には、その頃の選択ではなく、我々の提案でしたら、どちらでも選択できるというような案をご提示をさせていただいておるんですけれども、選択型はいらないというご提案でしょうか。

保護者：そうですね。子供の気持ちも入ってくるので難しいんですけど、例えば最初からそういうふうに決まったら、子供もそういう気持ちで、覚悟は決めるかなみたいなのがあるので、ただそれは私個人の意見なので、例えばそれを保護者の方にアンケートを取っていただくみたいなのがあるのかなと思います。

教育委員会：ご意見としては、確かに理解できるところもあるんですけれども、今ご意見の中でありましたように、子供さんがどうするかっていうところの選択権っていうのは、なくなってしまいますので、先ほどもご意見だったと思うんですけれども、仲良くなって、西山田に行くのか、距離とかいろんな思いから、山田中学校に行くのかとか、いろいろ選ぶのも非常に難しいところはあると思うんですけれども、ちょっと最初から選択権をなくすのはなかなか難しいのかなと考えております。

保護者：ありがとうございます。

教育委員会：ご質問等よろしいでしょうか。

保護者：説明ありがとうございます。35 ページの今後の予定って書いてるんですけど、年度内の議会で否決され、令和7年度の統合が延びるということはあるのでしょうか。

教育委員会：可能性としてはゼロではありません。否決されたら、当然この話は進まないかなと思います。

保護者：ありがとうございます。

教育委員会：ほかご質問ご意見等よろしいでしょうか。先ほども申し上げましたように、ご案内の方にメールアドレスを記載させていただいておりますので、ご意見ですとか、あとこういったところが課題じゃないかなというご心配があれば、ご連絡いただけましたらと思います。

教育委員会：最後になりますが、学校教育部長の山下の方から一言を申し上げさせていただきます。

学校教育部長：ありがとうございます。非常に貴重なご意見をいただいたと思います。特にですね午前中もあったんですけど、校歌とか名称の話、なるほどなど、我々も真摯に考えていきたいなと思っております。

過去どうだったかちょっと調べてみますと、例えば北千里小学校を青山と古江に分けた時に、それぞれの小学校は校歌も変えてないんですね。そういう経験上で今こういう提案をさせていただいたんですけども、ちょっとそこは真摯に一度検討してみたいなと思っております。あと、中学校の選択の話の中で、選択材料がないのではないかと指摘はその通りで、今のところは、この小学校からこの中学校に行くということで決めておりましたので、説明会を2月にしてたんですが、ご指摘の通り、そこについてはもう少し何か工夫ができないかなということも考えていきたいと思っております。この間いろいろご意見をいただいております経過措置をもう少しはっきりしていただきたいという点はおっしゃる通りだと思っております。今この場で10年とか15年とか、いや5年とか3年とか、すばっとお答えできないのはこれから状況を見てみないと、正しく判断できないということもありますのでそこはご理解いただけたらと思っております。私としましては、皆さんの気持ちを無下にすることは全くございませんので、それを約束したいと思っております。最後になりますけども冒頭、何度か申し上げておりますようにメール等でもご意見とか、ご感想等を受け付けておりますので、またお声をいただけたらなと思います。

本日は長い間どうもありがとうございました。

保護者：すいません、ちょっといいですか。今PTAの会長さしてもらってます。今日皆さんから質問があったじゃないですか。部長も真摯に受けとめますということで。今回の質疑を通して、皆さんもよく分かったからこちょっと変えようかっていった、その変わった案っていうのはどこかのタイミングで示していただけるんですか。学校の校歌が変わるとか、学校名変わる。これ真摯に対応します。考えます。でも考えた結果変わってません。で、この説明会は何だったのってなると思うんですよ。これ、どうなんですか。

教育委員会：実際に校歌をどうするかとかいう話

保護者：個別具体的な話ではなくて全体に対して。

(15)

教育委員会：それは整理ができた段階で一定のお示しをさせていただければなというふう
に考えおります。

保 護 者：それに対してもう 1 回説明会があるんですか。

教育委員会：説明会という形では、現段階では考えておりませんが、こういった形で
お示しできるかっていうのを、その手法ややり方も含めて検討させてもらお
うかなと思います。

保 護 者：一方的な通知で変わりました。何の意見もできないでは困るなと思いました。

教育委員会：検討結果をまず整理をさせていただくところかなと思います。で、やり
とりをどうするかとかその辺りも含めてちょっと整理をさせていただこうか
なと思います。ありがとうございます。

保 護 者：私は山五小の P T A で今会長やってるんですけど、4 歳の子がいるんで未就学
児の対象にもなってくるんですけど、P T A は組織があるんで、まだ話ができ
るんですけど、未就学児の親御さんって横の繋がりが全然ないので、ここをど
ういうふうに、まとめていくのかなっていうのが、すごい疑問なんですよ。説
明をまたやるとか、そういう時とかって、どういう感じで想定されてるのか。
皆さん同じ保育園でとか、同じ幼稚園っていうわけじゃないですよ。

教育委員会：皆さんバラバラだと思うんで、例えば何か一斉にお知らせをする際には、ホー
ムページでお示しをした上で、それぞれの方が受け取れるように、今回もそう
だったんですけども、郵送なりなんなりで、情報が行き届くようにはさせてい
ただきたいと思います。

保 護 者：今回のことで質問があったことを整理していただいてフィードバックという
形っておっしゃってたんですが、それをする前に議会を通してしまったりと
かっていうのが、議会には私たちの意見もそんなに反映されない形になっ
てしまうと思うので、こっちがどれだけこれが心配ですとか、これが反対です
って言ったところで、結局議会を通されてしまっちは、全部が決定になって
しまうので、もう少しこちらが納得した上で、議会にかけていただくというか、
そういった流れにはならないのかなっていうふうに思うのですが。そこはも
う今決定なんでもうこれでいきますって、不安な点は後で解消しますね、みた

いな形ですか。

教育委員会：いただいたご意見の中で、タイミング的に整理をして事前にお示しできるものもございませうし、この方向性が決まらなると、具体の検討がでないうものもあろうかと思ひます。ですので、事前にお示しできるものについてはお示しをさしていただきたいなと思ひておひます。

保護者：このタイミングで通して、令和7年4月から切り換えていかないと、この1年間、例えばこれがもう1年ずれたとして、強いて大きな影響があるのでしょうか。今回の説明を踏まえて案を、フィードバックをいただいて、それからまたコメントを収集する期間くらいなわけないうですね。今のスケジュール上。

教育委員会：我々としましては、今の過小規模校の状態が続くというのはよろしくないというふうに、明確に考えておひます。これは何とか早く解消できないかというところでは。1年遅れたらその分、解消の機会が遅れてしまうというところかなと思ひておひます。

保護者：その1年を急いませいで、案としてみんな納得せずに、子供たちにも良いものにならないのだったら意味がないと思ひますよ。1年を急ぐ必要はないと思ひますよ。その段階でこのスケジュールをこう示している中に、今回の説明会を踏まえた上で、案を改正するような予知が残されてないというのが、納得できない。それを示されてる以上はもうこの案ありきで話をされてるとしか思ひない。

保護者：年度内に決めるとしか、こっちとしては見えない。行政的にはそういう感じですか。絶対このスケジュールでいくような、考える余地がないじゃないですか。今9月ですし、年度内に決めるんやったら、何のための説明会なのか、何のために反対意見を言っているのかというふうに思ひます。

保護者：内容がもうちょっとちゃんと詰まったらいいんですけども、ちょっと煮詰めが足りないと思ひますよ。皆さんを納得させられないってことは、内容がちゃんと詰まってないんですよ。中学校の選択材料とか山三の方に選んでいただくとか。そういったところを、ここで説得できないということは、案が駄目ということでは。

教育委員会：わかりました。そういったご意見もあるということで我々理解させていただきます。

たいと思います。ありがとうございます。長時間にわたりましてありがとうございます
ございました。いろいろご意見いただいたものに関しては、持ち帰り検討や整理
をさせていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。